

中野区勢概要

平成25年度版（2013年度版）



中野四季の森公園

中野区

区政のあゆみ

平成 23・24 年度
(2011・2012 年度)

あんなこと こんなこと

平成23年 4 月

東日本大震災復興広域協働

- ・ 中野区東日本大震災被災者支援対策本部を設置。
- ・ 被災自治体の業務を支援するため、2012年3月までに延3,667人の職員を現地に派遣した。
- ・ 2012年4月からは、中長期派遣として3市1町（石巻市、東松島市、岩沼市、亶理町）に11名の職員を派遣している。

- 1 「中野区地域支えあい活動の推進に関する条例」施行
地域の見守りにより、高齢者や障害者などの要支援者を早期に発見し支援に結びつけるため、地縁団体等への個人情報提供などを規定した「中野区地域支えあい活動の推進に関する条例」を施行した。

- 1 北部・南部・鷺宮すこやか福祉センター開設
平成22年7月に開設した中部すこやか福祉センターに続き、保健福祉センターと地域子ども家庭支援センターを再編し、新たに北部・南部・鷺宮すこやか福祉センターを開設した。

- 1 仲町就労支援事業所が開設
指定管理者制度を導入し、就労移行支援及び就労継続支援B型を実施する。同施設の開設に伴い、精神障害者社会復帰センターは2011年3月31日をもって廃止した。

- 1 平和の森小学校・緑野小学校開校
平成17年10月に策定した「中野区立小中学校再編計画」に基づき、野方小学校、丸山小学校、沼袋小学校の3校を統合し、平和の森小学校と緑野小学校を開校。

- 1 小児用肺炎球菌及び子宮頸がん予防ワクチンの助成開始
①小児用肺炎球菌は生後2カ月以上5歳未満、②子宮頸がん予防ワクチンは中学1年生から高校3年生までの女子に対して、接種費用助成（①は1人4回まで3,000円/回、②は1人3回まで8,000円/回）を開始。

- 18 桃花小学校体育館等改築完成

- 24 中野区議会議員選挙執行

平成23年 5 月

- 2 桃園川緑道を公園として告示

緑道を公園告示することにより、都市公園法に基づく公園として位置付け、法的根拠を明確にして管理運営を行うこととした。

公園面積 15,218.74 m²

位置 中央一丁目12番先（末広橋）から中野三丁目11番先（杉並区境）

- 24 区議会第2回臨時会

53代議長 大内しんご氏、52代副議長 久保りか氏就任。

平成23年 6 月

「緊急対策 中野2011」を作成

緊急時即応体制の強化、施設・建物における安全確保、復興支援、被災者支援、電力不足への対応など、東日本大震災への中野区の対応方針をまとめた。

- 20 区議会第2回定例会（7月5日まで）

平成23年 7 月

- 1 なかのエコポイント制度開始

区のCO₂排出量の約半分を占める家庭からの排出量の削減を促進するため、「なかのエコポイント」制度を開始。

- 7 中野区地球温暖化防止条例の施行

区、区民等及び事業者の地球温暖化の防止に関する責務を明らかにするとともに、地球温暖化防止対策を推進するための措置を講じ、区内における温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化の防止に資することを目的として、中野区地球温暖化防止条例を制定した。

- 15 桃園川公園廃止

土地の無償使用貸借契約終了による公園用地の返還のため、桃園川公園（中央四丁目60番）を廃止した。

- 19 区民活動センター開設

区内15か所の地域センターを廃止し、新たに15か所の区民活動センターと5か所の地域事務所を開設した。

- 28 「被災地復興応援フェア なかのいち」開催

東日本大震災により被害を受けた地域の復興を支援するため、区内事業者及び各種団体が一体となって被災地応援のための物産展を開催した。（29日までの2日

間)
主 催：被災地応援フェア「なかのいち」実行委員会・中野区
会 場：中野区役所正面玄関前
参加自治体：9自治体
来 場 者 数：約3,700人

平成23年 8 月

- 19 西武鉄道新宿線（中井駅から野方駅間）の連続立体交差事業 都市計画決定
中井駅から野方駅付近について、鉄道を地下化し、道路と鉄道を連続的に立体交差化するもので、東京都により都市計画決定された。これにより7か所の踏切が除却される。
- 19 中野区画街路第3号線・第4号線の都市計画決定
連続立体交差化の都市計画決定に合わせ、新井薬師前駅及び沼袋駅の駅前広場と関連する街路について、中野区により都市計画決定した。
- 31 「中野区地域防災計画（平成23年修正）」の策定
主に、東京都地域防災計画（大規模事故編）（平成21年修正）の内容を反映するため、「中野区地域防災計画（平成23年修正）」を策定した。

平成23年 9 月

- 28 区議会第3回定例会（10月28日まで）
- 30 緑野小学校体育館改築完成

平成23年10月

- 9 「起創展街 中野にぎわいフェスタ ～中野から元気を発信！～」開催
地域の商店街、飲食街や事業者、表現活動者、学校、区民、行政などが中心となり、中野の元気さと個性、魅力を発信するためのイベントとして開催した。
（10日までの2日間）
内 容：ステージイベント、露店、ワークショップ、エイサー演舞など
主 催：起創展街 中野にぎわいフェスタ実行委員会・中野区
会 場：中野駅周辺
来 場 者 数：約36,000人

平成23年11月

- 21 「見守り対象者名簿」の提供開始

平成23年4月に施行された「中野区地域支えあい活動の推進に関する条例」に基づき、8の町会・自治会に対して、「見守り対象者名簿」を提供した。

平成23年12月

- 1 区議会第4回定例会（12月14日まで）

平成24年 2 月

- 16 区議会第1回定例会（3月23日まで）

平成24年 3 月

- 6 中野区保健福祉総合推進計画等の改定及び策定
保健福祉審議会及び区民意見をもとに、中野区保健福祉総合推進計画を改定した。また、第5期中野区介護保険事業計画及び第3期中野区障害福祉計画を策定した。
（委員21名、任期3年）
- 17 中野の逸品グランプリ2012決定
中野区内で製造・販売されている食品で、消費者が「これぞ中野の逸品」というものを推薦、投票したものを、特別審査員と一般審査員が実食審査をし、「中野の逸品」10品を決定。
- 23 「中野四季の都市（まち）地区」都市計画道路等の開通
区画街路（中野区施工） 道路延長796m 道路幅員20m
区画道路（開発事業者施工） 道路延長580m 道路幅員12m
位置：中野区中野四丁目23番地 ～ 10番地先

平成24年 4 月

- 1 「中野四季の都市（まち）」まちびらき
警察大学校等跡地地区の再開発により、都市計画公園や大規模オフィスビル等からなる「中野四季の都市（まち）」が誕生。
- 1 中野四季の森公園の開園
「中野四季の都市（まち）」整備計画のひとつとして、旧警察大学校跡地地区に整備された防災公園
所在地 中野区中野四丁目13番
面積 15,000.17㎡
防災施設 防災用井戸、災害用トイレ、災害用照明灯、管理棟（防災倉庫・発電装置）
一般施設 多目的広場、管理棟（トイレ）、池・せせらぎ、ベンチ、水飲み、一般照明灯 等

- 1 中野中学校開校
平成17年10月に策定した「中野区立小中学校再編計画」に基づき、第九中学校と中央中学校を統合し、中野中学校を開校。

- 1 囲町ひろば開園
中野四丁目地区における開発行為により設置された提
供公園

公園面積 1,001.19㎡

位置 中野四丁目21番

- 1 中野福祉作業所に指定管理者制度を導入

引き続き就労継続支援B型を実施する。

- 1 児童手当制度開始

子ども手当から児童手当への制度改正により、中学校
修了前の子どもを養育している世帯に、子ども1人
につき年齢に応じ月額15,000円、10,000円（所得制限超
は一律5,000円）の手当支給が開始。

- 1 高齢者肺炎球菌ワクチンの助成開始

対象は75歳以上の高齢者、助成額は2,000円/回

- 10 「来たるべき大地震に備えた中野区の具体的な取組み」の策定

東日本大震災を踏まえ、大地震に備え、緊急に対応し
なければならない地域の防災行動力の向上、避難所機
能の充実及び帰宅困難者対策などの課題に対し、「来
たるべき大地震に備えた中野区の具体的な取組み」
として具体策を策定した。

- 27 なかのみどりの貢献賞の創設

地球温暖化防止対策の一環として、緑化推進や保全に
功績のあった方を表彰する「なかのみどりの貢献賞」
を創設した。

平成24年5月

- 31 くすの木公園廃止

土地の賃貸借契約終了による公園用地の返還のため、
くすの木公園（弥生町一丁目33番）を廃止した。

平成24年6月

中野駅周辺まちづくりグランドデザインVer.3の策
定

中野駅周辺まちづくりの指針となる「中野駅周辺まち
づくりグランドデザイン」を、まちづくりの進展や社
会経済状況の変化を踏まえ、Ver.3として改定した。

中野駅地区第1期整備事業の完了

中野駅北口改札・駅前広場の改修や中野通りを横断す
る東西連絡路の整備など、中野駅地区第1期整備事業
が完了。

- 1 なかしん広場開園

都による神田川護岸改修工事の周辺整備事業として整
備され、区に移管された。

面積 210㎡

位置 本町三丁目2番

- 6 区議会第2回定例会（6月19日まで）

平成24年8月

- 1 「中野区暴力団排除条例」の施行

区における暴力団排除活動に関し基本理念を定め、区
及び区民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排
除活動を推進するための措置等を定めた。

- 31 アカシア広場廃止

土地の無償使用貸借契約終了による公園用地の返還の
ため、アカシア広場（上鷲宮三丁目8番）を廃止した。

平成24年9月

- 1 北部すこやか障害者相談支援事業所開設

- 20 区議会第3回定例会（10月22日まで）

平成24年10月

2020年オリンピック・パラリンピック東京招致気運醸
成事業を実施

2020年オリンピック・パラリンピックを東京へ招致す
るための気運を醸成するため、区内各駅頭における招
致気運醸成キャンペーン、元オリンピック選手を招い
てのスポーツ教室などを2013年1月にかけて行った。

- 9 中野区産業振興ビジョンの策定

現状と課題を踏まえた目指すべき将来像や、区内産業
振興の重点分野等を定め、新しい中野をつくる10か年
計画（第2次）の具体的な進展に向けた区内産業振興に
係る指針として策定した。

- 13 「2012東北復興大祭典 なかの」を開催

10月13日（土曜日）、14日（日曜日）の2日間、サン
プラザ前広場、区役所前広場、中野四季の森公園等を
会場として、東日本大震災からの復興を継続的に支援
するための催しとして、東京青森県人会主催の「青森
人の祭典」、中野区主催の「東北復興祈念展」、花と緑
の祭典実行委員会主催の「花と緑の祭典」の3事業が
合同で開催され、2日間でおおよそ14～15万人が訪れ
た。

平成24年11月

- 29 「男女共同参画基本計画2012」の策定

社会情勢の変化や「中野区基本構想」及び「新しい中
野をつくる10か年計画（第2次）」に対応するため、
現行の「男女共同参画基本計画」を見直し、新たに配

偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の位置付けを付与し、「男女共同参画基本計画2012」を策定した。

平成24年12月

- 3 区議会第4回定例会（12月20日まで）

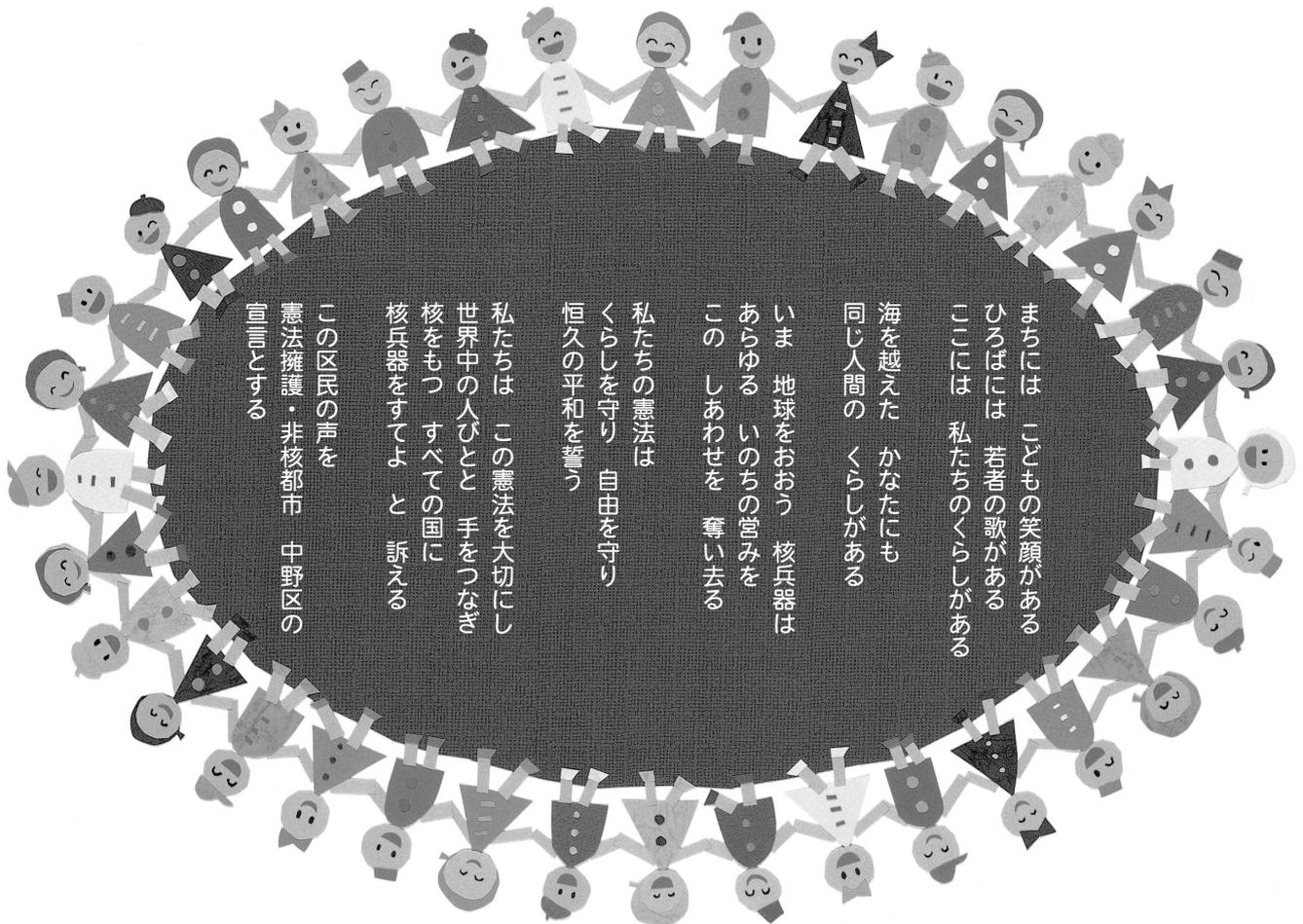
平成25年2月

- 15 区議会第1回定例会（3月21日まで）

平成25年3月

- 11 東京キリンビバレッジサービス（株）と「災害時における飲料水の優先供給に関する協定」を締結
災害時における区民等に対する円滑な飲料の提供を目的として、近隣の営業所等からの飲料の優先的な供給を受けるため「災害時における飲料水の優先供給に関する協定」を締結した。
- 15 谷戸小学校校舎改築完成
- 18 風しんワクチンの助成開始
対象は妊娠を予定又は希望する19歳以上50歳未満の女性及び妊娠をしている女性の夫、助成額は6,000円/回
- 25 「中野区地域防災計画（平成25年修正）」の策定
東日本大震災の教訓、及び、東京都の新たな被害想定を踏まえた対応を反映し、「中野区地域防災計画（平成25年修正）」を策定した。
- 28 明治大学及び帝京平成大学と「災害時における協力体制にかかる基本協定」を締結
災害時における施設の提供、学生ボランティアの協力支援等にかかる基本協定を締結した。

けんぽうようご ひかくとし せんげん
憲法擁護・非核都市の宣言



まちには こどもの笑顔がある
ひろばには 若者の歌がある
ここには 私たちのくらしがある

海を越えた かなたにも
同じ人間の くらしがある

いま 地球をおおう 核兵器は
あらゆる いのちの営みを
この しあわせを 奪い去る

私たちの憲法は
くらしを守り 自由を守り
恒久の平和を誓う

私たちは この憲法を大切に
世界中の人ひとと 手をつなぎ
核をもつ すべての国に
核兵器をすてよ と 訴える

この区民の声を
憲法擁護・非核都市 中野区の
宣言とする

昭和57年8月15日



平和のシンボルマーク

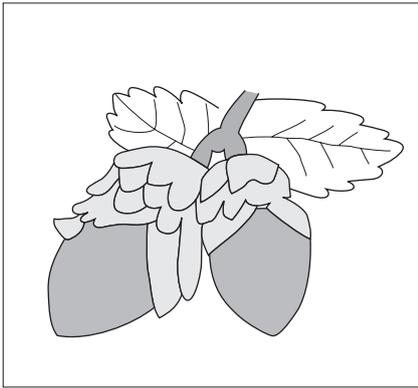
昭和60年7月、「憲法擁護・非核都市の宣言」3周年を記念して区民から募集したもの。ハト・区章・地球をあしらい、平和の象徴ハトが世界へ羽ばたく姿を表現している。さまざまな中野の平和推進活動で使用していく。



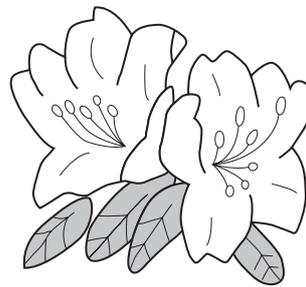
区の紋章

区の紋章は、昭和15年に区民から募集し決定した。「中野」の「中」と、ひらがなの「の」をかたどり、中野区を象徴している。

区の木
…
しい



区の花
…
つつじ



昭和54年8月、緑化推進のシンボルとなるものを…と、区民から募集して決めたものである。区の木に決まった「しい」は、今でも区内に多く見られる。また区の花に決まった「つつじ」は、庭木、盆栽、街路樹として、ひろく親しまれている。

●はしがき

本書は、中野区を全般的に紹介するとともに、区民とともに区政を考えていく手がかりともなるように作成しました。

今回の区勢概要では、平成23～24年度（2011～2012年度）の区の事務事業のあらましを中心に、区の現状、区政の方針、区政のあゆみ、また、区民生活にかかわりのある他の官公署の事務事業などを写真、図表でわかりやすく、また、見やすく編集しました。

なお、資料は、平成23～24年度（2011～2012年度）のものを主に掲載しましたが、事柄によっては、最近のものをとりいれました。

また、本書の作成にあたり、関係官公署その他の機関から、貴重な資料を提供していただいたことを厚くお礼申し上げます。

平成26年（2014年）3月

中野区政策室広報担当

目次

区政のあゆみ（平成23・24年度）	3
憲法擁護・非核都市の宣言	7
区の紋章・木・花	8

第1章 区の現状

自然環境	11
住環境	13
人口と世帯	15
交通	19
産業	20

第2章 区の方針・計画

中野区基本構想	22
中野区基本構想（全文）	22
中野区自治基本条例	28
計画行政の歩み	29
目標と成果による区政運営	31
非核・平和事業の歩み	33
友好区関係〈北京市西城区〉	40
姉妹都市関係〈ソウル特別市陽川区〉	41
国際交流・姉妹提携〈福島県田村市〉	42
人権施策	43

第3章 区政のしくみ

特別区制度	44
区議会	47
執行機関	50
行政委員会・委員	53
区の財政	55
中野区教育委員候補者人材推薦登録の仕組み	64

第4章 区のしごと

I 持続可能な活力あるまちづくり

I-1 産業と人々の活力がみなぎるまち	66
1. 産業・都市振興	66

2. 住宅施策	70
3. 住宅資金等融資あっ旋	71
4. 交通安全対策	71
5. 放置自転車対策	72
6. 吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙防止の取り組み	72
7. 中野駅周辺まちづくり	73
8. 市街地再開発事業	73
9. 西武新宿線の連続立体交差化	73
I-2 環境に配慮する区民生活が根づくまち	74
1. 循環型社会をめざして	74
2. 地球温暖化対策	77
3. 公害	78
4. 緑化推進	81
I-3 安全で快適な都市基盤を着実に築くまち	82
1. 地震対策	82
2. 水害対策	85
3. 河川	85
4. 公園・児童遊園	86
5. 道路	87
6. 建築	88
7. まちづくりの推進	89

II 自立してともに成長する人づくり

II-1 子育て支援活動など、地域活動が広がるまち	92
1. 青少年育成	92
2. 次世代育成	93
3. 子育て支援	96
II-2 子どもから大人まで、地域の中で自分の力をのばせるまち	100
1. 豊かな男女共同参画社会をめざして	100
2. 学校教育	102
3. 学校保健と給食	106
4. 教育指導と教育センター	108
5. 学校開放	109
6. 生涯学習の振興	109
7. 生涯学習支援	109
8. スポーツ	110
9. 図書館	111

10. 歴史民俗資料館	113
11. 指定管理者（文化・スポーツ施設）	114

Ⅲ 支えあい安心して暮らせるまち

Ⅲ-1 人々が自分の健康や暮らしを守るために努力しているまち	117
1. 健康のまちづくり	117
2. 成人保健	118
3. 栄 養	120
4. 歯科 口腔保健	120
5. 休日・救急医療対策	121
6. 介護予防	121
7. 高齢者施策	123
8. 障害者施策	125
Ⅲ-2 地域活動を中心に、ともに支えあうまち	126
1. 地域支えあい活動	126
2. すこやか福祉センター	126
3. 民生児童委員による地域活動	127
4. 団体活動への助成	128
Ⅲ-3 安心した暮らしが保障されるまち	129
1. 中野区保健福祉審議会	129
2. 地域包括支援センター	129
3. 高齢者の権利擁護	129
4. 高齢者福祉	130
5. 障害者福祉	131
6. 生活の安定と自立への支援	135
7. 福祉オンブズマン	137
8. 民間福祉サービス紛争調整	137
9. 犯罪被害者等支援	137
10. 成年後見支援センター	138
11. 社会福祉法人中野区福祉サービス事業団	138
12. 国民健康保険	138
13. 後期高齢者医療制度	141
14. 国民年金	143
15. 介護保険	145

16. 精神保健	147
17. 環境・食品衛生	148
18. 感染症対策	150

Ⅳ 区民が発想し、区民が選択する新しい自治

Ⅳ-1 自治のしくみが効果的に機能し、さまざまな担い手によって多様なサービスが展開するまち	151
1. 区民活動センター	151
2. 消費生活センター	151
3. 区政への区民参加	152
4. 広報活動	154
5. 情報公開	155
6. テレビ電波受信障害対策と都市型CATV事業	155
7. 相談活動	155
8. 地域防災住民組織	155
9. 障害者等のための防災対策の充実	155
10. 地域の生活安全	156
Ⅳ-2 「小さな区役所」で、質の高い行政を実現するまち	156
1. 戸籍住民窓口	156
2. 戸 籍	157
3. 住民基本台帳	157
4. 印鑑登録事務	157
5. 地域事務所	157
6. 個人情報の保護	158
7. 行政情報	158

第5章 その他の公共機関

都税・国税	161
水道・下水道	162
警 察	163
消 防	164
電気・ガス	165
中野区のおいたち	166

附 録

●区政のあゆみ	167	●区内の公共施設等	189
●中野区の組織	180	●歴 代 区 長	193
●名簿一覧	184	●	

第1章

区の現状

1

自然環境

◆位置と面積

中野区は、23区の西方に位置し、東は新宿・豊島、西は杉並、南は渋谷、北は練馬の各区に接している。

◆地形と地質

東京の山の手地方を形成する武蔵野台地は、多摩川と荒川に挟まれ、東京湾に向かって扇状に広がっている。その中には多くの小台地に分かれており、中野区にも沼袋、野方、中野、幡ヶ谷、落合の5つの台地がある。その台地の間を江古田川、妙正寺川、旧桃園川、神田川、善福寺川の5つの川が流れている。これらの川は神田川と合流し、さらに下流で隅田川に

面積は、15.59km²あり、東京都の総面積（2,187.65km²）の約0.71%、区部面積（621.98km²）の約2.51%にあたり、23区中14番目の広さである。

流れ込み、東京湾に注いでいる。

標高は、台地面では約40mのところが多く、神田川の流域などでは30m以下となっている。

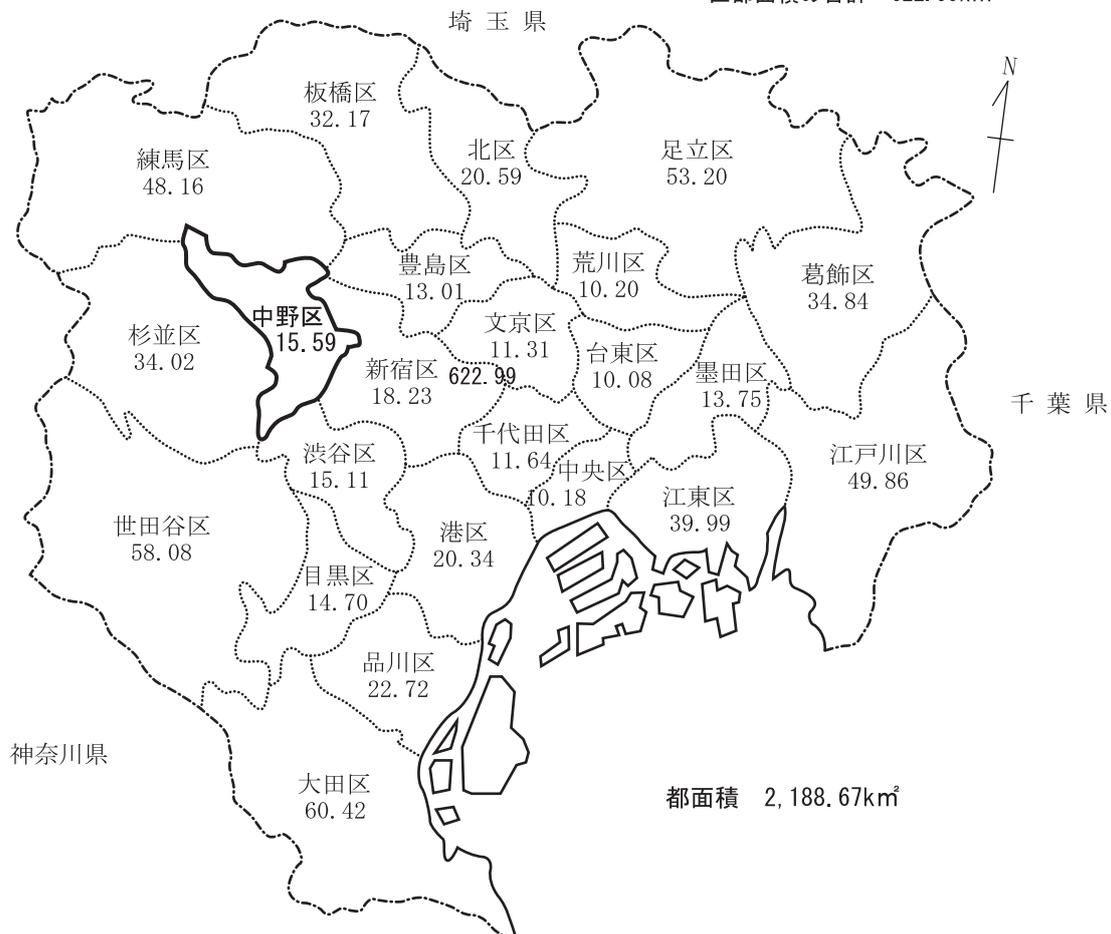
区内の地表面は、多量の腐植土を含む黒土層で、その下は関東ローム層とよばれる火山灰の赤土が厚く堆積している。さらにその下にはれき層、東京層、三浦層の順に重なっている。

中野区の位置と面積

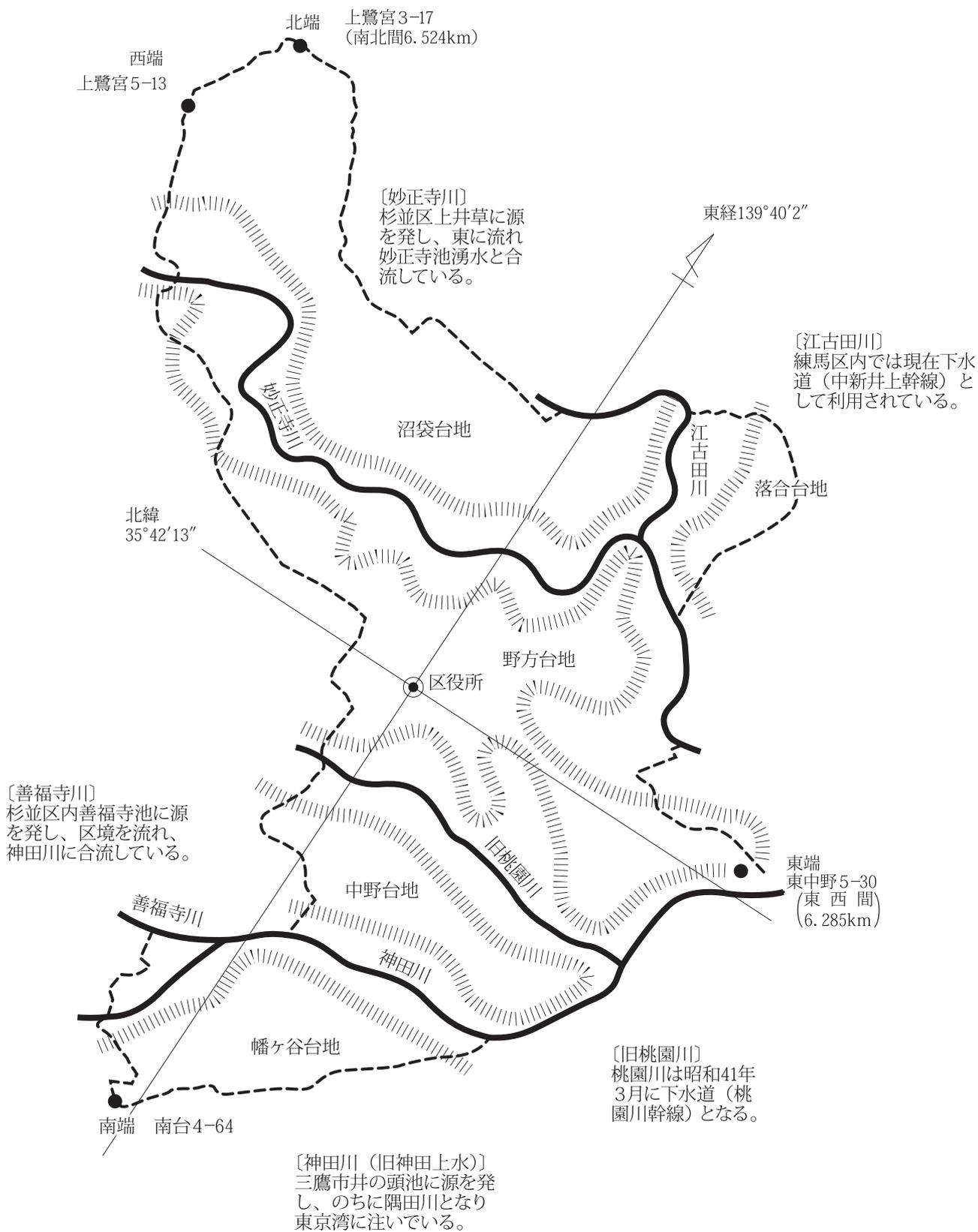
(平成24年10月1日 国土地理院)

数字は面積 (km²)

区部面積の合計 622.99km²



中野区の地形



◆住環境

昭和30年代以降、高度経済成長にともなう人口の急増と急激な宅地化は、中野区から自然緑地や農地を減少させ、過密な市街地を形成していった。

現在、住宅の狭小化、老朽化、ミニ開発や建物の中高層化による日照、通風の問題など住生活をとりまく問題は多い。また、住宅を結ぶ道路は、幅員4.0m未満が約6割を占め、交通や防災の弱点となっている。

都市化が進む中であって、安全で快適な生活環境をつくっていくには、みどりやオープンスペースの確保が不可欠である。

◆住宅

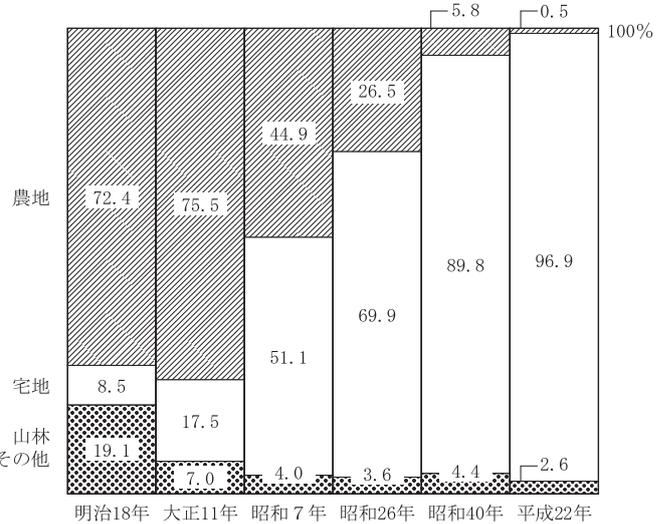
中野区の住宅の特徴は、持ち家が少なく、アパート、マンションなどの民営借家が多いことがあげられる。ちなみに住宅総数171,710戸のうち、持ち家は60,020戸（平成20年、住宅・土地統計調査報告）で、34.9%を占めるにすぎない。さらに、住宅の狭小化、中高層建築による日照時間の短縮など、新たな問題が表面化してきている。

世帯の種類、住宅の所有の関係別普通世帯数、1世帯あたり人員及び1当たり居住室の畳数（平成20年 住宅・土地統計調査）

項目	総数	主世帯						同居世帯・住宅以外の建物に居住する世帯
		※総数	持ち家	公営借家	公団・公社の借家	民営借家	給与住宅	
世帯数	172,070	171,710	60,020	1,790	2,310	102,100	5,290	360
構成比(%)	100.0	99.8	34.9	1.0	1.3	59.3	3.1	0.2
[23区平均構成比(%)]	[100.0]	[99.7]	[42.2]	[4.2]	[3.1]	[38.9]	[3.7]	[0.3]
1世帯あたり人員	1.81	1.81	2.40	2.24	1.88	1.42	2.36	3.25
1世帯あたり畳数	18.64	18.64	30.42	18.04	13.73	11.65	22.16	21.42

※総数には、住宅の所有の関係「不詳」を含む。(注)住宅・土地統計調査は5年毎に実施

地目別面積の移りかわり



明治18年 「中野区民生活史 第1巻」
 大正11年 東京府統計書 大正10年版
 昭和7年 東京府統計書 昭和6年版
 昭和26年 東京都統計書 昭和25年版
 昭和40年 東京都統計年鑑 昭和39年版
 平成20年 東京都統計年鑑 平成19年版

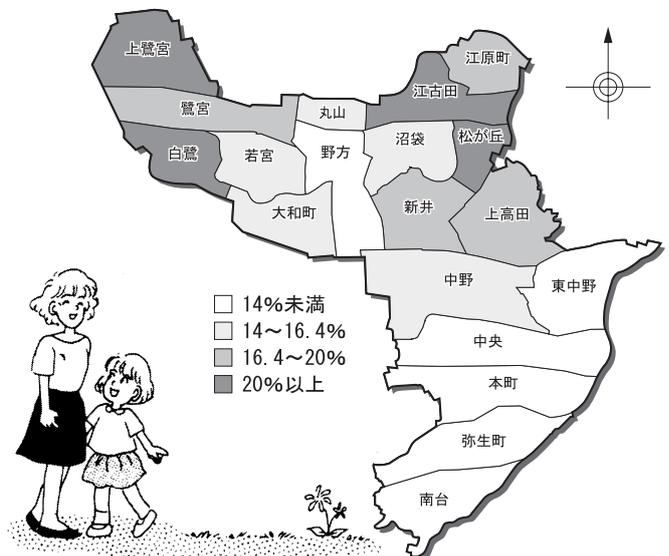
◆みどり

みどり豊かな空間は、都市に住む私たちにとって憩いの場となり、四季の変化の中で自然とふれあえる生活を実現するために欠くことのできないものとなっている。また、大規模な緑地は災害時には避難場所になるなど安全性の確保にも大切な働きをしている。

平成19年度に実施した「みどりの実態調査」によれば、中野区の緑被率は区全体の16.37%となっている。

区では、中野のまちにふさわしい「みどりの将来像」を掲げた「中野区みどりの基本計画」を平成21年8月に改定し、これに基づき、区民・事業者・区が協働して、みどりを守り育てる施策を総合的・計画的に進める。

町別緑被率ランク



◆防災・災害

災害は、風水害、地震など自然災害によるものと、火災、交通事故など人為的なものがあるが、いずれも財産・生命などに大きな被害をもたらすものである。

平成25年9月、都の報告では、地震による危険度を建物倒壊危険度・火災危険度、それらを合わせた総合危険度のほかに新たに災害時活動困難度という道路基盤の整備状況に基づいた指標を使ったランク付けも行っている。全体としては、5年前と比べて危険度が下がっているという結果であるが、建築物の不燃化の促進や公園等の整備など、災害に強く安全で快適に住めるまちづくりの推進が今後一層必要である。



2005年9月4日深夜、集中豪雨による妙正寺川の様子
(上高田五丁目北原橋付近〔南側〕：上高田在住竹田氏提供)

また、区内には荒川水系に属する4つの河川（神田川、妙正寺川、善福寺川、江古田川）がある。

流域の市街化により河川への雨水の流出量が増加し、また短時間に流れ込むようになったことなどにより、都市型水害が発生している。東京都では、総合的な治水対策として、1時間50ミリの降雨に対応できるよう河川改修や調節池、下水道幹線整備などを進めている。



集中豪雨により崩壊した護岸
(上高田五丁目北原橋下流・2005年9月5日)

◆環境・公害

住環境の維持・向上を目指すためには、今や地球環境の問題としての地球温暖化や大都市の環境問題としてのヒートアイランドを防止する取り組みが不可欠となっている。このため、平成20年5月、区は「中野区環境基本計画」を改定し、省エネルギーや自然エネルギーの利用拡大に向けた活動を展開している。

一方、身近な生活の場面では、環状7号線などの幹線道路を通行する自動車による騒音・振動・大気汚染や建設工事、事業所などがもたらす騒音・振動・悪臭などの様々な公害が発生している。中でも、騒音問題は、区民から寄せられる苦情の大半を占めている。

これらの公害問題に対し、区は、法令等に基づく規制・指

導をはじめ、苦情処理を常時実施するとともに、区内の河川の水質汚濁、自動車騒音振動交通量調査などの環境調査を行い、実態の把握に努めている。

環境美化の観点からは、歩きたばこや吸い殻のポイ捨てを防止するため、区内全駅周辺で啓発活動を実地している。またカラス被害への対応として、巣の撤去などに取り組んでいる。

今後、区民が良好な環境のもとでより健康的な生活を営むことができることとともに、より良い地球環境を後世に残すため、区民をはじめ、事業者、区の三者が連携・協働した環境保全対策への取り組みが重要となっている。

3

人口と世帯

◆人口の動き

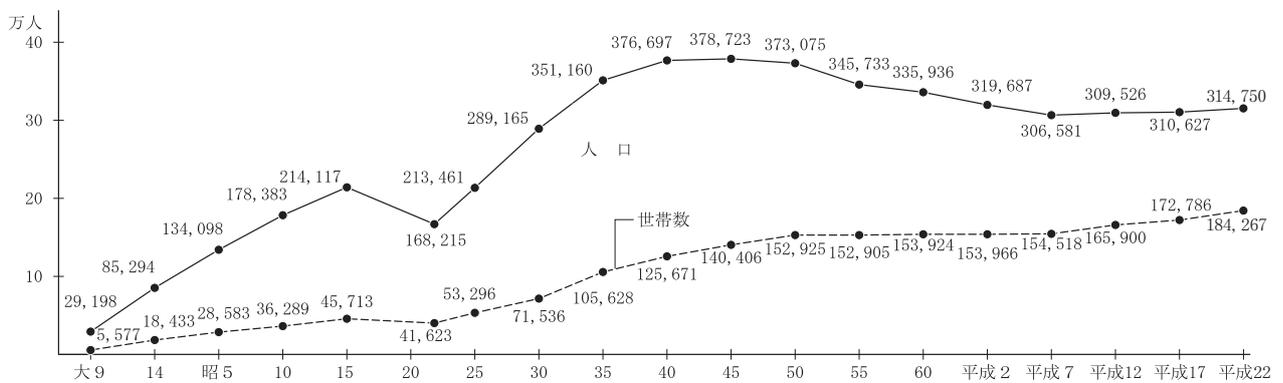
中野区の総人口は311,256人、世帯数は185,843世帯で、23区中では中位である。(平成25年1月1日現在の住民基本台帳)

人口密度は1平方キロメートルあたり19,965人である。区内では、JR中央線を境に南の地域が比較的高く、1平方キ

ロメートルあたり3万人を超える地区もある。(平成25年1月1日現在の住民基本台帳)

国勢調査をみると、中野区の人口は昭和20年から30年代にかけて急激に増加し、昭和45年には378,723人に達した。その後減少し始め、平成7年には306,581人まで落ち込んだが、平成12年から、わずかずつであるが増加してきている。

中野区の人口・世帯数の推移 (国勢調査)



年別人口動態推移

年 度	社 会 増 減			自 然 増 減		
	転 入	転 出	増 減	出 生	死 亡	増 減
昭和55年	36,964	41,598	-4,634	3,705	1,755	1,950
昭和60年	35,718	37,320	-1,602	3,202	1,827	1,375
平成2年	29,521	33,014	-3,493	2,333	2,038	295
平成7年	30,943	32,933	-1,990	2,076	2,193	-117
平成12年	30,221	29,668	553	1,995	2,194	-199
平成17年	27,220	27,539	-319	2,000	2,367	-367
平成22年	26,015	26,526	-511	2,310	2,616	-306

◆人口の構成

中野区の人口構成を年代別にみると、30歳代が最も多く、総人口の19.4%を占め、次いで20歳代が16.3%となっている。(平成25年1月1日現在の住民基本台帳) 30歳代の23区平均が17.5%、20歳代の同平均が13.0%であることから、中野区

は20歳・30歳代人口の割合が高い区といえる。

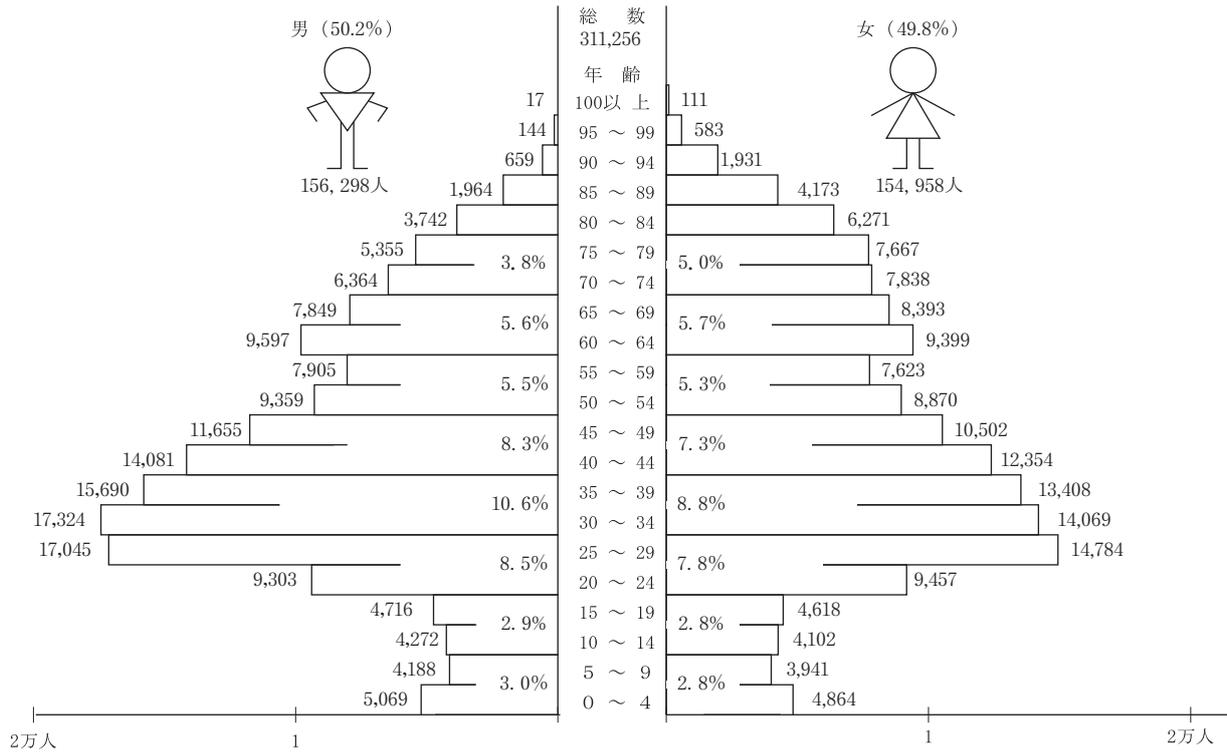
また、65歳以上の人が占める割合は20.3%と、23区平均の20.5%とほぼ同等となっている。(平成25年1月1日現在の住民基本台帳)

中野区町丁目人口および世帯数

(平成25年4月1日現在 住民基本台帳)

地域 (町丁目名)	世帯数	人 口			地域 (町丁目名)	世帯数	人 口		
		総数	男	女			総数	男	女
南 台	11,235	19,581	9,797	9,784	松が丘	3,682	6,340	3,239	3,101
1丁目	757	1,249	608	641	1丁目	1,976	3,290	1,675	1,615
2丁目	3,037	5,259	2,587	2,672	2丁目	1,706	3,050	1,564	1,486
3丁目	2,817	5,102	2,616	2,486	江原町	4,871	8,801	4,362	4,439
4丁目	2,339	4,022	2,009	2,013	1丁目	1,716	3,178	1,525	1,653
5丁目	2,285	3,949	1,977	1,972	2丁目	1,842	3,387	1,707	1,680
弥生町	12,751	21,127	10,527	10,600	3丁目	1,313	2,236	1,130	1,106
1丁目	3,599	5,792	3,000	2,792	江古田	6,504	11,579	5,785	5,794
2丁目	2,953	4,678	2,302	2,376	1丁目	1,632	3,169	1,617	1,552
3丁目	1,713	2,831	1,456	1,375	2丁目	1,455	2,387	1,210	1,177
4丁目	1,688	2,983	1,440	1,543	3丁目	944	1,705	733	972
5丁目	1,880	3,193	1,576	1,617	4丁目	2,473	4,318	2,225	2,093
6丁目	918	1,650	753	897	丸 山	2,555	4,775	2,349	2,426
本 町	17,724	27,729	13,696	14,033	1丁目	1,044	1,970	978	992
1丁目	2,225	3,460	1,728	1,732	2丁目	1,511	2,805	1,371	1,434
2丁目	2,652	4,123	2,087	2,036	野 方	12,440	20,396	10,402	9,994
3丁目	3,398	5,217	2,610	2,607	1丁目	2,991	4,763	2,538	2,225
4丁目	4,350	6,781	3,299	3,482	2丁目	2,758	4,716	2,472	2,244
5丁目	2,331	3,599	1,762	1,837	3丁目	1,549	2,574	1,320	1,254
6丁目	2,768	4,549	2,210	2,339	4丁目	1,987	3,241	1,600	1,641
中 央	17,271	27,352	13,786	13,566	5丁目	1,290	2,150	1,035	1,115
1丁目	3,405	5,283	2,703	2,580	6丁目	1,865	2,952	1,437	1,515
2丁目	3,813	6,102	3,076	3,026	大和町	9,332	15,168	7,911	7,257
3丁目	3,308	5,208	2,644	2,564	1丁目	3,275	4,938	2,602	2,336
4丁目	3,784	5,966	3,008	2,958	2丁目	1,968	3,180	1,678	1,502
5丁目	2,961	4,793	2,355	2,438	3丁目	2,101	3,334	1,726	1,608
東中野	13,508	21,465	10,593	10,872	4丁目	1,988	3,716	1,905	1,811
1丁目	4,040	6,187	3,101	3,086	若 宮	7,239	12,307	6,135	6,172
2丁目	2,522	4,320	2,080	2,240	1丁目	2,355	3,884	1,968	1,916
3丁目	1,906	2,955	1,434	1,521	2丁目	2,209	3,929	1,962	1,967
4丁目	2,444	3,609	1,790	1,819	3丁目	2,675	4,494	2,205	2,289
5丁目	2,596	4,394	2,188	2,206	白 鷺	5,689	10,708	5,092	5,616
中 野	15,655	25,174	12,949	12,225	1丁目	1,811	3,425	1,577	1,848
1丁目	3,451	5,652	2,948	2,704	2丁目	2,218	4,081	1,969	2,112
2丁目	1,483	2,534	1,247	1,287	3丁目	1,660	3,202	1,546	1,656
3丁目	3,604	5,648	2,937	2,711	鷺 宮	8,693	15,898	7,858	8,040
4丁目	846	1,340	617	723	1丁目	1,433	2,415	1,205	1,210
5丁目	4,169	6,334	3,334	3,000	2丁目	739	1,370	657	713
6丁目	2,102	3,666	1,866	1,800	3丁目	2,090	3,559	1,785	1,774
上高田	12,228	19,786	10,293	9,493	4丁目	1,691	2,972	1,473	1,499
1丁目	3,194	5,263	2,701	2,562	5丁目	1,146	2,297	1,150	1,147
2丁目	3,120	4,775	2,577	2,198	6丁目	1,594	3,285	1,588	1,697
3丁目	1,973	3,081	1,643	1,438	上鷺宮	6,332	13,083	6,322	6,761
4丁目	2,117	3,616	1,828	1,788	1丁目	1,120	2,238	1,126	1,112
5丁目	1,824	3,051	1,544	1,507	2丁目	1,300	2,716	1,323	1,393
新 井	10,851	17,467	9,022	8,445	3丁目	947	1,872	871	1,001
1丁目	2,807	4,191	2,126	2,065	4丁目	1,203	2,410	1,137	1,273
2丁目	3,053	4,941	2,563	2,378	5丁目	1,762	3,847	1,865	1,982
3丁目	1,732	3,049	1,661	1,388					
4丁目	1,749	2,958	1,476	1,482					
5丁目	1,510	2,328	1,196	1,132					
沼 袋	8,344	13,567	6,900	6,667					
1丁目	2,271	3,612	1,884	1,728					
2丁目	2,046	3,360	1,681	1,679					
3丁目	2,062	3,203	1,660	1,543					
4丁目	1,965	3,392	1,675	1,717					
					総 数	186,904	312,303	157,018	155,285

年齢別、男女別人口（平成25年1月1日現在 住民基本台帳）



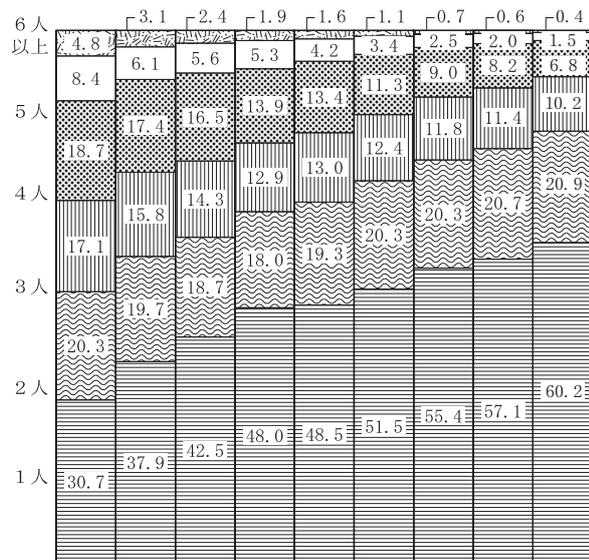
◆世帯構成

世帯構成は、グラフで示すように、単身世帯が年々増加し、逆に3人以上の世帯は減少している。

また、夫婦のみ・夫婦と子供・ひとり親と子供からなる核家族世帯は、一般世帯の34.6%を占めている。（平成22年国勢調査）

世帯人員別普通世帯の推移

（昭和45～平成22年 国勢調査）



世帯数 130,189 143,748 143,443 153,431 146,838 152,409 165,808 172,507 184,123
 昭和45年 50年 55年 60年 平成2年 7年 12年 17年 22年

（注）昭和60年以降は、一般世帯数と、一般世帯にかかる世帯人員別割合

◆昼・夜間人口と居住年数

中野区の昼間人口は289,176人、夜間人口は314,750人で、昼間人口が少なくなっている。（昼・夜間人口は年齢不詳を含まない。）中野区に住む人の通勤、通学先の地域としては、新宿区、千代田区、港区、渋谷区の4区が、区外通勤・通学先の約半数をしめている。（平成22年国勢調査）中野区は都心に近く、交通の便もよいため、都心への通勤・通学者の住宅地になっているといえる。

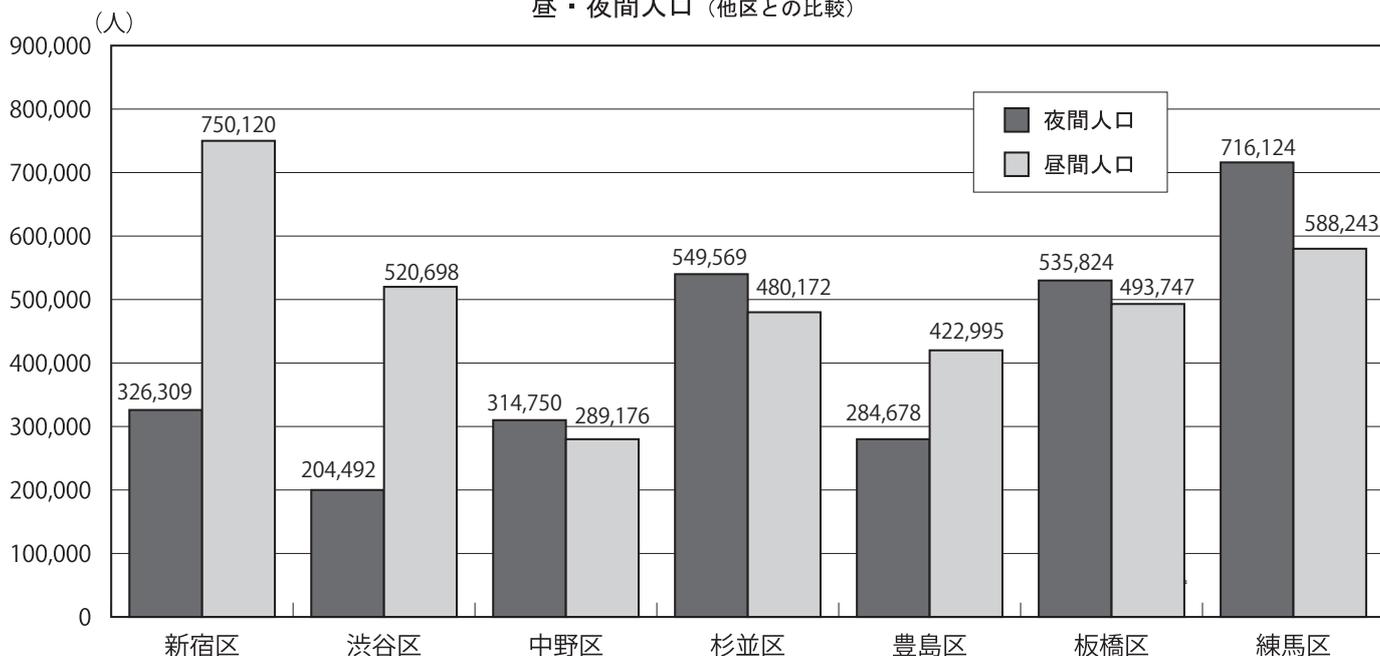
居住年限別人口

（平成25年1月1日現在）

居住年限	総数	割合
総数	300,646	100%
1年未満	29,318	9.8%
1～5年	65,940	21.9%
6～10年	45,235	15.0%
11～20年	58,252	19.4%
21年以上	101,901	33.9%

（注）日本人のみで算出している

昼・夜間人口（他区との比較）



「平成22年10月1日国勢調査」による

(注) 昼・夜間人口は、年齢・労働力不詳及び15歳未満就労者を含む。

〈参 考〉

区内町丁別人口密度

(平成25年1月1日現在)

住所	面積 (km ²)	人口密度 (人)	住所	面積 (km ²)	人口密度 (人)	住所	面積 (km ²)	人口密度 (人)
南台1丁目	0.08	15,238	中野3丁目	0.24	23,471	野方1丁目	0.19	25,026
2丁目	0.16	32,825	4丁目	0.32	4,131	2丁目	0.20	23,620
3丁目	0.21	24,243	5丁目	0.30	20,990	3丁目	0.12	21,558
4丁目	0.19	21,174	6丁目	0.15	24,293	4丁目	0.15	21,467
5丁目	0.17	23,029	上高田1丁目	0.27	19,448	5丁目	0.11	19,627
弥生町1丁目	0.21	27,481	2丁目	0.20	23,680	－6丁目	0.15	19,607
2丁目	0.18	25,822	3丁目	0.13	23,777	大和町1丁目	0.20	24,620
3丁目	0.11	25,709	4丁目	0.19	18,879	2丁目	0.15	20,933
4丁目	0.15	19,920	5丁目	0.22	14,141	3丁目	0.15	21,867
5丁目	0.27	11,670	新井1丁目	0.15	27,980	4丁目	0.21	17,657
6丁目	0.09	18,556	2丁目	0.20	24,400	若宮1丁目	0.19	20,426
本町1丁目	0.12	28,675	3丁目	0.24	12,717	2丁目	0.21	18,786
2丁目	0.22	18,536	4丁目	0.12	24,642	3丁目	0.27	16,519
3丁目	0.17	30,588	5丁目	0.10	23,500	白鷺1丁目	0.22	15,745
4丁目	0.22	30,727	沼袋1丁目	0.17	21,159	2丁目	0.22	18,436
5丁目	0.16	22,406	2丁目	0.18	18,594	3丁目	0.18	17,700
6丁目	0.17	26,906	3丁目	0.16	20,031	鷺宮1丁目	0.13	18,446
中央1丁目	0.23	23,000	4丁目	0.16	21,231	2丁目	0.09	15,256
2丁目	0.30	20,363	松が丘1丁目	0.21	15,790	3丁目	0.18	19,478
3丁目	0.20	25,865	2丁目	0.17	17,994	4丁目	0.20	14,980
4丁目	0.23	25,687	江原町1丁目	0.21	15,252	5丁目	0.11	20,900
5丁目	0.20	23,940	2丁目	0.18	18,889	6丁目	0.16	20,219
東中野1丁目	0.24	25,283	3丁目	0.13	17,231	上鷺宮1丁目	0.14	15,607
2丁目	0.22	19,764	江古田1丁目	0.19	16,789	2丁目	0.21	13,010
3丁目	0.16	17,906	2丁目	0.12	19,800	3丁目	0.14	13,336
4丁目	0.16	22,438	3丁目	0.23	7,317	4丁目	0.14	17,393
5丁目	0.17	25,629	4丁目	0.22	19,536	5丁目	0.28	13,764
中野1丁目	0.25	22,384	丸山1丁目	0.14	13,936			
2丁目	0.21	11,957	2丁目	0.14	19,850			

(注) 人口密度は住民基本台帳上の人口を基に計算

(注) 町丁別の面積は「中野区面積値の改定に伴う町丁別等各区域別面積値の取り扱いについて」を参照

区内の鉄道は、区中央部を東西に貫通するJR中央線が中核をなし、これと平行して南に東京メトロ丸ノ内線、北には西武新宿線が走り、東京メトロ東西線も中野駅に相互乗り入れをしている。また、平成9年12月に都営地下鉄大江戸線が開通、新江古田駅が新設されるとともに、JR中央線の東中野駅、東京メトロ丸ノ内線の中野坂上駅とで接続するなど新たな交通ネットワークの形成が図られた。

一方、バス路線は京王、関東、都営、西武、国際興業の5社が主に南北方向を運行している。また、平成17年11月に中野区の北部（鷺宮、上鷺宮など）から中野駅に直接乗り入れる路線を、中野区初のコミュニティバス「なかのん」として関東バスが運行を開始した。（平成25年3月にコミュニティバス「なかのん」の愛称使用は終了した）またバス路線は、交通渋滞等の影響を受け、定時性の確保が難しく駅への通勤手段として、簡便に利用できる自転車やバイクの利用者が増加している。

区内の幹線道路は、青梅街道、新青梅街道、大久保通り、早稲田通りなどが東西に、環状6号線（山手通り）、7号線、中野通りなどが南北に通る、中野区の重要な交通になっており、山手通り下には首都高速道路中央環状線山手トンネルが平成22年3月に開通した。しかし、幹線道路を補完する道路の整備が遅れており、また、狭い生活道路が入り組んでいる地域が多く、交通安全上の課題を抱えている。



中野区における駅別乗降者1日平均人員

		23年度	24年度			23年度	24年度
		人員	人員			人員	人員
JR	中野	122,846	125,025	東京メトロ丸ノ内線	中野坂上	61,969	65,166
	東中野	38,301	38,815		新中野	31,125	31,702
西武新宿線	新井薬師前	22,599	22,773	都営大江戸線	中野富士見町	17,671	17,575
	沼袋	19,068	19,632		中野新橋	17,730	18,040
	野方	21,844	22,549		中野坂上	33,101	35,096
	都立家政	17,040	17,263		東中野	24,616	25,588
	鷺ノ宮	29,260	29,677		新江古田	22,759	23,909

各事業者ホームページ等による

区内の道路状況

（平成25年4月1日現在）
ただし都道は、
（平成24年4月1日現在）

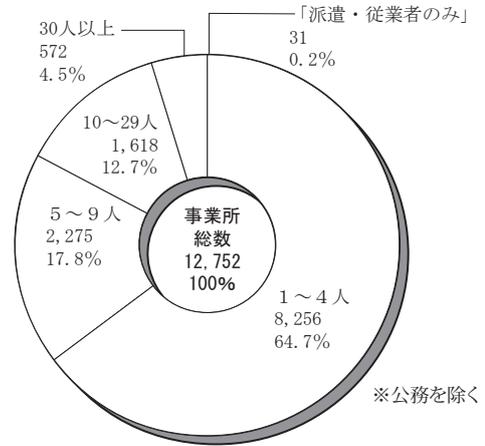
道路種別	区分	延長 (m)	面積 (㎡)
都道		26,403	487,688
区道	車道幅員3.5m未満	159,809	555,934
	車道幅員3.5m以上5.5m未満	144,880	671,277
	車道幅員5.5m以上13m未満	33,512	340,380
	車道13m以上	179	3,656
	区道計	338,380	1,571,247
合計		364,783	2,058,935

5 産 業

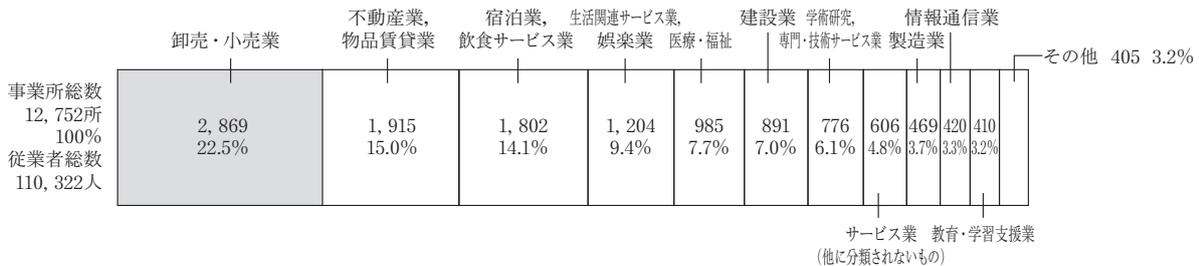
中野区は、戦前から住宅地として発展したため、区内にある企業数は多くないといえる。産業分類別にみると、生活利便性の高い住宅都市としての性格を反映して、商業（卸売・小売業）、不動産業、物品賃貸業、宿泊業、飲食サービス業が半数以上を占めている。

また、企業のほとんどは、従業者数30人未満の中小企業であり、とくに従業者数4人以下の小規模事業所が64.7%を占めている。1事業所あたりの従業者数は8.7人となっている。

従業員規模別事業所数
平成24年経済センサス-活動調査



産業別事業所数（平成24年経済センサス-活動調査） ※公務を除く

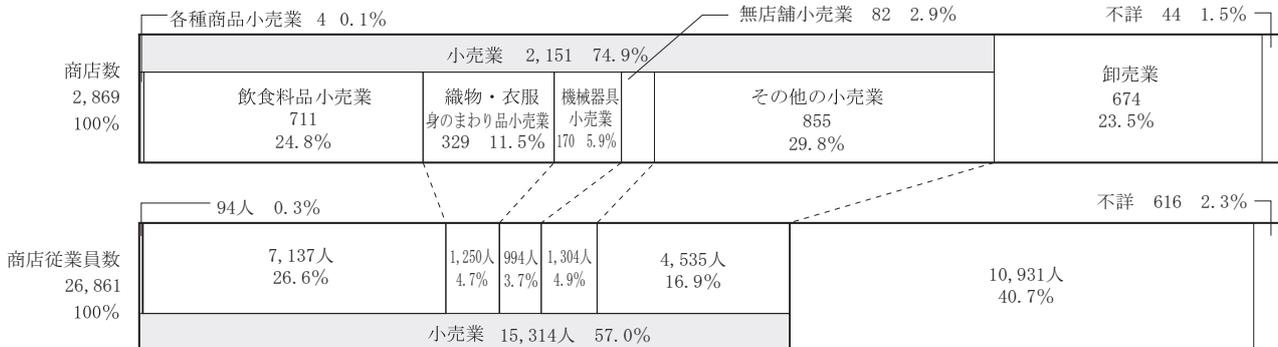


◆商 業

区内の商業は2,869事業所で、そこに働く人は26,861人であり、1事業所あたりの平均従業者数は9.4人である。

このように、区内の商業は従業者の少ない小規模事務所が多く、区民生活に密着した存在となっている。

商業における事業所数および従業員数（平成24年経済センサス-活動調査）

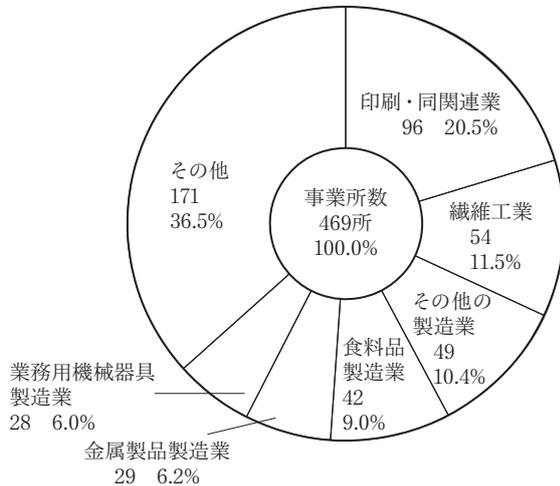


◆ 工 業

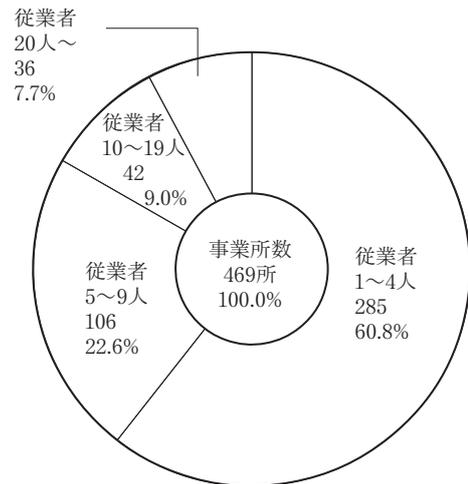
区内の製造業事業所数は469あり、その83.4%は従業者9人以下の小規模事業所である（平成24年経済センサス―活動調査）。

これらは、印刷、食料品、繊維など軽工業が約半数を占め、住宅地域に混在している。

製造業の産業分類別割合



製造業の従業者規模別割合



平成24年 経済センサス―活動調査

◆ 農 業

区内産業の中で比重が高かった農業は、戦後、特に昭和30年以降の激しい住宅化の進行により激減した。大和町、鷺宮、上鷺宮地区を中心にわずかに残された農地では、トマト・カリフラワーなどの野菜や、花き類、花木を生産している。しかし、生産される農作物は、区内の消費を満たすにはならず、また、農地の宅地への転換が行われるなど、農業の区内産業に占める比重は年々低下している。

農家数・農家人口・耕地面積の推移
2010年 世界農林業センサス

年	農家人口 (人)	耕地面積 (アール)	農家戸数 (戸)
1970年	484	3,395	100
'75	424	2,430	92
'80	327	1,773	72
'85	248	1,433	55
'90	187	1,170	40
'95	114	741	27
2000	95	600	24
2005	23	500	20
2010	※10	397	16

※ 販売農家における世帯員数

第2章

区の方針・計画

中野区基本構想

区は、平成17年3月に区政運営の指針となる中野区基本構想を制定した。以来、区を取り巻く社会経済状況は大きく変化した。そうした状況を踏まえ、区は平成22年度から10年後を見据え、中野区基本構想の改定を行った。

この基本構想は、区民すべての共通目標であると同時に、

区が区民の信託にもとづき行政を進める上で、もっとも基本的な区政運営の指針となるものである。また、この基本構想では、豊かな地域社会をつくりあげていくための基本理念とまちの将来像、10年後に実現するまちの姿を明らかにしている。

基本構想の構成

第1章	新たな時代に向けて	これまでの区の歴史と、基本構想を制定した理由を記している。
第2章	中野のまちの基本理念	住みよいまちをつくっていくために、皆が共有する考え方を示している。
第3章	中野のまちの将来像	区民の暮らしや活動を関連の深いものごとに4つの領域にまとめ、領域ごとにめざすべき将来像を描いている。
第4章	10年後に実現するまちの姿	第3章と同様に4つの領域ごとに、10年間で到達する将来の姿を描いている。
第5章	将来像の実現をめざして	基本構想と計画体系について示している。また、基本構想で描く将来像を実現するための行財政運営の基本原則を明らかにしている。

中野区基本構想

(全文) 平成22年(2010年)2月

第1章 新たな時代に向けて

中野区は、昭和7年(1932年)、中野・野方両町の合併により誕生し、以後70余年をかけて自治の営みを重ね、人々のきずなを強めてきました。

東京の発展とともに、その利便性や地理的環境を生かしながら、住宅地として発展してきました。区民は、戦争やその後の復興、これに続く高度経済成長といった大きな流れにもまれながら、暮らしを続けてきました。田畑の点在する風景から、ビルが建ち、家屋が密集する光景へと大きく変わっていく中で、人々は多様な営みを積み重ね、中野のまちを築いてきました。

長い歴史と人々のつながりによって、今、多くの人々が中野のまちに強い愛着を抱くようになってきました。私たちは、このまちに誇りを持ち、さらに発展させながら、次の世代に自信を持って引き継いでいこうとしています。

昭和56年(1981年)1月に「ともにつくる人間のまち中野」を基本理念に、中野区として初めての基本構想を制定しまし

た。その後、20年を超える時とともに、バブル経済の崩壊やこれに続く経済の低迷、地球環境問題や少子高齢化、国際化の進展、地方分権の流れなど、大きな社会環境の変化や新たな課題が数多く生まれており、当初基本構想が想定した社会状況と現状とに大きな隔たりが生じています。また、戦後の発展を支えてきた社会の諸制度は、行き詰まりをみせ、国や地方の財政は危機的な状況にあります。抜本的な解決のための改革は緒に就いたばかりであり、従来の社会のしくみや人々の生活はさらに大きく変わろうとしています。

社会の構造改革の流れは、中野区にあっても、区民の暮らしや行政の姿に大きな影響を及ぼすこととなります。その流れを、心豊かな区民生活を築く未来へと方向づけることにより、このまちは今後も自治体として持続していくことが可能になります。長い歴史と先人の営みがつくり上げてきた、30万の人々が暮らす都市・中野区を、区民の意思と力によって、21世紀にふさわしい自治体へと発展させていくことが求めら

れています。

時代が大きく変わる中でも、安心で生きがいのある生活を実現し、未来へと着実に引き継いでいくことのできる持続可能な地域社会を築くために、新たな基本構想を制定しました。この基本構想では、真に豊かな地域社会をつくり上げていくための基本理念や、まちの理想像を将来像として掲げた上で、制定時から10年後に実現すべき姿を明らかにしていました。

基本構想は、日本全体が大きな変革へと進む中で、中野区に住む人だけでなく、中野のまちで働き、学び、活動する人々が力をあわせて互いの暮らしやまちの豊かさを高めていくための区民の共通目標となるものです。同時に、基本構想は、区が区民の信託にもとづき行政を進める上で、もっとも基本的な区政運営の指針です。

この度、当初の制定から5年を経て、区を取り巻く社会経済状況の変化を踏まえて、所要の改定を行うこととします。この改定により、基本構想は、平成17年度（2005年度）からの取り組みの成果を踏まえ、平成22年度（2010年度）から10年後を見据えたものとしします。

第2章 中野のまちの基本理念

中野のまちに住み、働き、学び、そして活動する区民は、真に豊かな地域社会をつくり上げていくための普遍的な理念を共有します。

— 生かされる個性 発揮される力 —

私たちは、すべての人々の自由と尊厳を守り、大切にします。

私たちは、一人ひとりの個性を大切にし、みんなの幸せを考えて行動します。

この改定に伴い、基本構想の将来像を実現するための「新しい中野をつくる10か年計画」についても、所要の改定を行うこととしました。

10か年計画では、将来像がどれだけ実現されてきているかを測るための具体的な「指標」を設定し、「指標」ごとの目標値を定めるとともに、将来像の実現に向けて区が取り組む施策について明らかにします。基本構想とこの10か年計画は、豊かな地域社会づくりを進める道筋を示すとともに、中野区が、区民や地域の視点に立った、自立性の高い21世紀にふさわしい自治体となることをめざすものです。豊かな地域社会は、みずからのことは主体的に決定し、責任を持って取り組むことと、自立と相互の支えあい、そして公の支援のそれぞれによって成り立つ「自助・共助・公助」にもとづいてつくりまします。

10年後の中野区を、将来像で描くような、「多彩なまちの魅力」に満ち、「支えあう区民の力」であふれるまち、「わがまち」として誇れる自治体にしていくため、すべての区民が力をあわせて行動します。

私たちは、地球的視野に立って、平和な世界を築き、環境を守り再生させ、次世代の人々へ受け渡していきます。

私たちは、それぞれが持つ力を発揮して、ともに支えあいます。

私たちは、一人ひとりが、みずから決定し、行動し、参加して自治を担うことで、心豊かな、いきいきとしたまちをつくりまします。

第3章 中野のまちの将来像

— 多彩なまちの魅力と支えあう区民の力 —

将来の都市像を、「多彩なまちの魅力と支えあう区民の力」のあるまちとして描きます。

中野区は、これまで築いてきた歴史と個性を受け継ぎながら、まちに住む人の生活の質を高めていきます。同時に、多くの人々がこのまちを訪れ、幅広い活動を展開する、だれにとっても快適な、魅力あふれるまちをめざします。

そこでは、人々がいきいきと暮らし、ともに協力し、支えあいながら生活を営んでいます。その中から、地域に根ざした支えあいの精神が育ち、独創的、先進的な文化や芸術がはぐくまれ、社会を豊かにし、次代を切り拓（ひら）くような財やサービスが次々と生まれて、まちの魅力がさまざまな形で内外に向けて発信されている・・・、そんなまちの実現をめざしていきます。

《4つの領域とその方向》

I 持続可能な活力あるまちづくり

交通の利便性が評価され、住宅のまちとして発展してきた中野区は、人々の活力が最大の資源です。30万区民の活力をいっそう発展させるため、幅広い世代が暮らし、交流する良好な住環境をつくりまします。産業や学習、娯楽の拠点を備えた、にぎわいと活力のあるまちをめざします。

中野のまちに住み、働き、学び、そして活動する区民それぞれが、環境に配慮した暮らしを営むことで、循環型社会を

築いていきます。

道路や公園などの都市基盤を整備し、災害に強いまちをつくりまします。すべての人が不自由を感じない、やさしいまちをめざします。

II 自立してともに成長する人づくり

核家族化や少子化などによって、家庭や地域の養育力が低下してきた中野のまちを変え、子どもたちが健やかに成長していけるよう、ともに子育てを支え、子どもを見守る体制の整った、豊かな地域社会を築きます。

子どもから大人まで、あらゆる人々が能力をのばし、生かしながら、いきいきと生活していけるまちをめざします。中野らしい文化・芸術が息づき、心のゆとりをもたらすことのできる地域社会を実現します。

III 支えあい安心して暮らせるまち

高齢化が進む中であっても、一人ひとりが健康や生活を守り豊かな生活を営む努力をするとともに、互いの支えあいの活動をさらに発展させていくことで、支援の必要な人が地域で見守られながら安心して暮らせるまちをめざします。

区は、必要な支援を的確に提供するように、さまざまな担い手が提供する保健福祉・医療などのサービスが質、量ともに整うための取り組みを進めると同時に、人々の権利を守りながら、区民の暮らしを支えていきます。

IV 区民が発想し、区民が選択する新しい自治

これまで中野区内でさまざまに展開されてきた自治の取り組みを生かしながら、地域の課題は区民みずからが話し合い、みずからの行動によって解決します。区民は、区政の主役として、区政運営に積極的に発言し、参加します。

国際理解を深めて、平和の実現に向けた努力を続けていきます。

地域の力で、安全で安心な暮らしを実現します。

区は、区民にとっての価値を常に見きわめながら、区の仕事を改善し効率化を進め、説明責任を十分に果たすことのできる、質の高い、自立した自治体をめざします。

《4つの領域でみた将来像》

I 「持続可能な活力あるまちづくり」の将来像

I-1 産・学・遊・住の機能が調和し、人々の活力のものでいきいきと暮らせるまち

- 特色ある企業の集積や個性ある教育・研究機関と、さまざまな人材を生かした、新しい都市型の産業が発展しています。
- 心踊る楽しさと豊かな出会い、交流にあふれた活気とにぎわいのあるまちになっています。
- 区内の交通環境が整い、まちの中で人々の行き来が活発になっています。
- 多様な雇用機会が増え、職住近接の生活様式が広がり、ゆとりある生活が実現しています。
- さまざまな種類の良質な住宅が確保され、多様な世代が住み、心豊かな地域コミュニティが形づくられています。

I-2 一人ひとりが環境に配慮し、暮らしの文化をともに育てるまち

- 区民一人ひとりが環境を大切にする意識を持ち、地球環境への負荷を減らした生活を実現しています。
- 資源の有効利用が進み、循環型社会が形成され、「ごみゼロ都市・なかの」が実現しています。
- 都市の暮らしの中で人々がみどり育て、うるおいとやすらぎが感じられるまちとなっています。

I-3 安全で快適な都市基盤が整備されたまち

- 道路や公園などの都市基盤が整備され、景観に配慮した災害に強いまちになっています。
- 環境と調和し、共生する都市が形成され、みどり豊かで快適なまちとなっています。
- まちの中では、段差や障害物などが減り、あらゆる人々が不自由を感じないやさしいまちづくりが進んでいます。

II 「自立してともに成長する人づくり」の将来像

II-1 家庭を基本に、地域全体で子どもをはぐくむまち

- 家庭は、愛情と責任を持って子どもをはぐくんでいます。
- 子育て家庭を地域社会のつながりの中で支える体制が整っています。
- 子育て支援などのサービスが整い、子育て世代が不安を抱かずに暮らすことができるようになっています。

II-2 子どもから大人まで持てる力を生かしながら、地域の中でのびやかに暮らせるまち

- 子どもも大人も、地域社会の中で一人ひとりが自由に意見

を述べ、互いに意見を尊重しあい、社会への貢献が実感できるようにになっています。

- すべての人に個人の可能性をのばす機会が保障され、一人ひとりの権利が守られ、あらゆる差別を許さない地域社会が形成されています。
- 子どもは、豊かな情操をはぐくみ、知力・体力を高めながら、自分の将来に希望や目標を持ち、いきいきと学んでいます。
- 生涯を通して、自己を高める教育の機会が保障され、選択して学習・スポーツができる環境が整っています。
- だれもが中野らしい文化・芸術に親しみながら、生活の質を向上させ、ゆとりある生活を送っています。

III 「支えあい安心して暮らせるまち」の将来像

III-1 だれもがみずからの健康や暮らしを守り、自分らしく生きているまち

- 区民一人ひとりが健康の大切さを自覚し、健康づくりに努めています。
- 高齢者や障害者が、就労や地域活動などを通じて積極的に社会参加し、いきいきと暮らしています。
- 高齢者、障害者をはじめとして、区民一人ひとりが、自立に向けた努力を行うとともに、さまざまなサービスの中から自分にあったものをみずからの意思により選択して、日常生活を豊かに過ごしています。

III-2 地域で支えあい安心して暮らせるまち

- 個人や家庭だけでは解決が困難な課題については、地域みんなで解決し、みんなで支える地域社会が形成されています。
- 近隣のつながりや趣味による交流など、多様なコミュニティが存在し、人と人のかかわりによって、区民の生活には安心と心の豊かさをもたらされています。
- 各地域には、さまざまな形でボランティアの力をはぐくみ、生かす環境があります。

III-3 だれもがいきいきと安心して過ごせるまち

- 区は、区民の権利を保障し、必要なサービスや支援が受けられるよう、区民の暮らしを支えています。
- 保健福祉・医療など、制度として整備されるべきサービスが質、量ともに確保され、すべての区民の健康と暮らしの質が高まっています。
- 区は、さまざまな担い手が提供するサービスの質の確保や調整・支援の役割を果たしています。

IV 「区民が発想し、区民が選択する新しい自治」の将来像

IV-1 地域を基盤に、区民みずからまちづくりに取り組むまち

- みずから決定し、行動し、参加して自治を担うことを原則に、区民が主体となってまちのことを考え、地域の問題の解決に取り組んでいます。
- 区民は、必要な情報を入手することができ、区政に対し意見や提案を行ったりするなど、区政運営に参加しています。
- 区は、区民への説明責任を果たすために、コミュニケーションを構築しています。

- 事業者や民間団体が、さまざまな形で、公共サービスの担い手として区民生活にかかわっています。これらの団体と区は、お互いに知恵や力を出しあい、地域の活力を生み出す対等・協力の関係を築いています
 - 地域の協力体制や区、関係行政機関との連携などにより、まちの安全が確保されて、災害や犯罪、事故の危険に脅かされない、安心した生活が営まれています。
 - 一人ひとりが平和の大切さを自覚し、平和を願う世界の人人々と心を通わせ、地域での暮らしを営んでいます。
- IV-2 「小さな区役所」で、質の高い行政を実現するまち**
- 区政運営は、区民の自治と参加をもとに進められています。
 - 区は、常に区民の声を聞き、区民にとっての価値を見きわ

- めながら、新たな政策をつくり出しています。
- 公共サービスの多くが、多様で豊かな民間活動によって提供され、区はそれらのサービスが質、量ともに適正に供給されるための体制を築いています。
- 区は、最少の経費で最大の価値あるサービスを提供するよう、効率的に区政を運営しています。
- 区は、情報通信基盤を整備し、区民と区との双方向の情報交換を実現しています。
- 公共施設は、多機能化や使いやすさを高めることで質の高いサービスを提供し、地域コミュニティの形成に寄与しています。

第4章 10年後に実現するまちの姿

「多彩なまちの魅力と支えあう区民の力」のあるまちをめざして、向こう10年間で到達する将来の姿を、4つの領域ごとに描きます。

I 「持続可能な活力あるまちづくり」の10年後

I-1 産業と人々の活力がみなぎるまち

- 中野駅周辺は、にぎわいの中心として、業務・商業施設、住宅、教育機関などさまざまな施設が複合的に誘導され、広域避難場所としての機能とみどり豊かな空間を備えたまちとなっています。さらに、東京の新たな顔となるべく、サンプラザや区役所、中野駅北口広場一帯の再整備や中野駅南口のまちづくりが動き始めています。
 - 地域の中心となる拠点では、その地区ごとの環境にあったまちづくりが、地域の人々とともに検討され、着実に進められています。
 - 踏み切り問題の早期解決に向けて、西武新宿線と道路の立体交差化にあわせて、駅前広場や道路の整備など、まちの活力と居住環境、安全性を高める沿線のまちづくりが進められています。
 - 便利で快適に移動できる交通環境が整備されており、人々が区内を移動しやすくなっています。
 - 区内各所では、さまざまな施策の組み合わせによって、土地の適切な活用が進んでいます。
 - 情報関連ビジネス、人材サービスなど、多様な都市生活のニーズに対応した産業が発展しており、区外から起業をめざす人が多く集まるなど、地域全体の経済力が高まっています。
 - 商店街は、人とのつながりの中で楽しく買物ができる地域コミュニティの核として、消費者が新しい発見やおもしろさなどを体感できる場へと発展しています。
 - さまざまな世代が集まり、活発に活動して、暮らしや文化をにぎわいのあるものにしています。
 - 三世代向け、高齢者・障害者向けなど、多様で良質な住宅が、区内各所に増えています。
- I-2 環境に配慮する区民生活が根づくまち**
- 区民の日常生活の中で、温室効果ガスの排出量削減をめざしたエネルギー消費の抑制や、環境保全のための消費行動など、地球環境に配慮した取り組みが進んでいます。

- 多様な自然エネルギーの利用が進んでいます。
- 区民や事業者、区が連携し、ごみの発生抑制の具体的な取り組みが広がっています。
- 区民や事業者、区がそれぞれの役割を果たすことによって、資源の再利用の取り組みが進んでいます。
- 庭木の育成やベランダ・屋上緑化など、身近なところでみどりを増やす取り組みが進んでおり、まちのみどりが、人々の心にやすらぎを与えています。

I-3 安全で快適な都市基盤を着実に築くまち

- 地区の特徴を生かしつつ、道路整備や建物の共同化、不燃化などが着実に進められています。
- 区内各所で建築物の耐震性の向上や防災体制の整備、備蓄物資の確保などが進み、まちの防災機能が高まっています。
- 狭い道路が減少し、道路の安全性と快適性が高まっているとともに、消防活動の困難な区域が少なくなっています。
- みどりの拠点となる公園の計画的な整備や、今ある緑地の保全など、自然と調和し環境への負荷を低減する都市基盤の整備が進んでいます。
- 区内各所では、だれもが気持ちよく利用できる駅や道路、建物などの都市環境づくりが進んでいます。

II 「自立してともに成長する人づくり」の10年後

II-1 子育て支援活動など、地域活動が広がるまち

- 地域では、幅広い育成活動が実践され、家庭や学校などと連携して子育てにかかわっている人が増えています。
- 子どもが、地域の中で遊びや学習、世代間交流などを通じてさまざまな体験をする場が用意されています。
- 保護や特別な支援が必要な子どものために、状況に応じた適切な支援が提供されています。
- 子育て・子育てのための相談機能や子育て支援のサービスが拡充されるとともに、より身近なところでサービスが提供され、安心して子育てができています。
- 地域で、子育て講座や親になるための準備教育が進められ、親が自信や喜びを持って子育てに取り組んでいます。
- 保育園や幼稚園など、乳幼児のための施設は、相互の連携が図られ、どの子どもにも同じように質の高いサービスが多様に提供されています。
- 保育を必要とする子どものために、柔軟に利用できる良質

なサービスが整えられています。

II-2 子どもから大人まで、地域の中で自分の力をのばせるまち

- だれもが差別されることなく、社会参加の機会が平等に保障される取り組みが進んでいます。
- 女性の社会参画が進み、男女が等しく力をあわせ家庭生活における責任を担う努力を重ねています
- 障害者は、社会生活におけるあらゆる権利行使の機会を奪われることなく、地域社会の中で自己実現できるようになっています。
- 外国人は、地域社会を構成する一員として、地域の中でいきいきと暮らしています。
- 学校では、自分をかけがえのない存在であると認識するとともに、生命や人権を尊重する教育が行われています。
- 特別な支援を必要とする子どもたちも、地域の子子どもたちと交流しながら、自分の可能性をのばすことができる教育環境で、一人ひとりに応じた、きめ細かい教育を受けています。
- 学校では、子どもにとって適正な集団規模による教育が確保され、魅力ある授業が展開されて、子どもの基礎学力が向上しています。
- 地域と学校の協力によって、成長期の心の問題への対応や健全な生活環境づくり、多様で特色ある課外活動などが活発に行われています。
- 家庭と学校、地域が協力して、子どもの健康と体力が向上しています。
- だれもが学びながら能力を開発する場や、継続的にスポーツを楽しむ場など、区民が学習する機会とその成果を生かす場が、地域の中に広がっています。
- 区内に立地する大学などの高等教育機関の教育研究機能が地域で生かされ、区民の学習機会の拡大に大きく寄与しています。
- 中野らしいさまざまな文化・芸術活動が区内各地で活発に展開され、区民一人ひとりが身近に参加し、鑑賞できるようになっています。

III 「支えあい安心して暮らせるまち」の10年後

III-1 人々が自分の健康や暮らしを守るために努力しているまち

- 区民一人ひとりが、健康の大切さを自覚し、健康づくりの場や身近な医療を活用しながら、心身の健康や機能の維持、体力の向上に努めています。
- 高齢者が、体力づくりや食生活の改善など、自分にあった努力を行うことで、心身機能の低下の予防が進んでいます。
- 高齢者や障害者が、就労や地域活動を通じて社会に参加し、さまざまな交流や活動にかかわることで、いきいきと暮らしています。
- 障害者や介護を必要とする人が、多様なサービスの中から、自分にあったものを選択して利用し、地域で自立して生活しています。

III-2 地域活動を中心に、ともに支えあうまち

- 高齢者や障害者を含め、多くの人々が、ときには担い手と

して、ときには受け手として、相互に地域での支えあいの活動を実践しています。

- 就労形態などが多様化して、人々の働き方や暮らし方が変化し、勤労層が地域で過ごす時間も増えています。
- 仕事や子育てを終えた人々は、豊富な経験と能力を生かしながら、多様な地域活動や自治の場に参加しています。
- 青少年が地域活動の一翼を担っており、支えあいの活動に多数の若者が参加しています。

III-3 安心した暮らしが保障されるまち

- 支援が必要な人が、安定した日常生活のための相談援助と、適切なサービスの組み合わせによって、計画的に自立や機能維持を図ることができるよう、行政や関係機関、地域団体、ボランティアが連携した総合的な体制が、地域に確保されています。
- 感染症やさまざまな健康への脅威から、区民の健康を守る取り組みが進められています。
- 保健福祉・医療などのサービスがさまざまな担い手によって提供される市場が構築され、区はサービスの質の確保、利用者保護などの役割を担い、利用者が自身にあったサービスを主体的に選べる環境が整っています。
- 個人や地域の力を超えた、行政としての支えが必要な場面では、区が支援を用意して、暮らしを支えています。

IV 「区民が発想し、区民が選択する新しい自治」の10年後

IV-1 自治のしくみが効果的に機能し、さまざまな担い手によって多様なサービスが展開するまち

- 多くの区民によって、地域課題の解決のための話し合いや共同行動などが積極的に進められ、暮らしやすいまちづくりの動きが広がっています。
- 町会・自治会は、地縁団体としての長い活動の経験をふまえて、大きな役割を担っています。
- 区民による協働の動きが広まり、地域の団体活動が活発になって、NPOなどの新しい形の活動形態も広がっています。
- 区民は、必要な情報を、情報通信技術をはじめとする多様な方法で、速やかに入手できるようになっています。
- 身近なところに人々が集う場、話し合いの場があり、区民の意思にもとづいて運営され、多様な地域活動の拠点として生かされています。
- 政策等の「計画-実施-評価-改善」の段階ごとに区民が参加するしくみが整い、区民に開かれた区政運営が進められています。
- 地域で活動するさまざまな団体が、公共サービスの新たな担い手となり、区民にとって質の高いサービスを提供しています。
- 地域では、災害時への対応や防犯のための備えなど、安全で、安心な暮らしを支えるための取り組みが、人々の力を生かしながら幅広く実践されています。
- 区の内外でのさまざまな交流を通じて、世界の国々や民族との相互理解の輪が広がり、平和な世界の実現に向けた努力が重ねられています。

IV-2 「小さな区役所」で、質の高い行政を実現するまち

- 区は、区民の参加を保障する区政運営を行っています。
- 区は、税財源の確保、歳出の抑制、民間活力の活用など財政構造の改革に努め、持続可能な、安定した区政運営により、区民にとって満足度の高い、効率的な行政を進めています。
- 区民の安心な暮らしを守るため、区は適切な危機管理のしくみを整えています。
- 民間が行う公共サービスの質、量を確保するため、区による評価・監視のしくみを整えています。

- さまざまな手続や相談などについて、情報通信技術の利用によって区民の利便性が高まるとともに、区民と区との双方向による情報交換へと情報の伝達方法が変わっています。
- 情報通信技術を活用して、区民が情報を得たり、安全に取引したりすることが可能になるなど、生活の質を高める環境が整備されています。同時に、電子化された個人情報の保護が図られています。
- 区立施設が適正に再配置され、使いやすい施設により、必要なサービスが効率的に提供されています。

第5章 将来像の実現をめざして

1 基本構想と計画体系

基本構想は、区の計画体系の最上位に位置し、「新しい中野をつくる10か年計画」は、基本構想の理念と将来像を実現するための取り組みや目標を示す基本計画となります。この計画では、基本構想が描く将来像について、10年後に達成する「指標」と目標値を明らかにし、その実現をめざします。

個別計画の策定や事業の実施は、基本構想と「新しい中野をつくる10か年計画」にもとづいて行われ、これらをさらに具体化していくものとなります。

区は、あらゆる機会をとらえて基本構想の考え方を広く区民に周知し、区民とともにその理念を共有し、取り組みを推進していくとともに、現状の把握や検証・評価にあたって、幅広い区民の参加を進めていきます。

「新しい中野をつくる10か年計画」をはじめ行政計画は、常に時代の変化をとらえ、必要な見直しを行っていくこととします。

2 行財政運営の基本原則

区は、次の原則を基本にして、基本構想が示す基本理念を推進し、将来像の実現に向けた取り組みを進めていきます。

- 持続可能な行財政を確立する
民間の力と地域の資源を生かし、効率的な財政運営や職員の削減を進めて、「小さな区役所」を実現することで、持続可能な行財政を確立します。
- 公共サービスを多様な担い手に開放し、公助を確保する
区は、行政としての支援が必要な区民のために、社会的な安全網としての施策を実施します。民間や地域活動団体などの多様な担い手によって、より効率的で柔軟なサービス

が区民に提供される中で、区はそうした活動が適正に行われ、区民から信頼されるものとなるよう、評価するしくみをつくるとともに、サービスの質と量を確保するため監視・指導・支援を行っていきます。

- 参加と地域自治を進める
区政運営への区民参加と、地域における自己決定・自己責任にもとづく地域自治によって、中野の自治を推進します。
- 開かれた公正な行政を確立する
区民の声を反映するしくみを活用して、広く区民の意見を求めながら行政運営を行います。あわせて、発生主義会計の考え方にもとづく財務状況や、外部評価による施策の評価結果の公表など、行政の説明責任を果たし、行財政の目標と成果についてわかりやすく情報提供を行います。また、サービスに対する苦情などを行政全体として受け止め、公正な立場で解決していきます。
- 目標と成果による行政を経営し、行政組織を整備する
区民の立場に立った目標を明確にして、その達成をめざす行政システムを確立します。達成すべき目標にあわせて予算、組織を編成し、区民に公表して、「計画-実施-評価-改善」のプロセスを進めます。同時に、区の組織を簡素で効率的なものにするとともに、組織の縦割りによる弊害をなくし、現場への権限委譲を進めて、迅速で柔軟な意思決定を行います。あわせて、人材育成を進め、価値の高い行政運営を図ります。
- 自治体としての自己決定・自己責任を実現する
さまざまな制度改革などに対して、自己決定・自己責任により対応できる、自立した自治体をめざします。

中野区自治基本条例

区は、平成17（2005）年4月1日に、中野区自治基本条例を施行した。この条例は、中野区の自治の基本原則を明らかにするとともに、区民の権利と責務、行政運営と区民の参加の手續等の基本的な事項などについて定めたものである。区は、この条例により、区民の意思を反映させた区政運営と区民の自治の活動を推進し、安心して生き生きと暮らせる地域社会を実現することをめざしている。

条例の主な内容は以下のとおり。

1 自治の基本原則

- ① 区民は、自らの意思と合意に基づき、共通する幸福と豊かさを追求するために自治を営む。
- ② 区民は、区政への参加及び監視により、より良い区政の実現を目指す。
- ③ 区は、区民の自治の営みを基本に区政を運営しなければならない。
- ④ 区は、区民と区との十分な情報共有を基に、区民に区政への参加の機会を保障しなければならない。
- ⑤ 公益のために活動する区民の団体と区とは、その共通する目的を達成するため、協力し合う。

2 区民の権利と責務

- 区民は、区の政策の企画立案・検討・実施・評価・見直しのすべての過程に参加する権利を有する。
- 区民は、区の情報を知る権利を有する。
- 区民は、区政への参加に当たって自らの発言と行動に責任を持ち、安心して生き生きと暮らせる地域社会の実現に向けて努めるものとする。

3 区議会の役割と責務

- 区議会は、区民を代表して重要な意思決定を行う議決機関であるとともに、行政運営を調査・監視し、適正かつ効果的な行政運営を確保する権能を有する。
- 区議会は、区議会の情報を公開し、区民との情報共有を図るものとする。

4 行政の役割と責務

- 行政は、政策の企画立案・検討・実施・評価・見直しのすべての過程についての情報を分かりやすく区民に提供するよう努めるとともに、区民の求めに応じて区政情報を公開しなければならない。
- 行政は、行政運営における公平性・公正性を確保し、区民の権利・利益を保護しなければならない。
- 行政は、効率的・効果的な行政運営を行わなければならない。
- 職員は、その職責が区民の信託に由来することを自覚し、

この条例の目的の実現に向けて、政策課題に適切に取り組まなければならない。

5 区長の役割と在任期間

- 区長は、区民の信託にこたえ、区の代表者として、公正かつ誠実な行政運営を行わなければならない。
- 活力ある区政運営を実現するため、区長の職にある者は、連続して3期を超えて在任しないよう努めるものとする。

6 行政運営

- 財政見通しを踏まえた上で基本構想を定めるとともに、基本計画を策定し、総合的・計画的な行政運営を行う。
- 行政手續に関し共通する事項を定め、行政運営における公平性・公正性を確保し、透明性の向上を図る。
- 行政活動の成果を示す目標を設定し、その達成度を評価することにより、行政運営の改善を図る。
- 行政運営上の職員の違法な行為などによる公益の損失を防止するため、職員の公益通報に関する事項を定める。
- 行政運営の過程で区民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消するため、不利益救済のしくみなどを整備する。
- 個人情報保護を確保する。

7 区民の参加

- 行政運営への区民の参加の手續は、行政活動の内容・性質・重要性に応じて、個別意見の提出、意見交換会、パブリック・コメント手續（P.153参照）などの適切な形態・方法により行う。ただし、次の事項の決定に当たっては、原則として、意見交換会とパブリック・コメント手續を実施する。
 - ・区の基本構想・宣言等の策定・改廃
 - ・基本計画・個別計画の策定・改廃
 - ・区政運営に関する基本的な方針を定める条例、広く区民に義務を課し、または権利を制限する条例の制定・改廃の案
 - ・大規模公共施設の建設に関する基本的な計画の策定・変更
- 行政は、区民の参加により示された意見を踏まえ、区民の総意または合意点を見極める。
- 行政は、区民の意見の反映状況について説明責任を果たさなければならない。
- 住民投票は、事案ごとに制定される条例に基づいて実施する。その条例では、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格などを定める。

8 区民の合意事項の尊重

区は、区民の自治の活動を推進するため、区民が地域の課題解決に向けて、自ら守るべきものとして合意した事項を尊重する。

計 画 行 政 の 歩 み

1. 区政三か年計画

(1) 計画行政のスタート

区の本格的な計画行政のスタートは、昭和48年に策定した「区政三か年計画」に始まる。

この計画は、当面区政が取り組むべき課題と、課題の対応に必要な施策を明らかにし、区政を計画的に進めるために策定した。同時に、この計画によって区と区民を結び、ともに区政を考える共通の手がかりとしていくことを求めてまとめたものである。

「区政三か年計画」は、第1次計画（昭和48～50年度）策定以後、第2次計画（昭和52～54年度）、第3次計画（昭和54～56年度）と2回改訂し、その過程で、より多くの区民の要望、提案を反映する努力を行った。

(2) 中期計画をつくる

区は昭和56年1月に、「ともにつくる人間のまち中野」の考え方を基本理念とする「中野区基本構想」を、数多くの区民の参加を得て制定した。

基本構想は、その理念にふさわしい地域社会づくりのために、区民と区との共通目標となる将来の中野のあるべき姿と、区民と区が果たすべき役割を明らかにしたものである。

区では、この基本構想のめざす「あすの中野」を着実かつ効果的に実現していくため、長期的な財政見通しのもとに、区政が取り組む課題と事業の内容を明らかにした中期計画（行財政5か年の提案）を昭和56年度から策定した。

この計画は、第1次（昭和56～60年度）、第2次（昭和58～62年度）、第3次（昭和60～64年度）、第4次（昭和62～67年度）、第5次（平成2～4年度）と4回にわたり改訂してきた。

第5次中期計画は、長期計画（後述）策定にあわせて全面的に見直すことをあらかじめ予定していたため、計画年次を1年残して、新たに策定した長期計画、実施計画へその役割を引き継ぐこととなった。

2. 中野区長期計画

(1) 長期計画をつくる

区では、区政をとりまく社会経済状況の変化、区民ニーズの多様化に対応し、21世紀に向けて、基本構想がめざす「あすの中野」を区民とともに着実に実現していくため、これからの区政展開に必要な長期目標を構築し、区が進むべき方向を総合的に明らかにすることを目的として、新たな計画の策定に向けた取り組みを昭和63（1988）年度からスタートさせた。

区は、同年9月設置した「中野区長期計画検討区民会議」の提言をもとに、区議会や住区協議会をはじめ、幅広い区民からの提案・要望を得ながら、平成4（1992）年2月に中野

区長期計画を策定した。

平成4（1992）年度から13（2001）年度の10か年を計画期間とするこの計画では、21世紀の中野の都市像を「いきいきした住宅・文化都市」「ともにつくる福祉都市」「生涯学習のキャンパス都市」とあらわすとともに、都市像の実現に向けて「シンボルプロジェクト」として6つの重点課題を設定した。

(2) 第二次中野区長期計画の策定

基本構想の理念や中野区長期計画で示した3つの都市像などの基本的考え方は、その後も変わることなく中野区が将来進むべき方向を示している。しかし、この長期計画策定後、阪神・淡路大震災を契機とした震災対策の推進や本格的な高齢社会の到来に向けての備えなど行政需要が増大、多様化し、区政をとりまく環境は大きく変化してきた。一方、区財政は、いわゆるバブル経済崩壊による長期にわたる経済不況などにより、中野区長期計画策定時には予想できなかった厳しい状況に置かれた。

こうした状況のなかで、限られた財源で最大の効果が上がるよう、さらに創意工夫をこらし、長期的展望にたった計画的な行財政運営を進め、区民生活を守る施策を展望していくため、平成9（1997）年度を初年度とする10か年の第二次中野区長期計画を、区民参加、職員参加を得ながら策定した。

この計画では、引き続き3つの都市像を基本的な考え方とするとともに、「震災など災害に強い安全なまちづくり」「高齢社会に向けて、安心して生きがいのある暮らしをおくれるまちづくり」「少子化社会を踏まえて、安心して子育てができる、ふれあいのあるまちづくり」「学習・スポーツ、ボランティアなどの市民活動が活発に行われ、いきいきとしたまちづくり」「資源循環型社会をめざした、環境にやさしいまちづくり」の5つの視点を重視した。

(3) 実施計画の策定

実施計画は、長期計画が目標とする3つの都市像の実現に向けて、区政運営を計画的かつ総合的に進め、3か年に実施する長期計画事業の具体化を図るために策定するものである。

この計画は、事業の規模、事業費の概算および実施手順などを年度ごとに示す実行計画であり、各年度の予算編成の指針となるものである。

策定にあたっては、区民参加を基本とし、区政の課題について、区民意見や地域からの提案というかたちで求め、その内容の反映を図るとともに、区民参加の成果についても明らかにするよう努めた。

中野区長期計画では、計画期間を平成4（1992）年度から平成6（1994）年度までの3か年とする「第一次実施計画」と、これを引き継ぎ平成7（1995）年度から9（1997）年度まで

の3か年を計画期間とする「中野区第二次実施計画」を策定した。

また、第二次長期計画では、計画期間を平成9（1997）年度から11（1999）年度までの3か年とする「'97中野区実施計画」を策定した。この実施計画は、厳しい財政状況を踏まえ、施策の緊急性や重要性を考慮して、「震災対策など区民生活の安全を守るための施策」「保健・福祉サービスなど、少子・高齢化社会に向けて区民生活を守るための施策」「学習・スポーツ、ボランティアなど、区民が主体的に行う活動を支援するための施策」を重点とした。

(4) 計画体系の組み立て

平成3（1991）年度以前の区の計画体系は、基本構想を頂点として、その下に、基本計画と実施計画の両方の性格を併せ持つ中期計画を置くという二層構造になっていたが、長期的かつ総合的な視点にたった計画的な行財政運営のための指針となる長期計画が策定されることによって、区の計画体系の組み立ては、基本構想、長期計画および実施計画からなる三層の構造に変わった。

3. 中野区行財政5か年計画

(1) 行財政改革に向けた計画の策定

区は、平成5年度以降、厳しい財政状況に対して、事務事業の総点検や財政健全化推進プランに基づく改善に取り組みながら、区民サービスの維持に努めてきた。

こうした取り組みは、いずれも、一定の効果をあげたが、財政構造の抜本的な改革には至らず、また、基金も底をつき危機的な財政状況となった。

区は、この財政状況を打開するため、平成13（2001）年3月、「中野区行財政5か年計画」（2001年度～2005年度）を策定した。この計画は、行財政の構造的な改革を行い、安定した行財政基盤を確立するとともに、区政の新たな課題にとりくむためのものである。

計画の策定にあたっては、平成12（2000）年9月に素案を発表し、地域で説明会を行うとともに、提案ハガキなどにより区民意見を受け止め、関係者や区議会での議論をふまえてまとめを行った。

(2) 基本構想と行財政5か年計画

中野区基本構想は「ともにつくる人間のまち」にふさわしい地域社会を中野につくり上げることを目標に掲げている。行財政5か年計画は、この基本構想がめざす「あすの中野」の実現に向け、区が置かれている状況を踏まえて計画的な行財政運営を行うための基本計画であり、福祉やまちづくりなど分野ごとの個別計画の基本となるものである。

第二次中野区長期計画（1997年度～2008年度）は、その理念を行財政5か年計画に引き継いだことに伴い、廃止した。

(3) 基本的な考え方

行財政5か年計画では、基本構想を踏まえ、計画全体に渡る基本的な考え方を次の4つとしている。

- ① 中野区の自治を発展させる。
- ② 自主・参加・連帯に支えられた地域をつくる。
- ③ 平和な暮らしと人権を守る。
- ④ 安定した行財政基盤をつくり、効率的な区政を進める。

また、計画では、社会経済環境の変化を踏まえて、少子高齢化や環境問題、災害への備え、地域の活性化など、区が今後重点的に取り組むべき課題と5か年で取り組む施策の方向を示し、推進事業を明らかにしている。

4. 「新しい中野をつくる10か年計画」(第2次)

区は、基本構想の掲げる理念と「10年後に実現するまちの姿」を実現するための基本計画として、平成18年1月に、「新しい中野をつくる10か年計画」を策定した。

その後、区を取り巻く社会経済状況の変化を踏まえ、平成22年2月に基本構想を改定し、それに伴い、「新しい中野をつくる10か年計画（第2次）」として改定することとした。10か年計画（第2次）の計画期間は、平成22年度から31年度までの10年間である。

この計画は、中野区自治基本条例の規定に基づく区の基本計画として、中長期的な目標と戦略を明示し、目標を達成するための手段である事業について、予算や人員などの経営資源を最大限に活用し、もっとも効率的、効果的に展開していくための基本的な方向を示すものである。

この計画は、策定後も目標の達成度の検証などを行いなが

10か年計画の構成

第1章	計画の基本的な考え方	計画改定の背景・計画の性格・構成、計画と区政運営、計画と財政運営、計画期間と内容の改定について記している。
第2章	未来への扉をひらく4つの戦略と重点プロジェクト	特に区民生活に大きな影響を与える課題4つについて、先導的、効果的に取り組むための「未来への扉をひらく4つの戦略」と、戦略を推進する上での共通の重点プロジェクトを示している。
第3章	10年後の中野の姿とめざす方向	基本構想で描く4つの領域とその柱ごとに「10年後のまちの姿」を実現するため、「現状と課題」を示し、目標を掲げ、総合的・体系的に取り組む「施策の方向」を明らかにしている。また、「施策の方向」ごとに、将来像の達成状況の日安となる「成果指標と目標値」、実現手段である「おもな取り組み」、取り組みの手順を示す「実現へのステップ」について記している。
第4章	持続可能な行財政運営のために	持続可能な行財政運営のための財政運営の基本方針、10か年の財政フレームを示している。
参考資料		人口の推移、10年後の施設配置、用語の意味、計画策定までの経緯について記している。

ら、取組み内容の改善を図るとともに、概ね5年後、または、今後、区を取り巻く社会経済情勢が大きく変化した場合には、必要に応じて改定する予定である。

目標と成果による区政運営

区は常に社会・経済構造の変化に対応しながら、基本構想が描く将来像を実現するために、真に区民にとって価値のある施策を実施する持続可能な区政運営を行う。

そのためには、従前の組織や職員のあり方や区政運営の方法を、大胆に改革することが必要であるが、その基本となるしくみ・考え方が「目標と成果による区政運営」である。

1. 区政目標

すべての行政活動は区民生活や地域社会をよりよいものにするための目的をもっており、それを区政目標という。区政目標は、区民の視点から、わかりやすい言葉で定める。

目標はいくつかの部門に分類し、部門全体の目標からその下位の分野ごとの目標、さらにその下位の施策の目標まで分類整理して明確化し、体系化する。

この目標を達成するための手段である事業を最も効率的に実施するために、人員や予算などの経営資源を効果的に投入し、活用する。

2. 予算の編成と執行

予算は区政目標に対して最大の成果が生み出されるように、区政目標の体系にそって編成され、事業をとりまく環境の変化に応じ、目標の達成にむけて有効かつ柔軟に執行される。

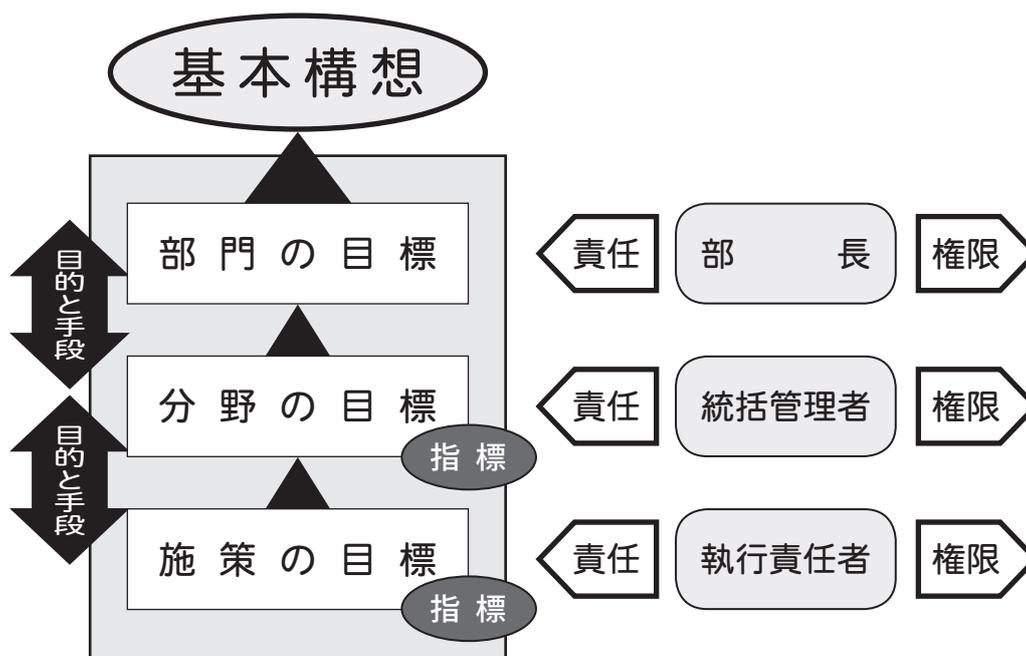
3. 組織と職員

部は、部門として括られた区政目標を達成するための経営単位としての組織である。

部の目標体系は区長の方針、指示に基づき部長が作成し、あらかじめ区長の承認を受ける。

部長は、担当する区政目標の達成に向け、予算、人員、施設、財産、情報という経営資源を最大限に活用できるように経営にあたる。

各職員は、部の目標の一部を分担し、その達成を各自の使命・職責とする。職員はその職責に応じ、事案の決定権を持ち、目標達成を実現することとなる。



4. 成果の評価と公表

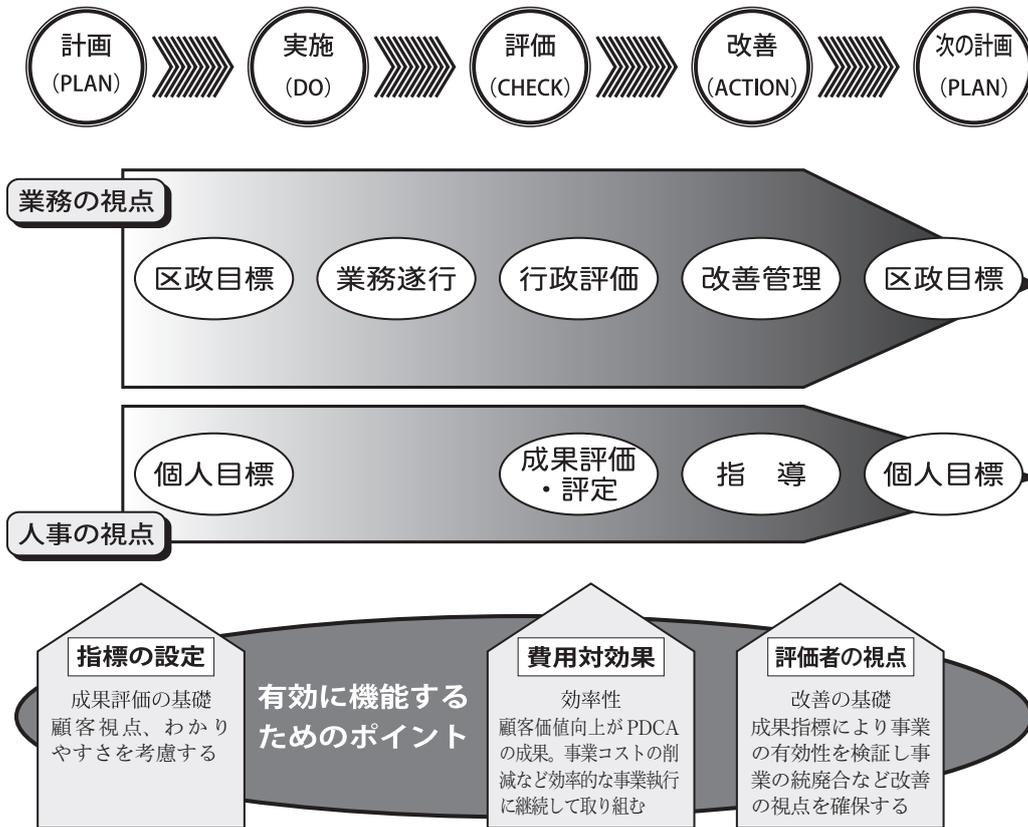
区政目標の達成に向けて実施された各事業の成果は、外部の視点から評価を行い、改善の基礎とする。

行政評価については、区民に対する区の説明責任を果たすために、わかりやすい表現で公開する。

5. 計画—実施—評価—改善（PDCAサイクル）の徹底

区政目標とその達成手段である事業、手続きなど、実施成果の評価にもとづき、常に改善する。

目標とその達成手段を数値指標で明確化する「計画」、目標達成に向けて行う事業の「実施」、その成果に対する「評価」、評価による改善点を次期の計画に反映させる「改善」という一連のしくみにより、不断に組織と人の質を高めつづけていくことが区政運営の基本である。



6. 事業部制による組織運営

目標達成を最も効果的にめざすために、部が権限と責任をもって区政運営を行う事業部制を導入している。

その最大のねらいは、各事業部が一つの経営体として中長期的な視点をもって、持続可能な組織運営に取り組むことである。より具体的には、区民サービスを実施する現場への権限委譲により、画一的でなく区民生活の実情にそった改善を現場が行えるようにすることである。

部長は、区長と調整しつつ、部の目標体系の設定、事業の選択、経営資源の配分を行い、最少の経費で最大の効果を生み出し、それが持続できるように部経営に努めている。

7. 職員への権限委譲と責任の明確化

目標と成果による区政運営においては、一人ひとりの職員が個人目標をもち、その達成をめざすとともに、その達成状況について評価を実施する。職員一人ひとりの目標達成の成果を評価するにあたっては、職員一人ひとりがその職責に応じた権限をもつことが前提となる。

●個人目標

職員一人ひとりには、自分が分担する業務の区政目標を理解し、その目標達成に向けて、自らの仕事の進め方に関する成果、時期などの目標、職務改善目標や能力開発目標、組織経営上の役割に関する目標、人材育成目標、特命事項に関する目標などについて個人目標を設定する。

非核・平和事業の歩み 「憲法擁護・非核都市の宣言」から31年

区は、1982年8月に「憲法擁護・非核都市」の宣言を行った。この宣言は、区民の平和を希求する声を背景に、約12,000名の請願を区議会が採択したことによって生まれたもので、私たちのいのちと暮らしを守るために、核を持つすべての国に対して、核兵器をすてよと訴える区民の率直な願いと崇高な思いが込められている。

さらに、1990年4月には「中野区における平和行政の基本

に関する条例」を施行し、「宣言」に基づく平和行政を区の政策目標として法的に位置づけ、その基本を明確にした。

宣言がなされて以降、区では区民とともにさまざまな非核・平和事業を展開してきたが、この条例の制定により、宣言の精神を現実のものとしていくために、安定的・継続的な平和事業の確保を図りながら、平和への取り組みを着実にすすめてきた。

中野区における平和行政の基本に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、中野区の平和行政に係る基本原則並びに平和に関する事業の推進及びその財源の確保について定め、もって区民の平和で豊かな生活の維持向上に資することを目的とする。

(基本原則)

第2条 中野区は、世界の平和を求める区民の意志を表明した憲法擁護・非核都市の宣言（別記）の精神に基づき、日本国憲法の基本理念である恒久平和の実現に努めるとともに、区民が平和で安全な環境のもとに、人間としての基本的な権利と豊かな生活を追求できるよう、平和行政を推進するものとする。

(平和事業の推進)

第3条 中野区は、平和行政を推進するため、次の事業（以下「平和事業」という。）を実施するものとする。

- 1 日本国憲法に規定する平和の意義の普及
- 2 平和に関する情報の収集及び提供
- 3 国内及び国外の諸都市との平和に関する交流
- 4 その他、この条例の趣旨に基づき区長が必要と認める事業

事業

(基金の設置)

第4条 平和事業に要する財源を確保するため、中野区平和基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第5条 基金の基本額は、1億円とする。

(基金の管理)

第6条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第7条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

2 区長は、前項の規定により基金に繰り入れた額の全部又は一部を平和事業に要する経費の財源に充てるため、処分することができる。

(繰替運用)

第8条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第9条 区長は、第7条第2項の規定によるほか、平和事業を実施するための財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(平和事業の公表)

第10条 区長は、平和事業の内容及びそれに要した経費並びに基金の運用状況を、毎年、区民に公表しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に区長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年条例第46号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。



非核・平和事業の主な取り組み

年 月 日	取 り 組 み 内 容
昭和57 8.15 (1982)	<ul style="list-style-type: none"> • 中野区が「憲法擁護・非核都市」を宣言……区民の請願（署名数11,973名）を区議会が全会派で採択し、区が宣言文を作成 • 啓発用懸垂幕の掲出（区役所、地域センター等7か所）、宣言文（3,400枚）を関係者へ送付、宣言文の区報掲載などを行った
昭和58 8.12 (1983) 8.15～21	<ul style="list-style-type: none"> • イギリス・大ロンドン市と中野区が「平和を守り核の脅威を取り除くための共同宣言」を行う • 一周年記念行事……宣言文パネルの掲出（地域センター、学校等78か所）、宣言塔の設置、宣言ステッカーの作成（区のお知らせ板に貼付）を行う
昭和59 4.12～15 (1984) 4.20～28 5.3 7.6 8.2	<ul style="list-style-type: none"> • 第1回非核自治体国際会議（イギリス・マンチェスター市）。当区を含め、9か国から99自治体が参加 • 「平和展'84」開催……「区民の平和論集」を発行 • 勤労福祉会館に、平和護憲の像〈母と子の平和〉を建立 • 第1回都内非核・平和宣言都市首長懇談会を開催……4区7市参加 • イギリス・大ロンドン市の議長との懇談会を開催
昭和60 3.28～31 (1985) 5～7月 7.17 7.20～26 8.5～7 8.5～9 8.15	<ul style="list-style-type: none"> • 第2回非核自治体国際会議（スペイン・コルドバ市）当区を含め、10か国、99自治体が参加 • 区民より「平和のシンボルマーク」を募集 • 第2回都内非核・平和宣言都市首長懇談会を開催…10区6市参加 • 「平和展'85」開催…被爆現物品も展示 • 「広島・平和の旅」……区内の青年97名が参加 • 第1回世界平和連帯都市市長会議（広島・長崎）に参加 • 「中野の戦災記録写真集」を刊行
昭和61 7.22～24 (1986) 8.15 10.9～12	<ul style="list-style-type: none"> • 「平和展'86」開催……区の平和に対する取り組みなどを紹介 • 平和の森公園に、平和記念碑を建立……広島市役所の被爆敷石をベースにした碑 • 第3回非核自治体国際会議（イタリア・ベルジャ市）当区を含め、15か国から162自治体が参加
昭和62 6.1 (1987) 8.7～9 8.17～10.15 12.6 12.15	<ul style="list-style-type: none"> • 東ドイツのドレスデン、マクデブルク両市と中野区が「核兵器の廃絶を願い、恒久平和の努力を誓う共同声明」を発表 • 「平和レポートの旅」実施……区民レポーター7名が被爆地長崎を訪問 • 「平和展'87」開催……区内4か所の会場（地域センター、青年館）を巡回展示 • 「平和フォーラム」実施…区民主体の「平和フォーラム実行委員会」が企画・運営 • ニュージーランド・ウェリントン市と中野区が「世界平和へ向けての共同宣言」を行う
昭和63 8.5～7 (1988) 10.1～7 11.1	<ul style="list-style-type: none"> • 「平和レポートの旅」実施……福祉ボランティアなど区民10名が被爆地広島を訪問 • 「平和展'88」開催……広島被爆現物資料などを展示紹介 • 「いま、平和と人権そして国際化を考える」をテーマに講演と映画のつどいを開催
平成元 2.8～11 (1989) 7.20 8.4～9 8.8～11	<ul style="list-style-type: none"> • 第4回非核自治体国際会議（アメリカ・ユージン市）当区を含む16か国92自治体が参加 • 平和の森公園事務所に「平和資料展示室」を設置 • 第2回世界平和連帯都市市長会議（広島・長崎）に参加 • 「女性と平和ー長崎への旅ー」実施……区内の女性10名が平和祈念式典に参加
平成2 4.1 (1990) 8.3 8.5～8 8.15～18 11.2 11.8～12	<ul style="list-style-type: none"> • 「中野区における平和行政の基本に関する条例」を公布・施行 • 「平和のつどい'90」開催 • 「女性と平和の旅ー広島への旅ー」実施……区内の女性10名（うち外国人3名）が参加 • 「平和展'90」開催 • 統一ドイツの新たな出発を記念し、マクデブルク市へオオヤマ桜の苗木200本を寄贈 • 第5回非核自治体国際会議（イギリス・グラスゴー市）に参加

年 月 日	取 り 組 み 内 容
平成3 (1991)	<ul style="list-style-type: none"> 2.20 中東湾岸戦争の即時停戦と平和を求める区長声明を行う 2.20 中東湾岸戦争の即時停戦と平和を求める意見書を区議会で全会派一致により採択 7.4～7 平和広報ビデオ「平和への旅（19分）」の制作 7.9～10 「女性と平和－沖縄の旅－」実施…区民10名が参加 8.15～17 第2回環太平洋非核自治体会議（ニュージーランド・ウェリントン市）に参加 8.15 「平和展'91」開催 12.5 「平和のつどい'91」開催 平和広報ビデオ「戦争のなかの子どもたち－ある国民学校の集団疎開（23分）」の制作
平成4 (1992)	<ul style="list-style-type: none"> 1.14 「憲法擁護・非核都市の宣言」銘板を区内20公園に設置 3.24 区議会「従軍慰安婦問題の謝罪・補償を求める意見書」採択 4.30 区立施設への憲法擁護・非核都市宣言ポスターパネル掲出 7.18 女性会館で平和交流会（女性と平和－沖縄の旅－報告ほか）開催 8.5～7 「親子で平和を考える－広島への旅」実施…親子7組14名が参加 8.11 憲法擁護・非核都市宣言塔新設 「平和のつどい'92」開催 8.11～16 「平和子供絵画展」・「平和展'92－戦禍のなかの子どもたち」開催 8.15 区報「憲法擁護・非核都市宣言」10周年記念特集号発行 11.4～8 第6回非核自治体国際会議（横浜市）に区民とともに参加
平成5 (1993)	<ul style="list-style-type: none"> 3 区立小中学校に平和文庫を設置 3.18 「憲法擁護・非核都市の宣言」銘板を区内30公園に設置 3.23 中野区民戦争体験記録集「平和への祈りを次代へ」を発行 7.20～30 「平和展'93－中学生からのメッセージ・広島にふれて」開催 7.24 「平和のつどい'93」開催 8.4～9 第3回世界平和連帯都市市長会議（広島・長崎）に参加 8.5～7 「広島親子平和の旅」実施…区内の親子10組20名が参加
平成6 (1994)	<ul style="list-style-type: none"> 3 「憲法擁護・非核都市の宣言」銘板を区内20公園に設置 3.23 中野区民戦争体験記録集第二集を発行 8.4～6 「被爆者広島平和の旅」実施…区内の被爆者5名が参加 8.8～10 「親と子の平和のつどい」開催 12.19 平和資料館建設構想懇談会設置
平成7 (1995)	<ul style="list-style-type: none"> 3.1～10 平和展「東京大空襲と中野の空襲」開催 3.6 「平和のつどい'94」開催 3.20 「中野区民戦争体験記録集第三集－広島・長崎を語り継ぐ－」を発行 6 平和共同宣言都市ウェリントンとマクデブルクへ被爆パネル、ビデオ等を贈呈 6.15～30 「平和展'95沖縄戦50年写真展」開催 6.27～30 世界平和連帯都市市長会議アジア太平洋地域会議（広島市）に参加 8.6 フランス核実験再開に対する中止要請書をシラク大統領あて送付（以後9/6、10/2、10/30、11/22、12/28、実験時にそのつど抗議文送付） 8.4～6、8.8～10 「被爆者平和の旅－広島・長崎－」…10名の被爆者が参加 8.18 「中国地下核実験に対する抗議文書を江沢民国家主席あて送付 11.4 「平和のつどい'95」開催 11.6 平和資料館建設構想懇談会の最終報告がまとまる
平成8 (1996)	<ul style="list-style-type: none"> 1.29 フランス核実験に対する抗議文書をシラク大統領あて送付 6.10 中国地下核実験に対する抗議文書を江沢民国家主席あて送付（7/30も抗議文送付） 8.2～15 広報番組「わがまちなかの」で“平和への祈りを次代へ－戦争体験者の証言（15分）－”を制作し、CTNチャンネル5で放送 8.1～9 平和展'96「広島・長崎原爆写真展」開催 8.16 「平和のつどい'96」開催 9.2～ 「戦災の木」（東京大空襲で焼けたしいの木）を展示（若宮小学校）

年 月 日	取 り 組 み 内 容
平成9 (1997) 3.5 ~ 8 5.26	<ul style="list-style-type: none"> 子ども国際環境絵画展「美しく平和な地球を守ろう！」開催 アメリカ臨界前核実験実施決定に対する撤回要請書をクリントン大統領あて送付（7/3、9/19、実験実施に対して抗議文送付）
8.1 ~ 14	<ul style="list-style-type: none"> 広報番組「わがまち なかの」で“わたしたちの街にも戦争があった（10分）”を制作し、CTNチャンネル5で放映
8.2 ~ 9	<ul style="list-style-type: none"> 平和展'97「世界の子どもと家族写真展」開催
8.4 ~ 6	<ul style="list-style-type: none"> 第4回世界平和連帯都市市長会議（広島）に参加
8.9	<ul style="list-style-type: none"> 「平和のつどい'97」開催
11.17	<ul style="list-style-type: none"> ロシア臨界前核実験に対する抗議文書をエリツィン大統領あて送付
平成10 (1998) 3.26	<ul style="list-style-type: none"> アメリカ臨界前核実験に対する抗議文書をクリントン大統領あて送付（9/28、12/14、実験時にも抗議）
5.12	<ul style="list-style-type: none"> インド地下核実験に対する抗議文書をナラヤナン大統領あて送付（5/14、実験時にも抗議）
5.19	<ul style="list-style-type: none"> パキスタンのタラル大統領へ地下核実験を行わないよう要請文を送付（5/29、6/1、には実験実施に対する抗議文書を送付）
7.30 ~ 8.6	<ul style="list-style-type: none"> 平和展'98「原爆と人間展」開催
8.1	<ul style="list-style-type: none"> 「平和のつどい'98」開催
12.4 ~ 10	<ul style="list-style-type: none"> 世界人権宣言50周年記念「平和と人権展」開催
12.10	<ul style="list-style-type: none"> ロシア臨界前核実験に対する抗議文書をエリツィン大統領あて送付
平成11 (1999) 2.10	<ul style="list-style-type: none"> アメリカ臨界前核実験に対する抗議文書をクリントン大統領あて送付（10/1、11/11、実験時にも抗議）
8.3 ~ 7	<ul style="list-style-type: none"> 平和展'99「守ろう地球のたからもの」開催
8.7	<ul style="list-style-type: none"> 「平和のつどい'99」開催
10.1 ~ 15	<ul style="list-style-type: none"> 広報番組「わがまちなかの」で“21世紀を平和の世紀へ（10分）”を制作し、CTNチャンネル5で放映
12.6 ~ 10	<ul style="list-style-type: none"> 「平和と人権展—難民問題を考える」開催
平成12 (2000) 2.4	<ul style="list-style-type: none"> アメリカ臨界前核実験に対する抗議文書をクリントン大統領あて送付（3/23、4/7、8/21、12/15、実験時にも抗議）
2.7	<ul style="list-style-type: none"> ロシア臨界前核実験に対する抗議文書をプーチン大統領代行あて送付
8.1 ~ 5	<ul style="list-style-type: none"> 平和展「21世紀を平和の世紀へ」開催
8.5	<ul style="list-style-type: none"> 「平和のつどい—21世紀を平和の世紀へ—」開催
9.5	<ul style="list-style-type: none"> ロシア臨界前核実験に対する抗議文書をプーチン大統領あて送付（11/6、実験時にも抗議）
12.4 ~ 8	<ul style="list-style-type: none"> 「平和の人権展」開催
平成13 (2001) 3.8 ~ 27	<ul style="list-style-type: none"> 企画展示「東京の空襲記録写真展」開催
5.29 ~ 6.13	<ul style="list-style-type: none"> 企画展示「世界の平和ポスター展」開催
7.5 ~ 19	<ul style="list-style-type: none"> 企画展示「中野の学童疎開写真展」開催
7.27	<ul style="list-style-type: none"> 第18回日本非核宣言自治体協議会総会及び全国大会参加
7.30 ~ 8.4	<ul style="list-style-type: none"> 平和展「21世紀を平和の世紀に」開催
8.4	<ul style="list-style-type: none"> 「平和のつどい2001」開催
8.4 ~ 5	<ul style="list-style-type: none"> 第5回世界平和連帯都市市長会議参加
9.27	<ul style="list-style-type: none"> アメリカ臨界前核実験に対する抗議文書をブッシュ大統領あて送付（12/14実験時にも抗議）
10.12 ~ 26	<ul style="list-style-type: none"> 企画展示「瞳を開いて—子どもたちが考える平和」開催
12.4 ~ 10	<ul style="list-style-type: none"> 「平和と人権展」開催

年 月 日	取 り 組 み 内 容
平成14 2.14 (2002) 2.26 ~ 3.13 6.8 6.20 ~ 28 7.30 8.1 ~ 15 8.5 ~ 6 8.15 9.3 10.8 ~ 16 11.2 11.1 ~ 10 12.4 ~ 10	<ul style="list-style-type: none"> 共同臨界前核実験に対する抗議文書をブッシュ大統領、ブレア首相あて送付 企画展示「東京の空襲記録写真展」開催 アメリカ臨界前核実験に対する抗議文書をブッシュ大統領あて送付（8/30、9/27実験時にも抗議） 企画展示「広島・長崎原爆写真展～原爆が奪っていったもの」開催 憲法擁護・非核都市宣言20周年事業「地域平和トーク」開催（全7回） 憲法擁護・非核都市宣言20周年事業「地域平和パネル展」開催 第19回日本非核宣言自治体協議会総会及び全国大会参加 憲法擁護・非核都市宣言20周年事業「バーチャル平和資料館」を区のホームページに開催 憲法擁護・非核都市宣言20周年を記念して、平和の森公園に被爆クスノキ・アオギリ2世の苗木を植樹 憲法擁護・非核都市宣言20周年事業「広島原爆被災展」開催 「平和のつどい2002」開催 「平和作品展」開催 「平和と人権展」開催
平成15 1.17 ~ 2.2 (2003) 3.5 ~ 16 4.3 5.19 ~ 30 6.23 ~ 7.4 7.23 ~ 8.22 8.2 8.8 ~ 9 10.1 10.20 ~ 11.4 12.4 ~ 11	<ul style="list-style-type: none"> 企画展示「平和への願いを込めて」開催 企画展示「東京の空襲記録写真展」開催 イラク戦争の即時中止を求める緊急声明文書をブッシュ大統領、ブレア首相、フセイン大統領あてに送付 企画展示「平和の願いをこめて」開催 企画展示「平和のためにできること～国境なき医師団のめざすもの」開催 平和展2003「巡回原爆展」、「平和の風を日本から世界へ」 「平和のつどい2003」開催 第20回日本非核自治体協議会総会及び全国大会参加 アメリカ臨界前核実験に対する抗議文書をブッシュ大統領あて送付 企画展示「難民問題解決のために～UHNCRの活動」開催 「中野区人権パネル展」開催
平成16 5.26 (2004) 6.23 ~ 7.4 7.17 ~ 8.29 7.29 ~ 30 7.31 8.11 10.25 ~ 11.4 12.6 ~ 10	<ul style="list-style-type: none"> アメリカ臨界前核実験に対する抗議文書をブッシュ大統領あて送付 企画展示「山の手大空襲」開催 平和展2004「巡回原爆展」、「非核自治体の過去・現在・未来」開催 第21回日本非核自治体協議会総会及び全国大会参加 「平和のつどい2004」開催 ロシア臨界前核実験に対する抗議文書をプーチン大統領あて送付 企画展示「紛争下の子どもの人権」開催 「中野区人権パネル展」開催
平成17 2.21 ~ 3.4 (2005) 4.20 5.26 ~ 6.8 7.20 7.22 7.26 ~ 8.16 8.4 ~ 5 8.6 10.17 ~ 28 11.9 ~ 12.19	<ul style="list-style-type: none"> 企画展示「東京の空襲記録写真展」開催 核不拡散条約（NPT）再検討会議の成功に向けた核兵器の廃絶を求める区長メッセージを核保有国及び核実験国に送付 企画展示「沖縄戦—沖縄上陸—の記録写真展」開催 戦後60年祈念事業「FOR YOUTH 平和のつどい」開催 平和資料展示室リニューアルオープン 平和展2005「原爆被害の実相」開催 第22回日本非核宣言自治体協議会総会及び全国大会参加 「平和のつどい2005」開催 企画展示「写真から学ぶ戦争の惨禍と平和の尊さ」開催 戦後60年平和祈念事業「語り部派遣」：鍋横朗読の会（中野本郷小、第二中）、日赤奉仕団（中野昭和小、桃園第二小）

年 月 日	取 り 組 み 内 容
平成18 (2006) 2. 1～10 2.24 3. 7～31 3.14 3.25 5.30～6. 8 8. 1～31 8. 5 8.31 10.10 10.17～31	<ul style="list-style-type: none"> • 企画展示「中野の学童疎開」開催 • アメリカ臨海前核実験に対する抗議文書をブッシュ大統領あて送付 • 平和祈念メッセージ作品展開催 • 戦後60年平和祈念事業「語り部派遣」：日赤奉仕団（丸山小） • 広島市の市民グループから寄贈されたポプラ2世の平和祈念植樹式実施 • 企画展示「山の手大空襲」開催 • 平和展2006「原爆記録写真展」開催 • 「平和のつどい2006」開催 • アメリカ臨海前核実験に対する抗議文書をブッシュ大統領あて送付 • 朝鮮民主主義人民共和国核実験に対する抗議文書を金正日国防委員長あて送付 • 企画展示「中野の学童疎開」開催
平成19 (2007) 2. 1～28 2.27 5.17～18 5.25～6.30 8. 1～31 8. 5 10.20 10.23～11.30	<ul style="list-style-type: none"> • 企画展示「狩野光男氏が描く東京大空襲」開催 • 語り部派遣事業：日赤奉仕団（桃園第二小） • 第24回日本非核宣言自治体協議会総会・研修会参加 • 企画展示「中野の空襲」開催 • 企画展示「広島・長崎の原爆記録写真展」開催 • 「平和のつどい2007」開催 • 語り部派遣事業：日赤奉仕団（丸山小） • 企画展示「中野の学童疎開」開催
平成20 (2008) 2. 1～29 5.22～23 5.23～6.30 8. 2 7.29～8.31 10.28 11. 4～12.25	<ul style="list-style-type: none"> • 企画展示「狩野光男氏が描く東京大空襲」開催 • 第25回日本非核宣言自治体協議会総会・研修会参加 • 企画展示「山の手大空襲（東京大空襲）」開催 • 「平和のつどい2008」開催 • 企画展示「広島・長崎の原爆記録写真展」開催 • 語り部派遣事業：日赤奉仕団（大和小） • 企画展示「中野の学童疎開」開催
平成21 (2009) 2. 2～28 5.26 5.26～7.23 7. 1 7.27～8.31 8. 2 10.23～11.30	<ul style="list-style-type: none"> • 企画展示「世界の平和を願う イラクの子どもたちの絵と写真展」開催 • 朝鮮民主主義人民共和国核実験に対する抗議文書を金正日国防委員長あて送付 • 企画展示「中野の空襲」開催 • 語り部派遣事業：日赤奉仕団（第九中） • 企画展示「広島・長崎の原爆記録写真展」開催 • 「平和のつどい2009」開催 • 企画展示「スケッチで綴るシベリア抑留の真実」開催
平成22 (2010) 1.28～2.28 5. 7～6.30 5.25～26 7. 8～8.31 7.31 10.14 10.22～11.30	<ul style="list-style-type: none"> • 企画展示「パレスチナ・ガザ地区に住む人々の悲しみ」開催 • 企画展示「中野の空襲」開催 • 第27回日本非核宣言自治体協議会総会・研修会参加 • 企画展示「広島・長崎の原爆記録写真展」開催 • 「平和のつどい2010」開催 • アメリカ臨海前核実験に対する抗議文書をオバマ大統領あて送付 • 企画展示「勇気の人 杉原千畝 助けられた命のメッセージ」開催
平成23 (2011) 2. 7～28 5.10～6.30 5.24～25 5.27 7. 8～8.31 7.21 7.30 10.26～11.27	<ul style="list-style-type: none"> • 企画展示「世界の被災地の現場より 子どもたちの写真を通して」開催 • 企画展示「中野の空襲／東京大空襲」開催 • 第28回日本非核宣言自治体協議会総会・研修会参加 • アメリカ核性能実験に対する抗議文書をオバマ大統領あて送付 • 企画展示「広島・長崎の原爆記録写真展」開催 • アメリカ臨海前核実験に対する抗議文書をオバマ大統領あて送付 • 「平和のつどい2011」開催 • 企画展示「子どもたちが見たホロコースト」開催

平成24 (2012)	2. 8～3. 6 4.23～6.25 7. 5～9. 2 8. 4 10.22～10.30	<ul style="list-style-type: none"> • 企画展示「国際支援の現場から見えること」開催 • 企画展示「中野の空襲／東京大空襲」開催 • 企画展示「広島・長崎の原爆記録写真展」開催 • 「平和のつどい2012」開催 • 企画展示「いわさきちひろ『平和パネル展』」開催
平成25 (2013)	2. 5～2.12 2.14	<ul style="list-style-type: none"> • 企画展示「アンネ・フランクと希望のバラ」開催 • 朝鮮民主主義人民共和国臨界前核実験に対する抗議文書を金正恩国防委員長あて送付

中野区と北京市西城区との友好区関係

1986年9月5日、中野区は北京市西城区と友好区関係（当初、「友好協力関係」として締結）を締結した。以降、さまざまな分野で活発に交流を展開している。



友好締結20周年を記念した調印式

日本国東京都中野区と中華人民共和国北京市西城区との友好協力関係締結に関する議定書

日中平和友好条約の精神に基づき、東京都中野区と北京市西城区は、日中両国民の友情のために、友好協力関係を樹立することを決定し、もって両区の繁栄と発展並びに東京都と北京市両都市間の友好協力関係の促進に貢献する。

中野区と西城区は、双方の必要に応じ、多様な方式をもって、経済、科学技術、文化、教育、まちづくりなど広範な交流と協力を積極的に行うことを確認する。

両区政府は、不断の努力を行い、適切な方法で連携を保持し、この友好協力関係の促進について協議する。

この議定書は、双方の首長が署名した日から発効する。

1986年9月5日
中野区長 神山好市
西城区区長 趙重清

●北京市西城区の概要

面積…約：50.7km²

人口…約125万人

人口密度…約25,000人／km²

位置…北京市の中央に位置し、天安門の西側に隣接、教育に力を入れている区として知られている。

区内には、人民大会堂、国务院、中央電報・電話局などの官公庁のほか、国立北京図書館、民族文化宮などの文化施設、その他歴代王朝の御苑として造られてきた北海公園、景山公園、パンダでおなじみの北京動物園もあり、北京市の中央市街地として発展している。2010年7月に隣接する宣武区と合併した。

日本国東京都中野区と中華人民共和国北京市西城区との友好区関係確立に関する確認書

日本平和友好条約の精神に基づき、中野区と西城区は1986年9月5日、「日本国東京都中野区と中華人民共和国北京市西城区との友好協力関係締結に関する議定書」に調印した。以来、両区は相互の信頼を確立し、広範な交流と協力を積み重ねてきた。

ここに、両区は日中両国の友好都市として、友好交流をさらに発展させるため、協議を行い、「友好協力関係」を「友好区関係」とすることを確認する。
1993年10月12日

中野区長 神山好市
西城区区長 李柄華

日本国東京都中野区と中華人民共和国北京市西城区との友好関係の継続発展に関する議定書

日中平和条約の精神に基づき、中野区と西城区は、1986年9月5日、「日本国東京都中野区と中華人民共和国北京市西城区との友好協力関係締結に関する議定書」に調印した。その後、1993年10月12日には、「友好協力関係」を「友好区関係」とすることを確認した。

友好締結以来、中野区と西城区は、相互の信頼を確立し、行政、文化、教育、体育、経済、技術などさまざまな分野で、豊饒多彩な友好交流と協力関係を積み重ねてきた。

友好締結20周年の節目にあたる今年、中野区と西城区は、改めて未来を展望し、これまで培ってきた友好関係をさらに推し進め、発展させることにより、相互の理解を一層深め、日中両国の友好のますますの発展に貢献することを確認する。

2006年8月29日
中野区長 田中大輔
西城区区長 林鐸
中野区議会議長 高橋ちあき
西城区人民代表大會常務委員会 張国玉

中野区とソウル特別市陽川区との姉妹都市関係

中野区はかねてより取り組んできたソウル特別市陽川区との姉妹都市関係の締結に向け協議が整ったため、陽川区訪問団が中野区を訪れ、2010年11月8日に姉妹都市関係を締結した。

両区との行政及び民間における交流事業については、今後具体的な協議を行う予定である。



調印式

●ソウル特別市陽川区の概要

面積…約：17.4km²

人口…約50万人

人口密度…約28,500人／km²

位置…ソウル市の南西部に位置し、マンションや一般住宅が密集する居住地域である。韓国を代表する都市となるために、最高の教育・都市インフラを整備するとともに、高品質な区政運営を目指している。

日本国東京都中野区と大韓民国ソウル特別市陽川区との 姉妹都市関係の締結に関する議定書

日本国東京都中野区と大韓民国ソウル特別市陽川区は、相互理解と信頼関係のもとに姉妹都市関係を締結し、共に学び合い、力を合わせて両区の発展と両区民の福祉の増進を図るとともに、日韓両国の友好親善と交流に貢献することを基本理念として、次の事項に合意する。

- 1 両区は、文化・芸術・スポーツ・経済・教育・青少年・議会・行政その他の分野で、相互に協力しながら積極的に交流を行う。
- 2 両区は、区民の幅広い参加と協力により将来にわたり持続的な交流を行い、両区民の友情を深めるよう努める。

この議定書は、双方の首長が署名した日から効力を発する。

2010年11月8日

日本国東京都中野区 大韓民国ソウル特別市陽川区
区長 田中大輔 区庁長 李濟學

中野区国際交流協会の活動

中野区に暮らす外国人の数は約11,000人で、区の人口の約3.4%を占めている。地域で暮らす外国人は、言葉を含めた生活の面で不自由を抱えている。この状況に区民の力を借りて対応するとともに、異なる文化、言葉を持つ人々との交流が世界平和にもつながるという考えのもと、'89年6月に任意団体として中野区国際交流協会を設立した。('91年2月から、01年3月まで財団法人として運営) 現在、区民を中心とした多数の登録ボランティアの協力のもとに、地域レベルでの外国人支援や国際交流活動を実施している。

〈2012年度の主な事業〉

1. 北京市西城区との交流事業

少年野球交流

2. その他の交流事業 (区からの委託事業を含む)

中野・ウェリントン友好子ども交流、日本語講座、国際理解講座、各種語学講座、新春のつどい、外国人相談 など

中野区と福島県田村市(旧常葉町)との姉妹提携

姉妹提携の誓い
(調印文)

姉妹提携協定書

中野区と旧常葉町は、昭和57年に、姉妹提携を結び、長年にわたり住民相互の支流と友好を育み、厚い信頼関係を築いてきました。

このたび、旧常葉町の姉妹提携を引き継いだ田村市と中野区は、ここに、産業、文化、教育などの幅広く、持続的な交流を通じて、理解と信頼を深め協力し合い、相互の繁栄と幸福をもたらすため、恒久的な友好親善関係を進展させる一層の努力をすることを誓います。

以上の合意を確認するため、この協定書に署名します。

平成20年10月11日

▼交流のあゆみ

昭和54年7月、中野区の「少年自然の家」の設置を契機として常葉町(当時)との交流が始まった。常葉町は平成17年3月1日に周辺4町村と合併して「田村市」に生まれ変わったが、中野区との姉妹提携は新しい市にそのまま引き継がれている。

1. 少年自然の家を中心とする交流
2. 中野まつりを通じた住民の交流
3. スポーツを通じた住民の交流
4. 災害時における救援用物資の提供などの相互応援に関する協定

中野区		姉妹都市の概要		田村市	
人口は平成25年4月1日の住民基本台帳の数(外国人登録者を含む)	312,303人	人口	40,427人		
(注)産業分類は平成22年国勢調査による(分類不能の産業は構成比に含まず)	15.59km ²	面積	458.30km ²		
(注)財政規模は平成25年度一般会計当初予算額	25.0 ~ 44.5m	標高	430 ~ 1,192m		
(注)児童・生徒数は平成25年5月1日現在(総合計)	約20,030人/km ²	人口密度	約88人/km ²		
人口は約30万人を数え、人口密度は23区で屈指の高さであるが、都心に近く交通の便が良いことから、生活利便性が高く暮らしやすい生活都市。	0.1%	●産業分類(就労人口)●			
	10.4%	第一次産業	16.5%		
	72.9%	第二次産業	37.4%		
	1,170億4,100万円	第三次産業	45.6%		
区立	11,917人	財政規模	336億1,000万円	(注)児童・生徒数は平成25年12月3日現在	
	36校	児童・生徒数	3,113人		
		小・中学校数	23校		
		地域の特色	阿武隈高原の中央に位置し、全体の約62%を山林が占める典型的な中山間地域で、美しい青空と緑豊かな自然に恵まれた高原都市。		

人権施策

日本国憲法は、人種・信条・性別・社会的身分・門地などによって差別されないとする法のものとの平等、思想及び良心の自由、信教の自由、学問の自由、生存権、教育を受ける権利、勤労の権利など、多くの種類の人権を基本的人権として保障している。

わが国は、平成9（1997）年に国内行動計画を定め、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染患者等の人権問題を重要課題として、教育・啓発に取り組んでいる。

中野区でも一人ひとりの権利が守られ、あらゆる差別を許さない地域社会形成のために、家庭、学校、職場、地域社会などの身近なところからお互いの人権を尊重するための啓発活動に努めている。

●人権パネル展

毎年「人権週間」（12月4日～10日）に併せて人権啓発パネルの展示や区内小中学校の人権の取り組みなどをパネルにして展示している。

●人権啓発ビデオの貸し出し

人権を身近な問題として考えていただけるよう、人権に関する啓発ビデオの貸し出しをしている。

●人権擁護委員

人権擁護委員は、その地域の住民で人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある人の中から法務大臣から委嘱された人たちであり、日常、啓発活動や相談活動を行っている。

啓発活動としては、小学生を対象とした「人権の花運動」、「子どもたちの人権メッセージ発表会」や中学生を対象とした「人権作文コンテスト」、民間企業の人権研修への講師派遣の活動を行っている。

人権擁護相談は区役所1階の専門相談室で月1回行っている。

1. 特別区制度の歩み(成立から都区制度改革)

(1) 特別区の成立(昭和22年)

昭和22年、日本国憲法および地方自治法が施行され、東京の区は「特別区」と呼ばれる特別地方公共団体として位置付けられ、一般の市に準ずる地位が与えられた。しかし、本来、一般の市が行うべき多くの事務が都に留保されていたことなどから、事務の配分や財源を巡って都区間に紛争を生じていくこととなった。

(2) 区長公選制の廃止(昭和27年)

大都市行政の統一的・効率的運営を図ることを目的として、昭和27年の地方自治法改正により、区長は、区議会が都知事の同意を得て選任することとされ、特別区は具体的に制限列挙された事務を処理し、それ以外の事務は都が処理することとされた。特別区は「都の内部的な団体」という色彩が強くなり、その自治権を大きく後退させることとなった。

(3) 特別区事務権能、財政自主権の強化(昭和39年)

その後、人口や産業の過度の集中から都政の行き詰まりが叫ばれるようになってきたため、昭和39年の地方自治法改正により、福祉事務所の移管など、事務移譲や都区協議会の設置が実現し、税制においても地方税法に特別区税が法定されるなど、特別区事務権能、財政自主権が強化された。

(4) 区長公選制の復活(昭和49年)

その後も特別区の自治権拡充運動が重ねられ、昭和49年の地方自治法改正により、区長公選制が復活するとともに、都の配属職員制度が廃止され、区長の人事権が確立した。

また、事務権能についても飛躍的に拡大され、特別区は、個別の法律により都が処理することとされたものを除き、市に属する事務および保健所設置市の事務を処理することとなった。

この改革以降も、都の内部団体的性格や財政面で自主性を発揮しにくいしくみなどの改善に向けて、特別区は都区制度改革を目指す運動を進めていった。

(5) 都区制度改革の実現(平成12年)

都と特別区による検討・協議や、特別区の行政、区民、区議会が結集した働きかけが実り、平成2年の第22次地方制度調査会の「都区制度改革に関する答申」を踏まえ、平成10年に地方自治法改正が成立し、平成12年に都区制度改革が実施された。

この改革の主な柱は、①特別区の「基礎的な地方公共団体」への位置付け、②大都市地域の行政の一体性・統一性に配慮した特別区の自主性・自立性の強化、③都から特別区への事務の移譲であった。改革の実現により、特別区は、住民に身近な自治体として、第一義的な役割と責任を担うこととなり、

平成12年4月から清掃事業をはじめ、区民生活に関わりの深い多くの事務が特別区に移管された。単に事業を施行する主体が区になるということだけでなく、区も区民もこれまで以上に多くの責務を負うこととなった。

2. 都区制度改革以降の取り組み

(1) 残された課題

新たなスタートを切った都区制度であったが、法改正の趣旨に即した都区の役割分担に基づく財源配分の問題について、都区間の見解が相違し、課題として積み残されたため、引き続き協議することとなった。

しかし、都区間の協議は難航し、平成18年2月の都区協議会において、今後の都区のあり方について、事務配分、特別区の区域のあり方(再編等)、税財政制度などを根本的かつ発展的に検討する場を設けるなどの整理が行われ、基本的な問題の解決は、今後の検討にゆだねられることとなった。

(2) 「都区のあり方検討委員会」の設置

平成18年11月、都区協議会のもとに、「都区のあり方検討委員会」が都区合同で設置された。

検討委員会のもとに、専門的な事項を検討するための、幹事会が置かれ、①都区の事務配分、②特別区の区域のあり方、③都区の税財政制度等について検討を行ってきた。

都区の事務配分については、平成23年1月時点で、都区の事務配分の検討対象とした444項目について、方向付けを全て終了し、53項目が区へ移管する方向で検討する事務とされた。

特別区の区域のあり方については、将来の都制度や東京の自治のあり方を明らかにしていくことが重要であり、学識経験者も含め、都と区市町村共同で、調査研究することが必要であるとの認識が都区双方から示された。その結果、平成21年9月に「東京の自治のあり方研究会」を都、特別区長会、東京都市長会、東京都町村会で共同設置し、平成27年3月までの期間で検討が進められている。

また、税財政制度のあり方については、今後、事務配分等の検討の状況をみたと議論することとされている。

3. 地方分権

(1) 第一次地方分権改革(平成5年～平成12年)

特別区が都区制度改革に取り組んでいる中、国では平成7年5月に地方分権推進法が成立し、同年7月に地方分権推進委員会が発足した。同委員会は、平成9年10月までに機関委任事務の廃止をはじめ、条例制定権の拡大など4次にわたる勧告を行った。

一連の勧告を受けて、平成10年5月、政府は地方分権推進

計画を策定し、法制化へ取り組みを行い、平成11年7月に地方分権一括法が成立し、地方自治法を含む関係法律の改正などが行われた。

法律の主な内容は、①国および地方公共団体が分担すべき役割の明確化、②機関委任事務制度の廃止およびそれに伴う事務区分の見直し、③権限移譲の推進、④必置規制の見直し、⑤地方公共団体の行政体制の整備・確立などであった。この法律は、都区制度改革の実施と同じ、平成12年4月に施行された。

(四)機関委任事務…法律または政令により、国または他の地方公共団体などから、都道府県知事、市町村長などの地方公共団体の機関に委任される事務。条例制定をすることができない、議会の検査権等が制限されているなどの問題があった。

(2) 三位一体の改革(平成14年～平成18年)

政府は、平成14年6月に発表した「骨太の方針2002」の中で示された3つの改革、すなわち①国庫補助負担金の廃止・縮減、②税財源の移譲、③地方交付税の一体的な見直しにより、国と地方の税源配分の変更等を図ることを企図した「三位一体改革」を進めてきた。しかし、平成18年度の税制改正などにより、約3兆円の税源移譲は実現したものの、国庫補助負担金の改革については、国と地方の役割分担に基づく議論が行われないまま、単に補助負担率を引き下げる手法が大きな役割を占めたため、地方の裁量や自由度が大幅に高められたとは言えず、区は地方六団体の一員である全国市長会を通じて適正化への要望を行っている。

(3) 第二期地方分権改革(平成18年～)

三位一体改革以後の地方分権改革を進めるため、平成18年12月に地方分権改革推進法が成立した。同法では、国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本として、必要な措置を講じていくこととしている。同法に基づき、平成19年4月に内閣府に地方分権改革推進委員会を設置し、法制上・財政上の措置などについて勧告をさせることとした。

同委員会での4次にわたる勧告を踏まえた施策を実施するため、政府は平成21年11月に地域主権戦略会議を設置した。地域主権戦略会議では、平成22年6月に閣議決定した地域主権戦略大綱に基づき、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲、ひもつき補助金の一括交付金化、出先機関の抜本改革といった課題について法制化を図るなど取り組みを進めている。

(4) 道州制の議論の動向

第28次地方制度調査会は、平成18年2月に「道州制のあり方に関する答申」を示し、社会経済状況の変化に対応した地方自治制度の構造改革のため、明治期以来の都道府県行政を見直し、道州制を導入することを提案した。同答申で、東京圏については、周辺の県の区域も合わせることを基本としつつも、都の区域や現在の特別区が存する区域等については、一の道州などとすることも考えられるとしていた。

平成19年1月、政府は特命担当大臣のもとに道州制ビジョン懇談会を発足させ、平成20年5月に中間報告を行った。同

懇談会では、平成21年度中に道州制ビジョンをまとめる予定であったが、民主党政権に代わり、平成22年2月に懇談会は廃止された。

(5) 分権と都区制度

以上のとおり、国において地方分権改革が進められてきているが、一方で特別区は都区制度という大都市制度のもとにおかれており、直ちに全国一般の制度を全面的に適用したい面を持っている。

当区においても、国の地方分権の動向を注視しつつ、都区間での「都区のあり方検討委員会」などの議論や検討状況を踏まえ、区のあり方、自治のあり方について検討していく必要がある。

4. 特別区の性格と事務および財政

(1) 特別区の性格

平成12年4月の都区制度改革の実現により、特別区は「基礎的な地方公共団体」と法律上に明記され、都が「広域の地方公共団体」と位置付けられた。これによって、特別区は一般の市町村と同様に、区民生活に密着した事務を都に優先して処理し、区民に対して第一義的に責任を負う自治体となった。

(2) 事務の範囲

特別区は、「基礎的な地方公共団体」として、都が広域の地方公共団体として処理している事務、消防、上下水道等、大都市における行政の一体性・統一性の確保の観点から都が処理する必要のある事務を除いて、清掃事業をはじめとする住民に身近な事務事業を行っている。

(3) 財政の特例

特別区には、原則として市の規定が適用されるが、特別区の存する地域においては、通常市町村が行う事務の一部を都が処理するなど、特別な大都市制度が採用されていることから、財政制度においても次のような特例が設けられている。

① 地方税の課税権等

特別区が課する税目は、特別区民税(市町村民税個人分)、軽自動車税、特別区たばこ税、鉱産税、入湯税であり、市町村税のうち市長村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税(平成15年度から課税停止)、事業所税、都市計画税は、特例として都税とされている。

なお、都が課している市町村税のうち、市長村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税は都区の共有財源として、後述する都区財政調整制度の調整税目とされており、都条例により、その一定割合が特別区に交付される。また、都に都市計画税が留保されているが、特別区も都市計画事業を実施していることから、別途、都独自の都市計画交付金が特別区に交付されている。

② 地方交付税

普通地方公共団体の一般財源の一つである地方交付税について、特別区の区域では「都区合算規定」という特例が適用されている。地方交付税額の算定にあたり、特別区の存する区域を一つの市とみなして算定し、府県として算定した都の分とを合算して、一般財源に不足があれば、都に交付するこ

ととなっているため、特別区は交付対象団体とはなっていない。

③ 都区財政調整制度

都区財政調整制度は、大都市としての都区制度の特殊性を踏まえて、地方交付税制度が都区合算で適用されることを前提に、都区間の事務配分や税配分等の特例に対応して、都と特別区および特別区相互間の財源を調整する制度である。

このしくみは、毎年度の都区協議を経て、都が条例に基づき、各区ごとに必要な経費（基準財政需要額）を算定し、各区の特別区税などの収入（基準財政収入額）と比較して、基準財政需要額が基準財政収入額を超える額を特別区財政調整交付金として交付することによって、財源の調整を行うものである。

この交付金の財源は、都が課する市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税の収入見込み額に、都の条例で定める配分割合（平成23年度は100分の55）を乗じて得た額を充てている。この配分割合については、今後も税財政制度の改革や都区間の役割分担の変更などに応じて見直しを行うこととなっている。

④ 地方債

特別区は地方債を起すことができ、福祉施設、学校、公園などの建設事業の財源としている。なお、地方債の発行について、従来は都知事の許可が必要であったが、平成18年4月から一般市と同様に、都知事との協議制に移行している。

ただし、区が課している普通税のほか、都が課する市町村民税法人分、固定資産税の税率のいずれかが標準税率未満である場合には、都知事の許可が必要となっている。

5. 特別区の組織

特別区にも市と同様に、議決機関として区議会、執行機関として区長ならびに行政委員会および委員が設けられており、その組織、権限、選任方法なども原則として市の場合と同じであるが、特別区および都区の関係の特殊性から、いくつかの特例が定められている。

(1) 執行機関

《区 長》

① 選任方法

特別区の区長は、住民の直接選挙によって選任される。任期は4年で、失職、退職、直接請求などは市長の場合と同様である。

② 権 限

原則として市長と同様に、区長は当該特別区を代表し、その事務を処理するために広範な権限を有している。また、他の執行機関に対して、任命権、予算の調製執行権、条例の提案権を有し、各執行機関の組織運営などについて総合調整権を有している。

③ 補助機関

区長の補助機関として置かれる副区長、会計管理者その他の職員についても市の規定が適用される。

《行政委員会および委員》

教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員など

の行政委員会、委員の組織および権限は、ほぼ市と同様である。しかし、特例として固定資産評価審査委員会は、固定資産税が特別区の存する区域においては都税とされているため、都に置かれている。

特別区は、昭和52年の地方公務員法改正により、人事委員会を設置できるようになったが、各区に置かず、昭和53年4月に23区共同で一部事務組合方式による特別区人事委員会を設置した。

《附属機関》

特別区の執行機関の権限に属する事務について、審査や調査などを行う附属機関は、市と同様であり、法律または条例によって、民生委員推薦会、国民健康保険運営協議会、防災会議、都市計画審議会などの附属機関が置かれている。

(2) 地方公共団体の組合

① 一部事務組合

特別区は、地方自治法第284条第2項に基づき、都道府県、市町村および特別区の事務の一部を共同処理するための一部事務組合を設置することができる。

現在、特別区では、人事委員会に関する事務および生活保護法による更生施設等の設置管理事務などを処理する特別区人事・厚生事務組合、可燃ごみと不燃・粗大ごみの中間処理およびし尿の下水道投入を行う東京23区清掃一部事務組合、ならびに競馬事業を行う特別区競馬組合の3組合を23区共同で設置している。

② 広域連合

広域連合とは、都道府県、市町村および特別区の事務のうち、広域にわたり処理することが適当であるものを共同処理するために設けるものであり、一部事務組合よりも幅広い権能を持つのが特徴である。

平成20年4月の後期高齢者医療制度の運営主体として、平成19年3月に都内の全ての区市町村が構成団体となって、東京都後期高齢者医療広域連合が設立された。この広域連合は、保険料の決定、資格の認定、医療給付、制度・財政運営などを行い、区市町村は、保険料の徴収、資格の取得喪失の受付、被保険者証の交付などを行っており、役割分担のもとに連携・協力して保険制度の運営を行っている。

1. 区議会

議決機関である区議会は、中野区的意思決定機関として、区民から選挙によって選ばれた議員で構成する合議制の機関である。

区議会が行うもののうち、最も重要なのは議決権で、条例の制定・改廃、予算の議決、決算の認定など、区の重要事項についての意思決定を行う。

議決権以外では、区政の適正運営を期するための執行機関（区長・行政委員会）の事務の調査や、請願・陳情の審査、関係行政庁への意見書の提出などがある。

2. 区議会の構成（平成26年1月1日現在）

- (1) 議員数／定数42人 現員数42人
- (2) 正副議長／議長 伊 東 しんじ
副議長 やながわ 妙子

3. 常任委員会

常任委員会は、所管事項について専門的な審査を行うため、条例により設置されている。

中野区議会では、現在5つの委員会が活動している。

4. 特別委員会

特定の事件や重要な問題の審査など、議会が特に必要と認めるときに、その問題ごとに設置する。



議会棟

本会議風景



常 任 委 員 会

委員会名	所管事項	定数	委員名（◎印は委員長 ○印は副委員長）
総務委員会	政策、財政、契約・財産管理、組織・人事、広聴・広報、男女平等、情報化推進、施設の整備・保全、行政評価、危機管理、選挙・監査に関する事、他の委員会に属さないことなど。	9人	◎内川 和久 ○酒井たくや 木村 広一 石坂わたる 北原ともあき いでい良輔 久保 りか 奥田けんじ 岩永しほ子
区民委員会	区民相談、住民情報システム、戸籍・住民基本台帳、区民税、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、環境・地球温暖化対策、清掃事業・リサイクル、生活環境に関する事など。	8人	◎ひぐち和正 ○いながきじゅん子 若林しげお 後藤 英之 白井ひでふみ 金子 洋 大内しんご 佐伯 利昭
厚生委員会	地域活動の推進、地域ケア・地域支援、保健衛生・社会福祉、保健所・福祉事務所、スポーツ・文化・生涯学習に関する事など。	8人	◎長沢 和彦 ○小林ぜんいち 中村 延子 浦野さとみ 吉原 宏 篠 国昭 やながわ妙子 むとう有子
建設委員会	都市計画・住宅、地域まちづくり、産業振興・都市振興、道路や河川の管理、公園整備、建築、防災・都市安全に関する事など。	8人	◎小林 秀明 ○来住 和行 伊東しんじ 平山 英明 林 まさみ 佐野れいじ 近藤さえ子 市川みのる
子ども文教委員会	区立小・中学校などの学校教育、保育園・区立幼稚園などの幼児教育、図書館、子育て支援・子どもの育成に関する事など。	9人	◎高橋ちあき ○石川 直行 高橋かずちか 甲田ゆり子 南かつひこ 森たかゆき 小宮山たかし 伊藤 正信 かせ 次郎

特 別 委 員 会

委員会名	所管事項	定数	委員名(◎印は委員長 ○印は副委員長)
中野駅周辺地区等整備特別委員会	①区役所・サンプラザ地区一体的整備について ②中野駅周辺地区整備について	14人	◎市川みのる ○木村 広一 高橋かずちか 小林ぜんいち 後藤 英之 内川 和久 浦野さとみ 佐野れいじ 久保 りか 奥田けんじ 篠 国昭 佐伯 利昭 むとう有子 かせ 次郎
震災対策特別委員会	①大地震の対策と復興計画について ②防災地域まちづくりについて ③東日本大震災等の被災地の復興支援について	14人	◎平山 英明 ○北原ともあき 甲田ゆり子 石坂わたる 石川 直行 伊東しんじ 白井ひでふみ 林 まさみ 吉原 宏 酒井たくや 長沢 和彦 大内しんご 高橋ちあき 来住 和行
地域支えあい推進特別委員会	①地域における見守りや支えあい活動の推進について ②地域活動支援制度等について ③地域の子ども・子育て支援について	14人	◎岩永しほ子 ○中村 延子 若林しげお ひぐち和正 南かつひこ 森たかゆき いながきじゅん子 小宮山たかし いでい良輔 小林 秀明 近藤さえ子 金子 洋 伊藤 正信 やながわ妙子

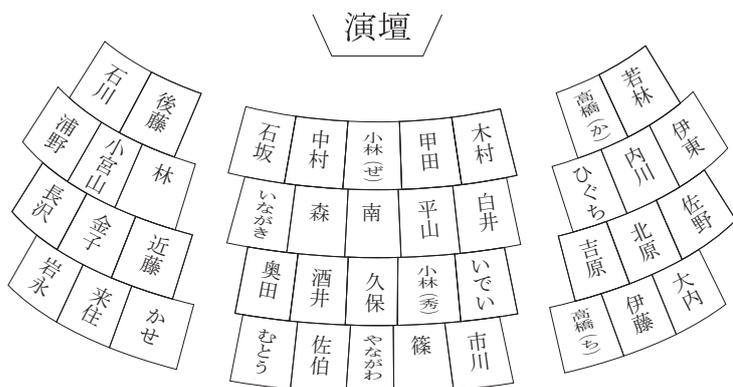
5. 議会運営委員会

所管事項	定数	委員名(◎印は委員長 ○印は副委員長)
▼議会の運営に関する事項 ▼議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 ▼議長の諮問に関する事項の調査 ▼議会に関する議案、請願・陳情などの審査	11人 (欠員1)	◎いでい良輔 ○白井ひでふみ 南かつひこ 浦野さとみ 北原ともあき 久保 りか 酒井たくや 長沢 和彦 大内しんご 篠 国昭

6. 会派別議員数 ()は幹事長

自由民主党議員団	14名	(いでい 良 輔)
公明党議員団	9名	(久 保 り か)
日本共産党議員団	6名	(長 沢 和 彦)
中野区議会民主党議員団	4名	(酒 井 た く や)
みんなの党	2名	(後 藤 英 之)
無所属議員	7名	

7. 議席配置図



平成23・24年区議会開会状況

(1) 定例会 定例会は、年4回以内、条例で決められた回数を開くよう地方自治法で定められており、中野区議会は、2月、6月、9月、12月に開かれている。

	会議名	会 期	本会議日数
23年	第1回定例会	2月21日～3月16日 24日間	5日
	第2回定例会	6月20日～7月5日 16日間	5日
	第3回定例会	9月28日～10月28日 31日間	5日
	第4回定例会	12月1日～12月14日 14日間	4日
	延 べ 会 期	85日間	19日
24年	第1回定例会	2月16日～3月23日 37日間	6日
	第2回定例会	6月6日～6月19日 14日間	4日
	第3回定例会	9月20日～10月22日 33日間	5日
	第4回定例会	12月3日～12月20日 18日間	3日
	延 べ 会 期	102日間	18日

(2) 臨時会 臨時会は、次の定例会までの間に、議会の議決が必要になったときに開く。

	会議名	会 期	本会議日数
23年	第1回臨時会	3月30日 1日間	1日
	第2回臨時会	5月24日 1日間	1日
	延 べ 会 期	2日間	2日

平成23・24年区議会傍聴者数

中野区議会は、本会議、委員会ともに公開制をとっている。本会議の傍聴は、定員100人となっている。委員会の傍聴は15人までとなっているが、それ以上になったときでも委員会が認めれば傍聴できる。本会議、委員会とも、区議会事務局で傍聴券を交付する。

本会議傍聴者数

会 議 名	傍 聴 者 数	
	23年	24年
第1回定例会	50人	95人
第1回臨時会	2	-
第2回定例会	59	105
第2回臨時会	8	-
第3回定例会	68	82
第4回定例会	34	24
計	221	306

委員会傍聴者数

委 員 会 名	傍 聴 者 数	
	23年	24年
常任委員会	196人	338人
特別委員会	18	27
議会運営委員会	1	39
予算特別委員会	26	54
決算特別委員会	21	19
計	262	477



決算特別委員会風景

委員会視察風景



議案 請願・陳情

議案は本会議で提案された後、関係委員会で審査され、本会議に報告、出席議員の過半数で賛否を決める。また、区民の区政に対する要望や願いを請願や陳情の形で受け、審査した後、採択・不採択を決める。平成23年は請願4件、陳情11件、平成24年は請願3件、陳情26件を受理した。

種類別議決件数

(単位：件)

区 分	平成23年							平成24年				
	1定	1臨	2臨	2定	3定	4定	合計	1定	2定	3定	4定	合計
条例等の制定・改廃	31	1		12	11	16	71	21	8	5	16	50
予 算	11			1	1		13	10	1	2	1	14
決 算					6		6			5		5
契 約	1			2	1		4	1	1	5		7
財 産	1			1	1		3	3	4		1	8
負担付寄附又は贈与 権 利 の 放 棄							0					0
公の施設の長期独占利用							0					0
訴 の 提 起・ 和 解	1				1		2		1	2		3
特別区道の路線認定・廃止	3			1			4				2	2
特別職の任命の同意等	1		2	1			4					0
特 定 事 件 の 調 査			3				3		1			1
意 見 書・ 決 議	6			6	4	9	25	5	3	4	3	15
そ の 他	4		1	1	1	3	10	2	2	2	4	10
計	59	1	6	25	26	28	145	42	21	25	27	115

3

執行機関

区民の意思決定機関である区議会に対して、事務を管理執行する機関で、区長および行政委員会、行政委員が置かれ、さらに補助機関として副区長および職員が置かれている。また、附属機関として区政に必要な調査・審議を行う各種の協

議会、審議会等が設けられている。

区行政の最高責任者である区長は、区民によって直接選挙で選ばれ、任期は4年である。区長を補佐する副区長は、区議会の同意を得て区長が選任する。任期は4年である。

職種別職員現員表

(平成25年4月1日現在) (単位：人)

区分	職	種(現員)
事務系(1,007)	事務(1,006)	社会教育(1)
福祉系(526)	福祉(526)	
一般技術系(134)	土木造園(57) 建築(48)	機械(8) 衛生監視(13) 気(7) 学芸研究(1)
医療技術系(87)	医師(3) 理学療法(2) 診療放射線(3) 作業療法(1) 歯科衛生(4) 検査技術(8)	栄養士(12) 保健師(41) 看護師(13)
技能系(218)	介護指導(6) 調理(46) 用務(16) 警備(4) 自動車運転Ⅱ(28)	作業Ⅲ(109) 作業Ⅰ(9)
業務系(1)	事務(業務)(1)	
学校関係職員(89)	事務(6) 作業Ⅰ(1) 福祉(3) 調理(26) 警備(13) 用務(29)	幼稚園教諭(9) 指導主事(2)
計	2,062	

附属機関一覧

(平成25年10月1日現在)

名称	定数	任期	構成	職務のあらまし
1 男女平等 専門委員会	3人以内	2年	学識経験者	男女平等に関する苦情等の申し出のうち区長が助言を求めた申し出について審議し、その対応に必要な助言を行う。 〈設置根拠〉中野区男女平等基本条例
2 特別職報酬 等審議会	10人以内	2年	区内の公共的団体等代表者、その他区民	特別職の報酬等の額の適否について調査審議し答申する。 〈設置根拠〉中野区特別職報酬等審議会条例
3 情報公開 審査会	5人以内	2年	地方自治、基本的人権等に関し優れた識見を有する者	不服申立てその他実施機関から諮問のあった事項について審査、審議をする。個人情報の公開について意見を述べる。条例の解釈、運用について調査し、勧告する。 〈設置根拠〉中野区区政情報の公開に関する条例
4 個人情報保 護審査会	5人以内	2年	個人情報の保護に関し、優れた識見を有する者	不服申立てについて審査する。 〈設置根拠〉中野区個人情報の保護に関する条例
5 個人情報保 護審議会	14人以内	2年	区民、学識経験者	個人情報の収集事項、収集方法、目的外利用、外部提供、外部委託の各制限および電子計算組織への記録等について審議する。個人情報保護制度の運営に関する重要な事項について、実施機関の諮問に基づき調査審議する。個人情報の保護に関する重要な事項について、区長に意見を述べる。 〈設置根拠〉中野区個人情報の保護に関する条例
6 法令遵守 審査会	3人以内	2年	行政運営および職員の職務に関して、または法律に関して、学識経験者または専門的知識を有する者	通報があった公益通報にかかる事実の調査および審査、審査結果を区長および通報者へ報告をする。不当要求行為等の審査および区長へ答申をすること等。 〈設置根拠〉中野区職員倫理条例
7 入札監視 委員会	3人	2年	入札及び契約の制度に関して学識経験を有する者	区が発注した工事等の入札および契約手続きの運用状況等について報告を受け、その内容について審議すること等。 〈設置根拠〉中野区入札監視委員会条例
8 子ども・子 育て会	15人以内	2年	学識経験者、事業運営関係者、子どもの保護者、地域関係者、公募区民	子ども・子育て支援法に基づく事業計画の策定にあたり、意見を述べる。子ども・子育て支援施策の推進に必要な事項及び施策の実施状況を調査審議する。 〈設置根拠〉中野区子ども・子育て会議条例

次ページへつづく

9	区民公益活動推進協議会	10人以内	2年	区内団体等が推薦する区民、公募区民、学識経験者	公益活動を行う区民団体への助成や公益活動の推進についての審議、区民団体の公益活動への基金からの助成の審査を行う。区民公益活動の推進に関して必要に応じ区長に意見を述べる。 〈設置根拠〉中野区区民公益活動の推進に関する条例
10	民生委員会	14人以内	3年	区議会議員、民生委員、社会福祉事業実施関係者、社会福祉関係団体の代表者、教育関係者、関係行政機関職員、学識経験者	民生委員・児童委員候補者を都知事に推薦する。 〈設置根拠〉民生委員法
11	国民健康保険運営協議会	21人	2年	被保険者代表、保険医または保険薬剤師の代表、公益代表、被用者保険等保険者代表	国民健康保険に関する条例、規則等の制定・改廃、保険給付の種類および内容の決定・変更、保険料の料率の決定・変更、その他運営上重要と認められる事項について審議する。 〈設置根拠〉国民健康保険法
12	介護認定審査会	200人以内	2年	保健、医療、福祉に関する学識経験を有する者	介護保険法に基づき、要支援・要介護認定の審査および判定を行う。 〈設置根拠〉介護保険法
13	産業振興審議会	15人以内	2年	区内の産業振興に携わる者、学識経験者、その他区長が必要と認める者	区内の産業振興に関する重要課題に係る振興施策を構築、推進していくに当たって、これに関する基本的な考え方等を審議する。 〈設置根拠〉中野区産業振興審議会条例
14	次世代育成推進審議会	25人以内	2年	次世代育成推進施策に関して識見を有する者 地域において子どもの育成に関する活動に携わる者 学校、児童福祉施設等において子どもの育成に携わる者	区長の諮問に応じ、次世代育成推進施策に関する重要な事項について審議し、または調査する。 次世代育成推進施策の充実を図るために必要な事項について、区長に対し意見を述べるができる。 〈設置根拠〉中野区次世代育成推進審議会条例
15	保健福祉審議会	30人以内	3年	学識経験者、保健医療関係者、社会福祉関係者、区民	保健医療、社会福祉、介護保険事業の充実および改善に関する重要な事項について、総合的に検討し、その施策の推進を図るため、区長の諮問に基づき審議を行う。 〈設置根拠〉中野区保健福祉審議会条例
16	福祉サービス苦情調整委員	4人以内	2年	福祉、法律等に関し優れた識見を有する者	区の福祉サービスに関する申立ての受付、申立てに関して調査、審査、通知、意見を表明する。処理状況を報告する。 〈設置根拠〉中野区福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する条例
17	民間福祉サービス紛争調停委員	3人以内	2年	福祉および法律に関し優れた識見を有する者	有償民間福祉サービスについて、区民と事業者とのトラブルに関して調査、調停を行う。 〈設置根拠〉中野区民間福祉サービスに係る紛争の解決の促進に関する条例
18	感染症診査協議会	4人以上 12人以内	2年	感染症指定医療機関の医師、医療に関する学識経験を有する者、法律に関し学識経験を有する者、医療および法律以外の学識経験を有する者	感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する患者の勧告入院およびその期間の延長、申請に基づく費用の負担に関する必要な事項を審議する。 〈設置根拠〉感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
19	大気汚染障害者認定審査会	10人以内	2年	医学に関し学識経験のある者	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例（昭和47年東京都条例第117号）に基づいて大気汚染障害者の認定に係る必要な調査審議を行う。 〈設置根拠〉中野区大気汚染障害者認定審査会条例
20	障害者の障害程度区分に係る審査及び判定等に関する審査会	30人以内	2年	障害者等の保健または福祉に関する学識経験を有する者	障害者総合支援法に基づき、障害程度区分に関する審査および判定を行う。また、区が障害福祉サービスの支給決定を行うにあたって意見を求めた場合に意見を述べる。 〈設置根拠〉障害者総合支援法
21	社会教育委員	10人以内	2年	学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者	教育委員会に対し社会教育に関する意見を述べる。 〈設置根拠〉中野区社会教育委員の設置に関する条例
22	文化財保護審議会	12人以内	2年	考古・歴史・民俗・建築等の文化財に関し豊かな識見を有する者、学識経験者	教育委員会に対して、文化財の保存および活用に関する重要事項について調査審議し、意見を述べる。 〈設置根拠〉中野区文化財保護条例
23	環境審議会	20人以内	2年	学識経験者、事業者、区民	区長の諮問に応じ、環境基本計画に関することのほか、環境の保全に関する基本的な事項を調査審議する。環境の保全に関し必要な事項について、区長に意見を述べるができる。 〈設置根拠〉中野区環境基本条例

次ページへつづく

24	地球温暖化防止対策審議会	20人以内	2年	地球温暖化防止対策に関して識見を有する者、地球温暖化防止対策を実施する事業者、地域における地球温暖化防止対策の促進に携わる者	区長の諮問に応じ、地球温暖化防止対策に関する重要な事項について審議し、または調査する。地球温暖化防止対策の充実を図るために特に必要な事項について、区長に意見を述べる ことができる。 〈設置根拠〉中野区地球温暖化防止条例
25	廃棄物減量等推進審議会	18人以内	2年	区民、事業者、学識経験者	一般廃棄物の処理の基本方針およびその他処理に関する重要な事項について区長の諮問を受け、審議し答申する。 〈設置根拠〉中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例
26	食品安全委員会	15人以内	2年	学識経験者、営業者団体・消費者団体の推薦者、公募区民	食品の安全確保に関する重要な事項について調査審議する。 〈設置根拠〉中野区食品安全委員会条例
27	都市計画審議会	15人以上 25人以内	2年	学識経験者、区内団体等が推薦する区民、区議会議員、関係行政機関または東京都の職員	都市計画法によりその権限に属された事項を調査するとともに、区長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議する。また、都市計画に関する事項について関係行政機関に建議する。 〈設置根拠〉中野区都市計画審議会条例
28	建築審査会	5人	2年	法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生または行政に関し優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断ができる者	建築基準法の規定する同意および審査請求に対する裁決、ならびに特定行政庁の諮問に応じて、建築基準法の施行に関する重要事項の調査審議をする。 〈設置根拠〉建築基準法
29	建築紛争調停委員会	6人以内	2年	法律、建築の分野またはその他の学識経験者	区長の求めに応じ建築紛争調停に必要な調査審議を行い意見を述べるとともに、区長の諮問に応じて紛争の予防と調整に関する重要事項について調査審議する。 〈設置根拠〉中野区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
30	住宅政策審議会 ※	16人以内	2年	学識経験者、区民	住宅マスタープランの策定その他住宅政策の推進に関する重要な事項について調査審議する。 〈設置根拠〉中野区住生活の基本に関する条例
31	国民保護協議会	40人以内	2年	自衛隊に所属する者、都職員、教育長、消防長等、区職員、指定公共機関または指定地方公共機関の役員または職員、学識経験者	区の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議する。当該重要事項に関し区長に意見を述べる。 〈設置根拠〉武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
32	防災会議	44人以内	2年	関係行政庁、区職員、指定公共機関または指定地方公共機関もしくは公共的団体、自主防災組織、学識経験者（専門委員・幹事を置くことができる。会長は区長）	中野区地域防災計画を作成し、その実施を推進する。区の区域に係る防災に関する重要事項を審議する。当該重要事項に関し区長に意見を述べる。 〈設置根拠〉災害対策基本法
33	自転車等駐車対策協議会	30人以内	2年	警察、道路管理者等自転車等の駐車対策に係る者、鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者、学識経験者、公募区民	自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議する。 〈設置根拠〉中野区自転車等放置防止条例

※平成25年12月1日現在選任していない。

教育委員会

教育委員会は、地域の実情に応じた教育を行うことを目的として設置された、5人の委員で組織される合議制の執行機関である。委員は、区長が議会の同意を得て任命し、任期は4年で再任されることができる。教育委員会の事務をつかさどる教育長は、委員長を除く委員のうちから教育委員会が任命し、委員としての任期中在任する。原則、毎週金曜日に定例会を公開で開催し、傍聴者はアンケート用紙により意見を提出できるほか、毎月最後の定例会終了後に傍聴者発言の時間を設けている。また、夜の教育委員会や地域での教育委員会を開催するとともに、学校長との意見交換会や児童・生徒との対話集会を行うことにより、開かれた委員会運営を推進している。

教育委員会活動状況

		23年	24年
会 議	定 例 会	36回	40回
	臨 時 会	4回	5回
定例会傍聴者数	延 べ 数	186人	183人
	1 回 平 均 <small>(※)</small>	6.4人	5.5人
対 話 集 会 等		7回	8回

※学校訪問を除く

選挙管理委員会

選挙は民主政治の基盤であり、国および地方の政治に民意を反映させるための基本的手段である。

選挙管理委員会は、昭和22年の地方自治法施行により地方公共団体の長から独立した執行機関として設置された。委員会は、4名の委員で構成される合議制の執行機関で、委員は選挙権を有する区民のなかから区議会の選挙により選出される。また委員の欠員に備えて補充員4名が同時に選出され、任期はともに4年である。選挙管理委員会は、法令等の定めるところにより各種選挙の適正な管理・執行と選挙が公正かつ適正に行われるように、選挙人の政治意識の向上に努めることとされている。

選挙人名簿等登録者数（9月2日定時登録による）

年	選挙人名簿登録者数（人）		
	総 数	男	女
平成20	266,709	133,138	133,571
21	266,997	133,668	133,329
22	266,394	133,401	132,993
23	265,736	133,244	132,492
24	266,486	133,652	132,834

年	在外選挙人名簿登録者数（人）		
	総 数	男	女
平成20	737	377	360
21	770	389	381
22	802	411	391
23	741	377	364
24	734	360	374

(1) 選挙の管理・執行

最近執行した選挙の結果は次のとおりである。

各種選挙投票状況一覧

選挙種別	執行年月日	当日有権者数（人）			投票者数（人）			投票率（%）		
		総 数	男	女	総 数	男	女	平均	男	女
都 知 事	23.4.10	259,947	130,012	129,935	146,891	70,268	76,623	56.51	54.05	58.97
区 議 会 議 員	23.4.24	255,841	127,908	127,933	102,895	49,265	53,630	40.22	38.52	41.92
都 知 事	24.12.16	262,575	131,559	131,016	162,277	80,364	81,913	61.80	61.09	62.52
衆 議 院 議 員 (小選挙区選出) (比例代表選出)	24.12.16	265,460	133,091	132,369	162,969	80,767	82,202	61.39	60.69	62.10
					162,929	80,732	82,197	61.38	60.66	62.10

(2) 明るい選挙推進事業

選挙管理委員会は、選挙人の政治意識の向上と明るい選挙実現のために、明るい選挙推進協議会の協力を得て、各種啓発事業を行っている。

(ア) 明るい選挙推進協議会

協議会は、明るい選挙を推進するための民間の自主的団体として、昭和32年に設立され、明るい選挙推進に関する調査、研究、企画にあたりるとともに、実際の活動を担う明るい選挙推進委員を委嘱している。

協議会の委員は、学識経験者、選挙管理委員、話しあい指

導員等により構成されている。

(イ) 明るい選挙推進委員

各地区の推進委員は、明るい選挙の実現のため、区内各地で「話しあい活動」等を行っている。また選挙管理委員会が実施する各種啓発事業にも協力している。

(ウ) 話しあい指導員

指導員は、明るい選挙推進委員に対し、話しあいに関する技術的、専門的な指導・助言にあたっている。

明るい選挙推進事業

事業名	対象	実施期間	事業内容	23年度	24年度
				事業実績	事業実績
① 明るい選挙ポスターコンクール	小・中・高児童・生徒	5月～9月	選挙啓発ポスターのコンクール	応募状況(12校 364点) 小学校 265点 中学校 99点	応募状況(16校 449点) 小学校 231点 中学校 203点 高等学校 15点
② ポスター展	一般区民	1月～2月	ポスターコンクールの入選作品を区民活動センター等で展示	南中野区民活動センターほか2か所で実施	南中野区民活動センターほか2か所で実施
③ 若年層(新成人)啓発	新成人を中心とした若年層	12月～1月	若者向けに作成した「なかの選挙だより」を新成人等に送付。また、成人のつどいに参加した新成人を対象に、選挙への意識を調査するアンケートを実施	16,000部送付	16,000部送付
④ 明るい選挙推進大会	推進委員	3月～4月	推進協議会関係者が一堂に集う	3月15日実施 表彰式、講演会等	4月11日実施 委嘱式・24年度事業計画等
⑤ 推進委員合同研修会	推進委員	11月(隔年)	明るい選挙推進活動をより充実するための研修会を開催		11月16日実施
⑥ 政治講座	推進委員、一般区民	11月(隔年)	政治や選挙を身近に感じてもらうための講演会を開催	11月24日実施	
⑦ 地区まつり等における街頭啓発	一般区民	10月～11月	明るい選挙推進委員が各地区まつり等の会場にて啓発資材を配付	15か所で実施	15か所で実施
⑧ 話しあい活動	一般区民	年間	明るい選挙推進委員が身近なテーマで話し合う。主なテーマ「選挙・政治」「福祉・環境」等	15回 開催	16回 開催

監査委員

監査委員は、地方自治法に基づき、財務に関する事務の執行のほか、一般行政事務について監査する独任制の執行機関である。

委員の定数は4名で、区長が議会の同意を得て、識見を有する者および区議会議員のうちから、それぞれ2名を選任す

る。識見を有する委員のうち1名を代表監査委員とし、監査委員に関する庶務を処理する。

任期は、識見を有する委員が4年で、議員選任委員は議員の任期による。

監査委員監査実績

監査等の種別	23年度		24年度	
	期間	公表・提出年月日	期間	公表・提出年月日
1. 定期(財務)監査	23.4.26～24.1.18	24.1.25	24.4.24～25.1.23	25.1.30
2. 定期(工事)監査	23.9.27～24.2.23	24.2.23	24.9.26～25.3.6	25.3.12
3. 財政援助団体等監査	23.10.17～24.2.23	24.2.23	24.10.15～25.3.6	25.3.12
4. 事務監査			24.11.12～25.3.21	25.3.27
5. 決算審査	23.7.22～23.8.9	23.8.31	24.7.24～24.8.7	24.8.29
6. 基金運用状況審査	23.7.22～23.8.9	23.8.31	24.7.24～24.8.7	24.8.29
7. 健全化判断比率等審査	23.8.4～23.8.24	23.8.31	24.8.1～24.8.22	24.8.29
8. 例月出納検査	月1回(年12回)	検査終了後	月1回(年12回)	検査終了後
9. 住民監査請求	(1件)		(1件)	

◆ 予 算 ◆

平成24年度の当初予算額は、一般会計1,164億7,800万円(対前年度当初予算伸び率4.6%)、用地特別会計38億9,000万円(同△44.0%)、国民健康保険事業特別会計329億1,300万円(同2.7%)、後期高齢者医療特別会計60億5,800万円(同7.1%)、介護保険特別会計198億1,500万円(同12.4%)であった。

また、平成25年度の当初予算額は、一般会計1,170億4,100万円(対前年度当初予算伸び率0.5%)、用地特別会計66億5,400万円(同71.1%)、国民健康保険事業特別会計339億3,200万円(同3.1%)、後期高齢者医療特別会計61億9,900万円(同2.3%)、介護保険特別会計198億6,100万円(同0.2%)となっている。

平成25年度予算は、持続可能な区政運営を前進させるため、これまで進めてきた取り組みをさらに一步前進させ、聖域なく経費の圧縮、削減を図るとともに、歳入を遺漏なく確実に確保し、着実な事業展開に繋げていくこととし、次の9項目の方針に基づいて編成された。

- ①「新しい中野をつくる10か年計画(第2次)」及び新たな政策課題については、機を逸することなく、的確に対応すること。東日本大震災以降、浮かび上がってきた課題に対し、戦略的取り組みを行うこと。
- ②新規・拡充事業は、政策的位置付けと戦略的展開を明確に

すること。

- ③国や都の政策動向を注視し、情報収集に努めること。
- ④持続可能な財政運営を堅持するため、さらなる歳出抑制・節減に努めること。
- ⑤予算編成と並行して進めている事業の見直しについては、これまでに確認された方向性に基づき、抽出した重要課題の見直し、事業化等適切な対応を図ること。
- ⑥特別区税や国民健康保険料については、徴収目標額及び収納率を定め、全庁挙げての徹底した取り組みを具体化し、確実な税収の確保に努めること。
- ⑦事業を実施するにあたり、その効果・検証をすることはもとより、その経費の積算にあたっては、決算状況をもとに実績を踏まえて行うこと。
- ⑧部・室長及び部経営担当副参事による部・室内及び分野間調整を徹底し、全ての事業を評価し、優先順位付けを行うこと。
- ⑨財政運営上の非常事態が続いており、全事業を視野に入れた歳出構造の再構築を進める必要がある。細部に亘って整合性のある抑制・管理を行うため、全事業を対象として査定を行う。

平成24年度予算の主な事業

経 営 費	
区有施設耐震改修	2億5,567万5千円
都 市 政 策 推 進 費	
中野駅周辺まちづくり	9,475万7千円
西武新宿線沿線まちづくり	1億520万円
都市型産業支援	5,434万1千円
地 域 支 え あ い 推 進 費	
障害者相談支援事業の拡充	8,292万1千円
本一高齢者会館整備	8,432万1千円
区 民 サ ー ビ ス 管 理 費	
区役所1階総合窓口の改善	4,236万4千円
子 ども 教 育 費	
保育の充実	14億8,676万2千円
特別支援教育の拡充	9,346万5千円
区立学校改築・再編整備	13億5,139万2千円
健 康 福 祉 費	
高齢者肺炎球菌ワクチン接種支援	1,173万9千円
文化・スポーツ施設大規模修繕	8,131万8千円
環 境 費	
なかのエコポイント	2,132万3千円
都 市 整 備 費	
大規模公園(防災公園等)の整備	108億8,573万4千円
地域防災まちづくり	2,764万9千円
緊急輸送道路の沿道建築物等の耐震化促進	4億9,189万8千円

平成25年度予算の主な事業

経 営 費	
区有施設耐震改修・耐震対策	8億7,188万3千円
都 市 政 策 推 進 費	
産業振興の充実・ライフサポート事業の支援	3,687万4千円
中野駅周辺まちづくり	9,635万円
西武新宿線沿線まちづくり	2億3,754万7千円
地 域 支 え あ い 推 進 費	
地域での見守り体制の充実	315万
高齢者福祉センターの機能転換	3,621万2千円
南部すこやか福祉センター等整備	2億2,408万6千円
区 民 サ ー ビ ス 管 理 費	
住民基本台帳カードの無料交付	3,236万3千円
税滞納整理支援システム改修	2,658万6千円
子 ども 教 育 費	
待機ゼロ対策	3億8,420万5千円
アポロ園事業(巡回訪問事業等の充実)	1億5,707万7千円
区立学校施設の整備	39億220万3千円
健 康 福 祉 費	
がん検診・健診制度の改善	2億780万3千円
在宅療養推進	204万6千円
環 境 費	
ペットボトル破碎回収機による回収事業	1,054万5千円
都 市 基 盤 費	
防災対策の推進	1億176万5千円
大規模公園(防災公園等)整備	78億3,493万8千円
区内街路灯のLED化	4億6,365万円

(歳入)

年度別一般会計歳入歳出予算款別表 (当初予算)

(単位：千円、%)

款	23年度		24年度		25年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
1. 特別区税	29,619,123	26.6	28,510,670	24.5	29,718,394	25.4
2. 特別区交付金	31,300,000	28.1	30,300,000	26.0	31,180,000	26.6
3. 地方譲与税	440,000	0.4	440,000	0.4	430,000	0.4
4. 利子割交付金	380,000	0.3	370,000	0.3	350,000	0.3
5. 配当割交付金	120,000	0.1	170,000	0.1	160,000	0.1
6. 株式等譲渡所得割交付金	70,000	0.1	40,000	0.0	40,000	0.0
7. 地方消費税交付金	3,200,000	2.9	3,300,000	2.8	3,200,000	2.7
8. 自動車取得税交付金	240,000	0.2	290,000	0.2	240,000	0.2
9. 地方特例交付金	330,000	0.3	120,000	0.1	100,000	0.1
10. 交通安全対策特別交付金	35,000	0.0	30,000	0.0	30,000	0.0
11. 分担金及び負担金	796,336	0.7	769,098	0.7	864,441	0.7
12. 使用料及び手数料	2,076,722	1.9	2,046,640	1.8	2,100,220	1.8
13. 国庫支出金	19,700,430	17.7	21,037,400	18.1	21,364,758	18.3
14. 都支 outputs 入金	7,158,076	6.4	7,765,343	6.7	6,940,103	5.9
15. 財産収入	60,499	0.1	120,194	0.1	181,635	0.2
16. 寄付入金	488,003	0.4	2,064,003	1.8	76,003	0.1
17. 繰入金	7,704,066	6.9	11,289,302	9.7	11,975,703	10.2
18. 繰越金	400,000	0.4	400,000	0.3	400,000	0.3
19. 諸収入	1,056,745	0.9	1,137,350	1.0	1,120,743	1.0
20. 特別区債	6,195,000	5.6	6,278,000	5.4	6,569,000	5.6
歳入合計	111,370,000	100.0	116,478,000	100.0	117,041,000	100.0

(歳出)

(単位：千円、%)

款	23年度		24年度		25年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
1. 議会費	1,003,913	0.9	908,658	0.8	909,313	0.8
2. 経営費	7,530,982	6.8	7,183,097	6.2	9,320,492	8.0
3. 都市政策推進費	3,273,235	2.9	1,367,881	1.2	1,458,285	1.2
4. 地域支援あい推進費	4,200,638	3.8	3,498,549	3.0	3,390,151	2.9
5. 区民サービス管理費	13,697,036	12.3	14,289,688	12.3	14,618,665	12.5
6. 子ども教育管理費	27,844,860	25.0	25,747,001	22.1	27,285,834	23.3
7. 健康福祉費	25,600,160	23.0	27,002,438	23.2	28,206,046	24.1
8. 環境費	5,424,801	4.9	5,294,289	4.5	5,224,176	4.5
9. 都市基盤費	12,022,622	10.8	17,648,247	15.2	15,082,761	12.9
10. 公債費	6,366,733	5.7	7,730,496	6.6	6,697,166	5.7
11. 諸支出	4,305,020	3.9	5,707,656	4.9	4,748,111	4.1
12. 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	100,000	0.1
歳出合計	111,370,000	100.0	116,478,000	100.0	117,041,000	100.0

(歳入)

年度別用地特別会計歳入歳出予算款別表 (当初予算)

(単位：千円、%)

款	23年度		24年度		25年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
1. 財産収入	6,514,000	93.8	3,621,170	93.1	6,417,696	96.4
2. 繰入金	434,000	6.2	268,830	6.9	236,304	3.6
3. 特別区債	—	—	—	—	—	—
歳入合計	6,948,000	100.0	3,890,000	100.0	6,654,000	100.0

(歳出)

(単位：千円、%)

款	23年度		24年度		25年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
1. 公債費	6,948,000	100.0	3,890,000	100.0	6,654,000	100.0
2. 用地費	—	—	—	—	—	—
歳出合計	6,948,000	100.0	3,890,000	100.0	6,654,000	100.0

※構成比については、表示単位未満を四捨五入しています。そのため合計の額があわない場合があります。

(歳入) 年度別国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算款別表 (当初予算) (単位:千円、%)

款	23年度		24年度		25年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
1. 国民健康保険料	8,811,717	27.5	8,933,666	27.1	8,864,239	26.1
2. 一部負担金	4	0.0	4	0.0	4	0.0
3. 国庫支出金	7,402,847	23.1	7,614,132	23.1	7,508,578	22.1
4. 療養給付等交付金	882,057	2.8	1,031,796	3.1	1,116,861	3.3
5. 前期高齢者交付金	4,157,531	13.0	4,055,554	12.3	4,111,450	12.1
6. 都支金	1,598,837	5.0	1,717,229	5.2	2,202,891	6.5
7. 共同事業交付金	3,876,762	12.1	3,876,057	11.8	3,985,965	11.7
8. 繰入金	5,259,037	16.4	5,618,764	17.1	6,075,914	17.9
9. 繰越金	30,003	0.1	30,003	0.1	30,003	0.1
10. 諸収入	35,205	0.1	35,795	0.1	36,095	0.1
歳入合計	32,054,000	100.0	32,913,000	100.0	33,932,000	100.0

(歳出) (単位:千円、%)

款	23年度		24年度		25年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
1. 国保運営費	747,924	2.3	756,637	2.3	734,058	2.2
2. 後期高齢者支援助金	20,883,174	65.1	20,942,841	63.6	21,648,998	63.8
3. 前期高齢者支援助金	4,422,904	13.8	4,804,112	14.6	5,035,575	14.8
4. 前期高齢者納付金	13,144	0.0	5,814	0.0	7,538	0.0
5. 老人保健拠出金	301	0.0	1,980	0.0	301	0.0
6. 介護事業拠出金	1,742,821	5.4	1,989,170	6.0	2,099,868	6.2
7. 共同事業拠出金	3,686,814	11.5	3,940,820	12.0	3,895,106	11.5
8. 保健事業費	453,115	1.4	368,423	1.1	407,353	1.2
9. 諸支出	73,803	0.2	73,203	0.2	73,203	0.2
10. 予備費	30,000	0.1	30,000	0.1	30,000	0.1
歳出合計	32,054,000	100.0	32,913,000	100.0	33,932,000	100.0

(歳入) 年度別後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算款別表 (当初予算) (単位:千円、%)

款	23年度		24年度		25年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
1. 後期高齢者医療保険料	2,999,806	53.0	3,281,080	54.2	3,324,052	53.6
2. 繰入金	2,567,153	45.4	2,692,642	44.4	2,778,220	44.8
3. 繰越金	13,574	0.2	12,124	0.2	12,124	0.2
4. 諸収入	74,467	1.3	72,154	1.2	84,604	1.4
歳入合計	5,655,000	100.0	6,058,000	100.0	6,199,000	100.0

(歳出) (単位:千円、%)

款	23年度		24年度		25年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
1. 広域連合納付金	5,566,962	98.4	5,973,725	98.6	6,102,275	98.4
2. 保険給付費	71,750	1.3	72,150	1.2	84,600	1.4
3. 諸支出	16,288	0.3	12,125	0.2	12,125	0.2
歳出合計	5,655,000	100.0	6,058,000	100.0	6,199,000	100.0

※構成比については、表示単位未満を四捨五入しています。そのため合計の額があわない場合があります。

(歳入)

年度別介護保険特別会計歳入歳出予算款別表(当初予算)

(単位:千円、%)

款	23年度		24年度		25年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
1. 介護保険料	3,049,569	17.3	3,993,763	20.2	4,029,175	20.3
2. 使用料及び手数料	1	0.0	1	0.0	1	0.0
3. 国庫支出金	3,907,717	22.2	4,379,993	22.1	4,479,522	22.6
4. 支払基金交付金	4,975,705	28.2	5,402,658	27.3	5,472,254	27.6
5. 都府県支出入金	2,513,507	14.3	2,970,038	15.0	2,823,775	14.2
6. 財産収入	71	0.0	1	0.0	1	0.0
7. 繰入金	3,178,107	18.0	3,060,610	15.4	3,049,948	15.4
8. 繰越入金	5,944	0.0	5,436	0.0	5,298	0.0
9. 諸収入	1,379	0.0	2,500	0.0	1,026	0.0
歳入合計	17,632,000	100.0	19,815,000	100.0	19,861,000	100.0

(歳出)

(単位:千円、%)

款	23年度		24年度		25年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
1. 制度運営費	707,492	4.0	644,839	3.3	616,412	3.1
2. 保険給付費	16,527,756	93.7	18,562,736	93.7	18,832,810	94.8
3. 地域支援事業費	375,160	2.1	386,516	2.0	368,211	1.9
4. 基金積立金	71	0.0	205,472	1.0	28,268	0.1
5. 諸支出	11,521	0.1	5,437	0.0	5,299	0.0
6. 予備費	10,000	0.1	10,000	0.1	10,000	0.1
歳出合計	17,632,000	100.0	19,815,000	100.0	19,861,000	100.0

※構成比については、表示単位未満を四捨五入しています。そのため合計の額があわない場合があります。

◆ 決算 ◆

1. 一般会計

一般会計決算総括

(単位:千円)

平成23年度の一般会計の歳入総額は1,091億2,900万円(対前年度伸び率9.3%)、歳出総額は1,067億7,300万円(同8.8%)で、形式収支は23億5,600万円(同37.6%)であった。

また、平成24年度の一般会計の歳入総額は1,144億6,500万円(対前年度伸び率4.9%)、歳出総額は1,124億3,400万円(同5.3%)で、形式収支は20億3,100万円(同△13.8%)であった。

区分	23年度	24年度
歳入総額 A	109,128,976	114,464,987
歳出総額 B	106,773,132	112,433,750
歳入歳出差引額(A-B) C	2,355,844	2,031,237
翌年度へ繰り越すべき財源 D	689,092	439,452
実質収支額(C-D)	1,666,752	1,591,785

歳入歳出款別決算額(最近5か年)

(単位:千円、%)

(歳入)

款	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	決算額	指数	決算額	指数	決算額	指数	決算額	指数	決算額	指数
特別区税	31,562,499	100	31,300,032	99	29,484,609	93	29,228,810	93	29,596,644	94
特別区交付金	35,280,838	100	31,915,633	90	31,358,904	89	32,312,147	92	32,776,188	93
地方譲与税	513,767	100	480,976	94	466,258	91	464,639	90	435,194	85
利子割交付金	563,629	100	433,484	77	431,570	77	403,375	72	388,000	69
配当割交付金	164,270	100	131,250	80	162,817	99	179,752	109	196,148	119
株式等譲渡所得割交付金	56,847	100	55,641	98	50,139	88	40,004	70	50,386	89
地方消費税交付金	3,153,276	100	3,358,136	106	3,352,366	106	3,299,031	105	3,265,843	104
自動車取得税交付金	510,438	100	246,055	48	275,916	54	231,344	45	261,829	51
地方特例交付金	470,796	100	506,740	108	348,695	74	458,759	97	112,819	24
交通安全対策特別交付金	37,120	100	36,106	97	33,050	89	31,339	84	30,736	83
分担金及び負担金	680,660	100	705,800	104	732,820	108	765,978	113	830,611	122
使用料及び手数料	1,969,067	100	2,049,752	104	2,076,997	105	1,958,837	99	1,971,012	100
国庫支出金	16,148,675	100	14,194,616	88	15,744,762	97	18,429,671	114	19,547,801	121
都府県支出金	4,122,151	100	4,785,178	116	5,792,142	141	6,843,765	166	7,744,849	188
財産収入	423,670	100	342,356	81	382,502	90	353,935	84	1,338,870	316
寄附金	5,542	100	64,616	1,166	786,882	14,199	879,938	15,878	1,780,218	32,122
繰入金	3,356,290	100	4,429,992	132	4,324,892	129	5,732,515	171	7,092,676	211
繰越入金	3,187,014	100	7,900,900	248	1,647,657	52	1,712,155	54	2,355,844	74
諸収入	1,209,723	100	1,407,997	116	1,448,855	120	1,239,982	103	1,195,320	99
特別区債	762,000	100	2,605,000	342	957,000	126	4,563,000	599	3,494,000	459
合計	104,178,271	100	106,950,259	103	99,858,832	96	109,128,976	105	114,464,987	110

(歳出)

(単位：千円、%)

款	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	決算額	指数	決算額	指数	決算額	指数	決算額	指数	決算額	指数
議会費	771,134	100	755,523	98	751,970	98	961,256	125	878,043	114
経営費	11,275,188	100	10,472,198	93	9,396,846	83	7,065,816	63	6,841,620	61
都市政策推進費	-	-	-	-	-	-	2,118,680	-	2,042,612	-
地域支えあい推進費	-	-	-	-	-	-	3,881,065	-	3,276,103	-
区民サービス管理費	-	-	-	-	-	-	12,948,959	-	13,403,890	-
子ども教育費	-	-	-	-	-	-	26,570,291	-	24,546,954	-
健康福祉費	-	-	-	-	-	-	24,807,912	-	25,876,485	-
環境費	-	-	-	-	-	-	5,185,898	-	5,140,879	-
都市基盤費	-	-	-	-	-	-	11,189,509	-	13,645,887	-
公債費	5,759,866	100	6,841,986	119	5,898,748	102	5,750,693	100	7,673,138	133
諸支出金	7,046,775	100	5,591,558	79	5,257,992	75	6,293,052	89	9,108,139	129
予備費	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
(区民生活費)	9,030,786	100	13,743,445	152	8,404,727	93	-	-	-	-
(子ども家庭費)	16,458,643	100	17,789,562	108	18,076,097	110	-	-	-	-
(保健福祉費)	30,043,631	100	31,921,372	106	34,963,061	116	-	-	-	-
(都市整備費)	6,464,138	100	8,089,797	125	6,937,983	107	-	-	-	-
(教育費)	9,427,210	100	10,097,162	107	8,459,254	90	-	-	-	-
合計	96,277,371	100	105,302,603	109	98,146,677	102	106,773,132	111	112,433,750	117

※決算額については、千円未満を四捨五入しています。そのため合計の額があわない場合があります。

款は、平成24年度を基準に作成しています。()内は、平成22年度までの款を表記しています。

2. 用地特別会計

用地特別会計決算総括 (単位：千円)

平成23年度の用地特別会計の歳入総額・歳出総額はともに65億4,600万円(対前年度伸び率11.9%)であった。また、平成24年度の用地特別会計の歳入総額・歳出総額はともに55億5,000万円(同△15.2%)であった。

区	分	23年度	24年度
歳入	総額 A	6,546,255	5,549,891
歳出	総額 B	6,546,255	5,549,891
歳入	歳出差引額(A-B) C	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	D	0	0
実質	収支額(C-D)	0	0

3. 国民健康保険事業特別会計

国民健康保険事業特別会計決算総括 (単位：千円)

平成23年度の国民健康保険事業特別会計の歳入総額は、320億9,200万円(対前年度伸び率7.0%)、歳出総額は316億2,600万円(同6.6%)であった。

また、平成24年度の国民健康保険事業特別会計の歳入総額は、332億800万円(対前年度伸び率3.5%)、歳出総額は327億3,200万円(同3.5%)であった。

区	分	23年度	24年度
歳入	総額 A	32,092,223	33,208,254
歳出	総額 B	31,626,090	32,732,290
歳入	歳出差引額(A-B) C	466,133	475,964
翌年度へ繰り越すべき財源	D	0	0
実質	収支額(C-D)	466,133	475,964

(歳入)

歳入歳出款別決算額(最近5か年)

(単位：千円、%)

款	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	決算額	指数								
国民健康保険料	8,370,150	100	8,362,555	100	8,336,288	100	8,689,341	104	8,767,505	105
一部負担金	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
国庫支出金	6,730,145	100	6,908,455	103	7,493,772	111	7,980,375	119	7,701,955	114
療養給付費等交付金	1,029,121	100	510,119	50	767,504	75	892,502	87	906,836	88
前期高齢者交付金	4,633,720	100	4,150,852	90	3,198,310	69	4,005,240	86	4,076,479	88
都支出金	1,520,829	100	1,556,079	102	1,588,975	104	1,602,831	105	2,147,823	141
共同事業交付金	3,702,299	100	3,357,826	91	3,024,565	82	3,739,509	101	3,970,832	107
繰入金	4,302,449	100	4,641,179	108	5,437,716	126	4,806,047	112	5,139,118	119
繰越金	80,576	100	58,069	72	80,353	100	319,997	397	466,133	579
諸収入	59,603	100	240,885	404	73,800	124	56,381	95	31,572	53
合計	30,428,892	100	29,786,019	98	30,001,284	99	32,092,223	105	33,208,254	109

(歳出)

(単位：千円、%)

款	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	決算額	指数								
国保運営費	683,067	100	689,793	101	733,887	107	703,826	103	666,439	98
国保給付費	19,077,344	100	19,344,759	101	19,806,011	104	20,311,791	106	20,729,481	109
後期高齢者支援金	3,886,260	100	4,307,834	111	3,989,255	103	4,357,670	112	4,806,435	124
前期高齢者納付金	5,233	100	12,249	234	6,912	132	12,909	247	5,064	97
老人保健拠出金	727,805	100	312	0	86,433	12	249	0	843	0
介護納付金	1,536,544	100	1,548,957	101	1,679,903	109	1,855,874	121	1,986,877	129
共同事業拠出金	3,932,739	100	3,374,812	86	2,940,805	75	3,731,246	95	3,742,626	95
保健事業費	346,650	100	359,908	104	353,114	102	344,790	99	342,402	99
諸支出金	175,183	100	67,042	38	84,965	49	307,735	176	452,123	258
予備費	0		0		0		0		0	
合計	30,370,824	100	29,705,665	98	29,681,287	98	31,626,090	104	32,732,290	108

※決算額については、千円未満を四捨五入しています。そのため合計の額があわない場合があります。

4. 後期高齢者医療特別会計

平成23年度の後期高齢者医療特別会計の歳入総額は55億円(対前年度伸び率4.3%)、歳出総額は54億7,500万円(同4.3%)であった。

また平成24年度の後期高齢者医療特別会計の歳入総額は59億4,600万円(対前年度伸び率8.1%)、歳出総額は59億600万円(同7.9%)であった。

後期高齢者医療特別会計決算総括 (単位：千円)

区 分	23年度	24年度
歳入総額 A	5,499,625	5,945,567
歳出総額 B	5,474,854	5,906,467
歳入歳出差引額(A-B) C	24,771	39,100
翌年度へ繰り越すべき財源 D	0	0
実質収支額(C-D)	24,771	39,100

歳入歳出款別決算額 (最近5か年)

(歳入)

(単位：千円、%)

款	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	決算額	指数	決算額	指数	決算額	指数	決算額	指数	決算額	指数
後期高齢者医療保険料	2,696,476	100	2,733,463	101	2,870,836	106	2,914,282	108	3,232,654	120
繰入金	1,976,193	100	2,118,184	107	2,286,709	116	2,467,973	125	2,588,215	131
繰越金	—	—	58,032	—	28,277	—	22,899	—	24,771	—
諸収入	81	100	48,471	59,841	84,698	104,565	94,471	116,631	99,926	123,365
合計	4,672,749	100	4,958,149	106	5,270,518	113	5,499,625	118	5,945,567	127

(歳出)

(単位：千円、%)

款	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	決算額	指数								
広域連合納付金	4,614,718	100	4,922,034	107	5,174,205	112	5,386,058	117	5,815,564	126
保険給付金	—	—	—	—	64,600	—	79,950	—	82,550	—
諸支出金	—	—	7,838	—	8,815	—	8,846	—	8,353	—
合計	4,614,718	100	4,929,872	107	5,247,620	114	5,474,854	119	5,906,467	128

※決算額については、千円未満を四捨五入しています。そのため合計の額があわない場合があります。

5. 介護保険特別会計

平成23年度の介護保険特別会計の歳入総額は177億900万円（対前年度伸び率3.5%）、歳出総額は176億7,800万円（同3.6%）であった。

また、平成24年度の介護保険特別会計の歳入総額は193億3,400万円（対前年度伸び率9.2%）、歳出総額は191億6,700万円（同8.4%）であった。

介護保険特別会計決算総括（単位：千円）

区 分		23年度	24年度
歳 入 総 額	A	17,709,222	19,333,812
歳 出 総 額	B	17,677,592	19,166,725
歳入歳出差引額（A－B）	C	31,630	167,087
翌年度へ繰り越すべき財源	D	0	0
実 質 収 支 額（C－D）		31,630	167,087

歳入歳出款別決算額（最近5か年）

（歳入）

（単位：千円、%）

款	20 年 度		21 年 度		22 年 度		23 年 度		24 年 度	
	決算額	指数								
介 護 保 険 料	3,110,220	100	3,012,030	97	2,999,588	96	3,005,654	97	3,982,291	128
使用料及び手数料	0		0		1	—	1	—	0	
国 庫 支 出 金	3,810,062	100	3,595,184	94	3,759,943	99	3,950,302	104	4,253,958	112
支 払 基 金 交 付 金	4,526,955	100	4,572,558	101	4,790,240	106	5,007,197	111	5,228,315	115
都 支 出 金	2,208,358	100	2,330,029	106	2,442,493	111	2,500,393	113	2,885,966	131
財 産 収 入	7,073	100	9,253	131	4,660	66	8,343	118	2,514	36
繰 入 金	2,581,018	100	2,762,693	107	3,016,562	117	3,182,615	123	2,944,677	114
繰 越 金	317,549	100	443,519	140	88,331	28	51,399	16	31,630	10
諸 収 入	20,079	100	10,233	51	5,389	27	3,319	17	4,462	22
合 計	16,581,315	100	16,735,499	101	17,107,205	103	17,709,222	107	19,333,812	117

（歳出）

（単位：千円、%）

款	20 年 度		21 年 度		22 年 度		23 年 度		24 年 度	
	決算額	指数								
制 度 運 営 費	733,610	100	673,696	92	679,689	93	642,157	88	597,553	81
保 険 給 付 費	14,346,260	100	15,174,367	106	15,932,726	111	16,612,493	116	17,842,213	124
地 域 支 援 事 業 費	328,570	100	348,480	106	351,856	107	357,242	109	348,815	106
財政安定化基金拠出金	4,541	100	—	—	—	—	—	—	—	—
基 金 積 立 金	482,692	100	140,176	29	38,545	8	7,295	2	300,219	62
諸 支 出 金	242,122	100	310,450	128	52,989	22	58,405	24	77,925	32
予 備 費	0		0		0		0		0	
合 計	16,137,795	100	16,647,168	103	17,055,806	106	17,677,592	110	19,166,725	119

※決算額については、千円未満を四捨五入しています。そのため合計の額があわない場合があります。

◆ 財産調書 ◆

公有財産	土	地	990,197.20㎡	債	権	(平成25年3月31日現在)			
	建物	(延べ面積)	490,397.67㎡			貸付金	1,870,174千円		
	物	権	0口			建物賃借料	95,455千円		
	無体財産権		18件			積立・運用基金	40,514,408千円		
	出資による権利等		316,228千円			物品	(価格50万円以上) 1,955点		

◆ 中野区土地開発公社 ◆

中野区土地開発公社は、昭和63年10月に発足し、中野区と一体となって弾力的な資金調達等を図りながら、中野区の必要とする公共用地等の先行取得を行っている。

公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地の先買制度等を活用しながら平成23年度は、延べ210㎡、約2,242万円の用地を、平成24年度は、延べ730㎡、33,906万円の用地

を買い取った。

なお、用地を取得する経費は、中野区からの貸付金および区内6の信用金庫で構成される「協調融資団」との協定に基づく事業資金の融資によって賄われている。

◆ 区 税 ◆

現在、区で賦課している税目は、特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税の3税目があり、これらは区の主要な財源として、中野区特別区税条例に基づいて賦課徴収されている。

一般会計歳入総額に占める特別区税収入総額の割合は、平成23年度では26.8%、平成24年度では25.9%であった。

特 別 区 税 収 入 額

(単位：千円、%)

	23 年 度					24 年 度				
	予 算 額	調 定 額	収 入 額	収 入 率 (%)		予 算 額	調 定 額	収 入 額	収 入 率 (%)	
				対 予 算	対 調 定				対 予 算	対 調 定
特 別 区 税	28,849,123	33,002,982	29,228,810	101.3	88.6	29,481,670	33,269,653	29,596,644	100.4	89.0
特 別 区 民 税	27,018,285	30,864,727	27,104,838	100.3	87.8	27,396,000	31,141,033	27,480,455	100.3	88.2
現 年 課 税 分	26,302,335	27,497,996	26,484,112	100.7	96.3	26,653,326	27,717,895	26,762,403	100.4	96.6
滞 納 繰 越 分	715,950	3,366,731	620,726	86.7	18.4	742,674	3,423,138	718,052	96.7	21.0
軽 自 動 車 税	77,143	92,016	77,733	100.8	84.5	75,482	89,385	76,954	102.0	86.1
現 年 課 税 分	74,391	78,874	74,688	100.4	94.7	73,121	77,451	73,892	101.1	95.4
滞 納 繰 越 分	2,752	13,142	3,045	110.6	23.2	2,361	11,934	3,062	129.7	25.7
特 別 区 た ば こ 税	1,753,695	2,046,239	2,046,239	116.7	100.0	2,010,188	2,039,235	2,039,235	101.4	100.0
現 年 課 税 分	1,753,695	2,046,239	2,046,239	116.7	100.0	2,010,188	2,039,235	2,039,235	101.4	100.0
滞 納 繰 越 分	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—

23・24年度特別区税の概要

税 目	納 税 義 務 者	税 額 の 算 出 方 法	納 税 の 方 法
特別区民税	①賦課期日（課税年度の1月1日）現在、区内に住所を有する個人 ②区内に事務所・事業所または家屋敷を有する個人で区内に住所を有しない者 ※①の者には所得割と均等割の合計 ②の者には均等割のみ	特別区民税の年税額は、前年の総所得金額から各所得控除額を差し引いた額（課税標準額）に6%の税率を乗じて所得割額を算出し、これに均等割額（3,000円）を加えた額	普通徴収の場合は年税額を4回に分けて、6月、8月、10月、翌年1月に個人で納付する 給与からの特別徴収の場合は年税額を6月から翌年5月までの12回に分けて、給料から差し引き、給与の支払い者が納入する 公的年金からの特別徴収の場合は年税額を6回に分けて、公的年金から差し引き、年金支払い者が4月から翌年3月までの毎奇数月に納入する
軽自動車税	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、小型自動二輪車等の所有者	軽自動車等の型式、総排気量等により一定の税率（年額1,000円から7,200円）を1台につき乗ずる	年1回払いで、5月に納付する
特別区たばこ税	卸売販売業者等	1,000本につき4,618円（ただし旧3級品については、1,000本につき2,190円）	毎月末日までに、卸売販売業者等が前月売り渡し等が行われたたばこの数量、税額を申告納付する

特別区税課税状況

		23 年 度	24 年 度	
特別区民税 (現年課税現年度分)	納税義務者数	172,357人	172,859人	
	均等割のみの者	6,021人	6,112人	
	均等割と所得割の者	166,336人	166,747人	
軽自動車税	課税対象台数	28,539台	27,559台	
	原動機付自転車	50cc	8,791台	8,180台
		90cc	1,187台	1,094台
		125cc	3,125台	3,161台
		ミニカー	126台	150台
	軽自動車	二輪	4,773台	4,502台
		三輪	0台	0台
		四輪乗用	3,121台	3,186台
四輪貨物		3,912台	3,870台	
小型特殊自動車	66台	62台		
二輪小型自動車	3,438台	3,354台		
特別区たばこ税	たばこ売渡本数	450,146千本	449,689千本	
	成年者1人当たり売渡本数	1,704本	1,692本	

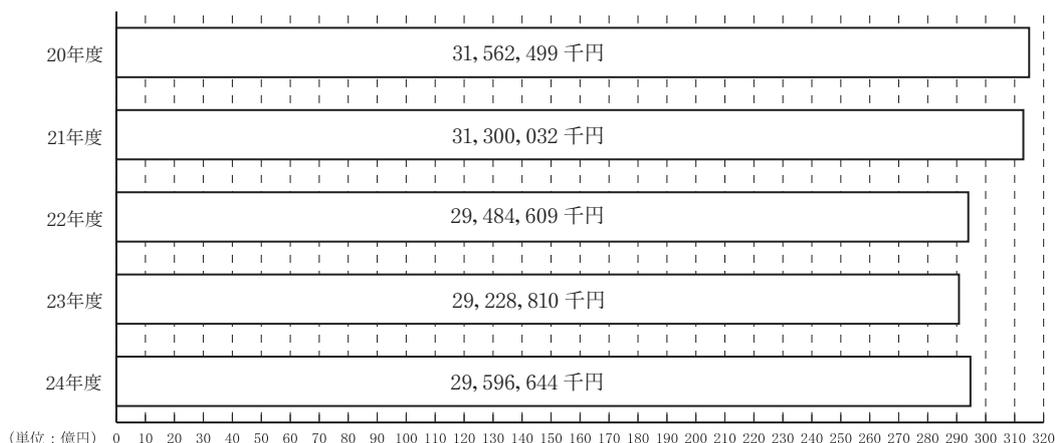
特別区税負担状況推移（現年課税分調定額）

(単位：円)

区 分	年 度 項 目	22年度		23年度		24年度	
			前年比 (%)		前年比 (%)		前年比 (%)
特別区税	一人当たり	96,277	94.1	95,188	98.9	96,179	101.0
	一世帯当たり	162,862	93.7	160,225	98.4	161,484	100.8
特別区民税 (現年度のみ)	一人当たり	89,742	93.6	87,804	97.8	88,769	101.1
	一納税者当たり	160,994	95.4	158,539	98.5	159,297	100.5
	一世帯当たり	151,808	93.2	147,797	97.4	149,043	100.8

(備考) 1人(1世帯)当たりは各年1月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録による。

区税の推移 (最近5か年)



中野区教育委員候補者人材推薦登録の仕組み

1. これまでの経過

中野区では、1981年(昭和56年)から条例に基づき、4年ごとに「教育委員候補者選び区民投票」を行ってきた。この区民投票は4回実施されたが、1994年(平成6年)1月「教育委員候補者選定に関する区民投票条例」を廃止する条例が区議会で可決された。

これに伴い、区は、これまでの住民自治の基礎のうえにたって新たな区民参加のしくみとして、「中野区教育委員候補者区民推薦制度要綱(1996年(平成8年)4月1日施行)」に基づく区民推薦制度による推薦を、1996年(平成8年)と2000年(平成12年)の2回実施した。

2005年(平成17年)、複数の教育委員が任期満了を迎えるのにあたり、これまでの制度を見直し、中野区の教育委員にふさわしい人材を広く求めていくための新たな仕組みとして、2004年(平成16年)8月、「中野区の教育委員にふさわしい人材推薦の仕組みに関する要綱」を制定し、「中野区の教育委員にふさわしい人材推薦の仕組み」を導入した。

2008年(平成20年)10月、要綱の名称を「中野区の教育委員候補者に係る人材推薦登録の仕組みに関する要綱」とし、実施年を4年ごとにする等、要綱の一部を改正した。

2. 仕組みの考え方

教育委員は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項により、「当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て、任命する」こととされている。

中野区教育委員候補者人材推薦登録の仕組みは、区長が幅

広い人材の中から教育委員の候補者を選定できるよう、多様な人材を発掘し登録することを目的としている。

実施にあたっては、自ら教育委員を目指す者(自薦)や、区民が教育委員に推薦したいと考える者(他薦)を募集し、登録する。

登録者は、教育に関する決められたテーマについて、公開の場で区長や区民に向けて自らの意見などを発表する。また、登録者のプロフィールや取り組もうとする課題、発表した意見の概要などを区民に公表し、仕組みの内容と手続きの過程をわかりやすいものとする。

この仕組みは、区長が教育委員を選任する手段の一つとして実施するもので、登録者の中から必ず教育委員候補者を選定するものではない。

(第1回) 推薦受付 : 平成16年10月7日から27日

意見発表会 : 平成16年12月11,12日

テーマ「私の教育改革論」

「どう育てる 21世紀の中野区民」

(第2回) 推薦受付 : 平成18年11月20日から12月5日

意見発表会 : 平成18年12月23日

テーマ「どうつくる一学校・家庭・地域の輪」

「私の学力観」

(第3回) 推薦受付 : 平成20年10月21日から11月11日

意見発表会 : 平成20年12月13日

テーマ「公立学校の魅力をいかに高めるか」

「人材を育てる教育のあり方」

(第4回) 推薦受付 : 平成24年10月22日から11月12日

意見発表会 : 平成24年12月22日

テーマ「地域・国家を担う人材とは」

「理想の教師、理想の学校」

教育委員候補者選びへの区民参加の経緯

【区民参加から区民推薦へ】

昭和53年9月1日	「中野の教育をよくする会」が区に23,157人の署名を添え、教育委員の区民投票条例制定の直接請求を提出、区はこれを受理した
9月18日	区長が区議会を召集し、「区民投票条例(案)」に地方教育行政の組織および運営に関する法律第4条に抵触する旨の付帯意見を付けて区議会に提出
12月15日	区議会が区民投票条例を賛成多数で可決
12月26日	区長は区民投票条例を再議に付すも区議会が賛成多数で再可決
昭和54年1月8日	区長は区民投票条例は違法であるとの趣旨の審査申立書を都知事に提出
4月5日	都知事は区民投票条例に係る区長からの審査申立てに対し、棄却(合法と判断)の裁定を下す
5月25日	区長は区民投票条例を公布
昭和55年3月31日	教育委員選任問題専門委員が、最終報告を区長に提出
7月4日	区議会は区民投票条例の一部改正条例を全会一致で可決
7月7日	改正条例を公布
9月17日	教育委員選び区民投票を56年2月に実施することに決定
11月1日	教育委員選定区民投票実施本部発足
昭和56年1月26日	第1回区民投票告示(立候補者8人)
2月12日	区民投票開始
2月27日	区民投票開票。投票総数107,896票、投票参加率42.99%
昭和59年7月10日	「教育委員候補者選定問題区民会議」発足
8月8日	教育委員候補者選定問題区民会議は「立候補者と区長との協定」を区長に提言
11月1日	教育委員選定区民投票実施本部発足
昭和60年1月7日	教育委員候補者選び区民投票の立候補者推薦活動開始
1月26日	第2回区民投票告示(立候補者8人)
2月13日	区民投票開始
2月27日	区民投票開票。投票総数69,473票、投票参加率27.37%
昭和62年10月31日	教育委員選任問題専門委員が第1次報告を提出
昭和63年1月11日	教育委員選任問題専門委員が「教育委員選任制度の改革案」を報告
11月1日	教育委員候補者選び区民投票実施本部発足
12月15日	区民投票立候補者推薦書交付開始(1月18日まで)
平成元年1月14日	第3回区民投票告示(立候補者7人)
2月1日	区民投票はがきの発送・投票開始
2月15日	区民投票開票。投票総数64,572票、投票参加率25.64%
平成4年7月21日	第4回教育委員候補者選び区民投票推進委員会が発足
9月1日	教育委員候補者選び区民投票推進委員会が区長に提言
平成5年1月14日	第4回区民投票告示(立候補者10名)
2月17日	区民投票開票。投票総数59,644票、投票

	参加率23.83%
平成6年1月17日	区議会臨時会に区民投票条例を廃止する条例を上程
1月31日	区民投票条例を廃止する条例を区議会が賛成多数で可決
3月24日	区議会は「教育委員候補者選定過程並びに教育行政等における区民参加に関する調査特別委員会」を設置
5月9日	教育委員候補者選定等区民参加問題専門委員7人を委嘱
8月31日	専門委員が「教育委員候補者選びをめぐる区民参加のあり方について」中間報告を提出
9月16日	中間報告に関する地域説明会開催(10月26日まで)
平成7年1月31日	専門委員が「教育行政への区民参加の原則と教育委員候補者選びへの新たなしくみについて」を提出
3月15日	区議会特別委員会が調査を終了
4月5日	新制度の庁内検討を開始(教育委員候補者選定問題協議会)
9月28日	「教育委員候補者を推薦する新たな区民参加のしくみ」(素案)を公表
10月17日	素案に関する地域説明会を開催(11月2日まで)
12月5日	「教育委員候補者を推薦する新たな区民参加のしくみ」(案)を決定
平成8年4月1日	教育委員候補者区民推薦制度要綱施行
9月14日	第1回区民推薦地域教育フォーラム開催(11月18日まで)
11月1日	推薦書の受付開始
12月16日	推薦書の受付締切(受付総数4,615枚)
平成9年3月5日	区民推薦結果により、公表基準に達した15人のうち本人の公表承諾を得られた13人を公表
平成12年7月29日	第2回区民推薦地域教育フォーラム開催(10月28日まで)
11月1日	推薦書の受付開始
12月18日	推薦者の受付締切(受付総数3,290枚)
平成13年2月26日	区民推薦結果により、公表基準に達した14人のうち本人の公表承諾を得られた14人を公表

【区民推薦から人材推薦へ】

平成16年8月31日	「中野区の教育委員にふさわしい人材推薦の仕組みに関する要綱」を制定
10月7日	推薦受付開始(27日まで)
12月11、12日	人材登録者33人による意見発表会開催
平成18年11月20日	第2回推薦受付開始(12月5日まで)
12月23日	人材登録者14人による意見発表会開催
平成20年10月15日	要綱の名称を「中野区の教育委員候補者に係る人材推薦登録の仕組みに関する要綱」とし、実施年を4年ごとにする等、要綱を一部改正
10月21日	第3回推薦受付開始(11月11日まで)
12月13日	人材登録者8人による意見発表会開催
平成24年10月22日	第4回推薦受付開始(11月12日まで)
12月22日	人材登録者8人による意見発表会開催

第4章

区のしごと

I

持続可能な活力あるまちづくり

I-1 産業と人々の活力がみなぎるまち

1. 産業・都市振興

区は「新しい中野をつくる10か年計画」に基づき、「産業と人々の活力がみなぎるまち」の実現に向け、区内産業の活性化を促進するとともに、新しい中野の魅力や中野ブランドづくりのため、地域経済活性化、事業所の経営革新や中野区のイメージの向上をめざし、次のように取り組んだ。

区内産業振興に係る指針として、平成24年10月に「中野区産業振興ビジョン」を策定した。この中では、区の立地特性などを考慮し、成長可能性のあるICT・コンテンツ関連産業及びライフサポート関連産業を重点分野と位置付け、区内経済活性化のけん引役として、その集積及び振興を図っていくこととしている。

中野区に潜在する魅力を顕在化するとともに、積極的に区内外にPRすることで大都市東京のひとつに埋没することなく、中野の個性や魅力、すぐれた資源を広く発信するため、音楽やダンス、お笑い、演劇等中野発のエンターテインメントを発信するイベントを実施し、また、桃丘小学校跡施設を若い世代の表現文化活動者、団体の育成の場として活用を図っている。さらに中野駅周辺の再開発による来街者増をひとつの契機として「まち歩き観光」など産・学・公連携による都市観光推進に関わる取り組みを行った。都市型産業の集積に向けて、区の姿勢を広く全国にPRするために自治体総合フェアに出展した。

地域商業においては、商店会の組織力強化を目的に、区と中野区商店街連合会との間で協定を締結し、低下する商店会加入率の改善に向けた取り組みを協働で進めている。

まち（中野区）と里、（地方都市）が互いに強み弱みを補いあい、ともに豊かで持続可能な地域社会をつくるため、公民が連携してさまざまな事業を行うにあたり、21年3月に里・まち連携を宣言して交流をスタートさせ、消費地と生産地を顔の見える関係で結び付ける経済交流、人の訪問や物、文化、環境などの交流を重ねる観光、体験交流など、さまざまな事業展開を行っている。

就労・求人支援では、区内事業者の求人ニーズと区民の就労ニーズの双方に応えるためウェブサイト「ぐっJOBなかの」を運営し、ハローワーク・杉並区との連携による合同就職面接会を開催した。

産学公連携については、具体的な事業として「経営・学び座なかの」を拡充し、事業者の経営革新と雇用を連動した展開を視野に入れ検討している。

経営支援については、東日本大震災の影響を受けて、経営に支障をきたしている中小企業の経営を支援するため、平成23年7月から「事業資金・震災」の特別融資あっ旋を実施した。

●都市型産業支援事業

平成24年10月に「中野区産業振興ビジョン」を策定するとともに、同ビジョンにおいて重点分野のひとつと位置付けたICT・コンテンツ関連産業の振興策について、産業団体、教育研究機関、金融機関等との協議を行った。

この協議を踏まえ、中野四季の都市（まち）内の開発事業者から区へ提供される床空間の活用については、「ICT・コンテンツ関連産業の集積・創出等の促進、及びICT・コンテンツを活用した産業振興」を目的とした産業振興拠点とすることとした。平成25年2月から3月にかけて、区内事業者等で構成され、同拠点の運営を担う民間事業共同体の結成希望者の公募選定を行い、平成25年度中の開設に向けて準備を進めた。

●都市観光推進事業

中野区の持つ多様な都市の魅力を来街者が気軽に楽しむ形態を「都市観光」と捉え、その将来像や実現に向けた取り組み等の方向性を示す指針として、平成24年6月に「中野区都市観光ビジョン」を策定した。そしてこのビジョンにもとづき、産・学・公の連携・協力体制を築いていくため、中野区都市観光推進事業者交流会を開催し、さらに観光情報の発信機能を強化するため中野区都市観光情報サイト（愛称：まるっと中野）を構築した。

●にぎわい創出事業

中野の逸品グランプリ、起創展街中野にぎわいフェスタ、伝統工芸展など、イベントによるにぎわいの創出や、若い世代の表現文化活動者・団体の育成の場としての桃丘小学校跡地施設の活用など、中野区の魅力を区内外に発信し、中野区のイメージアップの向上を目指している。

23年度実績 3事業

24年度実績 3事業

●地域商業活性化事業

地域資源・地域特性を活用した商店街の集客力の向上が図られ、交流やにぎわいの中心となることを目指している。

(1) 商店街地域コミュニティ等推進事業

快適な生活環境が生まれ、活力ある商店街として発展することを目的として、商店街や事業者が取り組む地域コミュニティ機能の強化を図る事業に対して経費の一部を助成する。

23年度実績 3件

24年度実績 3件

(2) 新・元気をだせ！商店街事業

商店街等が行なうイベントや施設整備・販売促進などの事業に対して、経費の一部を助成することで商店街の活性化を図る。

23年度実績 62事業

24年度実績 62事業

(3) 商店街街路灯助成

商店街街路灯のうち終夜点灯する街路灯の電灯料の一部を助成する。

23年度実績 2,201基

24年度実績 2,230基

(4) 商店街振興組合設立指導及び育成

商店街活動の改善・発展を図るため商店街の組織化を促進し、その育成指導を行なう。平成25年4月現在、9商店街振興組合、1振興組合連合会がある。

(5) 魅力ある店舗創出事業

地域特性に応じた個性のある店舗の出店を促すため、中野区内の空き店舗を利用して創業した事業者に対し改装費、店舗賃料、広告費の一部を助成する。

23年度実績 1件

24年度実績 1件

(6) 商店会加入促進事業

区と中野区商店街連合会の3か年（平成24～26年度）の協定に基づき、未加入者または新規出店者に対する商店会加入促進を目的とした事業を協働で展開する。これにより、商店会組織の基盤強化を通じた地域産業の活性化を図る。

24年度実績 加入促進マニュアル等の作成

(7) 中野区商店街連合会事業費補助

中野区商店街連合会に加盟する商店会の組織基盤の安定及び強化を図るための事業について補助を行う。

23年度実績 8事業

24年度実績 7事業

(8) 商店街ふれあい広場の運営管理

区内商店街の活性化に寄与することを目的に、区内2か所の商店街エリア内に設置されている区立公園の運営と管理を各商店街と協働で行っている。

・川島商店街 ふれあい広場

・野方商店街 ふれあい広場

(9) なかの里・まち連携事業

「里」と「まち」両者がお互いの強みを生かして弱みを補うことで、課題の解決を目指すことを目的とする。豊かで持続可能な地域社会をつくるため、これまでの自治体間交流の枠を越え、民間活力を利用したさまざまな連携事業を行う。

連携自治体は、福島県喜多方市、茨城県常陸太田市、千葉県館山市、山梨県甲州市に加え、平成24年度には群馬県みなかみ町とも新規連携宣言を行い、全5自治体となった。

①経済交流

地方の生産者と中野区の消費者とがお互いの顔が見える関係づくりを進める。

23年度実績 産直12事業

24年度実績 産直7事業

②体験交流(地域団体等が実施する自主的な体験交流を含む)

日帰り観光や滞在型農林水産体験など多様なふれあいを通じて、地方と中野区民のさまざまな交流を進める。

23年度実績 7事業

24年度実績 10事業

●商工会館

区内中小企業者の拠点として、昭和56年10月開館。商工3団体事務室が入っているほか、会議室の利用提供を行っている。

商工会館利用状況

区分	23年度		24年度	
	件数	利用人員	件数	利用人員
大会議室	661	16,375	591	14,540
小会議室	752	5,448	606	4,510
和室	484	3,624	409	3,204
計	1,897	25,447	1,606	22,254

● 経営支援事業

経営相談、円滑な資金調達や人材育成など、中小企業の経営を支援します。

(1) ネットワークづくり

① 産業懇談会の開催

産業関係者が中野区の産業発展に向けて率直な意見交換を行なう。

23年度 6回開催

24年度 3回開催

② 産業交流展共同出展

異業種交流やビジネスマッチング等をめざし区内事業者を募りビジネスフェアに中野区ブースとして共同出展する。

出展フェア名「産業交流展」

23年度 19社

24年度 17社

(2) 商工相談

① 経営相談

専門相談員が経営上の悩みや問題点について相談・指導を行なう。

23年度相談実績 金融相談639件、経営相談9件、その他の相談743件 計1,391件

24年度相談実績 金融相談131件、経営相談21件、その他の相談603件 計755件

② 経営診断

経営コンサルタントを直接事務所へ派遣し、店舗改装の相談、経営の総合的分析による将来へのアドバイス等を行なう。

23年度実績 2件 24年度実績 3件

③ 創業相談

専門相談員が創業に関する手続きや一般的な相談から、資金計画や事業計画についてのアドバイスを行う。

23年度実績 145件 24年度実績 172件

④ 創業診断

経営コンサルタントが創業支援診断申込者の事業所を訪問し、資金計画や事業計画についてのアドバイスを行う。

23年度実績 34件 24年度実績 28件

(3) 産業経済融資

区内の中小企業が必要とする事業資金の調達を容易になるよう長期で低利の融資を指定金融機関へあっ旋し、利子補給を行う。平成23年4月より、利便性向上のために貸付限度額毎に年利等が異なっていた「事業資金」の一本化を図ることで、より使い勝手もよくわかりやすいものとした。また、主たる事業内容がICT・コンテンツ関連業の事業者への「事業資金」の利子補給率の上乗せ優遇を、平成22年度に引き続き実施した。平成23年度は、東日本大震災の影響を受けて、経営に支障をきたしている事業者を対象として「事業資金・震災」を実施した。

(4) 就労・求人支援サイト「ぐっJOBなかの」

区内事業所への求人活動の場を提供し、区民の就労及び区

産業経済融資の内容

種類	資金使途	貸付限度額	本人負担年利		平成23年度実績		平成24年度実績	
			平成23年度	平成24年度	件数	金額	件数	金額
事業資金	設備・運転	3,000万円		1.30%			220	2,082,020
	設備・運転	5,000万円	1.30%		168	1,699,350		
事業資金 (ICT・コンテンツ)	設備・運転	3,000万円		0.40%			32	349,300
	設備・運転	5,000万円	1.00%		27	305,060		
小規模企業特例資金	設備・運転	1,250万円	0.40%	0.40%	269	1,033,200	308	1,074,720
創業支援資金	設備・運転	1,000万円		0.30%	23	131,500	19	89,980
IT基盤推進資金	設備・運転	3,000万円	0.50%		0	0		
環境にやさしい設備資金	設備	1,000万円	0.50%	0.50%	5	23,190	4	12,150
商工団体転貸資金	運転	3,000万円	1.00%	1.00%	1	14,500	2	35,500
商工団体共同資金	設備	5,000万円	0.60%	0.60%	0	0	1	4,270
公衆浴場設備資金	設備	5,000万円	0.40%	0.40%	0	0	2	42,490
公衆浴場施設確保資金	設備	5,000万円	0.40%	0.40%	0	0	0	0
災害特別資金	設備・運転	300万円	0.20%	0.20%	0	0	0	0
事業資金 (震災)	設備・運転	5,000万円	1.00%		33	479,800		
				合計	526	3,686,600	588	3,690,430

内事業所の人材確保を支援する。

平成19年9月開設

平成23年度 アクセス件数 109,730件 登録事業者 290社

平成24年度 アクセス件数 89,669件 登録事業者 311社

(5) 就職面接会

区民の就労を促進するため、求人事業者との面接の場を提供する。

平成23年度 参加人数 延218人 求人事業者 延40社

平成24年度 参加人数 延196人 求人事業者 延41社

(延2回開催)

(6) シルバー人材センターへの助成

高齢のため一般雇用にはなじまないが、働く意欲のある高齢者の生きがい就労のため、高齢者に適した仕事の受注や職種の開拓を行なうことなどを目的として、高齢者自身が自主的に組織している団体である。会員の要件は概ね60歳以上で

あり、平成25年3月末現在の会員数は1,670人である。区では運営の活性化を図るため、施設提供および運営費助成を行なっている。運営費助成は、23年度6,254万4,000円、24年度は6,074万4000円であった。

(7) 産業人材の育成支援

区内産業に係る人材を育成する。

経営学び座なかの

経営者層を対象に大学等と連携して講座を実施する。

23年度 講座数 3 参加者 延198人

24年度 講座数 3 参加者 延129人

(8) 産業支援情報の提供

産業関連情報メールマガジンを月1回(毎月20日)発行。

23年度 配信登録者 1,026件

24年度 配信登録者 1,055件

●勤労福祉会館

主として中小企業に働く勤労者の文化・教養及び福祉の向上を図ることを目的に、昭和59年6月に開設。

勤労福祉会館施設利用状況

23年度			24年度			
	計(件)	利用人員(人)		計(件)	利用人員(人)	
体育施設等	多目的ホール	263	6,511	多目的ホール	264	6,114
	談話室	405	3,595	談話室	272	2,723
	団体利用	666	13,458	団体利用	680	12,333
	個人利用	16,312	16,312	個人利用	16,144	16,144
会議室等	大会議室	399	20,140	大会議室	466	20,147
	会議室①	684	6,170	会議室①	696	6,469
	会議室②	637	5,512	会議室②	639	5,496
	和室	595	4,072	和室	632	4,179
	創作室	595	4,794	創作室	656	5,079
	調理室	82	326	調理室	49	316
	展示コーナー	(延97日)	2,715	展示コーナー	(延61日)	2,493
合計	20,638	83,605	合計	20,498	81,493	

※体育室・小体育室の個人利用の件数欄は人員である。

●中野区勤労者サービスセンター

中野区は平成4年4月に、区内の中小企業に勤務する勤労者と事業主および区内在住で区外の中小企業に勤務する勤労者並びに区民に対し、総合的な勤労者福祉事業を行い、中小企業の振興と地域社会の発展に寄与することを目的として、財団法人中野区勤労者サービスセンター(以下「サービスセンター」という。)を設立した。

しかし、平成15年2月「中野区経営改革指針」において、勤労者サービスセンターを廃止の方向で見直しを行う考え方が示された。これを受けて発足した「勤労者サービスセンター

あり方検討会」の報告に基づき、財団法人中野区勤労者サービスセンターは平成18年3月をもって解散し、平成18年4月1日から新たな任意団体となった。新団体は、会員事業を引き継ぎ、幅広く区内勤労者の福祉の向上と区内中小企業の振興のため公益性の高い事業を行っている。

会員加入状況

平成24年3月31日現在 事業所数 1,495事業所 2,981人

平成25年3月31日現在 事業所数 1,698事業所 3,337人

2. 住宅施策

1. 住生活の質の向上

中野区では住宅まちづくりの基本に関する条例が平成5年に制定されて以降、少子高齢化の急激な進行や住宅の安全性の確保対策、地球環境の保護に対する取り組みなど社会経済情勢の大きな変化があった。また、区内の住宅数は世帯数を上回っており、住宅は量的な面では充足しているが、居住水準や高齢者が生活するためのバリアフリー化などの質の面では十分とはいえない状況にある。

そのような中で区は平成17年に新たな基本構想を制定し、区の目指すべき将来の方向を示した。一方、国は平成18年に本格的な少子高齢社会、人口・世帯減少社会の到来を目前に控え、現在及び将来における国民の豊かな住生活を実現するため、「住生活基本法」を制定し、これに基づく住生活基本計画でこれまでの住宅の量の確保から住生活の質の向上へと大きな政策転換を図った。

区は、これらを受け、平成21年3月にワンルームマンションの抑制や住宅ストックの質の向上、高齢者等の居住に対する支援などを盛り込んだ「第3次中野区住宅マスタープラン(平成21年度～平成30年度)」を策定した。

さらに、国や東京都の動向、「新しいなかのをつくる10か年計画」の策定等を踏まえ、住生活に関する幅広い質の向上を目指す必要があることから、住宅ストックの質の向上、多様な世代の区内居住の実現、バリアフリー住宅の普及、地域コミュニティの形成促進、入居を希望する高齢者、障害者等の入居を拒まない住宅の供給などを盛り込んだ「中野区住生活の基本に関する条例」(平成23年3月公布)を新たに制定した。

2. 民間賃貸住宅への住み替え支援

(1) 住み替え住宅の情報提供

民間の賃貸住宅に居住し、区内の他の民間賃貸住宅に転居を必要とする高齢者世帯・障害者世帯・ひとり親世帯を対象に、「住み替え支援事業協力不動産店」の協力により、民間賃貸住宅の情報提供を行い、住み替え支援を行う。

(2) 居住安定支援事業

民間賃貸住宅への転居を希望しても保証人がいないなどの理由で区内での住み替えができない高齢者世帯・障害者世帯を対象に、区と家賃債務保証等に係る協定を結んだ保証会社を紹介し、その保証料助成を行なう。保証料助成は、保証料の額の1/2で15,000円が限度となる。

3. 区営住宅

住宅に困窮する低所得者向けの取り組みのひとつとして小規模な都営住宅団地について、平成4年に3団地56戸を受け入れたのを初めとして、これまでに下記の13団地432戸の移管を受け、区営住宅として管理している。

弥生町五丁目アパート	(弥生町5-9)	20戸
鷺宮六丁目アパート	(鷺宮6-14)	21戸
上鷺宮三丁目アパート	(上鷺宮3-14)	15戸
南台三丁目アパート	(南台3-26)	40戸
野方一丁目アパート	(野方1-12ほか)	51戸
江古田二丁目アパート	(江古田2-21)	24戸
江原町アパート	(江原町2-7)	69戸
江原町二丁目アパート	(江原町2-9)	80戸
野方六丁目アパート	(野方6-35)	39戸
沼袋三丁目アパート	(沼袋3-23)	35戸
新井住宅(※)	(新井4-30)	2戸
江古田四丁目アパート	(江古田4-10)	15戸
江古田一丁目アパート	(江古田1-34)	21戸

※新井住宅については、平成20年3月に用途廃止後、借上げ区営住宅として平成22年5月に開設。

4. 区民住宅

民間の土地所有者等に、世帯向け賃貸住宅を建設してもらい、それを区が一括して借り上げ、家賃負担を軽減して子育て期にある中堅所得層のファミリー世帯に提供している。

平成26年1月末現在の戸数9住宅135戸。

5. 福祉住宅

住宅に困窮している高齢者及び身体障害者が、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、安全に配慮した構造と設備を備え管理人または生活援助員がいる住宅である。高齢者用と身体障害者用があり、それぞれ単身者用と世帯用がある。住宅の間取りは、居室、台所、洋式トイレ、風呂、押入れがあり、エレベーター、日常生活異常感知装置、緊急呼び出しボタン、電磁調理器などが設置されている。

平成25年3月末現在の設置状況は高齢者用が8棟130室、(世帯用9室、単身用121室)、身体障害者用が2棟26室(世帯用1室、単身車いす用8室、単身用17室)である。

3. 住宅資金等融資あっ旋

区では、区民の居住環境の向上を図るため、住宅の増改築や修繕等の資金の調達が困難な区民に対して、必要な資金の融資を低利で受けられるよう金融機関をあっ旋し、利子補給を行っている。申込みには一定の要件が必要であるが、高齢

者や障害者の専用室の増改築、危険な擁壁の改修、水災害の復旧・予防工事などに関しては、特に低利となるよう配慮している。

住宅資金等融資あっ旋事業一覧

資 金 種 類		限度額 (千円)	返済期間	平成23年度融資利率	平成24年度融資利率
増改築資金	一 般	300～15,000	2年以上5年以下	2.88%	2.41%
			5年越え20年以下	2.98% 11年目以降 4.02%	2.51% 11年目以降 3.55%
	加 齢 対 応 型		2年以上20年以下	1.50% 11年目以降 4.02%	1.00% 11年目以降 3.55%
修 繕 資 金	一 般	300～5,000	2年以上5年以下	2.88%	2.41%
	加 齢 対 応 型		5年越え10年以下	2.98%	2.51%
	特 別		2年以上10年以下	1.50%	1.00%
	ア ス ベ ス ト 除 去				
高 齢 者 等 専 用 室 資 金		2年以上10年以下	1.00%	1.00%	
水 災 害 特 別 資 金		300～2,000	2年以上5年以下	1.00%	1.00%
木 造 住 宅 耐 震 改 修 資 金		300～7,000	2年以上15年以下	1.50%	1.00%
擁 壁 資 金					

※ただし、いずれも限度額は工事見積額の80%以内。

4. 交通安全対策

交通事故などの交通災害から区民の生命を守り、安全で快適な区民生活を実現することを目的とした「中野区交通安全計画」に基づき、交通安全施設の整備、交通安全思想の普及、生活道路への自動車進入抑止などの事業を推進している。(平成23・24年度実績)

- 黄色い帽子、ランドセルカバーを区立小学校の新入学児童に配布

交通安全運動実施状況 (平成24年度)

区 分	期	間
春	4月6日～4月15日	10日間
秋	9月21日～9月30日	10日間

交通安全施設の整備状況 (平成25年3月31日現在)

区 分	規 模
歩 道	39,588m
歩 道	8,975m
防 護 柵	12,820m
道 路 標 識	1,505基
反 射 鏡	1,804基
道 路 照 明	16,180基
路 面 カ ラ ー 標 示	360か所

区内交通事故発生状況 (平成24年12月31日現在)

	事故件数	負傷者数	死亡者数
平成23年	816件	894人	3人
平成24年	673件	746人	4人

5. 放置自転車対策

便利で快適な自転車も、乗る人のマナーによって、他人に大きな迷惑をかけている。駅周辺などに大量に放置されている自転車は、歩行者などの通行を妨げ、街の美観を損なうばかりでなく、緊急自動車の通行を妨げるなど、交通安全、防災のうえでも危険な状態である。

区では、自転車駐車場の整備を進め、放置自転車の撤去を行うとともに、地域の住民をはじめ警察等関係機関の協力により、放置自転車クリーンキャンペーンを実施している。

昭和63年3月に「中野区自転車等放置防止条例」を制定し、条例に基づき同年10月に中野駅周辺を自転車放置規制区域として指定した。以降、順次区内各駅周辺に自転車放置規制区域を拡大し、現在14ヵ所の駅周辺を自転車放置規制区域とし放置自転車の即時撤去を行っている。

区内各駅周辺の放置自転車台数

平成23年10月調査	1,182台
平成24年10月調査	1,066台

放置自転車撤去台数

	放置自転車撤去台数	規制区域内撤去台数
平成23年度	18,609台	17,583台
平成24年度	17,424台	15,999台

今後とも、引き続き自転車駐車場の整備を進め、放置規制区域化を図り、また、適正な自転車利用の推進を図ることに努める。

なお、撤去した自転車で保管期限を経過しても、引取りのない処分対象の自転車の一部について、再利用を図っていく。

◎自転車駐車場 (平成25年11月1日現在)

(有料制・落合駅整理区画・沼袋南整理区画は、1日利用を含む)

(収容可能台数)

• 有料制	中野駅北口中央自転車駐車場	3,466台
	中野駅北口西自転車駐車場	1,211台
	中野南自転車駐車場	1,300台
	(原付、バイク50台を含む)	
	中野西自転車駐車場	665台
	中野けやき通り自転車駐車場	833台
	(原付、バイク33台を含む)	
	東中野駅自転車駐車場	930台
	東中野南自転車駐車場	590台
	鷺宮南自転車駐車場	1,356台
	(原付、バイク50台を含む)	
	鷺宮東自転車駐車場	400台
	鷺宮北自転車駐車場	248台
	野方第一自転車駐車場	140台
	野方第二自転車駐車場	260台
	沼袋第一自転車駐車場	17台
	(原付、バイク13台を含む)	

	沼袋地下自転車駐車場	470台
	都立家政南自転車駐車場	370台
	都立家政北自転車駐車場	270台
	中野坂上駅自転車駐車場	1,052台
	中野新橋駅自転車駐車場	180台
	新井薬師北自転車駐車場	230台
	新井薬師南自転車駐車場	70台
	鍋横自転車駐車場	250台
	杉山公園地下自転車駐車場	240台
• 登録制	新江古田自転車駐車場	200台
	中野富士見町自転車駐車場	90台
• 整理区画	東中野東自転車等駐車整理区画	34台
	野方東自転車等駐車整理区画(北)	226台
	野方東自転車等駐車整理区画(南)	344台
	沼袋南自転車等駐車整理区画	150台
	落合駅自転車等駐車整理区画	160台

6. 吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙防止の取り組み

区は、歩きながらの喫煙(歩きたばこ)のない安心してすごせるまち、吸い殻などのポイ捨てのないきれいなまちを目指して、平成17年4月1日に「中野区吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する条例」を施行した。この条例では、まちの美化にとどまらず歩行者等の安全を確保するため、これまでのポイ捨て行為に加えて、歩きたばこも規制の対象にした。

歩行喫煙を防止するため、条例では道路や公園など公共の

場所で歩きたばこをしないよう努めることを区民等の責務として規定した。また、路上でたばこを吸うと迷惑や危険を及ぼすおそれが高い地区については、路上喫煙禁止地区に指定できる規定も設けた。

この規定に基づいて平成17年7月31日、中野駅周辺を「中野駅周辺路上喫煙禁止地区」に指定し、路上喫煙及びポイ捨て防止の啓発を実施している。また、区内全駅周辺においても歩きたばこ及びポイ捨て防止啓発活動も実施している。

7. 中野駅周辺まちづくり

区では、中野駅周辺まちづくりの指針として「中野駅周辺まちづくりランドデザイン」を策定し、中野駅周辺が“東京の新たなエネルギーを生み出す活動拠点”となることを目指して、各地区におけるまちづくりを推進している。平成24年6月には、まちづくりの進展や社会経済状況の変化を踏まえ、ランドデザインVer. 3への改定を行った。

中野駅周辺では、警察大学校等跡地地区において、区が都市計画公園（中野四季の森公園）や都市計画道路の整備を行うとともに、大規模オフィスビル（中野セントラルパークイースト・サウス）等が竣工するなど、平成24年春に「中野四季の都市」として生まれ変わった。

また、中野駅地区においては、平成24年6月に中野駅北口改札・駅前広場の改修や中野通りを横断する東西連絡路の整備など、中野駅地区第1期整備事業が完了した。今後は、第2期以降の整備事業として、西側橋上駅舎や南北通路、新たな駅前広場などの整備を進めていく。

さらに、中野二丁目地区の市街地再開発をはじめ、中野三丁目地区、区役所・サンプラザ地区、囲町地区など、ランドデザインで示した考え方にに基づき、まちづくりを着実に進めていく。

8. 市街地再開発事業

区はJR、私鉄の駅周辺や幹線道路の結節点などの拠点地区で、住環境の改善とあわせて、商業・業務機能の集積や、道路、広場、ホールなどのコミュニティ関連施設の整備を一体的に行うことを目的として、市街地再開発事業を推進し、次の5地区で市街地再開発事業が竣工した。

野方駅周辺地区では、「野方五丁目地区」（野方WIZ）が平成5年9月、中野駅周辺地区では、「中野四丁目東地区」（なかのサンクォーレ）が平成6年11月、中野坂上地区では、「本町二丁目地区」（中野坂上サンブライトツインなど）が平成8年9月、「本町一丁目地区」（ハーモニースクエア）が平成9年3月、「中央一丁目西地区」（アクロスシティ中野坂上）が平成11年4月にそれぞれ竣工した。

9. 西武新宿線の連続立体交差化

中野区内北部を東西約5kmにわたり横断する西武新宿線の沿線では、朝夕のラッシュ時を中心に長時間の踏切遮断による交通渋滞の発生や、踏切事故の危険性に加え、地域の南北分断など様々な課題を抱えている。

こうした状況から、平成16年1月に区民、区議会および区の三者は「西武新宿線踏切渋滞解消促進期成同盟」を結成し、国や東京都などに対し西武新宿線と道路の連続立体交差化の要請活動などを行ってきた。また、沿線地域では、4つのまちづくり勉強会が立ち上がり、地域のまちづくりについて熱心な議論が重ねられてきた。

これらの取り組みなどにより、平成20年5月、中野区内の西武新宿線では中井駅～野方駅間が連続立体交差事業の新規着工準備箇所として国に採択され、野方駅～井荻駅間が東京都の連続立体交差事業の事業候補区間に位置付けられた。その後、平成23年8月に中井駅～野方駅間の連続立体交差化が都市計画決定され、平成25年4月には、東京都が事業認可を取得し、平成32年度の完成を目指し事業を推進している。

中野区では、平成23年8月に、連続立体交差化の都市計画にあわせ、新井薬師前駅及び沼袋駅周辺地区の交通の安全性や利便性の向上を図るため、両駅前広場と関連する街路を中野区画街路第3号線・第4号線として都市計画決定を行った。

また、連続立体交差事業を契機に、沼袋駅および新井薬師前駅周辺地区の、今後の新たなまちづくりを検討するため、地域の住民を主体とする「沼袋駅周辺地区まちづくり検討会」（平成24年9月設立）と、「新井薬師前駅周辺地区まちづくり検討会」（平成25年2月設立）が設立され、区は、検討会において、地域住民と意見交換をするほか、情報提供など必要な支援を行ってきた。両検討会では、将来のまちづくりの目標や方針等についての提案をまとめる予定である。

区は、この提案を受け、まちづくり計画を作成し、より住みやすく、魅力あるまちにするため、駅前広場や交差道路等の整備をはじめ、沿線のまちづくりを着実に推進していく。

I - 2 環境に配慮する区民生活が根づくまち

1. 循環型社会をめざして

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動から脱却し、循環型社会を形成するため、平成12年に循環型社会形成推進基本法が制定される。その後各種リサイクル法が整備された。

中野区は、循環型社会が目指す環境負荷の軽減を実現するため、第一に発生抑制（リデュース）、第二に適正な再利用（リユース）、第三に再生利用（リサイクル）、第四に熱回収を行い、やむを得ず循環利用が行われないものについては適正な処理を行うという優先順位により施策を展開している。

また、「新しい中野をつくる10か年計画」において「地球温暖化防止戦略」を掲げ、「ごみを出さない生活スタイルの推進」、「事業系ごみの自主的な処理をすすめること」により「ごみゼロ都市・なかの」の実現に向けた施策を展開している。

そのために、より一層の普及啓発活動、家庭ごみ有料化などにより、ごみ減量への動機付けを図る。

中野区のごみの処理・処分は、すべて他の区に所在する清掃工場などの施設に依存していることから、より一層のごみの減量とリサイクルの推進に努めていく必要があり、区民・事業者と協力して計画の着実な推進に努め、循環型社会の実現を目指していく。

●ごみ減量の普及・啓発

循環型社会を実現するために、区民や事業者がそれぞれに環境に配慮した生活スタイルや事業活動に転換していくよう、ごみ減量とリサイクルの推進に取り組むための普及・啓発事業を実施している。

- ①ごみ減量啓発展示等の実施
- ②ごみ減量講座等の実施 23年度 14回、24年度 20回
- ③小学生向けごみ減量啓発冊子の作成・配布
- ④生ごみコンポスト化容器・生ごみ処理機のあっせん

家庭から出る生ごみの減量・リサイクルを進めるため、生ごみコンポスト化容器・生ごみ処理機のあっせんを実施している。

あっせん件数

区 分	コンポスト化容器	生ごみ処理機
23年度	10件	5件
24年度	5件	2件

●一般廃棄物処理業の許可・指導等

事業系一般廃棄物の適正な収集・運搬及び処分のため、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行う者及び浄化槽清掃を業として行う者に対して、許可要件及び基準の審査を行うとともに、業の執行に関し指導等を行っている。

なお、平成25年度から許可要件及び基準の審査等は、東京二十三区清掃協議会が一括して行っている。

許可・指導実施状況（受理件数）

区 分	更新等許可申請	変更承認申請	変更届	廃止届
23年度	147件	75件	400件	6件
24年度	114件	83件	404件	0件

●資源の回収

1. 集団回収

集団回収はおおむね10世帯以上の区民で構成される団体が、回収の日時、場所、品目や回収業者を決めて、家庭から出る資源を分別して集め、例えば直接資源回収業者に引き渡す方法である。

この方法は、地域の実情に合わせやすく、分別も徹底されるため区民の自主的なリサイクル活動として区が支援をしている。支援の内容は、集団回収作業補助用具の貸与・報奨金（6円/kg）の支給などである。

なお、古紙については平成19年度から集団回収に一本化し、行政回収は廃止した。

集団回収実施状況

区 分	回 収 量	実施団体数
23年度	16,214t	212団体
24年度	15,857t	210団体

2. びん・缶回収

中野区では、ごみ減量及び飲料用のびん・缶の資源の有効活用を図るため、平成2年12月に一部地域でびん・缶の分別回収を開始し、平成11年5月から区内全域で実施した。平成25年3月現在の回収場所は区内全域で約7,600か所となっている。

びん・缶回収の回収量

区 分	び ん	アルミ缶	スチール缶
23年度	3,160t	550t	502t
24年度	3,167t	558t	485t

3. プラスチック製容器包装回収

中野区では、最終処分場の延命化や限りある資源の有効活用に繋げるため、23区に先駆け、平成15年度3か月の試行を経て、平成16年7月から一部地域でプラスチック製の容器や包装類（以下「プラ製容器包装」という）の分別回収を開始し、平成20年10月には区内全域で実施した。

回収したプラ製容器包装は、「容器包装リサイクル法」の「指定法人ルート」を活用して、プラスチック製品やアンモニア等の原料にリサイクルされている。

■プラスチック製容器包装回収の回収量

23年度 2,673t

24年度 2,512t

4. 乾電池・紙パック・古布回収

区立施設を回収の拠点とし、乾電池・飲料用の紙パック・古布の回収箱を常時設置している。

拠点回収の回収箱設置状況（25年度）

品目	設置場所
乾電池	区民活動センター、図書館等84カ所の区立施設等
紙パック・古布	清掃事務所リサイクル展示室

なお、紙パックと古布は集団回収でも回収している団体がある。

拠点回収の回収量

区分	乾電池	紙パック	古布
23年度	29.5t	30kg	13.9t
24年度	28.1t	40kg	11.3t

5. ペットボトル回収

ペットボトル回収は、平成9年4月から協力店舗による店頭回収を行っている。平成25年3月現在の協力店舗数は137か所である。また、収集効率を高めるため、平成17年度からスーパー等にペットボトル破碎回収機を順次設置した。（設置箇所数は10か所）

さらに、平成20年10月の分別区分変更に合わせて、より資源回収に参加しやすくするため、びん・缶集積所でも回収を始めた。

ペットボトルの回収量

（単位：トン）

区分	店頭及び集積所回収	破碎回収機等
23年度	1,168	50
24年度	1,151	45

●ごみ収集

1. ごみ量

ごみ収集量は、平成24年度は62,918トンとなり前年

度より965トンの減少となった。これをごみ種別毎に前年度と比較すると、燃やすごみは766トンの減少、陶器・ガラス・金属ごみは200トンの減少、粗大ごみは1トンの増加となっている。

ごみ収集量

（単位：トン）

	燃やす	陶器・ガラス・金属	粗大	合計
23年度	58,501	2,833	2,549	63,883
24年度	57,735	2,633	2,550	62,918

犬猫等死体処理

（単位：頭）

	犬	猫	その他	合計
23年度	48	413	113	574
24年度	49	411	135	595

2. 処理・処分の流れ

収集したごみは、清掃工場等の中間処理施設で焼却・破碎等の適正処理をした上で、最終処分場で埋立処分を行っている。中野区内には、清掃工場や不燃ごみ処理センター等がないため、全て他区に所在する施設において処理されている。

平成24年度の燃やすごみは、32%が北区内、23%が板橋区内、15%が世田谷区内の清掃工場において処理されている。陶器・ガラス・金属ごみの大部分は、新宿区内の不燃ごみ中継所に搬入した後、江東区内にある中防不燃ごみ処理センターにおいて処理されている。このほか、し尿は、杉並区内のし尿中継所に搬入した後、品川区内にある下水道投入施設において希釈などの処理を行い、下水道に投入している。

収集したごみの搬出先

（単位：トン）

ごみ種	搬入先	23年度	24年度
燃やすごみ	目黒清掃工場	10,089	6,326
	千歳清掃工場	11,034	8,525
	杉並清掃工場	8,515	0
	渋谷清掃工場	0	1,819
	豊島清掃工場	4,599	7,541
	北清掃工場	13,108	18,694
	板橋清掃工場	10,005	13,455
	光が丘清掃工場	1,151	925
	足立清掃工場	0	450
	合計	58,501	57,735
陶器・ガラス・金属ごみ	中防不燃ごみ処理センター	2,833	2,633
粗大ごみ	粗大ごみ破碎処理施設	2,549	2,550
総合計		63,883	62,918

収集したし尿の搬出先

（単位：Kℓ）

区分	23年度	24年度
品川清掃作業所	12	12

3. 再利用の促進

リサイクル展示室では、粗大ごみの中からまだ利用できる棚やタンス等の家具類などを中心に展示し、毎月抽選により区民に無料で提供している。また、古着を資源として回収しておりその一部を展示し無料で提供している。

毎月第一及び第三土曜日に(1月は第三土曜日)フリーマーケットを実施して、住民のリサイクル活動を支援する事業を行っている。

●ごみ適正排出啓発

1. ごみの適正排出指導

集積所におけるルール徹底や、事業系ごみの適正な排出のため、指導担当によるごみの分別及び資源回収の指導、集積所の改善指導、不法投棄の対応等を行っている。

2. 防鳥ネットの貸し出し

カラスや猫によるごみの散乱被害を防止するため、複数の世帯で使用している集積所を対象に、防鳥用ネットを無料で貸し出している。

3. 小規模集合住宅の改善指導

管理人や巡回する人のいない小規模集合住宅のごみや資源の分別・排出ルールの浸透を図るため、平成20年度から専門の対策班を設置し、オーナー、管理会社、居住者の指導を行っている。

2. 地球温暖化対策

私たちは経済的にも物質的にも豊かな生活を享受するため、大量に化石燃料を使用してきた。また、人も物も集中する大都市は、環境に対して大きな負荷を与えている。このように資源やエネルギーを大量に消費してきた結果、地球温暖化が進み、都市部ではヒートアイランド現象が深刻になりつつある。

平成23年3月に発生した東日本大震災の影響及び原子力発電所事故を受けて、国は現行のエネルギー基本計画について白紙から見直しを進めている。平成25年3月に「当面の地球温暖化対策に関する方針」が決定され、平成25年度以降、国連気候変動枠組条約の下のカンクン合意に基づき、2020年までの削減目標の登録と、その達成に向けた進捗の国際的な報告・検証を通じて、引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくこととなっている。

① 「中野区環境基本計画」

環境問題を解決していくには行政のみならず、区民、事業者の取り組みが極めて大切である。区は、平成10年7月、区、区民、事業者が協働して環境保全の取り組みを進め、良好な環境を実現することを目的として「中野区環境基本条例」を制定、施行した。

「新しい中野をつくる10か年計画」の「地球温暖化防止戦略」をさらに発展させ、区民・事業者・区が共有する明確な目標に向かって取り組みを進めるため、平成13年3月に策定した「中野区環境基本計画」を平成20年5月に改定し、脱温暖化の取り組みが根付いた「エコシティなかの」の実現に向けた4つのプロジェクトを推進するため、平成25年9月に第2次アクションプログラムを策定した。

② 「中野区地球温暖化防止条例」

区は、平成23年7月、地球温暖化防止対策を推進するため、区、区民等及び事業者の責務や地球温暖化を防止する4つの対策、中野区環境基金及び中野区地球温暖化防止対策審議会を設置等について定めた「中野区地球温暖化防止条例」を制定、施行した。この条例に基づき、高断熱建築物を認証する制度を平成23年10月から開始した。また、平成25年4月から中野区温暖化対策推進オフィスを貸付け、その賃料を中野区環境基金の財源として、区が実施するCO₂排出量の削減に係る取り組みを促進している。

③ なかのエコポイント

区のCO₂排出量の約半分を占める家庭からの排出量の削減を促進するため、平成23年7月から「なかのエコポイント」制度を開始した。

平成23年度は、東日本大震災及び原子力発電所事故による電力不足に備えるため、電気使用量の削減率に応じたポイント交付を行ったが、平成24年7月から制度の本来目的である家庭のCO₂削減の取組支援策として制度の拡充を行い、電気に加えて都市ガスをポイント交付対象とし、使用量の削減率からCO₂削減量に応じたポイント交付基準に切り替えた。また、参加の拡大や継続のインセンティブとして、成績上位者への表彰とポイント交付、抽選でのエコグッズ授与、継続ポイントを新設した。さらに、対象となる環境イベントへの参加や、なかのみどりの貢献賞受賞者と高断熱建築物の認証取得者へ新たにポイントを交付し、参加の促進を図っている。平成23年度1,099世帯、平成24年度1,295世帯が参加登録した。

④ 地球温暖化防止の取組み

毎日の生活の中で、省エネ行動を推進するために「環境月間パネル展示」、「地球温暖化防止講座」等の事業や、家庭や学校で活用できる省エネの取組み等を紹介した「なかのエコチャレンジ（家庭版）」の配布を行った。区民・事業者が二酸化炭素の排出量削減へ向けた具体的な取組みを推進する契機となるよう、省エネ機器等を体感し相談できる「なかのエコフェア」を実施した。

また、区内の中小事業所向けに、無料の省エネルギー診断や省エネ研修会等を実施した。

講座・イベント	23年度		24年度	
	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数
なかのエコフェア	1回	831人	1回	947人
子ども向け事業	2回	51人	2回	49人
環境講座	一般向け	—	1回	63人
	事業者向け	1回	8人	1回
地域環境アドバイザー派遣事業	11回	640人	6回	121人

3. 公 害

中野区では、環状7号線等の幹線道路を通行する自動車や建設工事、商店、工場などの事業活動などにより、騒音、振動、悪臭、大気汚染等の様々な公害問題が発生している。近年は、建築物に使われたアスベストの除去に関する指導や工場の廃止などに伴う土壌汚染調査報告の審査などの業務が、重要性を増してきている。また、一般家庭生活における騒音や悪臭に係る苦情も区に寄せられている。

区としては、これらの公害問題に対し、法令等に基づく規制、指導および苦情相談を行うとともに、各種公害状況の調査を常時実施するほか、工場などに対し、環境負荷軽減の啓発なども推進している。

● 苦 情

環境公害担当に寄せられた苦情件数は、昭和47年度に540件で最も多かった。その後、減少が続いている一方、1件あたりの出動回数が多く、解決に要する期間も長期化しがちな建設作業に関するものの割合が増えている。

平成24年度を見ると、発生源別苦情件数の比率では、建設苦情が84%で大部分を占めている。建設苦情は、建設作業による騒音と振動が大部分であるが、資材運搬用自動車の騒音、振動、排気ガスや作業員の話し声など建設作業に付随する苦情もある。工場や指定作業場については、廃止件数の増加の一方で設置件数が減少傾向にあるため、苦情は少なくなっている。その他の苦情の中には、近隣家庭のエアコン室外機からの騒音、飲食店からの臭い、落ち葉などの小規模な焼却行為によるばい煙などがある。

また、現象別苦情件数は、依然として騒音苦情が最も多く52%を占め、建設作業によるものと家庭生活や商業活動による騒音が大部分である。次に多いのは建設作業などによる振動で25%、三番目も建設作業などによる粉じんで16%となっている。

● 相 談

中野区では公害や公害に類似の事項に関する相談、問合せ、情報提供などを「相談」として集計している。

発生源別苦情件数年次推移

年度 種別	20	21	22	23	24
工 場	2	1	0	1	1
指定作業場	7	6	4	3	0
建設作業	80	62	85	60	64
そ の 他	86	81	59	49	15
合 計	175	150	148	113	80

現象別苦情件数年次推移

年度 種別	20	21	22	23	24
騒 音	102	100	105	78	58
悪 臭	38	23	18	15	6
ば い 煙	15	12	10	7	2
振 動	31	29	37	25	28
粉 じ ん	19	11	20	14	18
そ の 他	1	2	1	1	0
合 計	206	177	191	140	112

苦情の内訳件数

用途地域 および 現象	用 途 地 域							現 象							計	
	一 低 住 専	一 中 住 専	二 中 住 専	一 種 住 居	近 隣 商 業	商 業	準 工 業	不 明	騒 音	悪 臭	ば い 煙	振 動	粉 じ ん	そ の 他		
23 年度	工 場	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1
	指定作業場	1	0	0	0	2	0	0	3	3	0	0	1	0	0	4
	建設作業	10	25	0	4	20	1	0	60	42	3	0	23	13	0	81
	一 般	5	9	0	0	26	7	2	0	49	32	12	7	1	1	54
合 計	16	35	0	4	48	8	2	0	113	78	15	7	25	14	1140	
24 年度	工 場	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1
	指定作業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設作業	13	25	1	4	15	6	0	64	43	4	1	28	18	0	94
	一 般	1	6	0	2	3	3	0	15	14	2	1	0	0	0	17
合 計	14	32	1	6	18	9	0	80	58	6	2	28	18	0	112	

年度による件数の増減が激しい廃品回収車に関する相談を除くと、ここ数年の相談受付件数は、概ね横ばいもしくは微増している。

相談の内訳件数

年度 種別	工場・指 定作業場	建 設	低周波音	自己管理地内 廃棄物等集積	空家敷地内 樹木等管理	国・都からの 連絡等	その他	小 計	廃品回収 車騒音	合 計
23 年 度	22	108	1	3	9	1	165	309	64	373
24 年 度	30	122	4	7	10	2	141	316	37	353

●公害防止

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例では、一定の要件を備えている事業場を、工場あるいは指定作業場と定め、工場に対しては認可申請を、指定作業場に対しては届け出を義務づけている。また指定された有害物質を取り扱った工場等を廃止する場合は、事前に土壤汚染状況調査報告書を区に提出することになっている。これらの申請や届け出を審査し、指導監視することによって、工場等の固定発生源からの公害発生を防止している。

建設工事などについては、飛散性の高いアスベスト建材の除去作業に関する「特定粉じん排出等作業実施届」の審査や

建設工事等に関する届出受理件数

	23年度	24年度
特定建設作業実施届（騒音）	161	176
特定建設作業実施届（振動）	97	106
特定粉じん排出作業等実施届	17	15

立入検査、また、特に騒音・振動が大きい建設作業に関する「特定建設作業実施届」の受理などを行っている。

区内の種類別指定作業場数（平成25年3月末現在）

種 類	件 数
自動車駐車場	258
専用自動車ターミナル	0
ガソリンスタンド	17
自動車洗車場	5
材料置場	8
青写真の作成	0
麺類製造場	87
豆腐・煮豆製造場	47
洗濯施設	241
下水処理施設	1
ボイラー	68
焼却炉	3
ウエストスクラップ	1
揚水施設	1
廃棄物積替場所・保管	5
病院	2
試験研究機関・学校	6
計	809

区内の業種別・工場数

（平成25年3月末現在）

大別	業 種	件数	大別	業 種	件数	大別	業 種	件数
製 造 業	食 料 品	41	製 造 業	窯業・土石・製品	1	サ ー ビ ス 業	卸 売 ・ 小 売 業	4
	織 維 製 品	29		非 鉄 金 属	1		運 輸 ・ 通 信 業	3
	木 材 ・ 木 製 品	38		鉄 鋼 業	2		電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	0
	家 具 ・ 装 備 品	12		金 属 製 品	38		自 動 車 整 備	61
	紙 ・ 紙 加 工 品	12		一 般 機 械 器 具	10		ク リ ー ニ ン グ	26
	出版印刷・同関連産業	90		電 気 機 械 器 具	23		フ ィ ル ム 現 像	0
	化 学 工 業	4		精 密 機 械 器 具	22		染 色	0
	ゴ ム 製 品	2		プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業	4		そ の 他	7
皮 革 ・ 同 製 品	1	そ の 他	27	計	458			

年度6道路)

●公害調査

公害を未然に防止し、発生源に対して効果的な施策を講ずるには的確な現況の把握が不可欠である。

区では、住環境の状況把握の一環として、大気汚染をはじめ各種の環境調査を行い、その推移を測定記録し、監視を続けている。

事業実施状況（平成23～24年度）

- ① 河川水質調査（神田川、妙正寺川）
- ② 自動車騒音振動交通量調査（平成23年度6道路、平成24

1. 河川水調査

都内における河川は人口や産業の集中により、昭和40年代半ばに悪臭を発生するほど汚濁された。しかし、下水道の普及と発生源の規制により、多くの河川はかなり浄化された。

中野区では神田川と妙正寺川において、昭和46年度から水質調査を実施しているが、水質も徐々に改善されてきており、環境基準をほぼ満たしている。

河川水質調査結果（年間平均値）

（平成24年度）

測定項目	測定地点	神田川		妙正寺川		生活環境の保全に関する環境基準（水域類型C）
		向田橋	南小滝橋	三谷橋	天神橋	
水素イオン濃度(PH)		7.9	7.8	7.2	7.1	6.5以上8.5以下
溶存酸素(DO)	mg/l	9.7	10.6	11.2	8.3	5以上
生物的酸素要求量(BOD)	mg/l	1.5	1.4	0.9	1.1	5以下
浮遊物質(SS)	mg/l	3	4	7	1	50以下

2. 自動車騒音・振動・交通量調査

幹線道路等の、自動車騒音・振動等の調査は、平成21年度まで毎年12道路について実施していた。しかし、この10年間、大きな騒音・振動の悪化が見られなかったため、平成22年度以降は、計画的に各年につき4道路から6道路程度

を調査している（環状七号線のみ毎年実施）。また、各幹線道路について5年に1度、道路端から50メートルの範囲内における、自動車騒音の環境基準の達成状況の調査も実施している。

自動車騒音振動調査結果

道路名	測定地点	騒音 (デシベル)					振動 (デシベル)				調査年度
		測定結果			要請限度	環境基準	測定結果			要請限度	
		昼	夜	平均			昼	夜	平均		
環七通り	大和町1-12	78	77	78	昼75/夜70	昼70/夜65	56	55	56	昼70/夜65	24
青梅街道	本町4-18	68	68	68	昼75/夜70	昼70/夜65	43	42	42	昼70/夜65	24
目白通り	江原町3-5	72	70	71	昼75/夜70	昼70/夜65	51	48	49	昼70/夜65	24
山手通り	中央2-18	66	63	65	昼75/夜70	昼70/夜65	40	37	38	昼70/夜65	24
千川通り	上鷲宮3-17	70	67	70	昼75/夜70	昼70/夜65	49	45	47	昼70/夜65	23
新青梅街道	江古田4-3	69	68	69	昼75/夜70	昼70/夜65	52	48	50	昼70/夜65	23
中野通り	中野5-68	70	68	69	昼75/夜70	昼70/夜65	40	35	38	昼70/夜65	23
方南通り	弥生町4-20	64	62	63	昼75/夜70	昼70/夜65	49	47	48	昼70/夜65	24
大久保通り	中野2-17	67	65	66	昼75/夜70	昼70/夜65	39	36	38	昼70/夜65	24
中杉通り	白鷲2-35	68	65	67	昼75/夜70	昼70/夜65	48	43	45	昼70/夜65	23
本郷通り	弥生町2-41	66	62	65	昼75/夜70	昼65/夜60	47	44	46	昼70/夜65	23

- ※① 測定結果のうち○印は環境基準を超えたもの、□印は要請限度を超えたもの
- ② 自動車交通振動には要請限度はあるが、環境基準は無い
- ③ 早稲田通りは23年度および24年度調査せず（25年度調査実施予定）

自動車交通量調査結果

道路名	環七通り	青梅街道	目白通り	山手通り	千川通り	新青梅街道	中野通り	方南通り	大久保通り	中杉通り	本郷通り
交通量※ (台/日)	72,702	41,838	40,680	43,410	17,880	22,542	19,332	20,196	11,850	7,614	8,556
調査年度	24	24	24	24	23	23	23	24	24	23	23

※各道路の測定地点における通過自動車（バイクを含む）台数

幹線道路周辺における自動車騒音の環境基準達成状況調査*結果

調査年度	調査対象道路名	車線数	道路端騒音レベル (単位: db)		各幹線道路の道路端から50mの範囲内の環境基準を達成した建築物の割合 (%)	
			昼間	夜間	昼間	夜間
23年度	新青梅街道 (環七通り交差点以東)	2	70	68	98.6	77.0
	新青梅街道 (環七通り交差点以西)	2	68	65	99.1	98.7
	環七通り	4	78	77	63.3	54.3
24年度	大久保通り (山手通り交差点以東)	2	67	64	100	100
	大久保通り (山手通り交差点以西)	2	68	65	100	100
	青梅街道 (山手通り交差点以東)	4	67	64	100	89.6
	青梅街道 (山手通り交差点以西)	4	69	68	99.5	83.2

※本件調査は、騒音規制法が規定する「自動車騒音の常時監視」にあたる

啓 発

区においては、大気汚染や騒音等の自動車交通公害のさらなる改善のため、区自らが庁有車の使用を控えるよう努めるとともに、事業所や区民に対し、事業活動や家庭生活における省エネをはじめ、自動車の使用抑制、エコドライブの励行など、環境負荷の低減についての協力を呼びかけている。

また、光化学スモッグが発生し注意報などが発令された場

合は、直ちに、防災用行政無線での放送などを通じ、区民に注意報発令などのお知らせと自動車運転や外出などの自粛を呼びかけて、被害の未然防止を図っている。

光化学スモッグ注意報地域別発令日数（都内）

区分 年度	発令地域区分								東京都内で 発令のあつ た日数	被害者数	
	区東部	区北部	区西部（中野区含）	区南部	多摩北部	多摩中部	多摩西部	多摩南部		中野区	東京都全体
23	1日	2日	5日	2日	2日	3日	3日	3日	9日	0人	0人
24	3日	2日	3日	3日	2日	2日	2日	2日	4日	0人	0人

4. 緑化推進

美しく豊かなみどりは、人の心に潤いと安らぎを与えてくれるなど、健康で快適な生活を送るうえで、欠くことのできないものである。また、みどりは生き物の生息場所となるなど環境を守るうえで重要な役割を果たしている。

しかしながら区内のみどりは、土地の細分化や都市機能の高度化、多様化が進む中で、減少傾向にあり、ヒートアイランド現象などの特異な都市環境を引き起こしている。

四季を通じて豊かなみどりを感じる、住みよいまちの実現には、公共のみどりとあわせて民有地のみどりの保全、創出があつてこそ実現するものである。

そこで、平成21年8月に「中野区みどりの基本計画」を改定し、中野区のみどりの将来像を「みどりを守り みどりを生みだし 自然の息吹を感じ 環境と共生するまち」と設定したうえで、防災機能を持った公園の整備や道路・公共施設など公有地の緑化を推進するとともに、民有地の緑地の保全、創出を図るための施策を展開していくこととなる。

その計画の中で、民有地の緑化を推進するため、緑化計画書の指導、生け垣等設置の助成、樹木・樹林・生け垣の保護指定などを行っている。

さらに、区報・ホームページを活用した情報の提供、花と緑の祭典、みどりの教室などの事業を実施している。

●都市の緑化と緑化の啓発

1. 緑化計画書の提出

建物の新築・増改築等（原則として敷地200㎡以上）を行う場合、一定の基準以上のみどりを確保することを定めて、建築確認申請前に緑化計画書の提出を指導し、認定を行っている。

申請件数	23年度	187件、	24年度	185件
緑化計画面積	23年度	4,995㎡、	24年度	6,083㎡

2. 生け垣等の設置助成

接道部の緑化と防災面の効果を目的として、一定基準を満たした生け垣等を設ける場合に、設置費の助成を行っている。

助成実績	23年度	5件	31.5m、	24年度	6件	55.0m
------	------	----	--------	------	----	-------

3. みどりの保護指定

一定の基準を満たし、特にその必要性を認める樹木・樹林・生け垣を保護指定し、維持管理費の一部助成を行っている。また、保護樹木・樹林については「中野区みどりの保護と育成に関する条例」に基き賠償責任保険に加入している。

樹木・樹林・生け垣の保護指定状況

保護指定樹木	23年度	329本、	24年度	334本
保護指定樹林	23年度	37か所	93,098㎡、	
	24年度	34か所	89,480㎡	
保護指定生け垣	23年度	75か所	2,071m、	
	24年度	77か所	2,090m	

4. 花と緑の祭典

春と秋に花と緑の祭典として、園芸緑化相談、草花の即売、剪定教室などみどりに触れ、関心を持ってもらうための啓発イベントを行っている。企画・運営は区民で構成した実行委員会が行っている。

5. みどりの教室

自然や園芸に対する知識や技術を学び、みどりへの関心と大切さを深めてもらうことを目的とし、年に数回実施している。

23年度	みどりの教室（室内）	1回
24年度	みどりの教室（室内）	1回

6. なかのみどりの貢献賞

平成24年度より中野区の地球温暖化防止対策の一環として、緑化推進や保全に功績のあつた方に対して、緑の社会貢献活動支援として表彰を行っている。表彰することにより、緑化の啓発を促すことを目的としている。

I - 3 安全で快適な都市基盤を着実に築くまち

1. 地震対策

区民が安心して生活するためには、災害に強い安全なまちでなくてはならない。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、大津波やそれによる原子力発電所の事故が同時に発生し、これまでの想定外の被害をもたらした。中野区における被害は軽微であったが、避難所開設や運営、帰宅困難者等についての課題が顕在化した。このことから、平成25年3月の地域防災計画の修正では、東日本大震災の教訓と東京都の被害想定を反映し、主に「地域防災力の向上」「災害に強い都市基盤の整備」「応急活動の体制整備」「避難者対応の充実」「生活の安全確保・安定化」について、区民の生命と生活基盤を守るための取り組みを進めている。

また、地域防災計画で想定した地震での中野区の建物全壊棟数は、2,215棟、出火件数は24件、死者数は214人である。地震に備えてまちの不燃化・耐震化を進めていくとともに、防災公園等を整備していくなど、防災まちづくりへの取り組みを一層推進していく。

地震による被害を未然に防ぐためには、地域の防災行動力の向上が不可欠である。そのため、初期消火や救出・救護等、地域の防災活動の担い手となる区民に対して、防災訓練や防災座談会等を通じて、自助・共助の意識を高め、お互いに協力して防災活動に取り組めるように普及・啓発活動を行っている。また、地域の自主的な防災組織である「地域防災住民組織」の育成・強化を図るため、訓練指導や防災資機材の提供、活動助成金の交付などの支援を行っている。

●防災会議

区は、災害対策基本法に定めるところにより、地域防災計画の作成と、その実施を推進する機関として、中野区防災会議を設置している。

会長は区長、委員は43人以内、任期2年

●防災対策連絡協議会

区の防災対策に区民および関係団体の意向を反映させ、地域における防災意識の高揚を図るため、中野区防災対策連絡協議会を設置している。

委員は50人以内、任期2年

●初期消火態勢

日常の火災はいうまでもなく、地震による大火災を未然に防止するためには、初期の段階で消火することが大切である。

初期消火の能力向上を図るため、昭和47年から区内全域に街頭消火器の設置を行うとともに同時多発的な火災に対処す

中野区地域防災計画における被害想定

○想定地震

- ・種類 東京湾北部地震
- ・震源 東京湾北部
- ・規模 M7.3
- ・震源の深さ 約20km～35km

○気象条件等

- ・季節等 冬の夕方18時、風速8m/秒

○被害想定

- ・震度 6強(区面積の52.5%) 6弱(区面積の47.5%)
- ・建物全壊棟数 2,215棟 ・出火件数 24件
- ・死者 214人 ・負傷者 2,415人(うち重傷者 356人)
- ・避難者 76,807人 ・帰宅困難者 58,123人
- ・電力停電率 17.7% ・通信不通率10.6%
- ・ガス供給停止率 40.1～100% ・上水道断水率24.8%
- ・下水道管きよ被害率 28.1%

るため大型消火器の設置と軽可搬消火ポンプの地域防災住民組織への配備を行っている。また、新たに消火栓を活用するスタンドパイプセットの配備をすすめている。

そのほか、地域防災住民組織の防災活動拠点等に消火水利として防火水槽(5t)を設置している。

初期消火態勢整備(区内全域) (平成25年10月現在)

種類	本数	内容
街頭消火器	6,214本	おおむね25世帯に1本の割合で設置。地域住民組織による自主的な点検を主体に維持を図っている。
大型20ℓ	403台	中性液20ℓ、放射時間75秒
軽可搬消火ポンプ	218台	防火水槽等消火水利の近くに配置。毎分220ℓ、ホース100m(20m×5本)。
防火水槽5t	56基	軽可搬消火ポンプ用の消火水利として5t地下貯水槽を設置。
スタンドパイプセット	11セット	火災危険度の高い地域から配備。

●火災防止対策

消 防 水 利 (平成25年3月末現在)

種 類	中野消防署 管内	野方消防署 管内	合 計
消 火 栓	1,235	1,675	2,910
防 火 水 槽	260	269	529
貯 水 池	0	0	0
プ ー ル	20	28	48
河 川	51	18	69
池 水	0	1	1
受 水 槽	12	19	31
溝	0	0	0

●救援・救護体制

1. 飲料水の確保

区では、災害時に都の給水活動が軌道にのるまでの間、1日1人3ℓの給水を行う。区立施設等の受水槽1,356m³、区内26か所(平成25年2月現在)の公衆浴場の飲料水(深井戸・優先供給協定)、また、みずのとう公園等応急給水槽による給水を行う。

生活用水については、避難所等の防災用井戸によるほか、昭和62年度から手動式ポンプが設置されている民有井戸(井戸水提供の協定)から給水を行う。

2. 物資の備蓄

都区役割分担に基づき、区では1日分の食糧(セイバークラッカー等)を備蓄および調達で確保することとしている。

備蓄倉庫 (10か所)	(平成25年11月現在)
区立第二中学校	210m ²
区立第十中学校	190m ²
区立上鷲宮小学校	156m ²
障害者福祉会館	188m ²
区立第五中学校	167m ²
平和の森公園(危険物庫を含む)	75m ²
旧西中野保育園	209m ²
多田小デイサービス跡	222m ²
商工会館	72m ²
中野セントラルパークサウス	211m ²

防災行政無線システム	(平成25年4月現在)
移動系無線	① 基地局 1局 ② 移動局 201局
固定系無線	① 親局 1局 ② 子局 113局 ③ 戸別受信機 501局

食糧・物品の備蓄状況 (平成25年11月現在)

食品	マンホールトイレ	200式
サバイバルフーズ・238,144食	簡易ベッド	170台
セイバークラッカー	その他	
アルファ化米 62,275食	防災用資機材	
おかゆ 65,500缶	発電機	77台
粉乳 2,500缶	投光器	50台
食塩 3,642kg	揚水機	46台
生活必需品	組立水槽	100台
毛布 62,965枚	角型容器	2,500個
敷きマット 22,020枚	ローリータンク	19基
ゴザ 56,868枚	浄水機	50台
給水バケツ 44,328個	非常用炊飯レンジ	100組
防水シート 8,525枚	担架	65丁
ほ乳びん 1,750本	車いす	120台
非常用炊飯袋 118,090袋	医療資材7点セット	16組
乾電池式ランタン 2,500個	医療救急セット	50組
紙おむつ(大人用) 7,580枚	医療救急カバン	100組
紙おむつ(乳幼児用) 52,290枚	テント	15張
ロープ 805巻	その他	
次亜塩素酸ソーダ 50箱		
消石灰 155袋		
仮設トイレ 250台		

避難所・広域避難場所

<避難所>

<広域避難場所>

施設名	住所
新山小学校	南台4-4-1
南中野中学校	南台5-22-17
多田小学校	南台3-44-9
東京大学教育学部附属中等教育学校	南台1-15-1
中野神明小学校	弥生町4-27-29
向台小学校	弥生町1-25-1
桃園小学校	本町3-16-1
第十中学校	中央1-41-1
塔山小学校	中央1-49-1
宝仙学園	中央2-28-3
谷戸小学校	中野1-26-1
第二中学校	本町5-25-1
中野本郷小学校	本町4-27-3
新渡戸文化学園	本町6-38-1
中野中学校	中野1-57-12
中部すこやか福祉センター	中央3-19-1
桃花小学校	中央5-43-1
旧桃丘小学校	中野3-40-23
桃園第二小学校	中野6-13-1
明大附属中野中学校・高校	東中野3-3-4
大妻中野中学校・高校	上高田2-3-7
第三中学校	東中野5-12-1
旧東中野小学校	東中野5-27-8
白桜小学校	上高田1-2-28
上高田小学校	上高田5-35-3
第五中学校	上高田4-28-1
新井小学校	新井4-19-1
旧沼袋小学校	沼袋3-13-2
緑野中学校	丸山1-1-19
第七中学校	江古田2-9-11
江原小学校	江原町1-39-1
江古田小学校	江古田2-13-28
平和の森小学校	新井3-29-1
都立中野工業高校	野方3-5-5
北原小学校	野方6-30-6
緑野小学校	丸山1-17-1
啓明小学校	大和町1-18-1
第四中学校	若宮1-1-18
大和小学校	大和町4-26-5
都立鷺宮高校	若宮3-46-8
若宮小学校	若宮3-53-16
鷺宮体育館	白鷺3-1-13
西中野小学校	白鷺3-9-2
鷺宮小学校	鷺宮3-31-4
第八中学校	鷺宮4-7-3
北中野中学校	上鷺宮5-7-1
武蔵台小学校	上鷺宮5-1-1
上鷺宮小学校	上鷺宮1-24-36

広域避難場所	指定町丁名
都立武蔵丘高校一帯	鷺宮5,6 上鷺宮2,4,5
公社鷺宮西住宅一帯	白鷺2,3 鷺宮1,2,3,4 上鷺宮1,3
白鷺一丁目地区	若宮2,3 白鷺1
平和の森公園一帯	新井3,4 沼袋3 野方2,3,5 大和町1,2,3,4 若宮1
中野区役所一帯	本町6 中央2,3,4,5 東中野2 中野1,2,3,4,5 新井1,2 野方1
コーシャハイム中野弥生町・立正佼成会大聖堂一帯	南台3,4,5 弥生町6
東京大学附属中等教育学校一帯	南台1,2 弥生町3の一部 (1, 2, 8~27)
江古田の森公園一帯	沼袋1,2,4 江原町1,2,3 江古田2,3,4 丸山1,2 野方4,6
哲学堂公園一帯	東中野3 中野6 上高田1,2,3,4,5 新井5 松が丘1,2 江古田1
百人町三・四丁目地区(新宿区)	中央1 東中野1
新宿中央公園・高層ビル郡一帯(新宿区)	弥生町1 弥生町3の一部 (3~7, 28~36) 本町1,2,3
落合中央公園(新宿区)	東中野4,5
本町五丁目公園一帯	弥生町2,4,5 本町4,5

2. 水害対策

区内の河川は、都市化が進んだため、保水・遊水機能の低下した典型的な都市型河川である。ひとたび、大雨に見舞われると、大量の雨水が一挙に下水道管および河川に流入することにより、溢水および内水の浸水被害を起している。

「東京都建設局が進める事業（河川事業）」

東京都では溢水対策として、河川の治水安全度の向上をめざし時間降雨量30ミリ対応の河川を50ミリに対処できるように、神田川、妙正寺川の河川改修工事を進めている。

また、河川の水を一時的に貯留する施設として、北江古田公園調節池、妙正寺川第1・第2調節池、上高田調節池、環七地下調節池が完成、現在は鷺宮調節池の整備が進められている。なかでも、都内最大のトンネル式地下調節池でもある環七地下調節池については、神田川・善福寺川、そして妙正寺川の流水を取水できその機能を発揮している。

「東京都下水道局が進める事業（下水道事業）」

下水道局が進める内水対策として、和田・弥生幹線および第二妙正寺川幹線等の貯留管、そして上高田2丁目公園・かえで公園内の調節池への雨水貯留が行なわれている。

また、中野一丁目、中央二丁目地区の浸水対策事業として大久保通りの地下に雨水を溜める貯留管の整備が進められている。

「区が進める事業」

降雨による水害の軽減、防止を図り、あわせて都市環境の向上を図るため、総合的な治水対策の一環として、公共施設および敷地面積300平方メートル以上の民間施設について、「中野区雨水流出抑制施設設置指導要綱」により、雨水浸透施設の設置を進めている。

●情報伝達体制

河川情報システムおよび無線機等の充実を図るとともに地域防災住民組織とのよりいっそうの情報連絡体制の強化や、情報伝達体制等の充実を図っている。

●救援・救護

1. 水害用資機材の配備

浸水家屋等の排水用として、被災地域の地域防災住民組織に排水ポンプを貸与配備するほか、土のう等を配備している。

2. 車両の避難場所の確保

被災地域の自動車等車両を浸水から守るため、周辺の区立学校などを指定し、浸水の恐れがあるときは、それらを車両の一時避難場所として開放している。

●雨水流出抑制施設設置に関する指導

敷地面積300平方メートル以上の土地に建築工事を計画している場合には、雨水流出抑制施設の設置計画書の提出および施設の設置を指導している。

申請件数 23年度 73件 24年度 76件
雨水流出対策量 23年度 6,553m³ 24年度 2,544m³

●その他の対策

これらの諸対策にあわせ、地域水防訓練の実施や各種融資・貸付事業の充実などを図っている。

3. 河 川

区内には、神田川を本流に妙正寺川、江古田川、善福寺川の4つの1級河川がある。

区では東京都が行っている河川改修工事の際、新たに確保された河川管理用通路にカラー舗装や、四季を通じて楽しめるような植樹帯を設け、地域の人々に安らぎと、憩いを与える散策路とするなど、快適な水辺環境の創出を図っている。

橋りょう一覧

河 川 名	橋りょう数
妙 正 寺 川	33橋
神 田 川	21
江 古 田 川	10
善 福 寺 川	4
桃園川下水幹線（旧桃園川）	25
そ の 他	4
計	97

河川・公共溝きよの延長（平成25年度）

区 分	延 長	
河 川	妙 正 寺 川	5,898m
	神 田 川	3,400
	江 古 田 川	1,640
	善 福 寺 川	410
	計	11,348
公 共 溝 き よ	13,611	

4. 公園・児童遊園

公園は、自然やみどりとのふれあい、幼児・児童の遊び場、高齢者の憩いの場、災害時の避難場所などの役割を担っており、区民が安心して快適に住み続けていくうえで欠くことのできない存在である。また、同時に、気温や風、日射などの都市気候の調節にも役立っている。

平成25年10月1日現在、区内の公園は160か所、40.39ha、児童遊園9か所、0.90ha、ポケットパーク17か所、0.36ha、合計面積41.65haで、一人当たりの公園等の面積は1.33㎡である。安全で快適に住めるまちづくりを行っていくうえで、今後公園を増やしていくことはいっそう重要である。

区では、地域の実情や隣接する公園との機能分担も考慮した、個性ある公園づくりに取り組んでいる。公園検討会等、多彩な手法による区民参加の公園整備を行っていくとともに、耐用年数を迎えた施設を計画的に改修するとともに時代に合わせた再生を実施し、安全で快適な公園を目指す。また、管理運営についても、区民参加を促し、よりいっそう使いやすい公園となるよう努めていく方針である。

●平和の森公園整備（中野刑務所跡地利用）

平和の森公園（中野刑務所跡地）は、区のほぼ中央部にあって周辺官舎等も含めて約12.1haの広さをもつ、都市の防災上極めて貴重な公共空間である。

昭和29年から、広範な区民による中野刑務所の廃止と跡地解放のねばり強い運動が進められ、その結果、敷地のうち8.4haが都と区に払い下げられた。

区では、昭和55年度から用地買収に取りかかり、昭和57年度に完了した。一方都では、取得用地を下水処理場として利用し、地下式処理場の上部を中野区取得用地と合わせて、一体利用することに合意した。

区は、跡地払い下げの具体化にあわせ、昭和55年2月、「中野刑務所跡地利用計画区民協議会」を設置し、刑務所跡地につくる防災公園の計画を区民参加のもとに策定した。

区民協議会は、昭和56年2月、1年間にわたる検討の結果を「中野刑務所跡地にみどりの防災公園をつくるために」という報告書にとりまとめた。この報告書では、公園の性格を大震災などの非常時に区民の生命を守る有効な避難場所として機能することを基本とし、平常時も家族単位のレクリエーションの場として活用できるものとしている。そのため、公園外周部には防火樹林や水辺を設け、また、下水処理施設の上部には芝生の多目的広場（避難広場）を設け、非常時と平常時の両面に対応できる計画となっている。

この「みどりの防災公園」の整備は、区として初めて取り組む大規模な都市計画公園事業であり、この事業を計画の段階から広範な区民の参加を得て行ってきたという点で、中野の住民自治に新しい1ページを加えるものである。

昭和60年10月には区取得分を中心に2.5haを開園した。また、開園部分は、区民みずから、その利用・運営を工夫できる公園とするため、昭和63年4月に区民による「平和の森公園運営協議会」が発足し、利用上の諸問題の解決策の検討や

区民に親しまれる公園とするためのイベントを実施するなどの活動を行っている。

平成10年には第2期整備区域の基本設計を12年には実施設計を行い、平成12年度から第二期区域の約半分にあたる西側の2haの工事に着手し、平成14年9月に開園した。残る東側部分についても、中野水再生センターの進捗状況をみながら、早期の整備に努める。また、この公園周辺市街地は、地区計画を決定し不燃化や街区整備、隣接する公共施設等との一体的な整備などととも様々な助成を実施している。

今後も、「みどりの防災公園」建設と周辺のまちづくりとが、その総合性を失うことなく一体的に行われるように、区民と区が緊密に協力し合っていく必要がある。

●江古田の森公園整備

区北部、地元では「江古田の森」と呼ばれている「旧国立療養所中野病院跡地」に平成19年4月「江古田の森公園」を開設した。

この場所は、区内でも最大規模の樹林が残っており、隣接する「東京保健福祉センター江古田の森」と一体となった環境に配慮して公園を整備した。

すでに開園している北江古田公園とあわせて全体で約6haの面積で現時点では区内で一番大きい公園である。

整備方針としては、既存の樹林を活かし、自然と調和した景観となるように定めている。このことから芝生広場や樹林を残した園路整備や自然観察ができるビオトープ池などを整備している。

また、この場所が東京都の苗圃であった時にアメリカに贈られた桜のお返しであるアメリカハナミズキが植えられていた。このことから原木の子孫を植えたハナミズキの広場も整備している。

更に、この一帯が都の広域避難場所に指定されていることから災害時に避難場所として活用するために非常用のトイレや応急給水槽などの防災施設も整備している。

整備スケジュールとしては、

平成14年度に国から用地【約4.3ha】を取得した。

平成15年度は、基本計画・基本設計を行った。

基本計画作成にあたっては、区民の皆様のご意見を反映させるために区民による「公園整備検討会」を設けて検討を行った。平成16年度は、この基本計画・基本設計に基づき実施設計を行うとともに、事前調査として土壌汚染調査や埋蔵文化財試掘調査を実施した。

平成17～18年度の2か年にわたり整備工事を行い、平成19年4月1日より供用開始している。

●中野四季の森公園整備

平成24年4月1日に開園した中野四季の森公園は、警察大蔵校等跡地地区に整備された約1.5haの都市公園で、JR中野駅北口から約5分の中野四丁目13番に位置している。

警察大蔵校等跡地地区は、江戸時代には徳川綱吉により犬

を保護する目的で犬屋敷が、また戦前は旧陸軍中野学校、戦後は警察大学校や警視庁警察学校等が設置されてきた土地であり、緑も多く残されていた。

警察大学校等が平成13年に府中市へ移転した跡地約13.7ヘクタールの土地利用について、当初、清掃工場等の建設を中心とした計画案があった。しかしその後の社会情勢の変化等から、この計画案を見直し、民間活力を活用しながら公民が連携してまちづくりを進め、跡地のほぼ中央に広域避難場所「中野区役所一帯」の中心となる防災公園を整備し、その周囲には大学等教育・研究機関の立地や住宅、商業・業務施設、公共公益施設などを立地することになった。

平成19年4月に都市計画公園として変更決定し、平成20年2月には事業認可を受け、整備に着手した。

整備の考え方として、①日常時も災害時にも常に様々な人々にとっての「心の拠り所」となる場所の実現を図る、②オープンスペースの基幹空間となる都市公園は事業者が整備する公共空地とともに「東京の新たな活動拠点」のひとつと

して相応しいにぎわい・憩いと環境が調和した空間を目指す、③本公園への導入機能は既存の公園や今後新規整備予定の公園等と連携や機能分担を図られるように計画する、④公園と事業者が整備する公共空地が適切な機能分担と景観上の一体性を保ちながら連続的な空間となるように計画することとした。

この考え方にに基づき、事業者と調整を図りながら、多目的広場、池・せせらぎ、管理棟（トイレ・防災倉庫併設）を整備すると共に、樹木については既存樹木をできるだけ活用するようにしている。

広域避難場所内における一時避難者のために必要な防災施設としては、防災用井戸、マンホールトイレ、防災兼用照明灯、防災倉庫、発電装置を備えるとともに、園路の一部を利用して消防団の訓練ができるスペースも確保している。

また、同時に整備している都市計画道路（通称：F字道路）についても、植栽や舗装等について公園や他の事業者と一体的な空間を構成するようにしている。

5. 道 路

中野区内には国道はなく、都道が幹線道路の役割を果たしている。これを相互に結ぶ区道は、約6割が幅員4m未満の狭い道路であり、地域住民と深いかかわりをもっている。

区では、地域住民が、安全・快適で健康な生活を営めるよう区道の整備を図っている。

●区内の道路状況

区の面積に占める割合（道路率）は13.0%で、23区中21番目である。舗装普及率は100%となっている。

道路管理者が設置する標識設置状況

安全、円滑な道路交通を確保するため、標識（公安委員会が設置するものを除く）を設置し、管理している。

種 類	基 数	備 考		
警 戒 標 識	1,016			
規 制 標 識	413			
計	1,429			
	車幅制限	路 線 数	重量制限	個 所 数
車 両 制 限 令 に よ る 規 制	1.4m	5	14.0t	15
	1.5	13	11.0	1
	1.6	2	4.0	1
	1.7	44		
	1.8	23		
	1.9	43	高さ制限	箇 所 数
	2.0	43	2.0m	1
	2.1	4	3.5	2
	2.2	24		
	2.3	5		
2.4	2			

区 の 道 路 状 況 （平成25年4月1日現在）都道は平成24年4月1日現在

道路種別	舗装種別	延 長 (m)	面 積 (㎡)	舗 装 種 別			
				中 高 級 舗 装		簡 易 舗 装	
				延 長 (m)	面 積 (㎡)	延 長 (m)	面 積 (㎡)
区 道		338,380	1,571,247	324,293	1,271,544	14,087	299,703
都 道		26,403	487,688	26,403	367,384	0	102,904
計		364,783	2,058,935	350,696	1,638,928	14,087	402,607

6. 建 築

1. 建築確認

建築物の新築・増改築にあたっては、建築主は建築基準法に基づく確認を受けなければならないことになっている。建築主事および指定確認検査機関は、建築の計画が建築基準法その他の建築基準関係規定に適合するものであるか否かを審査し、適法なものについて確認することになっている。

2. 中間・完了検査

中間検査は、建築物の安全性の確保や違反建築防止のため、次に該当する建築物で「指定する特定工程」に係る工事を終えたとき、中間検査を受けなければならないことになっている。

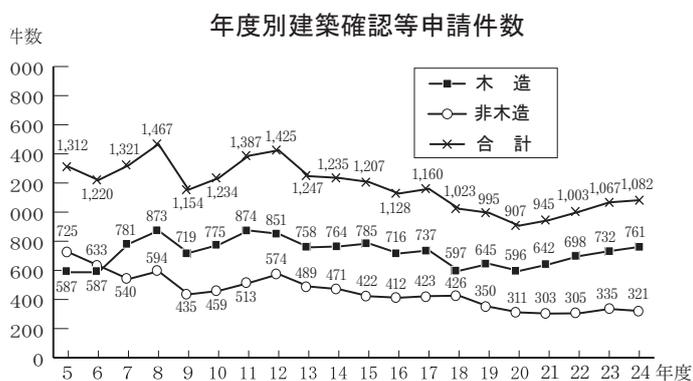
全ての構造で、地階を除く階数が3以上の建築物及び階数3以上の共同住宅（平成19年6月20日改正）。

なお、全ての建築物は、建築工事が終了した場合、完了検査を受け、検査済証の交付を受けることになっている。

3. 中高層建築物

計画建築物が建築基準法等に合致していたとしても、近隣関係住民に日照阻害等の影響を及ぼす中高層建築物については、中野区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例により、紛争の防止に努めている。

同条例の内容は、①建築主による標識の設置と近隣関係住民への計画説明、②紛争による調整は、区の仲介によるあっせん・調停がある。調停にあたる調停委員会は、区長が委嘱する6人以内の委員で構成されている。



標識設置届出件数

年度	届出件数	階 数 別 内 訳		
		4階以下	5から10階	11階以上
23	189	142	42	5
24	212	171	37	4

あっせん・調停件数

	あっせん	調 停
23年度	3	0
24年度	3	0

4. 集合住宅の建築に関する指導

集合住宅の居住水準の維持向上を図るため、平成7年から「中野区共同住宅等建築指導要綱」により指導を行っている。さらに、平成23年には、要綱を廃止し、新たに「集合住宅の建築及び管理に関する条例」を制定した。

一定規模以上の集合住宅の建築計画については、住戸の最低床面積、駐車場、駐輪場、ごみ置場、管理体制等の基準を定め、指導を行っている。

協議件数 23年度 99件 24年度 175件

5. 耐震診断等支援

大規模地震に備えて、木造住宅等の耐震化促進事業を平成16年度から開始した。事業内容は、耐震診断・耐震改修に関する相談窓口の常設、区登録耐震診断士派遣による無料の木造住宅簡易耐震診断・一般耐震診断、木造住宅建替え助成及び家具転倒防止器具の取付工事費助成等を実施した。

平成19年度から、分譲マンション耐震診断助成について、助成対象を賃貸マンションまで拡大したことから名称を非木造共同住宅耐震診断助成に変更し、平成21年度から緊急輸送道路等沿道建築物に対しても助成対象として拡充した。平成24年度から、特定緊急輸送道路等沿道建築物について、耐震診断・改修等事業助成を新設し、実施している。

支援事業の実施状況 (平成25年3月31日現在)

支 援 事 業 項 目		平成23年度	平成24年度
木造建築物	簡易耐震診断	222件	253件
	一般耐震診断	112件	156件
	建替え助成	17件	21件
非木造共同住宅耐震診断助成		4件	5件
家具転倒防止器具取付助成		37件	67件
緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断助成		6件	0件
緊急輸送道路等沿道建築物耐震改修等助成		1件	0件
特定緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断助成		—	47件
特定緊急輸送道路等沿道建築物耐震改修等助成		—	0件

6. 水害予防のための住宅高床助成

降雨による浸水の危険性のある地域において、住宅の浸水被害の防止及び軽減化を図るため、住宅の高床工事を行う者に対して補助金を交付する事業を平成17年12月1日から開始した。

実 施 状 況

	平成23年度	平成24年度
認定件数	1件	0件
交付件数	1件	0件

7. 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

木材、コンクリート、アスファルト・コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材のいずれかをを用いた建築物

などの解体工事、これらを使用する新築工事などで、一定規模以上の工事については、建設リサイクル法により、平成14年5月30日から工事の発注者は、分別解体及び再資源化が義務付けられています。

① 届出書の提出時期

工事に着手する7日前まで

② 建設工事の規模

a. 建築物の解体工事	床面積の合計80㎡以上
b. 建築物の新築・増築工事	床面積の合計500㎡以上
c. 建築物の修繕・模様替え工事	請負金額1億円以上
d. 建築物以外の解体・新築工事	請負金額500万円以上

③ 中野区建築物の解体工事の事前周知及び届出に関する要綱（以下要綱）により、平成17年11月21日から工事の発注者は、解体工事の事前周知が義務付けられています。

リサイクル法にもとづく届出件数

23年度 757件

24年度 755件

要綱にもとづく届出件数

23年度 46件

24年度 65件

●道路位置指定

家を建てるため道路をつくるときは、安全上の面から基準に適合するよう道路位置の指定を受ける必要がある。

	指 定		変 更		取 消	
19年度	6件	105m	1件	284m	4件	370m
20年度	7件	131m	1件	12m	2件	25m
21年度	4件	75m	0件	0m	1件	7m
22年度	7件	73m	1件	15m	4件	48m
23年度	6件	105m	0件	0m	1件	82m
24年度	4件	34m	0件	0m	3件	50m

7. まちづくりの推進

●中野のまちの現状と課題

中野区は、都心に近接した生活や交通の利便性の高いまちとして発展し、全域に市街地が形成されているが、住居系指定の土地利用区域が約8割を占め、商業業務系は中野駅周辺、東中野駅周辺などの鉄道駅周辺と幹線道路沿道に形成されている。鉄道駅周辺などのまちの拠点に都市機能集積を図るコンパクトなまちづくりが課題となっている。

区内には、狭あい道路の多い木造住宅密集地域が多く残されており、地震災害に対する安全性を高める防災まちづくりが課題となっている。また、東京の新たな活動拠点となる中野駅周辺の整備や、西武新宿線の開かずの踏切の解消を図る連続立体交差化と沿線のまちづくりを推進している。

●まちづくりの指針—都市計画マスタープラン

中野区の都市計画の基本的な方針となる「中野区都市計画マスタープラン」を平成21年4月に改定した。

区のこれからの都市整備は「安全・安心」、「持続可能性」、「協働」を基本理念として、将来めざすべき都市像を「住みやすく働きやすい魅力に満ちたまち 中野」、「子ども・若者から高齢者まで元気あふれるまち 中野」、「活力とにぎわいが持続するまち 中野」と設定している。

その実現に向けて、基本的なまちの構造として、活力と文化を生み出すまちの拠点やうるおいを生み出すみどりの拠点、みどりの環境軸などを育成・整備するとしている。

都市整備の基本方針では、土地の有効利用によるオープンスペースの創出、まちの拠点における土地の高度利用と暮らしを豊かにする商業業務地の育成、快適な住環境をもつ住宅地の形成、居住水準の改善、防災まちづくりの推進、人にやさしい福祉まちづくりの推進、地球環境に配慮する低炭素都市づくりの推進、優れた都市景観の創造、人と環境にやさしい交通体系の整備、都市基盤の整備などを方向づけている。

本都市計画マスタープランに定めた都市像の実現に向けて、都市基盤の整備や地区まちづくりを区民・事業者とともにすすめていく。

●まちづくりの促進—中野区地区まちづくり条例

中野区は、安全で快適な住環境と安心して住み続けることができるまちを実現するために、平成23年10月1日に中野区地区まちづくり条例を施行した。

条例では、まちづくりを区民、事業者、区が協働で進めることや、区民のみなさんが身近な地区で主体的に活動するまちづくりへの支援及び手続きについて定めるほか、都市計画法に基づく都市計画の決定等の提案手続きや地区計画等の住民原案の申出に関する手続きについて必要な事項などを定めている。

今後、区民自らが住み働くまちを魅力あるものにしていく取組みを区は後押ししていく。

●福祉のまちづくりのための環境整備

〈指 導〉

障害者の方やお年寄りも安心して快適な日常生活を送ることができるように、公共施設などの施設の建築に際しては、計画の段階から、いろいろなハンディキャップに配慮した建物となるよう、平成2年4月1日から「福祉のまちづくりのための環境整備要綱」に基づき、施設設置者と事前協議を行い、必要な整備に努めている。

また、平成7年4月1日から施行された「東京都福祉のまちづくり条例」に基づいて、施設設置者を指導し、その整備推進に努めている。

事前協議件数 23年度 21件、24年度 39件

〈環境整備〉

区のエレベーター等整備事業補助要綱などに基づいて、鉄道駅のエレベーター・エスカレーターの設置などバリアフリー化を促進してきた。

平成17年度からは中野区交通バリアフリー整備構想に基づき重点地区を定め、駅舎及び周辺道路のバリアフリー化を一体的総合的に推進している。

（実績）総駅数：16駅（重複3駅含む）のうち

バリアフリー対応駅数：15駅、エレベーター設置駅 9 駅

エレベーター設置工事中：2 駅

多機能トイレ設置駅：13 駅

〈区施設のバリアフリー化〉

平成23年度及び24年度については、中野四季の都市（旧警察大学校等跡地地区）の都市計画道路や中野駅北口駅前広場及び東西連絡路、東中野駅自由通路の整備（段差解消・誘導ブロック設置等）を行なった。

また、公園ではトイレの建替え（23年度3ヶ所、24年度3ヶ所）及び出入口等の改修等のバリアフリー推進事業を行なった。

●平和の森公園周辺地区整備

災害時の広域避難場所に指定されている平和の森公園の周辺地区は、木造住宅が密集し、狭い道路が多く、災害危険度の高い地域である。

平成5年11月に「平和の森公園周辺地区地区計画」を定め、同年12月に「建築条例」を制定し、災害に強いまちづくりに取り組んでいる。

地区計画では、地区施設道路として11路線を指定し、建替えの際に関係地権者の協力のもと、道路拡幅部分等の土地を買収しながら整備し、建築物の不燃化等により消防活動困難区域の解消を図るなど、国の社会資本総合整備計画（住宅市街地総合整備事業）に基づく事業を実施している。

また、矯正研修所の南側の地区において、新たな防災まちづくりに向けた検討を進めていく。

●生活道路の確保

区内には、幅員4m未満の狭い道路が多く、住環境および防災の面で様々な問題が生じている。これらの問題を解決するため、建築基準法第42条第2項道路（みなし道路）の「後退部分」と東京都建築安全条例第2条による「すみ切り」部分および建築基準法第42条第1項第5号道路（位置指定道路・ただし区長が必要と認めたもの）を拡幅整備する制度として「生活道路整備事業」を昭和59年度から実施している。平成25年3月末現在、延長149.7km、面積70,098㎡の拡幅整備が完了した。

●南台地区整備

中野区では、昭和59年度に安全で住みよいまちづくりを目標とする「南部地域防災まちづくり構想」を策定した。この構想を踏まえて同60年度から「南台四丁目東地区」を先行地区として、まちづくりの検討が始まった。平成元年度には、関係住民、住区協議会、町会などと意見交換を行いながら整備計画を策定し、平成4年4月から防災まちづくり事業を開始した。また、同年6月には地区計画の都市計画決定を経て「建築条例」を制定し、同年7月から施行している。

平成7年10月、「南台一・二丁目、弥生町地区」に防災生活圏促進事業を導入し、耐火建築物への建て替えなどに対して助成をしている。（この事業は平成19年3月末で終了）

「南台一・二丁目地区」では、平成6年に発足した地元のまちづくり検討組織である「南台まちづくりの会」を中心に、防災まちづくりを推進するための道路整備や個々の建物の建て替えルールなどについて話し合いを行った。

これらの検討を踏まえ、平成12年2月に「防災街区整備地区計画」を定め、同年3月に「建築条例」を制定し、地区整備を進めている。

平成21年9月には、地区内にある広域避難場所（東京大学附属中等教育学校一帯）の防災機能を高めるため、附属学校敷地内に面積約1haの（仮称）南部防災公園の都市計画決定を行い、平成22年1月に都市計画公園事業の認可を受けた。

また、平成21年4月に広域避難場所として指定されている東京大学附属中等教育学校から概ね120mの範囲を不燃化促進区域に指定し、耐火建築物への建て替えなどに対して助成を行なっている。（事業期間平成21年度から平成30年度末）。

●環7沿道整備

多量の自動車交通がもたらす騒音による障害の防止と、沿道の適正かつ合理的な土地利用を図るため、昭和55年5月に「幹線道路の沿道の整備に関する法律」（沿道法）が制定された。区内では環状7号線が指定され、昭和60年6月から「沿道地区計画」及び「建築条例」により、沿道地区の遮音化・防音化を図っている。

また、環状7号線は、大震災時の重要な延焼遮断帯及び避難路であることから、都市計画で沿道の概ね30mの範囲に建築物の高さの最低限度7mを定め、延焼遮断帯としての建築

誘導を図っている。

●弥生町地区の防災まちづくり

中野区の南に位置する弥生町三丁目周辺地区は、木造住宅の密集する街区を抱え、狭隘な道路や行き止まり道路が多く、災害時の危険性が高いことから、東京都の防災都市づくり推進計画（平成22年1月改定）において早期の改善が必要とされる「重点整備地域」に位置付けられている。

このため、区では地区の防災性向上と住環境の改善を目的として、防災まちづくりを進めることとし、平成24年度に地域の方々と構成される「弥生町まちづくりの会」において、地区の課題の共有や将来像などについて話し合いを進めるとともに、住民説明会や意見交換会なども開催し、平成24年12月に「弥生町まちづくりの考え方」をとりまとめた。

これらの取り組みを一層進めるため、区では東京都が創設した木密地域不燃化10年プロジェクト「不燃化特区先行実施地区」（以下「不燃化特区」）へ申請を行い、平成25年6月に東京都よりその指定を受けた。

不燃化特区での整備プログラムでは、都営川島町アパート跡地の活用や避難道路の整備を中心的な事業とし、平成32年度までにまちの燃えにくさを示す指標である不燃領域率70%の達成を目標としている。

これら目標達成のため、区では避難道路の整備や沿道建物の不燃化促進、防災まちづくりへの寄与を目的とした都営川島町アパート跡地の活用へ向け、東京都をはじめ関係機関との協議を進めており、早期の事業着手を目指している。

●大和町地域の防災まちづくり

大和町地域は、木造密集地域を抱え、震災時における建物の倒壊や延焼の危険性が高く、消防車の円滑な進入や住民の安全な避難が難しいことから、防災性の向上を図ることが課題となっている。

こうしたことから、東京都「防災都市づくり推進計画」では震災時の大きな被害が想定される「整備地域」に位置付けられ、「中野区都市計画マスタープラン」においても、大和町中央通りの道路拡幅事業に合わせ、木造住宅密集地域の改善を図り、災害に強い住宅地に改善すると方向づけており、区は、これらの課題を解決するため、東京都が実施する大和町中央通りの拡幅事業を契機とし、大和町全体の災害に強いまちづくりに取り組むこととした。

平成25年8月には、地域と区で協働して災害に強いまちづくりの実現を図ることを目的とした、地域の方々と構成する「大和町まちづくりの会」が立ち上がり、建物の不燃化や主要生活道路の改善、大和町中央通り拡幅後の沿道の適切な土地利用や街並みの形成などの課題について検討を進めている。

また、区では、大和町地域について、東京都の木密地域不燃化10年プロジェクトに基づく「不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）制度」を活用しつつ、防災性を高めるまちづくりに向けた取り組みを実施することとし、不燃化特区指定の申請を行っている。

II-1 子育て支援活動など、地域活動が広がるまち

1. 青少年育成

青少年の育成活動は、可能性と活力にみちた青少年が地域の中で心身とも健やかに育つようにその成長発達を援助することをめざしている。そのために、一人ひとり能力の発達を保障し、その能力が発達できる環境を整備し、青少年が進んで社会参加できるような環境づくりを行うことが必要である。

しかしながら、青少年をめぐる状況は、青少年の反社会的、非社会的傾向の拡大、インターネットの有害サイトの氾濫など、一部に憂慮すべき傾向が広がっている。

このような状況をふまえ、青少年の身近な生活空間である、家庭、学校、地域、行政がそれぞれの機能を発揮しあい、相互に連携を密にして、青少年が自律的な自己を確立し、自らを向上させることができるような、社会環境づくりへの取り組みを行っている。

●次世代育成推進審議会

次世代育成推進審議会は、中野区次世代育成推進審議会条例に基づき設置されている区長の附属機関で、次世代を担う子どもの育成の推進に係る施策の積極的かつ効果的な展開を図ることを目的に、区長の諮問に応じて、次世代育成に関する重要施策について審議する。

第1期は、平成21年3月19日から平成23年3月18日までを任期として、「中野区次世代育成推進支援行動計画(後期計画)を策定するにあたり、計画に盛り込むべき次世代育成支援策について」及び「次世代育成支援にかかる地域子ども家庭支援センターを拠点とした、家庭・地域・学校・関係機関との連携推進と具体的な展開について」をテーマに審議した。

第2期は、平成23年8月1日から平成25年7月31日までを任期として、「家庭・地域・学校が連携して、次代の担い手である子どもたちの『生きる力』を育成する方策について」をテーマに審議した。

●青少年健全育成のために

区では、平成19年度から、区民団体の自主的な活動を推進し豊かな地域社会の実現を目指して、「区民公益活動に関する政策助成」をスタートした。学校・地域連携分野では、「子どもと子育て家庭を支援するための活動」に助成を行っている。平成23年度は54団体81事業に対し6,631,303円の助成を、平成24年度は60団体88事業に対し6,009,903円の助成を行った。

また、都市生活の中で自然と親しむ機会の少ない親子等を対象に「親子農園」を設置している。

企画、運営を新成人で構成する実行委員が行う成人のつどいは、平成23年度では該当者2,438人のうち、1,288人(52.8%)が参加して平成24年1月9日に、平成24年度では該当者2,355人のうち、1,163人(49.4%)が参加して平成25年1月14日にそれぞれ開催した。

そのほかに、子どもの参画推進事業として、子どもの権利条約の普及をはかり参画を促進するため、中学生・高校生世代の子どもたちが毎日の生活のなかで、気になっていることや関心のあるテーマについてまとめ、区民・区長等へまとめたことを発表する「ハイティーン会議」を実施している。

[次世代育成委員]

次世代育成委員は、地域に暮らす立場から、育成活動や子育て・子育て支援活動、学校・子ども関連施設などと連携して、地域の子育て・子育てネットワークづくりを推進する役割を担っている。第二期次世代育成委員は平成23年9月1日に委嘱された。定員31名。

選任にあたっては、中学校区ごとに次世代育成委員推薦会を設置し、適任者の選出を受けた。

次世代育成委員は全体会、研修会などを行い、家庭・地域・学校・行政をつなぐ活動の担い手として取り組みを行っている。

●非行と環境浄化

青少年をとりまく有害な環境が多いなか、非行防止および青少年の保護のため、中野区青少年補導連絡会が昭和61年度から自主組織として発足している。会員は、民主・児童委員、保護司、少年補導員等で構成され、非行防止に関する情報交換を行っている。

地域における社会環境の悪化を防ぐため、中野区青少年環境浄化推進協議会が中心となって地域で活動を行っていた。なお、平成25年6月17日をもって解散した。

また区では育成団体等の活動支援のための講演会を平成23年度1回、平成24年度1回実施した。

2. 次世代育成

子どもは、今を生きる我々の社会にとって貴重な財産であると同時に、未来への希望でもある。かけがえのない存在である「子ども」を健康に、幸せに育てること。それは、家庭にとって、社会にとって、そして区にとっても大切なテーマである。

現在、急速な少子化が進行し、社会経済全体への大きな影響が懸念されるなか、子どもを取り巻く社会環境についても大きな変化をきたしている。

区では、平成15年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年3月に、「次世代育成支援行動計画」を定め、平成22年3月に「同」（後期計画）を定めた。

一人ひとりの子どもの幸せを最優先に考えるという視点に立ち、子育て家庭への経済的負担の軽減を含めた各種の支援や子どもの虐待防止、出産後の母親の家事や育児へのサポート、働く保護者の就労形態の多様化に対応するような保育サービスの充実や幼児教育の環境整備等、子どもや子育てにかかわる様々な施策の積極的な推進に努めていく。

●中野区次世代育成支援行動計画の推進

次世代育成支援対策推進法に基づき、平成22年3月に「中野区次世代育成支援行動計画」（後期計画）を策定した。

【基本理念】

子どもたちがのびのびと成長し、楽しく子育てができるまち

【取組みの視点】

基本理念の実現をめざし、次の4つの視点で、計画を推進していく。

- ① 一人ひとりの子どもの幸せを最優先に考える。
- ② 子育ての責任は家庭にあります。大切な子育てを社会全体で支援する。
- ③ すべての子どもと家庭への支援に取り組む。
- ④ 妊娠期から青少年期までの長期的展望に立ち、総合的に取り組む。

【計画の期間】

平成22年度から平成26年度までの5年間

●保育の充実

区内には区立保育園が23園、中野区保育室が1か所（平成25年度）あり、保護者の就労等により保育に欠ける乳幼児を、健康と安全を第一に保育を行っている。区立保育園に入園した児童は、23年度では年間延べ25,849人、24年度では26,841人であり、私立保育園の児童は、23年度では年間延べ15,139人、24年度では15,457人であった。

区の乳幼児人口は、転入等による社会的要因により増加している。一方で、女性の社会進出の拡大と就労形態の多様化など、社会状況の変化を背景として産休明け保育や延長保育等、保育需要は多様化している。

区は、このような需要に的確にこたえていくため、民間活力の活用による保育園の民営化を推進している。

〔家庭福祉員〕

保育士等の資格のあるまたは資格が無い場合でも一定の研修を終了した養育経験者を家庭福祉員として登録し、保育に欠ける3歳未満児を保育している。

家庭福祉員 11か所（平成25年3月末現在）
延べ保育児童数 23年度 344人、24年度 391人

〔グループ型家庭的保育事業〕

区が認定した複数の家庭的保育者を委託事業者が配置し、区が借受けた国家公務員宿舎で3歳未満児を保育している。

おうち保育園 2か所、（平成24年12月開設）
延べ保育児童数 24年度 60人

〔認証保育所〕

一定基準を満たし13時間以上の保育を行う認可外保育施設を都が認証し、区は運営費の補助を行っている。なお、区内在住児童が利用する他区の認証保育所に対しても運営費の補助を行っている。

認証保育所 23年度 区内14か所
24年度 区内17か所
延べ保育児童数 23年度 4,706人、24年度 6,196人

〔子育て支援（子育て教室）〕

体験保育に身体測定や子育て相談などを総合的に取り入れた保育園子育て教室を実施している。

子育て教室 23年度 4,659件
24年度 4,635件

〔子育て支援（乳幼児ふれあい体験）〕

中高生が区立保育園において、乳幼児とふれあう体験を通じて、親となるための準備と生命の尊さや心身の発達について学習する機会を提供している。

23年度 554人、24年度 494人

区内保育園の入所状況

保育園名	23 年 度					24 年 度					
	入所定員			延べ入所 児童数	入所率	入所定員			延べ入所 児童数	入所率	
	3歳未満	3歳以上	計			3歳未満	3歳以上	計			
	人	人	人	人	%	人	人	人	人	%	
公 立	沼袋	52	62	1,368	1,368	100.00	54	64	1,416	1,414	99.86
	中宮	46	58	1,248	1,223	98.00	47	58	1,260	1,260	100.00
	大白橋	※36	45	1,200	1,185	98.75	45	56	1,212	1,198	98.84
	本郷	49	55	1,248	1,247	99.92	50	56	1,272	1,270	99.84
	昭和三	42	55	1,164	1,124	96.56	42	57	1,188	1,172	98.65
	松が丘	52	58	1,320	1,311	99.32	54	59	1,356	1,356	100.00
	あさひ	○20	41	732	712	97.27	20	41	732	708	96.72
	南野	○29	54	996	926	92.97	31	54	1,020	987	96.76
	鍋丸	※※34	39	876	852	97.26	34	39	876	875	99.89
	仲西	※37	46	996	996	100.00	37	47	1,008	1,008	100.00
	弥生	※※37	54	1,092	1,066	97.62	39	54	1,116	1,090	97.67
	大宮	○24	42	792	792	100.00	26	42	816	815	99.88
	江原	※35	61	1,152	1,130	98.09	35	61	1,152	1,142	99.13
	もみじ	36	51	1,044	1,032	98.85	36	53	1,068	1,059	99.16
	打越	※29	31	720	700	97.22	29	31	720	706	98.06
	中野2丁目	46	57	1,236	1,300	105.18	52	60	1,344	1,341	99.78
	弥生分園	45	55	1,200	1,198	99.83	45	56	1,212	1,211	99.92
	公立計	※45	57	1,224	1,199	97.96	45	59	1,248	1,247	99.92
	私立計	39	56	1,140	1,139	99.91	39	57	1,152	1,153	100.09
	徳田	55	63	1,416	1,392	98.31	55	64	1,428	1,419	99.37
聖ピオ	42	62	1,248	1,228	98.40	42	62	1,248	1,232	98.72	
ピオニイ	45	55	1,200	1,189	99.08	45	56	1,212	1,172	96.70	
とちの木	40	0	480	463	96.46	40	20	720	629	87.36	
野方さくら	○20	10	150	99	66.00	20	10	150	360	240.00	
中野みなみ	980	1,223	26,226	25,849	98.56	998	1,265	26,946	26,841	99.61	
七海	47	52	1,188	1,204	101.35	48	60	1,296	1,296	100.00	
あけぼの	57	65	1,464	1,467	100.20	57	66	1,476	1,482	100.41	
陽だまりの丘	30	0	360	358	99.44	30	0	360	359	99.72	
桃が丘さゆり	◎34	36	840	844	100.48	34	37	852	849	99.65	
陽だまりの丘分園	45	55	1,200	1,187	98.92	43	55	1,176	1,173	99.74	
中野ららぽーと	44	60	1,248	1,240	99.36	43	60	1,236	1,232	99.68	
やよいこ	46	56	1,224	1,213	99.10	46	57	1,236	1,233	99.76	
なかよし	35	66	1,212	1,138	93.89	35	62	1,164	1,134	97.42	
私立計	57	66	1,476	1,427	96.68	57	67	1,488	1,469	98.72	
総計	50	60	1,320	1,299	98.41	50	60	1,320	1,314	99.55	
	31	11	504	464	92.06	30	11	492	466	94.72	
	36	51	1,044	967	92.62	36	51	1,044	1,011	96.84	
	44	60	1,248	1,156	92.63	44	60	1,248	1,243	99.60	
	46	54	1,200	1,175	97.92	46	54	1,200	1,196	99.67	
	602	692	15,528	15,139	97.49	599	700	15,588	15,457	99.16	
	1,582	1,915	41,754	40,988	98.17	1,597	1,965	42,534	42,298	99.45	

(注) 無印は57日目からの産休明け児、◎印は43日目からの産休明け児、※印は6か月児、※※印は8か月児、○印は1歳児

●地域で支えられる子どもと家庭
整えられる子育て・子育て環境

【地域子ども家庭支援事業】

平成23年4月から（中部すこやか福祉センターは平成22年7月から）、区内4所にすこやか福祉センターを開設した。地域において子どもや家庭に関するさまざまな相談に応じ、関係機関と相互に連携し継続した支援を行っている。

1. 相談対応

妊娠期から出産・育児やしつけなど子育てに関する疑問や

不安、子どもの発育や健康についてなど、さまざまな相談に面接・電話・訪問により対応している。育児アドバイザーによる巡回育児相談では、児童館等地域の子育てひろばの巡回時に相談に応じている。また、保健師・栄養士・歯科衛生士・福祉職・臨床心理士・助産師等による地域育児相談会を実施している。

2. 講座・講演会の実施

こんにちは赤ちゃん学級・両親学級など、妊娠期から子どもの成長に合わせた講座・講演会を開催している。

実 施 状 況

(単位：人)

	相 談 対 応				講座・講演会延べ参加者数	
	巡回育児相談 相談者数		地域育児相談参加者数		23年度	24年度
	23年度	24年度	23年度	24年度		
南 部	477	474	289	333	514	477
中 部	560	765	302	1620	653	520
北 部	451	618	466	863	615	448
鷺 宮	257	353	319	409	482	393

【児童館及びU18プラザ】

0歳から18歳までを対象として自由に利用できる遊びや活動の場であると同時に、地域の大人や育成団体とともに健全育成を進める協働の場・活動の拠点として運営を行っている。

平成24年度はU18プラザを含め、18か所が設置され、年間約51万人の利用があり、地域子どもセンターとして親しまれ、活用されている。

1. 遊び・活動・仲間づくり事業

子どもたちに遊び場、自主活動の場を提供し、地域活動者や団体と連携しながら、多種多様な遊びや活動の体験、仲間づくりを進めている。

2. 乳幼児親子事業

0歳から就学前の乳幼児とその保護者を対象として幅広い交流や情報交換が気軽にできる場の提供や仲間づくり、自主活動の育成・支援を行っている。

3. 地域活動支援

区民や各種団体が行う活動を支援するため、情報や技術の提供、活動内容の相談を行う等、地域ぐるみの子育て子育て環境の充実に向けて取り組んでいる。

4. U18プラザ

U18プラザは、児童を心身ともに健やかに育成するとともに、乳幼児から中高生まであらゆる年代の子どもたちを対象に、家庭・地域・学校と連携しながら、子育て支援ネットワークの形成に取り組んでいる。

児童館及びU18プラザ利用状況

(単位：人)

児童館	延利用者数		児童館	延利用者数		児童館	延利用者数		児童館	延利用者数		
	23年度	24年度		23年度	24年度		23年度	24年度		23年度	24年度	
南中野	32,697	29,937	仲町※1	29,743	31,580	北原	31,180	34,770	西中野	24,544	24,543	
みなみ	23,459	27,913	文園	27,665	27,132	野方	28,313	30,364	若宮	31,914	29,615	
弥生	19,499	22,855	上高田	23,731	21,948	大和	27,393	31,345	かみさぎ	29,217	30,650	
朝日が丘	22,595	21,915	新井薬師	20,979	30,017	大和西	28,491	24,540	小計	465,564	474,401	
宮の台	21,302	23,931	丸山※2	13,907	—	鷺宮	28,935	31,346	U18プラザ上高田	25,305	31,072	
										合計	490,869	505,473

※1. 平成25年4月1日、仲町児童館をU18プラザに転換。

※2. 丸山児童館は平成23年11月11日廃止。同日キッズ・プラザ緑野を開設。

【ふれあいの家】

ふれあいの家は、子どもや高齢者等の遊びや活動の場であるとともに、地域の人が互いにふれあいながら、子どもの健全育成や高齢者が明るい生活を営むことができるよう事業を行っている。

ふれあいの家利用状況 (単位：人)

ふれあいの家	延利用者数	
	23年度	24年度
城山ふれあいの家 ※1	54,212	52,858
みずの塔ふれあいの家	25,280	27,135
計	79,492	79,993

城山ふれあいの家は、平成25年11月1日、児童館機能をU18プラザ機能に転換。

【キッズ・プラザ】

キッズ・プラザは、小学生が学年を超えて交流し、豊かな体験ができるよう、小学校内に専用室を整備し、校庭や体育館も活用して事業を展開している。地域活動者や育成団体の協力を得て、子どもたちが自分たちで遊びを作り出したり、交流や仲間作りができるよう、活動の充実を図っている。

キッズ・プラザ利用状況 (単位：人)

名称	所在	開設年月	延利用者数	
			23年度	24年度
キッズ・プラザ塔山	塔山小学校内	平成20年10月	22,154	20,708
キッズ・プラザ白桜	白桜小学校内	平成21年10月	19,954	21,133
キッズ・プラザ新山	新山小学校内	平成21年10月	15,374	15,307
キッズ・プラザ江古田	江古田小学校内	平成22年4月	20,023	21,898
キッズ・プラザ桃花	桃花小学校内	平成23年4月	24,973	23,427
キッズ・プラザ武蔵台	武蔵台小学校内	平成23年4月	23,059	24,988
キッズ・プラザ緑野	緑野小学校内	平成23年10月	7,285	18,258
キッズ・プラザ谷戸	谷戸小学校内	平成25年10月	—	—

【学童クラブ】

保護者の就労等の理由により、放課後に保護が受けられない小学校1年生から3年生の児童（特別支援が必要な児童は6年生まで）を対象として、生活の拠点を提供し、集団生活の中で健全育成を図ることを目的に実施している。保護者負担は、保育料月額4,400円とおやつ代月額1,250円。（免除制度あり）平成20年10月から、学童クラブの運営に民間活力を導入し、平成25年度現在、18か所の学童クラブの運営を民間事業者に委託している。

【民間学童クラブ】

学童クラブの待機児童の解消を図るとともに、就労形態の多様化に伴う延長保育等、さまざまなサービスを提供するため、民間事業者が設置・運営する学童クラブに運営費の補助を行っている。平成25年度現在、5か所の民間学童クラブが開設されている。

学童クラブ在籍者数

4月1日現在（単位：人）

学童クラブ	在籍者数		学童クラブ	在籍者数		学童クラブ	在籍者数		学童クラブ	在籍者数	
	23年度	24年度		23年度	24年度		23年度	24年度		23年度	24年度
中野神明	56	54	塔山	37	41	江古田	30	46	西中野	42	46
多田	44	43	桃花	70	70	緑野	57	39	若宮	65	65
新山	27	28	桃園第二	42	48	北原	57	68	武蔵台	58	65
向台	30	41	白桜	45	40	平和の森	67	62	かみさぎ	43	55
桃園	60	52	上高田	39	29	啓明	51	58			
中野本郷	43	53	新井	80	77	大和	56	55			
谷戸	55	49	江原	32	42	鷲宮	39	42			
									合計	1,225	1,268

民間学童クラブ在籍者数

4月1日現在（単位：人）

学童クラブ	在籍者数		学童クラブ	在籍者数		学童クラブ	在籍者数		
	23年度	24年度		23年度	24年度		23年度	24年度	
コンビプラザ 中野南台	36	43	にじいろ なかの	49	45	中野江原 こどもクラブ	35	31	
にじいろ ほんごう	48	44	にじいろ あいロード	30	18				
							合計	198	181

3. 子育て支援

すべての子どもが自分らしさを大切にしたいのびのびと育ち、自立した大人へと成長していくことは、区民の願いである。しかし、近年の子どもを取り巻く環境は必ずしも良好とはいえない。中でも、少子化の進行は、子ども自身はもとより、家庭や地域社会全体にさまざまな影響を及ぼしている。

核家族が増え、近隣関係が希薄な環境の中で、子ども同士の集団遊びやふれあいの機会が減少したり、子育てが家庭が孤立する傾向が見られるなど、家庭や地域の養育力の低下がうかがえる。また、育児放棄など虐待に関わる通告や相談件数の増加など、深刻な事態も発生している。

子育ては家庭だけの問題にとどめるのではなく、社会全体で支援していくことが求められ、区として積極的に関わっていく必要がある。

●乳幼児親子支援活動助成

乳幼児親子の居場所づくりや乳幼児の一時預かりを実施している育成団体の活動に助成金を交付し、乳幼児を育てている保護者の子育てを支援するとともに、地域ぐるみで子育てを支援する基盤づくりを進めるため、平成19年度より実施し

ている。

平成23年度 実施団体 18団体 参加人数 5,423人

平成24年度 実施団体 18団体 参加人数 7,298人

●子育て支援

子どもとその家庭に対する各種の相談、諸手当て、医療費助成、子育てサービスの申請受付などをワンストップで行っている。子ども連れの保護者がゆっくり安心して相談や申請ができるように、窓口に隣接したキッズスペースを設けているほか、個別相談室と授乳室を配置している。

また、非常勤の臨床心理士を配置して専門相談にも応じられるようにしている。

総合窓口利用者数 23年度 22,732人、24年度 22,783人

●子ども家庭支援センター

18歳未満の子どものとその家庭の問題に関するあらゆる相談に応じる総合窓口として地域の関係機関と連携をとりつつ子どもと家庭に関する総合的な支援を行うことを目的に平成7年度から始まった東京都独自の制度である。

子ども虐待の区における窓口であり、虐待の通告を受けた場合は、48時間以内に近隣住民や関係機関の協力を得ながら子どもの安全確認を行い、必要に応じて児童相談所と連携して児童を保護する。

虐待対応件数 23年度 149件
24年度 146件

虐待ケースへの対応や支援を円滑に行うため、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、構成員と連携協力し、個別ケース検討会議を開催し具体的な援助方針を検討するほか、状況確認やケースの進行管理を行っている。

●子育てサービス

子育て中の家庭が安心して子どもを育て、日常生活を営むことができるよう、一時的な子どもの預かりや家事援助など、子育て支援のための各種サービスを提供している。

1. 子どもショートステイ

保護者が入院、出張、親族の看護等で、子どもの養育が一時的に困難となった場合に子どもを宿泊により養育・保護することにより、子育て支援を行っている。

実施施設

- ① 0～3歳未満児 聖オディリアホーム乳児院
- ② 3～15歳児 中野区母子生活支援施設
- ③ ひとり親家庭児童（3～15歳児）中野区母子生活支援施設

利用児童数 23年度 延164人、24年度 延123人

2. 一時保育

保護者が病気、出産、親族の看護、育児疲れ等で、子どもの養育ができない場合、子どもを区立・私立保育園で保育している。

実施施設 区立保育園、私立保育園

利用児童数 23年度 延4,420人、24年度 延4,583人

3. 病後児保育

保護者が、就労・病気・出産・家族の介護・看護などにより、病気の回復期にある生後6か月から就学前までの子どもを家庭で保育できない場合に、病後児保育専用室で預かっている。

実施施設 聖オディリアホーム乳児院、仲町保育園

利用児童数 23年度 延243人、24年度 延296人

4. 年末保育

年末に、保護者が就労等により家庭で保育できない場合に、区立・私立保育園で生後8か月から就学前までの子どもを預かっている。

実施施設 23年度 4園、24年度 4園

利用児童数 23年度 延135人、24年度 延51人

5. 休日保育

休日に、保護者が就労、親族の介護・看護、冠婚葬祭その他により家庭において保育できない場合に、生後8か月から就学前までの子どもを区立保育園（指定管理者園）で預かっている。

実施場所 打越保育園

利用児童数 23年度 延805人、24年度 延576人

6. ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を行いたい方と受けたい方が会員となり、仕事や急な用事で子どもの世話ができない場合に、会員間で子育ての手助けを行う相互援助活動のしくみで、運営を中野区社会福祉協議会に委託して実施している。

実施場所 協力会員宅等

会員登録数 23年度 1,844人、24年度 2,016人

7. 育児・養育支援ヘルパー派遣

産前産後の体調不良や多胎児を抱えているなどのため、家事や育児が困難となっている家庭に育児支援ヘルパーを派遣し、妊産婦や乳児の食事の支度等の家事援助、沐浴補助等の育児の援助を行っている。

実施場所 利用者宅

派遣件数 23年度 延1,044件、24年度 延871件

派遣時間数 23年度 延1,213時間、
24年度 延1,036.5時間

●ひとり親家庭支援

母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭は、保護者が一人であるために、さまざまな生活問題に遭遇しがちであり、家庭環境が損なわれることもある。このようなひとり親家庭を支援するため、相談をはじめ各種サービスを提供している。

1. ひとり親家庭の相談・指導

さまざまな事情でひとり親家庭となった親などからの、経済的なこと、就労、住居、子どもの養育、精神面の悩みなど幅広い内容について、母子自立支援員等が相談に応じ、問題解決に向けて助言・指導を行い、必要な情報を提供している。

相談状況 23年度 母子 延2,295件

父子 延18件

24年度 母子 延2,717件

父子 延31件

2. ひとり親家庭ホームヘルプサービス

ひとり親家庭の子どもや保護者が、病気等で家事や育児が困難となった場合に、ホームヘルパーを派遣し、家事の援助や介護を行っている。

実施場所 利用者宅

利用状況 23年度 延129日、24年度 延151日

3. 母子家庭自立支援

母子家庭の母が仕事に結びつくような技能の向上や資格取得のための修業を行う場合に給付金を支給している。

支給件数 母子家庭自立支援教育訓練給付金

23年度 12件 24年度 10件

母子家庭高等技能訓練促進費等支給事業（平成20年8月開始）

23年度 17件 24年度 13件

4. 母子生活支援施設

生活・住宅・教育・就労等の解決困難な問題を抱える母子を、母子生活支援施設に入所させ、養育支援、生活支援、就労支援など自立に向けた支援を行っている。

利用世帯数 23年度 延197世帯、24年度 延184世帯

利用人員 23年度 延494人、24年度 延444人

5. 母子の一時保護事業

区内在住で家庭不和や経済的理由などにより家にいられない母子で、他に保護する方法がない場合に、緊急一時的に保護を行っている。

利用状況 23年度 実績なし 24年度 実績なし

支給する手当

子ども手当 中学校修了前までの子どもを養育している世帯に支給する手当（23年度まで）

児童育成手当 父子・母子世帯または準ずる世帯に支給する手当

児童育成手当（障害手当） 障害をもつ子どもを養育している世帯に支給する手当

児童扶養手当 父子・母子世帯または準ずる世帯に支給する手当

特別児童扶養手当 障害をもつ子どもを養育している世帯に支給する手当

※各手当には所得限度額や子どもの年齢などの受給要件がある。

2. 各種医療費助成

23年度（509,155件）1,065,870,863円

24年度（521,410件）1,094,261,540円

3. 私立幼稚園等保護者補助

23年度交付金額 564,996,850円

24年度交付金額 578,739,750円

●経済的支援サービス

子どもが健やかに成長するためには、子育て中の生活の安定が欠かせず、経済的支援のもとで出産と子育てに希望をもてるように子育て中の多様な家庭の経済的な負担軽減を行っている。

児童手当は児童を支給対象として手当を支給し、医療費助成は、中学3年生までの子どもを対象とした子ども医療費助成、ひとり親家庭等を対象としたひとり親家庭等医療費助成（所得制限あり）を行っている。また、幼稚園の保育料等の公私格差を是正するための園児保護者補助、入園料補助及び就園奨励費補助（所得制限あり）を私立幼稚園児をもつ保護者を対象に行っている。

1. 各種児童手当

23年度（延人数339,419人）4,668,952,670円

24年度（延人数355,780人）4,267,388,820円

※延人数 児童手当・子ども手当（23年度まで）と児童育成手当は受給児童数、児童扶養手当は受給者数

児童手当 中学校修了前までの児童を養育している世帯に

●母子保健

妊産婦および乳幼児の健康を守り、心身ともに健全な児童を育成するため、妊産婦および乳幼児の健康診査、保健指導、医療給付等を実施している。

妊婦健康診査

	受診者実人員	受診者延人員
23年度	2,727	30,117
24年度	2,904	32,679

妊 娠 届

	妊娠届出数	妊 娠 週 数				不 詳
		満11週以内	満12週～19週	満20週～27週	満28週以上	
23年度	2,727	2,410	275	22	13	7
24年度	2,904	2,584	291	17	10	2

乳幼児健康診査

区 分		対象人員	受診者数	受診率(%)	有所見者数
3 か月児健康診査	23年度	2,259	2,113	93.5	882
	24年度	2,278	2,144	94.1	979
6 か月児健康診査	23年度	2,259	1,999	88.5	-
	24年度	2,278	2,013	88.3	-
9 か月児健康診査	23年度	2,259	1,883	83.4	-
	24年度	2,278	1,932	84.8	-
1歳6か月児健康診査	23年度	2,066	1,882	91.1	983
	24年度	2,071	1,963	94.8	1,027
3歳児健康診査	23年度	1,851	1,685	91.0	880
	24年度	1,920	1,776	92.5	966
心 理 { 1歳6か月児 経過観察 } 3歳児	23年度	312	216	69.2	-
	24年度	295	245	83.0	-
	23年度	241	159	66.0	-
	24年度	206	180	87.4	-
乳幼児経過観察指導	23年度	532	392	73.7	-
	24年度	582	471	80.9	-

訪 問 指 導

	妊 婦		産 婦		未 熟 児		新 生 児	
	実 人 員	延 人 員	実 人 員	延 人 員	実 人 員	延 人 員	実 人 員	延 人 員
23年度	31	48	2,171	2,216	59	71	2,005	2,016
24年度	18	20	2,226	2,287	68	68	2,017	2,053

●発達相談支援

障害や発達に課題のある児童の早期発見及び一貫した支援を継続するための制度整備、調整、啓発を行っている。

- ・発達支援相談ハンドブックの配布
- ・発達支援ニュースの発行
- ・関係機関職員向け研修の実施
- ・区民向け講座の実施
- ・発達障害の啓発展示（発達障害啓発週間）

また、療育センターアポロ園においてさまざまな発達上の課題をもつ子どもたちが、自分の持っている力を十分に発揮し、家族や地域のなかでともに生活できるよう援助している。

平成22年4月：移転改築、業務運営委託開始。

療育センターアポロ園利用状況

事 業	23 年 度		24 年 度		
	実施回数等	延利用人員	実施回数等	延利用人員	
送迎バスの運行(3台※)	1,613台	8,173人	2,048台	11,555人	
おもちゃ ライブラリー	おもちゃ貸出	—	202人	—	376人
	おもちゃ フェスティバル	2回	190人	2回	243人
療 育 相 談	—	81人	—	74人	
通 園 指 導	218日	2,628人	222日	3,312人	
在 宅 訪 問	—	94人	—	130人	
未 就 園 児 支 援	—	60人	—	93人	
保育園等巡回訪問	304園	1,273人	262園	1,302人	
保育園等在籍児支援	—	2,361人	—	2,751人	
緊急一時保護	—	207人	—	193人	

●幼児教育

就学前の幼児教育や保育を提供する施設として、前述の保育園のほか、区内には平成25年5月1日現在、区立幼稚園2園、私立幼稚園24園が設置されており、在園児数は区立135人、私立3,269人である。また、保育所機能と幼稚園機能の両方を提供するとともに、地域での子育てを支援する施設で、東京都知事が認定している私立の認定こども園が2園ある。この他、幼稚園類似施設が1施設ある。

区では、入園を希望し、集団生活が可能な程度の軽度障害児を各区立幼稚園で受け入れている。

私立幼稚園に対しては、在籍する幼児の保護者に対して経費負担の軽減を図るため、就園奨励費や入園料補助金、保護者補助金を交付している。園に対しては、幼児教育の振興充実を目的として、預かり保育の実施や、園の行事、職員の研修、災害共済給付制度への加入、保健衛生（寄生虫検査や尿検査）の実施に対して、必要となる経費の一部を補助してい

る。また、区内私立幼稚園児を対象に、中野区私立幼稚園連合会が実施する観劇事業「楽しい園児の集い」に要する経費の一部についても補助している。

このほか、就学前の幼児教育や保育全体の質の向上を図るため、以下の2点に取り組んだ。

(1) 就学前教育連携

幼児教育から小学校教育への接続を円滑に行うため、幼稚園・保育園と小学校が子どもの発達や保育内容、教育活動について、相互に理解を深めることを目的として、「保育園・幼稚園と小学校の連携検討会」が開かれている。また、具体的な教育連携を進めていくための資料として「中野区就学前教育プログラム」を作成した。

(2) 幼児研究センターの運営

中野区全体の幼児教育が向上することを目的として、平成19年4月に幼児研究センターを開設し、子どもの現状や課題についての調査研究及び、公私立保育園・幼稚園等の教職員による合同研究などを実施している。

●食育の推進

食育に対する意識や理解を深めるとともに健全な食生活を身に付けることで区民の健康づくりを推進するため、小中学校の児童生徒を対象とした食育ポスターコンクールや食育月間の6月にパネル展示等普及啓発事業を実施している。

また、児童館等において地域で食文化の伝達や交流に取り組むきっかけづくりとして、食育講習会を行っている。

食育ポスターコンクール 参加校／作品数

23年度 27校／452作品

24年度 27校／398作品

食育講習会 実施回数／参加者数

23年度 28回／延564人

24年度 32回／延690人

Ⅱ-2 子どもから大人まで、地域の中で自分の力をのばせるまち

1. 豊かな男女共同参画社会をめざして

中野のまちのすべての人が、平等にいきいき暮らし、男女がともに参画してつくる男女共同参画社会の実現は区政の取り組むべき重要な課題のひとつである。

区は、これまで、男女平等に関して、国際社会や国内の動きをいち早く受け止め、「女性基本計画」（平成元年）を策定し、区民とともに男女平等の現状や課題をとらえ、解決を図るための取り組みを進めてきた。そして、平成10年10月には、「女性基本計画」の改定に向けて、「中野区男女平等推進検討会議」を設置し、区民と区の職員がともに委員として参画して協議を重ね、あるべき社会の実現に向けた展望と区と区民が取り組むべき課題を明らかにした「男女共同参画基本計画」（平成12年3月）を策定した。

また、区、区民、事業者が協力して男女共同参画社会の実現を図るため「中野区男女平等基本条例」を制定し、平成14年4月から施行した。この条例にもとづき同年10月から「男女平等に関する苦情申出制度」を発足し、申出への対応のため、区長の求めに応じ必要な助言をおこなう「中野区男女平等専門委員会」を附属機関として設置し、男女共同参画社会を推進する取り組みを行った。

平成19年11月に、社会環境の変化を受け、新しい時代のニーズに合わせた「男女共同参画基本計画」を新たに策定した。仕事と家庭・地域生活の調和、人権を尊重する地域づくり、男女平等の意識作りを柱として、「ワーク・ライフ・バランス」「暴力防止」と2つのシンボルプロジェクトを中心とした施策展開を行った。

その後区を取り巻く社会の状況の変化に対応し、国の「第3次男女共同参画基本計画」と、「中野区基本構想」及び「新しい中野をつくる10か年計画（第2次）」との整合性を図る必要があった。それに加え、男女共同参画基本計画へ新たに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の位置付けを付与し、配偶者暴力の防止と被害者支援の取組みを強化する必要性が生じたこと等により「男女共同参画基本計画2012」を平成24年11月に策定した。

〔男女共同参画センター〕（旧女性会館）

旧女性会館は、女性の地位向上を目的として、昭和59年5月に勤労福祉会館との併設施設として開館した。中野区男女平等基本条例が施行され、男性と女性がともに参画してつくる男女平等社会の実現をめざすことを明確にした。さらに、男女共同参画社会の実現に向け、広く男女平等に関する意識啓発や情報提供を行なうだけでなく、社会のさまざまな分野の環境変化や地域の状況を踏まえた重点的な取り組みを行なう区民の総合的な拠点施設として、平成18年4月に男女共同参画センターを設置した。その後平成23年度事業見直しに基づき男女共同参画センターを庁内に移転させ、関係分野との総合的な連携により一層の機能充実を図ることとなった。

平成25年4月1日付で区役所1階に移転し、次の5つの機能を持ち、中野のまちに男女平等を広げていくためにさまざまな取り組みを行なっている。

① 男女平等を推進するための政策研究

男女平等の理念を地域全体に広げ、幅広い分野で男女平等の視点を踏まえた実践的な取り組みを地域へ提案する。

- ・ 男女共同参画基本計画の推進
- ・ 審議会等への女性の参画調査
- ・ 男女共同参画センター運営見直し

② 男女平等に関する啓発・情報提供・学習支援

さまざまな領域で男女がともに参画していくための環境を整備する。さらに、区民及びグループが中野における男女平等の推進役として活動できるよう支援する。

- ・ 男女平等に関する事業
- ・ 情報コーナーの設置
- ・ 男女共同参画センター情報誌「アンサンブル」「トライアングル」（職員向け）の発行

③ 家庭生活と社会生活の両立支援

子育てや家族の介護など家庭責任を男女で分かち合い、仕事や地域活動との両立ができる環境づくりを支援する。女性の就労を支援し、男性の地域参加を促進させ、男女がともに社会的責任を担うまちをめざす。

- ・ ワーク・ライフ・バランスに関する事業
- ・ 区内事業所向けワーク・ライフ・バランスの推進

④ 女性に対する暴力への取り組み

DV（ドメスティック・バイオレンス）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー等の被害にあった区民を救済するための取り組みを積極的に進めるとともに、女性への差別的な取り扱いを許さない社会づくりをすすめる。

- ・ 女性への暴力防止に関する事業

⑤ 男女平等基本条例に基づく苦情等の申出制度・権利擁護

区民や事業者から、男女平等に関する苦情等の申し出を受け、また男女平等にかかわる権利擁護のための支援を行い、状況の改善に向けて取り組む。

- ・ 男女平等に関する苦情申出制度
- ・ 男女平等専門委員会

主 催 事 業 等

(単位：人)

23 年 度					24 年 度				
事業名	講 座 名	回数	延人数	延保育 児童数	事業名	講 座 名	回数	延人数	延保育 児童数
男女平等に関する啓発・ 情報提供・学習支援	男女共同参画週間関連事業 「女もいきいき、男もいきいき～ 講談で語る男女共同参画社会～」	1	66	0	男女平等に関する啓発・ 情報提供・学習支援	男女共同参画週間関連事業 「2012年 これからの男女共同参 画社会～互いを認め、ともに歩 むあしたへ～」	1	108	1
	「働く女性のための自己尊重トレ ニング入門」	1	18	3		「大人な対応 アサーティブ コ ミュニケーション術」	1	33	3
	地域団体向け講座「現代の貧困・ 若者そして女性の貧困」	1	50	0	家庭生活と社会 の両立	女性のための再チャレンジ支援 「今からできる 私らしく働くた めの最初の一歩～キャリアデザ インから面接対策まで～」	1	68	6
ワーク・ライフ・バランス推進講 座「これからの働き方と暮らし方 を考える～今こそ『えがお』の輪 をつなげるために」	1	55	3	ワーク・ライフ・バランス推進 講座「働く場を広げる！働き方 を変える！」		1	57	2	
女性に対する暴 力への取り組み	「自分のことは自分でまもる！ カナダ発女性のための護身術 WEN-DOワークショップ」	1	24	1	女性に対する 暴力への取り 組み	「気づく！避ける！行動する！ WEN-DOワークショップ」	1	16	4
	学生向け講座 「お互いを尊重する関係性につ いて」	3	615	0		学生向け講座「デートDV～お互 いを大切にする関係とは～」	2	433	0

施設利用状況 (各年度3月末現在)

		23年度	24年度
研 修 室	件 数	246件	394件
	人 数	2,821人	4,055人
保 育 室	件 数	255件	365件
	人 数	3,569人	4,721人
情 報 ・ 交 流 コ ー ナ ー	展示コーナー利用件数	25件	2件
	ロッカー貸与	34件	34件
	印 刷 機	64件	63件
	コ ピ ー 機	18,457枚	19,397枚
	貸 出 冊 数	67冊	72冊
	貸 出 人 数	33人	32人

相 談 状 況 (各年度3月末現在)

		23年度	24年度
一 般 相 談	件 数	350件	342件
	インフォメーション	671件	586件
法 律 相 談	件 数	71件	33件
DV電話相談	件 数	32件	27件

2. 学校教育

中野区には、現在小学校25校、中学校11校がある。

中野区立小学校では、子どもや地域の実態を生かした創意ある教育活動、特色ある学校づくりを推進し、開かれた学校への取り組みを行っている。

小学校児童数は昭和33年度の33,024人、中学校生徒数は昭和37年度の16,039人をピークに減少傾向に転じ、平成25年5月1日現在では、児童数8,622人、生徒数は3,295人と、ピーク時の3割以下に減少してきている。

発達障害を含む障害のある児童・生徒の教育については、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う特別支援教育の充実を図っている。

区立学校の再編

教育委員会では、これまで平成17年に策定した中野区立小中学校再編計画に基づく再編を着実に進め、平成24年4月の中野中学校の開校により、同計画に示した前期の再編は完了した。

統合新校の設置状況

- 桃花小学校の開校（平成20年度）
桃園第三小学校、仲町小学校、桃丘小学校の統合
- 白桜小学校の開校（平成21年度）
中野昭和小学校、東中野小学校の統合
- 平和の森小学校、緑野小学校の開校（平成23年度）

野方小学校、丸山小学校、沼袋小学校の統合

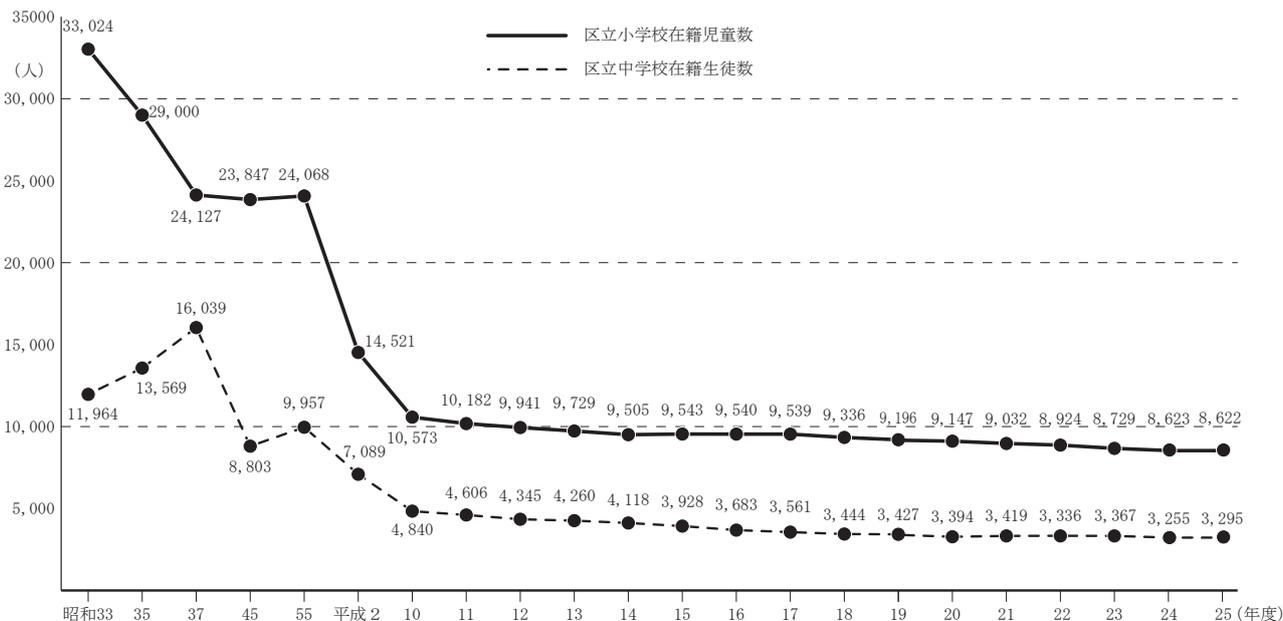
- 緑野中学校の開校（平成20年度）
第六中学校、第十一中学校の統合
- 南中野中学校の開校（平成21年度）
第一中学校、中野富士見中学校の統合
- 中野中学校の開校（平成24年度）
第九中学校、中央中学校の統合

平成25年3月には学校の小規模化の解消、小中学校の連携の推進、学校と地域・家庭との連携、校舎の老朽化に伴う改修・改築への対応を柱に中野区立小中学校再編計画(第2次)を策定した。また、平成25年11月には統合と通学区域変更の具体的な時期等を定めた。今後、この計画の着実な実施に向け、全力で取り組んでいく。

学校再編計画（第2次）における取組

- 中野神明小学校、多田小学校、新山小学校の統合（平成29年度）
- 大和小学校、若宮小学校の統合（平成29年度）
- 桃園小学校、向台小学校の統合（平成31年度）
- 上高田小学校、新井小学校の統合（平成32年度）
- 鷺宮小学校、西中野小学校の統合（平成35年度）
- 第三中学校、第十中学校の統合（平成30年度）
- 第四中学校、第八中学校の統合（平成33年度）

区立学校児童・生徒数の推移



平成24年度 児童・生徒数、学級数

(平成24年5月1日現在)

No.	小学校名	児童数							学級数						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
1	桃園園 ほか特別支援学級在籍者数	55 3	66 3	51 8	55 1	67 5	59 3	353 23	2	2	2	2	2	2	12 3
2	桃園第二	60	87	80	66	77	74	444	2	3	3	2	2	2	14
3	中野神明	67	69	74	78	80	68	436	2	2	2	2	2	2	12
4	塔山 うち特別支援学級通級者数	57 -	51 -	51 -	56 -	57 -	56 -	328 24	2	2	2	2	2	2	12 (3)
5	谷戸	52	49	50	50	48	62	311	2	2	2	2	2	2	12
6	中野本郷 うち特別支援学級通級者数	66 -	59 -	56 -	69 -	55 -	65 -	370 8	2	2	2	2	2	2	12 (1)
7	江古田	43	47	43	49	32	64	278	2	2	2	2	1	2	11
8	鷺宮	49	45	46	42	41	50	273	2	2	2	2	2	2	12
9	上高田 うち特別支援学級通級者数	39 -	34 -	37 -	52 -	41 -	41 -	244 26	2	1	1	2	2	2	10 (3)
10	啓明	39	46	43	42	57	68	295	2	2	2	2	2	2	12
11	向台	32	32	37	29	32	39	201	1	1	1	1	1	1	6
12	北原	52	45	42	54	41	54	288	2	2	2	2	2	2	12
13	新井 ほか特別支援学級在籍者数	74 2	58 0	67 2	65 3	78 4	61 7	403 18	3	2	2	2	2	2	13 3
14	大和 ほか特別支援学級在籍者数	41 0	42 1	44 3	25 4	49 5	42 2	243 15	2	2	2	1	2	2	11 2
15	多田	34	47	49	36	47	47	260	1	2	2	1	2	2	10
16	若宮 うち特別支援学級通級者数	44 -	63 -	54 -	51 -	60 -	52 -	324 6	2	2	2	2	2	2	12 (1)
17	江原 ほか特別支援学級在籍者数	68 0	55 0	69 1	70 0	78 1	60 3	400 5	2	2	2	2	2	2	12 1
18	新山	34	29	29	30	43	26	191	1	1	1	1	2	1	7
19	武蔵台	76	83	74	70	91	95	489	3	3	2	2	3	3	16
20	西中野 ほか特別支援学級在籍者数	31 1	32 1	41 1	45 3	48 5	43 3	240 14	1	1	2	2	2	2	10 2
21	上鷺宮	66	75	59	76	64	64	404	2	3	2	2	2	2	13
22	桃花 うち特別支援学級通級者数	86 -	83 -	76 -	87 -	79 -	89 -	500 35	3	3	2	3	2	3	16 (3)
23	白桜	46	49	54	38	47	38	272	2	2	2	1	2	1	10
24	平和の森	97	105	99	88	91	80	560	3	3	3	3	3	2	17
25	緑野 ほか特別支援学級在籍者数	74 0	73 0	65 1	79 0	83 0	66 0	440 1	3	3	2	2	3	2	15 1
	小学校計	1,382	1,424	1,390	1,402	1,486	1,463	8,547	51	52	49	47	51	49	299
	うち特別支援学級通級者数(内数)	-	-	-	-	-	-	99							(11)
	ほか特別支援学級在籍者数(外数)	6	5	16	11	20	18	76							12

No.	中学校名	生徒数				学級数			
		1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計
1	第二 ほか特別支援学級在籍者数	94 10	123 5	116 2	333 17	3	4	3	10 3
2	第三	65	65	86	216	2	2	3	7
3	第四 ほか特別支援学級在籍者数	56 3	75 4	60 4	191 11	2	2	2	6 2
4	第五	84	104	99	287	3	3	3	9
5	第七 ほか特別支援学級在籍者数	77 5	99 8	91 15	267 28	3	3	3	9 4
6	第八	53	76	69	198	2	2	2	6
7	第十	66	55	40	161	2	2	1	5
8	北中野	142	130	144	416	4	4	4	12
9	緑野 ほか特別支援学級在籍者数	136 0	117 2	124 0	377 2	4	3	4	11 1
10	南中野	96	103	94	293	3	3	3	9
11	中野 うち特別支援学級通級者数	147 -	174 -	137 -	458 14	4	5	4	13 (2)
	中学校計	1,016	1,121	1,060	3,197	32	33	32	97
	うち特別支援学級通級者数(内数)	-	-	-	14		(2)		(2)
	ほか特別支援学級在籍者数(外数)	18	19	21	58		10		10

※ () 内は通級学級数

平成25年度 児童・生徒数、学級数

(平成25年5月1日現在)

No.	小学校名	児童数							学級数						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
1	桃園	62	58	67	51	54	68	360	2	2	2	2	2	2	12
	ほか特別支援学級在籍者数	1	3	3	7	1	6	21				3			3
2	桃園第二	52	61	87	78	64	73	415	2	2	3	2	2	2	13
3	中野神明	95	71	67	74	77	80	464	3	2	2	2	2	2	13
	ほか特別支援学級在籍者数	0	0	1	1	0	0	2			1				1
4	塔山	58	58	51	49	60	58	334	2	2	2	2	2	2	12
	うち特別支援学級通級者数	-	-	-	-	-	-	24			(3)				(3)
5	谷戸	60	49	49	53	49	47	307	2	2	2	2	2	2	12
6	中野本郷	52	67	58	54	69	56	356	2	2	2	2	2	2	12
	うち特別支援学級通級者数	-	-	-	-	-	-	3			(1)				(1)
7	江古田	46	48	51	41	51	33	270	2	2	2	2	2	1	11
8	鷺宮	45	47	45	47	46	41	271	2	2	2	2	2	2	12
9	上高田	40	37	33	35	49	40	234	2	2	1	1	2	1	9
	うち特別支援学級通級者数	-	-	-	-	-	-	27			(3)				(3)
10	啓明	47	40	46	42	43	57	275	2	2	2	2	2	2	12
11	向台	36	30	30	37	27	32	192	1	1	1	1	1	1	6
12	北原	46	51	44	43	55	41	280	2	2	2	2	2	2	12
13	新井	84	74	58	68	64	79	427	3	3	2	2	2	2	14
	ほか特別支援学級在籍者数	5	2	0	3	3	4	17			3				3
14	大和	41	44	41	43	25	51	245	2	2	2	2	1	2	11
	ほか特別支援学級在籍者数	1	1	1	3	4	3	13			2				2
15	多田	43	34	46	49	38	48	258	2	1	2	2	1	2	10
16	若宮	68	44	66	54	47	60	339	2	2	2	2	2	2	12
	うち特別支援学級通級者数	-	-	-	-	-	-	21			(3)				(3)
17	江原	69	66	53	71	69	77	405	2	2	2	2	2	2	12
	ほか特別支援学級在籍者数	0	0	0	1	0	1	2			1				1
18	新山	29	34	29	30	32	45	199	1	1	1	1	1	2	7
19	武蔵台	72	74	82	75	71	92	466	3	3	3	2	2	3	16
20	西中野	31	31	31	41	43	49	226	1	1	1	2	2	2	9
	ほか特別支援学級在籍者数	4	1	1	1	2	4	13			2				2
21	上鷺宮	62	70	73	56	76	63	400	2	2	2	2	2	2	12
22	桃花	89	82	82	78	86	78	495	3	3	3	2	3	2	16
	うち特別支援学級通級者数	-	-	-	-	-	-	32			(3)				(3)
23	白桜	61	48	48	57	39	50	303	2	2	2	2	1	2	11
24	平和の森	108	98	104	100	91	86	587	4	3	3	3	3	3	19
25	緑野	77	72	73	63	78	81	444	3	3	2	2	2	3	15
	ほか特別支援学級在籍者数	0	0	0	1	0	1	2			1				1
	小学校計	1,473	1,388	1,414	1,389	1,403	1,485	8,552	54	51	50	48	47	50	300
	うち特別支援学級通級者数(内数)	-	-	-	-	-	-	107			(13)				(13)
	ほか特別支援学級在籍者数(外数)	11	7	6	17	10	19	70			13				13

No.	中学校名	生徒数				学級数			
		1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計
1	第二	101	95	126	322	3	3	4	10
	ほか特別支援学級在籍者数	2	11	5	18		3		3
2	第三	55	67	73	195	2	2	2	6
3	第四	65	58	77	200	2	2	2	6
	ほか特別支援学級在籍者数	4	2	2	8		1		1
4	第五	91	85	105	281	3	3	3	9
5	第七	104	76	96	276	3	2	3	8
	ほか特別支援学級在籍者数	9	6	10	25		4		4
6	第八	64	54	75	193	2	2	2	6
7	第十	73	65	56	194	3	2	2	7
8	北中野	155	145	130	430	5	4	4	13
9	緑野	94	135	117	346	3	4	3	10
	ほか特別支援学級在籍者数	0	0	2	2		1		1
10	南中野	100	96	105	301	3	3	3	9
11	中野	180	147	177	504	5	4	5	14
	うち特別支援学級通級者数	-	-	-	17		(2)		(2)
	中学校計	1,082	1,023	1,137	3,242	34	31	33	98
	うち特別支援学級通級者数(内数)	-	-	-	17		(2)		(2)
	ほか特別支援学級在籍者数(外数)	15	19	19	53		9		9

※ () 内は通級学級数

就学相談結果 (平成25年3月31日現在)

●就学相談

子どもの発達に不安のある保護者の方を対象に、専門的な立場から適切な教育の場と一緒に考えるため、就学相談を行っている。

就学相談に際しては、教育相談室、療育機関等との連携協力のもとに、一人ひとりの児童・生徒の発達の状況や障害の状態に応じた教育が受けられるよう、相談体制の充実を図っている。

区分	都(国)立学校				区立特別支援学級						通常の学級	転出	猶予	その他	合計	
	特別支援		盲ろう	計	知的	肢体	言語	難聴	弱視	情緒						計
	知	肢														
小学校	2	5			7	11						11	18	3		39
中学校	5				5	14						14	7	1	2	29
計	7	5			12	25						25	25	4	2	68

●就学援助

区では、児童・生徒が学校で安心して勉強できるように、学用品費、給食費等を家庭の事情に応じ援助している。援助の内容は下表のとおりである。要保護・準要保護就学援助認

定児童・生徒数は、平成23年4月1日現在では、小学校2,033人・中学校1,062人の計3,095人、平成24年4月1日現在では、小学校1,972人・中学校1,044人の計3,016人であった。

就学援助実績

費目	対象	支給内容	23年度				24年度			
			小学校		中学校		小学校		中学校	
			人員(人)	金額(円)	人員(人)	金額(円)	人員(人)	金額(円)	人員(人)	金額(円)
移動教室費	要・準	賄料・見学科等	751	4,868,639	409	7,281,505	716	4,872,781	375	6,962,660
修学旅行費	〃	宿泊費・写真・旅行保険等	—	—	348	23,074,733	—	—	342	21,193,767
校外活動費	〃	交通費・見学科	1,314	460,107	1,470	2,522,980	1,284	410,105	1,215	2,409,464
クラブ活動費	〃	活動参加費	1,119	190,570	1,151	1,740,650	1,056	242,880	1,099	1,307,810
学用品費	準	学用品に関する経費	1,957	34,850,000	1,077	34,489,840	1,959	28,705,810	1,072	30,652,570
通学費	〃	小4km以上・中6km以上	10	126,030	5	290,040	14	62,210	6	96,960
卒業アルバム代	要・準	卒業記念アルバム代	381	4,168,485	374	3,748,757	357	3,911,360	344	3,304,847
新入学学用品費	準	小中1年生時に要する経費	314	6,248,600	378	8,656,200	292	6,777,320	338	8,828,560
学校給食費	〃	給食費	1,957	93,967,112	1,077	57,731,545	1,959	97,351,824	1,072	59,697,727
医療費	要・準	学校保健法に定められた疾病	0	0	0	0	0	0	1	96,873
校内鑑賞教室費	〃	参加費	314	262,500	—	—	43	6,450	—	—
計			—	145,142,043	—	139,536,250	—	142,340,740	—	134,551,238

(注) 要一保護とは児童生徒の保護者が、生活保護法の教育扶助を受けていることをいう。
準一保護とは要保護者に準ずる程度に困窮していることをいう。

●校外施設

校外施設として、長野県に軽井沢少年自然の家(昭和28年に高原学園として開設、昭和56年に改築し現在の名称に変更)がある。

この施設は、都会育ちの子どもたちに自然の中での学習や生活を体験させるためにつくられ、主に小・中学校の移動教室の拠点として利用されている。また、区内青少年団体、社会教育団体の研修やスポーツ等の野外活動の場としても開放している。

なお、常葉少年自然の家は、平成24年3月31日に廃止した。

軽井沢少年自然の家利用状況

		23年度	24年度
学校利用 (移動教室)	小学校	2,903	2,929
	中学校	1,057	973
	計	3,960	3,902
一般利用		1,669	2,207

●各種行事

小・中学校では、各校で実施している運動会、学芸会等の行事のほかに、連合して運動会や音楽会、競技会等の行事を開催している。これは、児童・生徒が学校教育活動の成果を発表する機会を設けるとともに、学校間の交流を深め、連帯感を高めるという意義をもっている。

また、移動教室を実施しているが、これは、自然に親しみ、実地に即した学習と集団生活を体験させ、それらを通して心身の健康保持および増進を図っている。

行 事 実 施 状 況

	行 事 名	対象学年
小 学 校	連 合 運 動 会	6年
	連 合 音 楽 会	全 学 年 (南部と北部と分け交互に実施)
	連 合 作 品 展	
	移 動 教 室	5・6年
中 学 校	総 合 体 育 大 会 陸上競技 バスケットボール・卓球・野 球・サッカー・バレーボール・ 剣道・柔道・ソフトテニス・ バドミントン	全 学 年 1・2年生
	連 合 演 劇 発 表 会	全 学 年
	連 合 音 楽 会	
	連 合 作 品 展	
	英 語 学 芸 会	
	冬 季 移 動 教 室	1年

3. 学校保健と給食

●学校保健

学校では、児童・生徒の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施を確保するために、学校保健安全法に基づいた定期健康診断の実施及び学校感染症対策などの保健活動を行っている。また、秋には各学校を会場に就学時健康診断を実施している。環境衛生では飲料水やプールの水質検査、害虫等の駆除、光化学スモッグ情報の伝達などを実施。平成15年度からは校舎内のホルムアルデヒドなどの濃度を測定する空気検査を実施している。

近年、子どもたちを取り巻く社会環境や生活様式の変化に伴い、児童・生徒の健康課題も複雑多様化している。

毎年各学校で行っている児童・生徒の健康診断の結果、アレルギー性耳疾患、アレルギー性皮膚疾患・気管支喘息・視力低下が多く見られる。

また、体力・運動能力の低下等により、骨折やねんざ等も

増加傾向となっている。

学校における健康診断は、単に疾病異常の発見に止まらず、一人ひとりが健康状態を把握し、自分の問題として健康をとらえ、個人が生涯にわたり健康に暮らしていくための資質を備える自主的な健康づくりの基礎を培うために重要となっている。

児童・生徒が、たくましく生きる力の基盤となる健康や体力向上推進のためには、日常の学校での児童・生徒の心の問題を含めた健康管理について、学校、学校医、保健所また家庭、地域との連携による多面的な保健活動が求められており、子どもの心と体の健康づくりを総合的に推進し、健康保持・増進をはかるために中野区学校健康づくり推進委員会を設置している。

定 期 健 康 診 断 〈身体測定平均〉

平成24 (2012) 年4～6月実施

種 目	区 分	小 学 校						中 学 校		
	年 齢	6	7	8	9	10	11	12	13	14
身 長 (cm)	男	117.0	123.0	128.7	134.1	139.5	145.4	153.3	160.2	165.2
	女	116.0	121.9	127.4	133.6	139.9	146.8	151.4	155.0	157.0
体 重 (kg)	男	21.4	23.9	27.3	30.6	34.6	39.1	44.4	49.6	55.1
	女	20.8	23.3	26.1	29.5	33.3	38.4	43.4	46.7	50.9
座 高 (cm)	男	65.1	67.8	70.5	72.7	75.0	77.6	81.2	85.0	87.9
	女	64.7	67.4	70.0	72.7	75.6	78.9	81.8	83.8	85.0

疾病異常検査

平成24(2012)年4-6月実施

項目	性別		校 別			中 学 校			
	男 子	女 子	小 学 校	計	男 子	女 子	計		
1. 在籍者数	4,514	4,114	8,628		1,748	1,505	3,253		
2. 受診者数	4,505	4,095	8,600		1,718	1,464	3,182		
3. 栄養状態	(1) 栄養不良	0	0	0	0	0	0		
	(2) 肥満傾向	95	37	132	5	3	8		
4. 脊柱胸郭	(1) 脊柱側弯症・脊柱異常	13	8	21	1	20	21		
	(2) 胸郭異常	1	2	3	4	0	4		
5. 視力	裸眼視力測定者 (1)~(4)の合計		4,309	3,857	8,166	1,571	1,294	2,865	
	裸眼視力	(1) 1.0以上	2,988	2,411	5,399	729	464	1,193	
		(2) 1.0未満 0.7以上	540	507	1,047	186	169	355	
		(3) 0.7未満 0.3以上	433	551	984	283	266	549	
		(4) 0.3未満	348	388	736	373	395	768	
	裸眼視力測定者のうち眼鏡・コンタクト装用者		265	288	553	304	392	696	
	眼鏡・コンタクト装用のため矯正視力のみ測定者		199	244	443	169	190	359	
受診者		4,495	4,096	8,591	1,713	1,472	3,185		
6. 眼疾患	(1) 感染性眼疾患		18	7	25	4	0	4	
	(2) アレルギー性眼疾患		361	299	640	83	62	145	
	(3) その他の眼疾患		168	172	340	47	33	80	
7. 聴力	受診者(小学校4・6年および中学校2年を除く)		3,006	2,694	5,700	1,115	908	2,023	
	難聴		39	37	76	10	7	17	
8. 耳鼻咽喉疾患	受診者 22疾病異常調査票(小中一覧)		4,499	4,092	8,591	1,712	1,468	3,180	
	(1) 耳疾患	ア 耳疾患	449	377	826	128	60	188	
		イ アレルギー性鼻疾患	925	672	1,597	271	195	466	
	(3) 口腔咽喉頭疾患	イ その他の鼻・副鼻腔疾患	319	196	515	112	40	152	
エ 口腔咽喉頭疾患		58	52	110	28	25	53		
9. 皮膚疾患	(1) 感染性皮膚疾患		15	5	20	0	0	0	
	(2) アレルギー性皮膚疾患		422	356	778	57	57	114	
10. 結核	受診者		4,504	4,104	8,608	1,712	1,478	3,190	
	(1) 結核患者		0	0	0	0	0	0	
11. 心臓	(2) 精密検査対象者		11	12	23	5	1	6	
	受診者(心電図検査)(小学校1年および中学校1年のみ)		745	641	1,386	553	475	1,028	
	(1) 心臓疾患		39	31	70	11	11	22	
12. 検尿	(2) 心電図異常(小学校1年および中学校1年のみ)		9	5	14	17	6	23	
	受診者		4,503	4,104	8,607	1,729	1,481	3,210	
13. 寄生虫卵保有	(1) 尿蛋白検出		15	37	52	11	13	24	
	(2) 尿糖検出		1	1	2	3	6	9	
	受診者(小学校1・2・3年のみ)		2,216	2,004	4,220				
14. その他	寄生虫卵保有者(小学校1・2・3年のみ)		1	4	5				
	(1) 気管支喘息		466	292	758	154	97	251	
15. 歯科及び口腔	(2) 腎臓疾患		5	3	8	3	8	11	
	(3) その他の疾病・異常		32	41	73	14	20	34	
	(1) 歯科受診者	ア 処置完了者		4,491	4,082	8,573	1,718	1,474	3,192
		う歯・要観察歯	乳歯又は永久歯のう歯	1,175	1,015	2,190	518	497	1,015
			ウ 永久歯のう歯経験者	871	755	1,626	314	239	553
	(2) 歯肉の状態	エ 乳歯又は永久歯に要観察歯のある者	643	731	1,374	739	692	1,431	
		ア 歯周疾患	365	347	712	430	366	796	
	(3) 歯列・咬合の異常	イ 歯周疾患要観察者	68	37	105	90	45	135	
		エ 歯周疾患要観察者	195	175	370	363	212	575	
	(4) 顎関節の異常	ア 歯列・咬合の異常		147	163	310	79	71	150
	(5) その他の歯・口腔の疾病・異常	イ 顎関節の異常		0	1	1	2	4	6
	(7) 永久歯のう歯の内容(小学校6年・中学校1年のみ)	ア 未処置歯数(D)		46	32	78	0	1	0
		イ う歯による喪失歯数(M)	ウ 処置歯数(F)	91	96	187	149	122	271
			ウ 処置歯数(F)	2	0	2	4	0	4
				260	238	498	323	343	666

●学校給食

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の発達を図るため、栄養バランスはもとより、季節感や食文化・環境との調和・食料自給率等にも配慮した、食に関する指導の生きた教材である。また、児童生徒は、友達と一緒に給食の準備をしたり、「楽しく和やかに食べる」体験を通して、他の人と豊かな心で接する社会的態度やコミュニケーション能力を養うことができる。

学校給食の献立を作成するにあたっては、旬の食材料や安全性の高い食品を用いて手作りするを基本に、児童生徒の今日的な健康課題である肥満や生活習慣病の予防にも配慮している。

そして、これらの給食を安心して食べられるように学校給食の衛生管理と食中毒予防の徹底を図っている。

特色ある給食活動や食に関する指導としては、毎日の給食指導のほか異学年との交流給食・行事給食・バイキング給食等を実施したり、給食と各教科との関連を深め、食に関する知識の理解と望ましい食習慣の形成を図っている。

食物アレルギーにより学校給食で対応が必要な児童・生徒については、医師の診断に基づき、保護者から申請を受け、除去食による対応を行っている。

アレルギーの症状は、個別で対処方法もそれぞれ異なるが、できる限り学校給食を楽しめるよう、可能な限り個々の児童・生徒の状況に応じて対応し、安心安全な給食を提供している。

給食費については、見直しを行い平成24年度から一律15円値上げを行った。

学校給食費と実施状況

(平成24年度)

区分	項目	給食費年額 (日額×実施回数)	1食あたり 平均単価	年間基準給 食回数	学校栄養職員数 (再任用含む)	栄養業務委託校
	小学校	低学年	49,000円 (245×200)	245円	200回	14名 (教委1名を含む)
中学年		53,000円 (265×200)	265円	200回		
高学年		57,000円 (285×200)	285円	200回		
中学校		61,740円 (315×196)	315円	196回	6名	6名
				合計	20名	21名

学校給食費と実施状況

(平成25年度)

区分	項目	給食費年額 (日額×実施回数)	1食あたり 平均単価	年間基準給 食回数	学校栄養職員数 (※)	栄養業務委託校
	小学校	低学年	48,265円 (245×197)	245円	197回	14名 (教委1名を含む)
中学年		52,205円 (265×197)	265円	197回		
高学年		56,145円 (285×197)	285円	197回		
中学校		61,110円 (315×194)	315円	194回	6名	5名
				合計	20名	18名

※再任用・再雇用・臨時職員を含む

4. 教育指導と教育センター

●教育指導

「中野区立小・中学校及び幼稚園(以下「学校」と表記する。)では、『一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育む』という中野区教育委員会の教育理念のもとに、教育目標の実現を目指し、生涯にわたり平和を愛し自由を尊ぶとともに、規範意識の高い、心身ともに健やかな幼児・児童・生徒の育成を図る。そのため、各学校では、教職員の協力体制を整え、研修を実施し、家庭や地域社会と密接な連携を図りながら、特色ある学校づくりを推進する。」を指導目標に定め、充実を図っている。

具体的には、学校運営上の課題解決のための学校訪問、「中野区教育委員会『学校教育向上事業』研究指定校」等の校内研究の指導、教育課題にかかわる研修会や指導資料等の作成などの事業を行うとともに、教育ビジョン(第2次)で定めた「コミュニケーション能力の基本となる力の育成」や「体力向上プログラム」、「食育」、「保幼小の連携」「小中連携教育」、「特別支援教育」、「教育マイスター制度」等の事業を推進し、教職員の資質等の向上を図りながら指導目標の達成に努めている。

●教育センター

昭和58年4月に開設され、教育についての調査・研究および普及、教育関係職員の研修、教科書および教育資料の整備と活用、視聴覚機器の設置、教育相談等に関する事業を行っている。

教科書・教育資料室には約2万6千冊の文献資料が収集・整理されており、学校からの需要に応じた適切な資料の供給、視聴覚機器による教材の開発と活用等、教育の充実、振興を図っている。

また、教育相談室では、面接相談、電話相談等の教育相談とともに研究・研修を通じて、各学校の校内教育相談の援助を行っている。

教育センター事業実績

区分	管 理 部 門 (施 設 利 用)				教 育 調 査 研 究 部 門			就学相談部門
	件 数 (民間団体利用を含む)	人 数	民 間 団 体 利 用		資 料 受 け 入 件 数	閲 覧 件 数	資 料 提 供 件 数	相 談 実 施 件 数
			件 数	人 数				
23年度	394	8,860	207	3,522	1,238	783	10	53
24年度	373	7,791	175	2,335	1,024	573	40	68

教育相談内容（南北教育相談室を除く）（単位：件）

年度	内容			計
	知能・学業 進路	性格・行動	精神・身体 その他	
23年度	779	1,466	1,614	3,859
24年度	1,004	1,278	1,678	3,960

教育相談学齢別内訳（南北教育相談室を除く）（単位：件）

	未就学	小学校	中学校	高校以上	計
23年度	5	2,422	980	452	3,859
24年度	21	2,265	1,327	347	3,960

5. 学校開放

小学校で実施している遊び場開放は、平成23年度より、学校・地域連携分野に移管した。

小学校については、体育館（22校）を地域住民で組織された運営委員会による自主運営開放を実施し、校庭（25校）を区内の児童で構成されたチームを対象に、野球やサッカー等の球技開放を実施している。

中学校については、体育館（7校）、校庭（8校）、都立中野特別支援学校を個人または団体を対象に一般開放を実施している。

学校開放実施状況

区分	開放場所	23年度			24年度		
		開放校数	延べ日数 日	利用人員 人	開放校数	延べ日数 日	利用人員 人
遊び場開放	小学校	25	5,197	100,781	24	5,165	92,202
球技開放	小学校	25	1,898	(団体) 4,961	25	1,807	(団体) 4,637
校庭開放	中学校	8	412	10,373	8	424	9,787
体育館	日曜・ 休日	都立特別支援学校 3	169	6,027	3	192	7,440
	夜間	中学校 都立特別支援学校 1	1,644	24,840	7	1,919	32,777
	平日	中学校 自主運営 小学校	2 22	212 4,903	3,748 99,279	2 22	203 5,403
温水プール	第二中学校	—	289	19,674	—	328	21,552
	中野中学校	※—	309	21,366	—	351	23,523

※中野中学校は、平成23年度まで第九中学校

6. 生涯学習の振興

生涯を通じて、主体的・自主的に学習し、教育・文化・芸術・スポーツなどの分野で活動を行い、創造力と活力にあふれた豊かな人間形成に努めたいと考える人が増えている。また、今日のように社会の変化や技術開発の進展などが激しい時代にあっては、人々が意欲をもって学習を続けることが、地域社会の発展にとっても欠かせないことである。

こうした期待やニーズに応えるため、生涯を通じて学習する機会の提供と学習・スポーツのできる環境を整え、主体的な学習活動をさまざまな形で支援していく。

●社会教育委員

社会教育法第15条の規定に基づき、昭和37年に条例を制定

し、社会教育振興に努める社会教育委員を委嘱している。定数10名以内（現在6名）、任期2年。社会教育に関する課題について、教育委員会に対し意見を述べるなどの職務を担っている。

●情報提供による支援

1. 生涯学習活動・支援コーナー

なかのZERO 1階に生涯学習活動・支援コーナーを設けている。このコーナーは、区の生涯学習情報提供の拠点として、区民の生涯学習活動を支えるために必要な情報の収集・提供・発信を総合的に行い、学習に関する相談や活動を行う人々が交流する場も併せて持っている。

2. 生涯学習団体・人材支援サイト「まなVIVAネット」

生涯学習・スポーツ関係団体・サークルや指導者を紹介するとともに、各団体が独自に行っている発表会などのイベントや会員募集などタイムリーな情報の発信を行っている。

3. 生涯学習スポーツ情報紙「ないせす」

区の生涯学習・スポーツ情報・事業を広く周知する情報紙で、毎月発行している。

4. 「生涯学習・スポーツガイドブック」

区及び区内官公庁、社会教育・体育団体等が開催する各種の講座やイベントや、スポーツ・レクリエーション事業、区立施設の利用案内等の情報を掲載し、年1回発行している。

5. 施設予約システム「ないせすネット」

区立文化・スポーツ施設の利用予約サービスをインターネット等により提供している。

6. 生涯学習・スポーツ情報サイト「ないせすネット」

区立文化・スポーツ施設の利用案内やイベント等の情報を、インターネットを通して提供している。

情報提供事業一覧

事業名	実績		
	23年度	24年度	
生涯学習活動・支援コーナー	相談件数	473	434
	登録件数 (累計)	413	429
生涯学習団体・人材支援サイト「まなVIVAネット」	団体 人材	222	233
	アクセス件数	23,426	20,403
生涯学習スポーツ情報紙「ないせす」 (タブロイド判)	発行回数 (毎月最終日曜日)	12回	12回
	発行部数 (1回あたり)	111,000部	110,000部
「生涯学習・スポーツガイドブック」(A4判)	発行部数	4,500部	2,000部
施設予約システム「ないせすネット」	アクセス件数 (利用抽選申込者のみ)	198,829件	212,639件

7. 生涯学習支援

区民の間に潜在している学習意欲の掘り起こし、意欲がやりながら機会を閉ざされている人への援助、社会参加の促進と生きがい発見の場の提供など、各種の学級・講座を開催している。

生涯学習支援事業一覧

事業名	対象	内容	参加者	
			23年度	24年度
いずみ教室	区内在住・在勤の知的障害者	余暇指導、仲間づくり、社会性を育てることを目的とし、一般教養やレクリエーション等を実施。	18回 116人	17回 122人
社会教育訪問学級	身体に障害があり外出することが困難な区内在住者	積極的な社会参加につながる幅広い学習科目の中から1科目を選択。受講科目は、語学、パソコン、音楽、美術など。	7人	6人
なかの生涯学習大学	55～79歳の区内在住者	高齢者の生きがいづくりと仲間とともに学び合いながら、地域社会への主体的参加の促進をめざして開設。3年制	431人	445人

8. スポーツ

ともにスポーツに親しみ、相互の連帯意識を高め、主体的に健康づくり、体力づくりを行うことにより、生涯を通じて明るく心豊かで健康な生活を送ることができるよう、スポーツ活動の援助や機会の提供を行っている。

◎地域スポーツクラブ

区民がそれぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて

運動・スポーツに親しむ機会を提供できるよう、「区民の健康づくり・体力づくり」「学校運動部活動の支援」「スポーツの指導力・競技力の向上」という3つの視点から、地域スポーツクラブづくりをすすめている。

地域スポーツクラブ拠点施設で行う事業のあり方を検討するため、平成23年度末から（仮称）中部地域スポーツ施設において「健康づくり・スポーツ推進モデル事業」を実施している。

健康づくり・スポーツ推進モデル事業実施状況

23年度	キックオフイベント	
	実施日	平成24年3月25日（日）
	参加者数	基調講演（第1部）延131人、スポーツ事業（第2部）延196人
24年度	団体参加型モデル事業	
	登録団体数	29団体
	参加枠数	体育館94枠、屋外運動広場90枠（計184枠）
	延参加者数	体育館延1,609人、屋外運動広場延1,604人（計3,213人）
	健康・スポーツ教室型モデル事業	
	教室数	第1期3種、第2期30種（計33種）
	延参加者数	第1期延118人、第2期延940人（計1,058人）

◎スポーツ推進委員

スポーツ基本法に基づき非常勤の公務員として委嘱している。地域のスポーツ推進のため、スポーツに関する指導・助言や実技指導を行い、スポーツ・レクリエーションの普及に努めている。平成23年度中、スポーツ振興法が全部改正され、スポーツ基本法が施行されたことに伴い、名称が体育指導委

員からスポーツ推進委員に変わった。

スポーツ推進委員関係事業実施結果

事業名	対象	参加者	
		23年度	24年度
あるこう会	小学生以上	24人	68人
3on3バスケットボール大会	小学生	128人	158人
健康スポーツ教室	だれでも	50人	-
フラッグフットボール大会	中学生	41人	65人
国体関連事業	小中学生	-	72人

各種区民スポーツ大会等実施状況

事業名	参加者		事業名	参加者	
	23年度	24年度		23年度	24年度
障害者水泳教室	60人	30人	区民インディアカ大会	休止	休止
春季軟式野球大会	2,200人	1,980人	スポーツ祭典卓球	334人	813人
春季テニス大会	116人	133人	スポーツ祭典テニス	100人	64人
春季バドミントン大会	104人	122人	スポーツ祭典ソフトボール	400人	210人
春季空手道大会	146人	191人	スポーツ祭典バドミントン	260人	324人
春季剣道大会	353人	389人	スポーツ祭典水泳	97人	198人
春季ソフトテニス大会	258人	214人	なぎなた大会	79人	60人
春季卓球大会	517人	622人	スケート教室	24人	休止
春季ソフトボール大会	200人	200人	区民スキー大会	32人	50人
春季バドミントン大会	130人	154人	区民バスケットボール大会	1,380人	1,380人
春季柔道大会	131人	118人	クレー射撃大会	17人	12人
春季サッカー大会	240人	240人	スキー教室	15人	40人
春季バレーボール大会	992人	992人	中野少年野球秋季大会	875人	845人
夏季弓道大会	46人	59人	中野区民バドミントン大会	130人	92人
正しいラジオ体操講習会	1,200人	297人	太極拳表演交流大会	休止	760人
区民水泳大会	547人	543人	合気道演武大会	65人	76人
夏季軟式野球大会	2,100人	1,900人	夏季ゲートボール大会	80人	90人
秋季バレーボール大会	1,100人	785人	トリム集い	357人	357人
秋季ソフトテニス大会	198人	178人	ライフル射撃大会	20人	10人
秋季柔道大会	163人	141人	カヌー教室	160人	120人
秋季ソフトボール大会	210人	200人	躰道演武大会	40人	40人
秋季ダブルテニス大会	132人	134人	ダンススポーツ大会	414人	496人
秋季弓道大会	47人	60人	フォークダンス大会	291人	377人
秋季バドミントン大会	142人	170人	綱引大会	200人	200人
秋季空手道大会	196人	229人	ボウリング大会	14人	20人
秋季剣道大会	429人	399人	トリアスロン水泳講習会	3人	休止
秋季卓球大会	418人	425人	少林寺拳法中野区大会	50人	70人
秋季バスケットボール大会	750人	750人	スポーツ少年団体力テスト	45人	60人
区民スポーツフェスティバル	1,400人	1,243人	秋季サッカー大会	480人	240人
区民陸上競技大会	44人	39人	秋季少年サッカー大会	1,530人	1,050人

◎各種区民スポーツ大会

スポーツの普及と交流を目的として、区内の体育団体が開催している各種大会等の活動に対し、補助金の交付等の援助を行っている。

◎障害者スポーツ事業

知的障害者・児を対象とした各種スポーツ事業を行っている。このほか、平成18年度からは、区立体育館でも障害者・児を対象とした各種事業を指定管理者に委託して実施している（11. 指定管理者の項参照）。

障害者スポーツ事業実施状況

事業名	会場	23年度	24年度
わくわくスポーツクラブ	都立中野特別支援学校	6回 197人	6回 185人
障害児水泳教室	第二中学校温水プール	5回 113人	5回 91人

◎都民体育大会等代表選手派遣

競技力の向上とスポーツ愛好者の交流を図るため、毎年都民を対象に開催されている都民体育大会等に区の代表選手を多数派遣している。

都民体育大会等派遣状況

大会名（主な種目）	派遣状況	
	23年度	24年度
都民体育大会・春季 （卓球・テニス・剣道・軟式野球など）	20種目 283人	20種目 287人
都民体育大会・夏季（水泳）	7人	6人
都民体育大会・冬季 （スキー）	25人	22人
都民生涯スポーツ大会 （ソフトボールなど）	14種目 151人	8種目 127人
都民スポレクふれあい大会 （インディアカなど）	3種目 32人	3種目 22人

9. 図書館

区立図書館8館は、日々の暮らしの中で行われる区民の多彩な生涯学習を支援するため、教養の向上、調査研究、生活上の課題解決、資料・情報の収集などに対応した様々なサービスを提供している。また、中野区子ども読書活動推進計画（第2次）（平成24年7月策定）に基づき、関係機関との連携を図りながら、子どもの自主的な読書活動の推進に努めている。

資料の収集・貸出 区立図書館8館で合計約95万冊の図書資料、新聞・雑誌等の逐次刊行物、CD、カセットテープ（中央・東中野・江古田）、ビデオテープ（中央）、16ミリフィルム（中央）、録音図書（中央）等を所蔵している。これら資料の貸出（貴重書等を除く）にあたっては、図書館ホームページ上で受取館を指定した予約を受付けている。

各種図書館サービス 豊富な資料やオンラインデータベース等を利用して調べもののお手伝いをするレファレンスサービスや、個性づくり（特色ある）図書の企画展示、中野区ゆかりの著作者紹介展示などを実施している。また、身体的な理由により図書館を利用することが困難な区民の方を対象として、宅配サービス、録音図書・点字図書の貸出サービス、ファクシミリサービス（中央）、対面朗読サービス（中央・野方・江古田・上高田）を実施している。

このほか、子ども向けのサービスとして、学校・保育園等への団体貸出サービス、ボランティアの協力等によるお話し会、子ども会、図書館見学会、体験学習の受入などを行っている。

図書資料所蔵一覧

(平成25年3月31日現在)

館名	区分	0 総記	1 哲学	2 歴史	3 社会科学	4 自然科学	5 工学	6 産業	7 芸術	8 語学	9 文学	合計	絵本	紙芝居	総計	
中央	一般	一般図書	11,917	17,380	37,525	66,557	23,889	25,549	10,458	33,048	5,628	116,568	348,519	—	—	348,519
		参考資料	8,259	576	3,600	9,219	2,174	3,067	2,307	1,754	1,426	1,737	34,119	—	—	34,119
		地域資料	1,173	159	4,026	14,233	450	1,730	731	564	34	271	23,371	—	—	23,371
		洋書	829	238	934	738	317	666	260	1,112	299	4,011	9,404	—	—	9,404
		計	22,178	18,353	46,085	90,747	26,830	31,012	13,756	36,478	7,387	122,587	415,413	—	—	415,413
	児童	児童図書	684	447	3,739	3,527	7,671	1,878	1,235	3,120	707	22,899	45,907	28,297	1,373	75,577
	洋書	33	4	7	20	15	14	0	19	6	106	224	2,954	—	3,178	
	計	717	451	3,746	3,547	7,686	1,892	1,235	3,139	713	23,005	46,131	31,251	1,373	78,755	
	合計	22,895	18,804	49,831	94,294	34,516	32,904	14,991	39,617	8,100	145,592	461,544	31,251	1,373	494,168	
本町	一般	一般図書	1,439	1,816	3,722	5,461	2,754	3,585	1,206	3,818	788	15,914	40,503	—	—	40,503
		地域資料	68	9	309	616	28	96	20	30	3	14	1,193	—	—	1,193
	児童	児童図書	163	137	595	778	1,420	411	367	668	208	4,170	8,917	4,791	788	14,496
		洋書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	—	2
	合計	1,670	1,962	4,626	6,855	4,202	4,092	1,593	4,516	999	20,098	50,613	4,793	788	56,194	
野方	一般	一般図書	2,047	2,398	5,288	6,506	3,181	3,911	1,572	4,423	918	19,309	49,553	—	—	49,553
		地域資料	73	3	176	698	28	104	18	23	0	5	1,128	—	—	1,128
	児童	児童図書	203	82	548	784	1,284	401	370	536	184	4,288	8,680	4,116	484	13,280
		洋書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	—	2
	合計	2,323	2,483	6,012	7,988	4,493	4,416	1,960	4,982	1,102	23,602	59,361	4,118	484	63,963	
南台	一般	一般図書	1,538	2,205	4,422	5,661	2,807	3,524	1,388	4,713	938	18,887	46,083	—	—	46,083
		地域資料	71	16	345	639	25	85	23	21	8	7	1,240	—	—	1,240
	児童	児童図書	218	115	878	996	2,141	605	460	916	219	4,895	11,443	5,204	871	17,518
		洋書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	93	—	93
	合計	1,827	2,336	5,645	7,296	4,973	4,214	1,871	5,650	1,165	23,789	58,766	5,297	871	64,934	
鷺宮	一般	一般図書	1,736	2,182	4,900	6,401	3,405	4,487	1,619	4,736	1,011	17,354	47,831	—	—	47,831
		地域資料	66	5	213	619	23	76	19	16	0	6	1,043	—	—	1,043
	児童	児童図書	215	56	730	938	1,742	518	426	703	164	5,620	11,112	5,204	599	16,915
		洋書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	123	—	123
	合計	2,017	2,243	5,843	7,958	5,170	5,081	2,064	5,455	1,175	22,980	59,986	5,327	599	65,912	
東中野	一般	一般図書	1,880	2,399	5,733	7,241	3,528	4,345	1,536	5,321	1,096	26,491	59,570	—	—	59,570
		地域資料	81	9	279	686	27	111	22	26	4	8	1,253	—	—	1,253
	児童	児童図書	182	108	1,037	898	2,032	541	473	969	188	5,648	12,076	5,418	570	18,064
		洋書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	—	22
	合計	2,143	2,516	7,049	8,825	5,587	4,997	2,031	6,316	1,288	32,147	72,899	5,440	570	78,909	
江古田	一般	一般図書	1,306	1,813	3,838	6,401	3,179	3,609	1,452	4,578	1,040	17,272	44,488	—	—	44,488
		地域資料	82	5	160	612	29	86	16	27	1	8	1,026	—	—	1,026
	児童	児童図書	171	70	574	791	1,558	475	396	662	184	4,562	9,443	4,718	774	14,935
		洋書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	114	—	114
	合計	1,559	1,888	4,572	7,804	4,766	4,170	1,864	5,267	1,225	21,842	54,957	4,832	774	60,563	
上高田	一般	一般図書	1,868	2,142	4,930	7,404	4,006	4,524	1,676	5,995	934	16,564	50,043	—	—	50,043
		地域資料	67	4	137	512	16	78	18	13	0	4	849	—	—	849
	児童	児童図書	213	87	596	898	1,507	463	477	828	185	5,662	10,916	6,422	685	18,023
		洋書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	93	—	93
	合計	2,148	2,233	5,663	8,814	5,529	5,065	2,171	6,836	1,119	22,230	61,808	6,515	685	69,008	
合計	一般	一般図書	23,731	32,335	70,358	111,632	46,749	53,534	20,907	66,632	12,353	248,359	686,590	—	—	686,590
		参考資料	8,259	576	3,600	9,219	2,174	3,067	2,307	1,754	1,426	1,737	34,119	—	—	34,119
		地域資料	1,681	210	5,645	18,615	626	2,366	867	720	50	323	31,103	—	—	31,103
		洋書	829	238	934	738	317	666	260	1,112	299	4,011	9,404	—	—	9,404
		合計	34,500	33,359	80,537	140,204	49,866	59,633	24,341	70,218	14,128	254,430	761,216	—	—	761,216
	児童	児童図書	2,049	1,102	8,697	9,610	19,355	5,292	4,204	8,402	2,039	57,744	118,494	64,170	6,144	188,808
		洋書	33	4	7	20	15	14	0	19	6	106	224	3,403	—	3,627
		合計	2,082	1,106	8,704	9,630	19,370	5,306	4,204	8,421	2,045	57,850	118,718	67,573	6,144	192,435
	区立図書館合計	36,582	34,465	89,241	149,834	69,236	64,939	28,545	78,639	16,173	312,280	879,934	67,573	6,144	953,651	

貸出人数と貸出冊数

		中 央	本 町	野 方	南 台	鷺 宮	東中野	江古田	上高田	計	
23 年 度	貸出人数	一 般	193,565	51,846	53,891	49,579	67,684	51,030	56,437	33,593	557,625
		児 童	19,047	6,700	8,087	5,911	8,017	4,426	8,051	5,461	65,700
		計	212,612	58,546	61,978	55,490	75,701	55,456	64,488	39,054	623,325
	貸出冊数	一 般	587,246	152,686	167,634	149,713	200,088	148,222	179,081	106,618	1,691,288
		児 童	96,398	32,637	40,039	29,189	39,917	21,305	38,233	27,299	325,017
		計	683,644	185,323	207,673	178,902	240,005	169,527	217,314	133,917	2,016,305
24 年 度	貸出人数	一 般	188,078	49,713	52,468	46,996	66,409	50,384	55,328	33,300	542,676
		児 童	18,420	6,935	7,756	5,142	8,168	4,528	7,198	5,032	63,179
		計	206,498	56,648	60,224	52,138	74,577	54,912	62,526	38,332	605,855
	貸出冊数	一 般	573,838	143,657	162,166	138,706	198,719	143,725	171,587	103,092	1,635,490
		児 童	94,793	35,881	38,797	25,314	41,029	21,650	34,423	25,211	317,098
		計	668,631	179,538	200,963	164,020	239,748	165,375	206,010	128,303	1,952,588

10. 歴史民俗資料館

山崎記念中野区立歴史民俗資料館は、郷土の文化遺産を保有し、展示活用していくことを目的に、名誉都民であった故山崎喜作氏から寄贈された土地に建設し、平成元年10月に開館した。建物は和風建築をイメージしたもので、1階が研修室・特別展示室・調査研究室、2階が常設展示室・企画展示室になっている。

常設展示室は、「武蔵野における中野の風土と人々の暮らし」をテーマに原始・古代から現代までの中野の姿を示す資料を展示し、郷土史について時代を追って学ぶことができる。特別展示室には、江戸時代から山崎家に伝わる美術・工芸品などを展示している。また、企画展示室では、テーマを変えた展示を順次行っている。このほか、歴史ビデオや井上円了コーナーが設けられている。

歴史民俗資料館主要事業一覧

	事 業 名	開催日数等	参加人数
23 年 度	企画展「れきみん優品展」	43日	4,899人
	企画展「哲学堂と配水塔」	38日	5,502人
	企画展「調理と食器の5000年」	29日	2,725人
	企画展「おひなさま展」	36日	4,523人
	特別展「五月人形と昭和のおもちゃ」	32日	3,541人
	特別展「おべんきよしましよ」	37日	5,966人
	特別展「中野を語る建物たち」	20日	2,835人
	特別展「小さきものを愛でる」	26日	4,076人
	特別公開展示「江古田獅子舞巡行絵巻」	9日	1,395人
	夏休み事業「れきみんサマーフェスタ」	24回	321人
	古文書講座	6日	211人
	山崎家茶室書院公開	56日	8,062人
	キネマれきみん	8回	327人
小学校社会科見学	29校	1,779人	
24 年 度	企画展「中野の原点・発掘展」	36日	3,144人
	企画展「中島菊夫と中野の子どもたち」	38日	5,505人
	企画展「中野区80年暮らしの記憶展」	54日	8,368人
	企画展「おひなさま展」	30日	5,899人
	特別展「端午の節句」	20日	1,936人
	特別展「裁縫道具とひな形」	26日	2,594人
	特別展「井上円了と哲学堂」	33日	3,587人
	特別展「江戸明治絵画の粋」	19日	2,733人
	夏休み事業「れきみんサマーフェスタ」	14回	232人
	古文書講座	6日	208人
	山崎家茶室書院公開	61日	8,872人
キネマれきみん	17回	954人	
小学校社会科見学	25校	1,538人	

11. 指定管理者（文化・スポーツ施設）

① 指定管理者制度の導入と目的

平成15年9月に地方自治法が改正され、地方公共団体が指定する法人その他の団体（以下、「指定管理者」という）に公の施設の管理運営を行わせることができるようになった。

民間の活力を生かすことで、①多様化する区民ニーズに柔軟に対応し区民サービスの向上を実現すること、②経費の削減を図ること、③より効率的な施設管理を行うことを目的とし、文化施設・スポーツ施設について、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、平成23年度から2期目（平成23年4月1日～平成28年3月31日）の指定期間となっている。

② 対象施設と指定管理者

区の文化・スポーツ施設を3グループに分け、それぞれ別の指定管理者に管理を委託している。

	施 設	指 定 管 理 者
文 化 施 設	なかのZERO（もみじ山文化センター）、野方区民ホール、なかの芸能小劇場	JTBコミュニケーションズ・野村ビルマネジメント指定管理者共同事業体
体 育 館	中野体育館、鷺宮体育館、鷺宮運動広場	三菱電機ビルテクノサービス・東京アスレティッククラブ・エクレ指定管理者共同事業体
運 動 施 設 等	上高田運動施設、哲学堂運動施設、妙正寺川公園運動広場、哲学堂公園	日本体育施設グループ（日本体育施設・飛鳥・シティビルメン・やまて）

③ 各施設の状況

〔なかのZERO（もみじ山文化センター）〕

平成5年7月に開館した「もみじ山文化の森施設」の中核となる施設。本館と西館（旧中野文化センター）で構成され、

本館地下には中央図書館を併設している。公募により決定した「なかのZERO」の愛称がある。

なかのZERO（もみじ山文化センター）

施 設 名	23 年 度					24 年 度				
	利用人数(人)	利用件数(件)				利用人数(人)	利用件数(件)			
		午 前	午 後	夜 間	計		午 前	午 後	夜 間	計
大 ホ ー ル	634,708	269	301	261	831	589,672	249	284	249	782
小 ホ ー ル	228,521	254	286	200	740	213,251	266	280	172	718
リハーサル室	47,130	346	330	314	990	33,092	341	331	326	998
多目的練習室	17,325	346	325	296	967	19,029	344	316	312	972
展示ギャラリー	6,451				204	5,435				181
音楽練習室	11,990	517	1,236	1,806	3,559	11,364	484	1,199	1,794	3,477
視聴覚ホール	31,874	202	243	305	750	29,595	194	232	324	750
西館学習室	146,225				7,360	142,108				6,575
美術ギャラリー	27,581				443	26,598				377
プラネタリウム	22,625				397	21,363				340
合 計	1,174,430				16,241	1,091,507				15,170

〔野方区民ホール〕

旧北部公会堂の跡地に建てられた大規模複合施設「野方WIZ」内にある小規模ホール（客席248席）。平成5年10月にオープンして以来、劇場・コンサートなどの文化活動の場として利用されている。

野方区民ホール

	利用人数(人)	利用件数(件)			
		午 前	午 後	夜 間	計
23年度	70,182	223	269	228	720
24年度	69,217	242	272	230	744

〔なかの芸能小劇場〕

平成7年2月に開館したスマイルなかの（社会福祉会館）2階に併設された小規模劇場（客席数110席）。落語・邦楽・日本舞踊等の伝統芸能のほか、発表会・演劇・映画会等に適している。近年は、お笑いのメッカとなっている。

なかの芸能小劇場

	利用人数(人)	利用件数(件)			
		午 前	午 後	夜 間	計
23年度	30,804	245	305	345	895
24年度	55,842	231	291	346	868

〔中野体育館〕

昭和45年に開館。観客席784席を持つ主競技場（1,400㎡）

ほか、トレーニング場や柔道場などがある。

中 野 体 育 館

施設名	利用人数 (人)	23 年 度							24 年 度								
		利用件数 (件)							利用件数 (件)								
		早朝	午前	午後	夕方	夜間	深夜	計	早朝	午前	午後	夕方	夜間	深夜	計		
主競技場	個人	23,236	-	122	164	159	179	219	843	25,189	-	165	194	194	193	238	984
	団体※	111,941	12	433	461	-	448	303	1,657	119,751	12	515	485	-	484	316	1,812
卓球場	個人	10,042	46	247	150	104	131	260	938	10,040	46	251	163	109	134	278	981
	団体※	15,824	-	85	182	-	194	8	469	16,241	2	93	181	-	211	2	489
柔道場		34,162	1	293	309	-	317	255	1,175	35,509	1	307	317	-	332	233	1,190
剣道場		33,714	-	295	320	-	311	170	1,096	35,869	0	308	326	-	337	220	1,191
トレーニング場		43,423							335	52,356							345
第1会議室		15,818							689	15,371							704
第2会議室		4,712							387	5,352							430
合計		292,872	59	1,475	1,586	263	1,580	1,215	7,589	315,678	61	1,639	1,666	303	1,691	1,287	8,126

※は、教室を含む

〔鷺宮体育館〕

昭和63年7月に開館。アリーナほか、地階にはミーティング

ルームやプール（25m×7コースと子ども用）などがある。

鷺 宮 体 育 館

施設名	利用人数 (人)	23 年 度							24 年 度								
		利用件数 (件)							利用件数 (件)								
		早朝	午前	午後	夕方	夜間	深夜	計	早朝	午前	午後	夕方	夜間	深夜	計		
競技場	個人	18,930	-	43	224	138	190	143	738	18,858	-	47	231	148	197	148	771
	団体※	17,749	-	574	183	-	223	165	1,145	18,216	-	584	181	-	238	235	1,238
プール	個人	65,007	39	246	318	-	316	260	1,179	69,738	46	264	303	-	343	277	1,233
	団体※	38,733	50	2,952	2,375	-	1,503	24	6,904	38,100	38	3,124	2,882	-	1,591	64	7,699
軽体操室※		15,042	-	325	610	-	283	166	1,384	16,575	-	320	569	-	293	209	1,391
第1会議室※		10,969	-	306	285	-	287	203	1,081	11,705	-	282	289	-	299	233	1,103
ミーティングルーム※		7,588	-	238	489	-	205	-	932	8,051	-	233	474	-	194	-	901
合計		174,018	89	4,684	4,484	138	3,007	961	13,363	181,243	84	4,854	4,929	148	3,155	1,166	14,336

※は、教室を含む

〔上高田運動施設〕

上 高 田 運 動 施 設

昭和37年7月開設と同時に都より移管され、雨水調整池建設工事を経て、平成11年6月に開設した。ナイター設備の整った野球場（2面）と庭球場（4面）を有する。

施設名	利用人数 (人)	23 年 度				24 年 度					
		利用件数 (件)				利用件数 (件)					
		早朝	昼間	夜間	計	早朝	昼間	夜間	計		
野球場	一般	33,770	296	2,091	1,177	3,564	36,123	264	2,132	1,315	3,711
	団体	22,994	4	1,194	140	1,338	21,161	4	1,192	94	1,290
庭球場	一般	28,509	1,788	6,501	3,467	11,756	29,948	1,834	6,493	3,811	12,138
	団体	19,223	20	3,090	820	3,930	19,987	12	3,161	917	4,090
会議室	一般	660	-	34	33	67	565	-	32	30	62
	団体	1,907	-	142	9	151	2,076	-	136	6	142
合計		107,063	2,108	13,052	5,646	20,806	109,860	2,114	13,146	6,173	21,433

〔哲学堂運動施設〕

昭和50年4月に、都より移管された。ナイター設備の整った野球場（2面）と庭球場（6面）を有する。平成7年には、公式戦も行える本格的な設備を持つ弓道場がオープンし、弓道以外にも軽体操などに利用できる。

哲学堂運動施設

施設名		23年度					24年度				
		利用人数(人)	利用件数(件)				利用人数(人)	利用件数(件)			
			早朝	昼間	夜間	計		早朝	昼間	夜間	計
野球場	一般	39,706	244	2,546	1,149	3,939	42,288	242	2,510	1,218	3,970
	団体	6,177	0	292	67	359	5,200	0	262	82	344
庭球場	一般	59,805	2,876	14,275	6,565	23,716	56,728	3,016	13,201	6,531	22,748
	団体	5,074	162	798	124	1,084	3,414	174	720	126	1,020
弓道場	一般	4,905	—	335	181	516	5,618	—	342	191	533
	団体	8,955	—	350	149	499	11,132	—	359	159	518
会議室	一般	430	—	17	4	21	227	—	30	1	31
	団体	1,555	—	36	18	54	2,014	—	44	16	60
合計		126,607	3,282	18,649	8,257	30,188	126,621	3,432	17,468	8,324	29,224

〔妙正寺川公園運動広場〕

平成10年2月に開設。新宿区との共同利用で、中野区の利用は月の前半となっている。競技場6,000㎡を含む9,600㎡の広場は、野球（小学生以下）・ソフトボールやサッカーに利用できる。

妙正寺川公園運動広場

使用区分	利用人数(人)	23年度				24年度				
		利用件数(件)				利用人数(人)	利用件数(件)			
		昼間	夜間	自由開放	計		昼間	夜間	自由開放	計
中野区	19,111	422	15	12	449	17,660	429	22	12	463
新宿区	15,692	267	15	12	294	15,090	290	14	12	316

●事業実施状況

平成18年4月に文化施設・体育館・運動施設は指定管理者に移行した。指定管理者は①区民の文化振興に関する事業②区民のスポーツ振興に関する事業③文化・スポーツに関する情報の収集・提供④文化・スポーツ施設の管理・運営に関することを担い、区からの委託事業に加え多様な自主事業を展開し、区民サービスの向上を図りながら運営を行っている。

2. スポーツ委託事業

事業名	参加者数等		
	23年度		24年度
警管体育館	親子のたのしい水泳教室(2コース)	各10回 181人	各9回 152人
	障害者水泳教室	18回 61人	18回 63人
	障害者初心者水泳教室	14回 140人	14回 112人
	たのしいスポーツ教室	10回 40人	9回 41人
中野体育館	たのしいスポーツ教室	9回 108人	9回 95人
	親子のたのしいスポーツ教室	9回 125人	9回 105人

1. 文化芸術委託事業

場所	事業名	参加者数等		
		23年度	24年度	
なかのZERO	こども科学教室	14コース 1,237人	14コース 1,228人	
	文化展	2,326人	3,679人	
	こども劇場公演	1公演2回 770人	1公演2回 529人	
	乳幼児のためのクラシックコンサート	2公演3回 2,297人	2公演3回 2,093人	
	創作活動発表会	民謡民舞大会	660人	850人
		吟剣詩舞道大会	308人	320人
		邦楽演奏会	286人	330人
		日本舞踊大会	950人	1,300人
		珠算競技大会	300人	330人
	クラシックコンサート	1公演 1,140人	1公演 941人	
早稲田大学との文化交流事業	976人	847人		
野方区民	野方小さな音楽会	14公演 2,520人	12公演 2,221人	



なかのZERO大ホール

III

支えあい安心して暮らせるまち

III-1 人々が自分の健康や暮らしを守るために努力しているまち

1. 健康のまちづくり

区民一人ひとりが、いきいきと豊かで充実した人生を送るためには、生涯を通じて健康であることが何よりも重要である。

このため中野区では、妊産婦・乳幼児から高齢者まで全ての区民の健康づくりを推進するため、それぞれのライフステージに応じた健康診査や健康相談、健康学習を実施するなど予防体制の充実に努めている。

また、日本の平均寿命は世界一の水準となったが、身体機能が低下し、支援や介護を必要とする高齢者の数は年々増加

している。長い高齢期の生活を充実したものとするためには、生活習慣病の予防など、高齢期に入る前からの積極的な健康づくりと介護予防のための取り組みが不可欠となっている。

このため、区は「中野区民の健康づくりを推進する会」を設置し、健康づくり区民運動の定着を目指すとともに、区民自らの健康意識を高め、健康の自己管理習慣を定着させるよう普及啓発を図っている。また、区民が身近な地域で運動やスポーツなど健康づくりに気軽に取り組めるような環境整備に努めている。

人口動態統計（各年1月～12月）

1. 年次推移（数）

年次	出生	再掲 低出生 体重児	死 亡	再 掲		周 産 期 死 亡			死 産			婚 姻	離 婚	自 然 増 加
				乳 児 死 亡	新 死 生 児 亡	総 数	妊 以 後 の 死 産 週	早 産 死 亡	総 数	自 然 死 産	人 工 死 産			
20	2,208	232	2,403	2	2	8	7	1	69	28	41	2,686	625	△195
21	2,290	217	2,277	3	2	6	4	2	53	23	30	2,746	618	13
22	2,293	226	2,616	5	2	10	8	2	53	24	29	2,792	620	△323
23	2,203	227	2,610	7	3	8	5	3	45	18	27	2,669	593	△407
24	2,288	237	2,631	7	5	10	7	3	64	28	36	2,967	558	△343

2. 年次推移（率）

年次	出 （人 口 1,000 対 生）	低 （出 生 1,000 対 重 児）	死 （人 口 1,000 対 亡）	乳 （出 生 1,000 対 児 死 亡）	新 （出 生 1,000 対 生 児 死 亡）	周 （出 生 1,000 対 産 期 死 亡）	死 （出 生 1,000 対 産）	婚 （人 口 1,000 対 姻）	離 （人 口 1,000 対 婚）	自 （人 口 1,000 対 増 加）	合 出 計 生 特 殊 率
20	7.0	105.1	7.6	0.9	0.9	3.6	30.3	8.5	1.99	△0.6	0.83
21	7.3	94.8	7.2	1.3	0.9	2.6	22.6	8.7	1.96	0.1	0.88
22	7.5	98.6	8.6	2.2	0.9	4.3	22.6	9.1	2.03	△1.0	0.89
23	7.0	103.0	8.3	3.2	1.4	3.6	20.0	8.5	1.89	△1.3	0.86
24	7.3	103.5	8.4	3.1	2.2	4.4	27.2	9.5	1.78	△1.1	0.90

3. 主要死因別死亡数

年次	総 数			結 核	悪 性 新 生 物	糖 尿 病	高 血 圧 患	心 疾 患 （高 血 圧 性 を 除 く）	脳 血 管 疾 患	大 動 脈 解 離	お よ び 解 離	肺 炎	慢 性 性 肺 閉 塞 患	喘 息	肝 疾 患	腎 不 全	老 衰	不 慮 の 事 故	自 殺	全 死 他 の 因
	総 数	男	女																	
20	2,403	1,259	1,144	8	726	32	15	410	251	30	217	36	3	42	41	71	63	77	381	
21	2,277	1,209	1,068	7	679	36	14	335	219	43	203	41	8	34	47	94	59	78	380	
22	2,616	1,382	1,234	7	786	33	17	366	251	54	227	46	1	42	46	113	73	67	487	
23	2,610	1,346	1,264	6	775	30	20	396	233	35	199	47	6	42	53	126	72	81	489	
24	2,631	1,378	1,253	6	766	39	14	451	226	50	208	33	4	48	40	134	80	56	476	

2. 成人保健

健康増進法に基づいて、40歳以上65歳未満の区民を対象に健康増進事業を実施している。

●健康教育

1. 地域健康学習支援

保健師・管理栄養士・歯科衛生士等が生活習慣病や健康づくりに資するための助言や指導を行っている。

講習会・健康講座実施状況

	実施回数	参加人数
23年度	95回	4,641人
24年度	94回	3,673人

●健康相談

すこやか福祉センターでは健康相談に応じている。

●区民健診

○各健診の対象年齢・条件

健康づくり健診	35歳～39歳 40歳以上の生活保護受給者等
国保特定健診	40歳～74歳の中野区国民健康保険加入者
長寿（後期高齢者）健診	後期高齢者医療保険加入者
胃がん検診（X線検査）	35歳以上（平成25年度より40歳以上）
胃がん検診（ペプシノゲン検査）	35歳～75歳（平成25年度より廃止）
子宮がん検診	20歳以上の女性
乳がん検診	40歳以上の女性
肺がん検診	40歳以上（平成25年度より廃止）
大腸がん検診	35歳以上（平成25年度より40歳以上）
眼科検診	45歳・55歳（平成24年度より）
成人歯科健診	35歳～70歳

1. 健康づくり健診

	受診者数
23年度	1,488
24年度	1,511

2. 国保特定健診・特定保健指導

(1) 国保特定健診

	受診者数	メタボリックシンドローム判定		
		該当者	予備群	非該当
23年度	23,633	2,589	2,957	18,087
24年度	23,737	3,605	2,481	17,651

(2) 特定保健指導

	階層化結果判定	利用券送付者	初回面接のみ	支援終了者	実績評価のみ
23年度	動機付け支援	1,919	89	90	98
	積極的支援	961	30	43	21
24年度	動機付け支援	1,883	78	128	57
	積極的支援	921	37	37	17

3. 長寿（後期高齢者）健診

	受診者数
23年度	14,706
24年度	15,146

●健康手帳の交付（健康推進）

区民の自主的な健康管理の推進を目的として、健康診査結果の記録やその他の必要事項を記載できる健康手帳を作成している。

健康増進法に基づき、原則として健康教育・健康相談等を受けた方や特定保健指導を受けた40歳以上の方を対象として交付した。

4. 胃がん検診

	区 分	受診者数	受診結果		精密検査 受診者数	精密検査受診結果				
			異常なし	要精密		異常なし	有所見	有所見の内訳		
								胃がん	胃がんの疑い	その他の疾患
23年度	X線検査等	4,241	3,918	323	230	20	210	4	0	206
	血清ペプシノゲン検査	4,682	4,429	253	109	13	96	1	0	95
24年度	X線検査等	4,149	3,805	344	207	7	200	7	2	191
	血清ペプシノゲン検査	5,066	4,836	230	123	8	115	2	0	113

5. 子宮頸がん検診

	受診者数	受診結果		精密検査 受診者数	精密検査受診結果				
		異常なし	要精密		異常なし	有所見	有所見の内訳		
							子宮がん	子宮がんの疑い	その他の疾患
23年度	9,109	8,889	220	81	14	67	3	36	28
24年度	9,531	9,297	234	115	36	79	4	45	30

6. 子宮体がん検診

	受診者数	受診結果		精密検査 受診者数	精密検査受診結果				
		異常なし	要精密		異常なし	有所見	有所見の内訳		
							子宮がん	子宮がんの疑い	その他の疾患
23年度	1,325	1,310	15	9	5	4	1	0	3
24年度	1,335	1,322	13	6	3	3	1	0	2

7. 乳がん検診

	区 分	受診者数	受診結果		精密検査 受診者数	精密検査受診結果				
			異常なし	要精密		異常なし	有所見	有所見の内訳		
								乳がん	乳がんの疑い	その他の疾患
23年度	視触診検査	7,632	6,234	560	481	238	243	16	5	222
	乳房X線検査	6,794								
24年度	視触診検査	8,220	6,670	521	460	256	204	15	2	187
	乳房X線検査	7,191								

8. 肺がん検診

	受診者数	受診結果			精密検査 受診者数	精密検査受診結果				
		異常なし	要精密	要指導		異常なし	有所見	有所見の内訳		
								肺がん	肺がんの疑い	その他の疾患
23年度	7,184	6,733	135	316	52	29	23	0	4	19
24年度	7,354	6,991	116	247	89	21	68	4	1	63

9. 大腸がん検診

	受診者数	受診結果		精密検査 受診者数	精密検査受診結果				
		異常なし	要精密		異常なし	有所見	有所見の内訳		
							大腸がん	大腸がんの疑い	その他の疾患
23年度	28,006	26,067	1,939	652	155	497	30	0	467
24年度	27,421	25,431	1,990	827	193	634	39	0	595

10. 眼科検診

	受診者数	異常なし	有所見者	有所見内訳(延件数)						
				網膜血管硬化症	糖尿病網膜症	白内障	緑内障	緑の内障の疑い	網膜に常異	その他
23年度	3,378	1,618	1,760	421	31	1,018	40	377	269	306
24年度	1,822	1,299	523	8	8	14	14	233	288	

※1 有所見項目は重複所見あり ※2 平成24年度より、対象年齢及び検診内容を変更

11. 成人歯科健診

	受診者数
23年度	2,671
24年度	2,712

①訪問指導

在宅療養者のいる家庭を保健師、作業療法士などが訪問し、家庭における保健・看護・機能訓練等について指導を行っている。

3. 栄 養

区民の各ライフステージに合った相談や、地域の課題に即した栄養活動の支援を行いながら、食文化伝承等を視野に入れた食育講習会を実施している。また地域のイベント等を通じて健康に関わる情報を提供したり、給食施設には、適切な

栄養管理方法を指導し利用者の健康増進を図っている。更に、食品販売業者を対象に栄養表示基準等に関する相談及び指導・助言を行っている。

栄養事業実施状況

	個別相談	集 団 栄 養 教 育		特定給食施設指導		栄養表示
	相 談 数	回 数	人 数	施設数 (延)	指導数 (延)	栄養指導数
23年度	3,133	492	14,195	158	76	17
24年度	2,452	437	11,316	165	35	13

4. 歯科 口腔保健

歯や口腔の健康を保ち口腔機能を保持するために、各ライフステージの特性をとらえた、健診・相談、健康教育等を実施し、口腔衛生の普及向上を図っている。また、一般の歯科医院で診療を受けにくい障がい児（者）のために、平成7年4月から障がい児（者）歯科医療事業を実施し、同年10月から摂食指導も実施している。平成19年4月からは、年齢制限をなくして要介護高齢者も対象に含めて実施している。また障がい者、在宅要介護者等が身近な地域で必要な歯科医療を

受けられ専門歯科医療機関がその機能を発揮できる体制づくりのため、平成14年4月1日からかかりつけ歯科医療連携システムを推進している。

平成23年8月から歯科口腔保健の推進に関する法律が施行された。国、自治体は連携をはかりつつ、地域の状況に応じた施策を策定、実施することが定められた。

平成25年7月から5歳児歯科検診が始まった。

1歳6か月児歯科健診

	対象人員	受診人員	受診率 (%)	むし歯の ある者	むし歯罹患率 (%)
23年度	2,066	1,743	84.4	42	2.4
24年度	2,070	1,752	84.6	48	2.7

3歳児歯科健診

	対象人員	受診人員	受診率 (%)	むし歯の ある者	むし歯罹患率 (%)
23年度	1,851	1,674	90.4	269	16.1
24年度	1,920	1,754	91.4	257	14.7

歯科健診経過観察および予防処置

	経 過 観 察		
	総 数	2 歳 児	そ の 他
23年度	1,128	1,000	128
24年度	1,118	1,007	111

区民歯科相談

	実施回数	実施人員
23年度	32	172
22年度	32	190

※21年度より成人歯科から「区民歯科相談」と名称を変更し、歯科医師の検診、相談と口腔ケア指導を重点に実施。

歯科相談

	実施回数	実施人員
24年度	9	56

※24年度から歯科衛生士による成人を対象とした、個別口腔衛生指導を重点とした相談を実施。

障害児(者) 歯科医療事業

	登録者数	延受診者数	延指導・相談者数
23年度	592	1,356	1,452
24年度	611	1,345	1,483

5. 休日・救急医療対策

初期救急医療体制を整備するため、日曜、祝日、年末年始の休診日に、当番制の休日診療、休日歯科診療（日曜は除く）、休日調剤を行っている。休日診療は1休日6か所、休日歯科診療は1休日2か所（12月30日・31日、1月2日は3か所）、休日調剤薬局は1休日2か所配置している。

休日歯科診療（診療9～17時）

年度	実施日数	実施機関数	利用状況		
			総数	当日診療を必要とする者	平日でも診療可能な者
23年度 (1日1か所平均)	21	45	334 (7.4)	334 (7.4)	— (—)
24年度 (1日1か所平均)	22	47	338 (7.2)	338 (7.2)	— (—)

休日診療

（診療9～17時）

年度	実施日数	実施医療機関数	利用状況			
			総数	A	B	C
23年度 (1日1か所平均)	71	426	11,314 (26.6)	350 (0.8)	10,012 (23.5)	952 (2.2)
24年度 (1日1か所平均)	72	432	11,913 (27.6)	324 (0.8)	10,593 (24.5)	996 (2.3)

（注）A すぐ手術または病院に移送を要する者 B 当日診療を必要とする者 C 平日でも診療可の者

休日調剤薬局

（調剤9～17時30分）

年度	開設日数	薬局数	利用件数					
			総数	内科	小児科	外科	歯科	その他
23年度 (1日1か所平均)	71	142	6,630 (46.7)	5,770 (40.6)	483 (3.4)	0 (0.0)	48 (0.3)	329 (2.3)
24年度 (1日1か所平均)	72	144	6,904 (47.9)	6,002 (41.7)	477 (3.3)	0 (0.0)	43 (0.3)	382 (2.7)

6. 介護予防

●介護予防で自立を保持する高齢者

1. 介護予防（二次予防）事業

介護予防上の支援が必要な65歳以上の虚弱な高齢者に対し、生活機能の維持・向上を図る事業を実施している。

(1) 二次予防事業対象者把握事業

介護予防基本チェックリストの実施により、対象者を把握する。対象者は、地域包括支援センターで相談のうえ、次の通所型及び訪問型介護予防事業に参加する。

(2) 通所型介護予防事業

※回数は、1か所1コースあたりの実施回数。

① 運動器の機能向上事業

日常生活動作の低下防止を目的として、転倒予防教室を実施した。利用料1,600円。

	会場・コース	回数・期間	参加者数
23年度	7か所・11コース	12回・約3ヶ月	116人

② 栄養改善事業

個々の食生活の改善と確立を目的として、栄養改善教室を実施した。利用料2,000円。

	会場・コース	回数・期間	参加者数
23年度	2か所・2コース	8回・3～4ヶ月	6人

③ 口腔機能向上事業

摂食・嚥下機能悪化の予防と口腔機能の向上を目的として、口腔機能向上教室を実施した。利用料1,300円。

	会場・コース	回数・期間	参加者数
23年度	1か所・2コース	6回・約2ヶ月	6人

④ 複合型介護予防事業

24年度から運動・栄養・口腔に特化した事業を複合型に再編し、日常生活動作の低下防止・孤立防止を目的として実施した。

- ・腰痛・膝痛予防体操コース

	会場・コース	回数・期間	参加者数
24年度	4か所・4コース	6回・1ヶ月半	32人

- ・からだとお口のいきいき向上コース

	会場・コース	回数・期間	参加者数
24年度	1か所・2コース	6回・1ヶ月半	14人

- ・全身まるごとケアコース

	会場・コース	回数・期間	参加者数
24年度	8か所・12コース	6回・1ヶ月半	65人

(3) 訪問型介護予防事業

閉じこもり予防等訪問事業

うつ、閉じこもり状態や生活全般の改善と活性化を目的とした相談・訪問事業を実施した。無料。

	訪問回数(延べ)	訪問者数
23年度	35回	7人
24年度	0回	0人

2. 介護予防一次予防事業

(1) 介護予防普及啓発事業

65歳以上の高齢者を対象に、介護予防の必要性や重要性を周知し、自主的な介護予防への取り組み、及び介護予防に対する認識の向上を目的とした介護予防事業や講演会等を実施している。

① 運動器の機能向上事業

運動器の機能向上を目的とした体力づくり教室(利用料23年度1,600円、24年度800円)を実施した。

- ・体力づくり教室(転倒予防コース)

	会場・コース	回数	参加者数
23年度	4か所・5コース	12回	68人
24年度	5か所・7コース	6回	89人

- ・体力づくり教室(骨盤底筋向上コース)

	会場・コース	回数	参加者数
23年度	4か所・4コース	12回	72人
24年度	6か所・6コース	6回	106人

- ・体力づくり教室(腰痛膝痛予防コース)

	会場・コース	回数	参加者数
24年度	3か所・3コース	6回	39人

② 食生活改善事業

栄養状態の改善や、個々の食生活の確立を目的とした食生活改善教室を実施した。利用料2,000円。

	会場・コース	回数	参加者数
23年度	2か所・2コース	10回	20人

③ 介護予防普及啓発講演会

介護予防の知識の普及や、認識の向上を目的とした区内全域対象の講演会を実施した。

	会場	回数	参加者数
23年度	1か所	1回	428人
24年度	1か所	1回	177人

④ 介護予防総合講座

介護予防に資するテーマを取り上げたプログラムにより、健康づくり、介護予防、社会参加を促す講座を実施した。

	会場・コース	回数	参加者数(延べ)
23年度	5か所・6コース	5回～10回	1,112人
24年度	12か所・18コース	5回～10回	2,884人

(2) 健康・生きがいづくり事業

高齢者が身近な区施設を利用して、介護予防につながる運動や講座を受ける機会を設けるとともに、意欲のある区民を介護予防の担い手として育成することを目的とした事業を実施している。

	会場	回数	参加者数(延べ)
23年度	21か所	1,840回	32,806人
24年度	22か所	1,843回	33,920人

3. 任意事業

(1) 家族介護教室

認知症の高齢者や介護の必要な対象者を抱える家族を対象に、介護方法の学習や家族間の交流を図ることを目的に実施した。

	会場・コース	回数	参加者数(延べ)
23年度	4か所	各6回	248人
24年度	4か所	各4回	206人

7. 高齢者施策

●敬老事業

敬老祝品（昭和40年4月開始）

平成13年度から、対象者を100歳以上として、「敬老の日」を中心に、敬老祝品を贈呈している。また、平成17年度より88歳の高齢者に対し、敬老カードを送付している。

敬老祝品贈呈状況

区分	祝品名	対象者	
		23年度	24年度
百歳以上	中野区内共通商品券	149人	153人

●生きがいのための施策

1. 高齢者農園（昭和51年4月開始）

高齢者の健康保持と、仲間づくりを行い、併せて園芸技術を習得するなど、高齢者の福祉増進を図る事業で、「やよい農園」と「かみさぎ農園」、「かみさぎ農園分園」の3園がある。

参加できる人は、中野区に在住する60歳以上の人で、内容は①花・野菜づくり、②植木づくり、③盆栽づくりの3グループがあり、園芸活動を行っている。平成25年4月現在でやよい農園55人、かみさぎ農園54人が参加している。

平成13年度から、農園利用者費用負担金を導入した。

平成25年度利用者費用負担金は年額1,500円。

友愛クラブ（老人クラブ）の運営費助成の推移

区分	年度										
		16	17	18	19	20	21	22	23	24	
1 クラブ当たり助成額（月額）	会員100人以下	17,130	17,130	17,130	19,300	19,300	19,300	19,300	19,300	19,300	
	101人以上	18,590	18,590	18,590	20,900	20,900	20,900	20,900	20,900	20,900	
	151人以上	20,050	20,050	20,050	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	
クラブ数		77	74	74	73	72	65	64	66	65	
会員数		5,412	5,226	4,982	4,860	4,804	4,467	4,347	4,132	3,986	

3. いきいき入浴・はつらつ事業（昭和56年4月開始）

高齢者の健康保持、コミュニケーションの場の提供のため、65歳以上の方を対象として区内等（練馬区1軒）の公衆浴場を開放している。特別開放（年3回菖蒲湯・敬老湯・柚子湯）と定期開放（第2・4指定曜日）を実施している。（菖蒲湯のみ小学生以下の子どもも対象）利用者登録制・入浴1回100円。合わせて、健康に関する情報提供、はつらつ事業（軽体操）をしている。

利用者は、平成23年度が延べ5万9,713人、平成24年度が延べ5万6,908人であった。

4. 三療サービス（昭和51年5月開始）

高齢に伴う体のこりや痛みをやわらげるために、はり、きゅう、マッサージを提供し、高齢者福祉の増進を図るとともに、三療の施術にたずさわる視覚障害者の援護を図ることを

2. 友愛クラブ（老人クラブ）の助成

（昭和40年4月開始）

友愛クラブは、高齢者が積極的に社会に参加し、明るい高齢期を過ごすため、高齢者が相互に教養の向上を図り、社会活動等を行う自主団体で、地域の高齢者福祉の増進に大きな役割を果たしている。

区では、これらクラブの育成を図るため、クラブ活動の運営に要する経費の助成を行っている。

目的とする事業である。

対象者は、60歳以上で、施術実施会場まで出かけられる方である。毎月1回、区民活動センター高齢者集会室、高齢者会館、高齢者福祉センターなどで実施している。平成16年度より登録制を導入。高齢者福祉センター健康相談室と協議し、保健師による健康相談・健康管理を結びつけて実施。年間利用者は、平成23年度が延べ3,957人、平成24年度が4,069人であった。

また、平成2年4月からは、65歳以上で常時寝たきりの方、身体障害者手帳1級、平成4年4月からは被爆者健康手帳の交付を受けている方に対して、自宅へ出張施術を行っている。年間利用者数は、平成23年度が延べ198人、平成24年度が202人であった。費用負担はいずれも平成13年度より1回900円である。

5. 高齢者福祉センター

高齢者福祉センターは、高齢者の各種相談、機能訓練や教養の向上、趣味、レクリエーションなどの事業を行い、健康で生きがいのある生活を送るための支援を行う施設である。

平成15年度から社会福祉法人への運営委託を開始し、平成21年度からは順次、指定管理者による運営に移行してきた。さらに事業見直しにより平成24年度をもって弥生・松が丘を廃止、平成25年度をもって堀江・鷺宮を廃止することとしている。

廃止後の弥生・松が丘は、平成25年度から定期建物賃貸借契約により高齢者会館機能を確認しながら健康・生きがいづくりや介護予防の拠点として運営が行われており、堀江につ

いても平成26年度から同様の運営形態に移行する。

なお、鷺宮については、平成26年度秋から新たに鷺宮高齢者会館として運営を開始する予定である。

6. 高齢者会館

区内15館の高齢者会館は、高齢者の地域における交流及び自主的な活動の促進を図るほか、高齢者が健康で充実した生活を送れるよう、健康づくりや介護予防事業の身近な地域の拠点として機能することにより、福祉の向上を図ることを目的とした施設である。平成16年4月より3館の運営を地域の住民団体やNPOに委託し、平成18年4月から毎年2館ずつ委託を進め、現在15館すべての運営を委託している。

高齢者福祉センター利用状況

		堀江高齢者福祉センター		鷺宮高齢者福祉センター		弥生高齢者福祉センター		松が丘高齢者福祉センター	
		23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
利用者	実施状況	337日	346日	348日	344日	342日	338日	330日	336日
	利用延人員	39,896人	39,689人	42,345人	41,924人	36,399人	35,571人	27,076人	25,988人
入浴者	実施状況	229日	276日	244日	244日	244日	247日	220日	244日
	利用延人員	11,930人	10,875人	8,547人	8,294人	4,382人	4,448人	3,897人	4,240人
新規利用者		361人	250人	96人	158人	205人	181人	140人	98人
生活相談	実施状況	233回	245回	246回	246回	246回	247回	247回	246回
	利用延人員	647人	704人	924人	1,127人	1,261人	1,201人	1,087人	994人
健康相談	実施状況	146回	144回	158回	137回	156回	166回	136回	142回
	利用延人員	1,407人	1,039人	1,277人	1,532人	2,965人	3,615人	1,626人	1,592人
高齢者福祉センター主催事業	実施状況	194回	519回	300回	318回	481回	511回	47回	26回
	利用延人員	3,989人	8,409人	5,483人	6,246人	9,415人	10,523人	2,760人	1,886人

高齢者会館利用状況

施設名	23年度延利用者数	24年度延利用者数	委託
南部高齢者会館	9,431人	10,548人	H22. 4～
しんやまの家	12,118人	14,479人	H16. 4～
本一高齢者会館	13,822人	13,957人	H19. 4～
宮園高齢者会館	28,167人	33,671人	H23. 4～
昭和高齢者会館	11,639人	9,890人	H21. 4～
東中野いこいの家	10,354人	10,430人	H18. 4～
上高田高齢者会館	13,657人	11,576人	H20. 4～
上高田東高齢者会館	7,787人	7,563人	H16. 4～
沼袋高齢者会館	16,060人	18,014人	H22. 4～
野方高齢者会館	7,348人	6,500人	H20. 4～
東山高齢者会館	15,877人	16,516人	H16. 4～
鷺六高齢者会館	8,371人	9,104人	H19. 4～
白鷺高齢者会館	16,983人	19,564人	H21. 4～
若宮いこいの家	10,062人	11,016人	H23. 4～
若宮高齢者会館	15,607人	16,456人	H18. 4～
計	197,283人	209,284人	

8. 障害者施策

①障害のある人ない人ふれあい促進

障害のある人ない人の相互理解を深めるために手話講習会（入門・基礎・応用各40回）を開催し、区民ふれあいの集い（平成7年度から障害者福祉事業団主催）を実施している。

また、家庭に閉じこもりがちな障害者のために、運動会やレクリエーションの機会をつくり、健康増進と親睦を図るため、中野区民ふれあい運動会、ユニークダンスを楽しむ区民の集い（平成7年度から障害者福祉事業団主催）を開催している。

さらに、「障害者福祉のしおり」の発行など、きめ細かな情報の提供に努めている。

ふれあい促進事業実施状況

事業名	参加者	
	23年度	24年度
区民ふれあいの集い	—	600人
中野区民ふれあい運動会	738人	718人
ユニークダンスを楽しむ区民の集い	283人	—

①雇用・就労

障害者雇用に対する事業主の理解を深め、雇用機会を拡大し、就労の促進を図るため、障害者福祉事業団に就労支援事業を委託し実施している。この事業の中で、職場での実習や生活への支援を行い、障害者の就労と、自立への取り組みを進めている。また障害者就労施設とともに障害者就労支援ネットワークを形成し、ジョブサポーター養成講座などによる一般就労支援や、共同受注など障害者就労施設における工賃アップの取り組みを行っている。

①障害者社会活動センター（社会福社会館内）

障害者の社会的交流を促進し、その自主的活動を援助するため、障害者およびその家族等並びにこれらの者を主たる構成員とする団体に対し、情報活動コーナー・第一会議室・第二会議室・聴覚研修室・録音室・和室・多目的室などの施設の提供を行っている。

①中野区障害者福祉事業団への助成

障害者の自立生活の実現と、その福祉向上を目的とした障害者福祉事業団の活動に対し、人件費等の補助を行っている。事業団には障害者561人及び30団体が登録しており、就業の援助や福祉に関する事業を行っている。

また事業団は障害者に多様な福祉サービスを提供するため、社会福祉法人中野障害者援護センターを設立し、障害者居宅介護事業等を実施している。

Ⅲ－２ 地域活動を中心に、ともに支えあうまち

1. 地域支えあい活動

高齢化の進展や、価値観・生活様式の多様化などの社会状況の変化に伴い、地域社会から孤立し、必要な支援を受けない高齢者や障害者等（要支援者）が増加している。

こうした状況をふまえ、区では、平成23年4月に「中野区地域支えあい活動の推進に関する条例」を施行し、地域での要支援者への見守りなどの支えあい活動を、町会・自治会や民生・児童委員、関係機関等と連携して行い、要支援者の異変の早期発見や支援への結びつけに取り組んでいる。

(1) 見守り対象者名簿の提供

地域の支えあい活動を支援するため、「見守り対象者名簿」を町会・自治会、民生・児童委員、警察署、消防署に提供している。なお、町会・自治会への名簿の提供については、希望した団体のみに提供している。

○対象者

- ①高齢者（70歳以上の単身の方、75歳以上のみの方で構成される世帯）
- ②障害者（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳（療育手帳）の所持者）
- ③児童及びその保護者で地域での見守りが必要な者
- ④その他①～③に準ずる者

※①②については、事前に名簿登載の意向確認を行う。

③④については、本人の申出により登載する。

○名簿に登載する情報

氏名、住所、年齢、性別、本人希望事項（支えあいに関する事項に限る）

見守り対象者名簿提供町会・自治会数の推移 (平成24年度末時点)

年 度	平成23年度		平成24年度		計
	11月	2月	8月	2月	
団体数	8	13	13	15	49 (44%)

※区内の町会・自治会数は110団体

(2) 中野区地域支えあい推進会議

地域支えあいネットワーク事業の取り組み状況を検証し、課題や今後の方向性を協議するとともに、地域団体、区、関係機関等との間で意見交換や情報の共有を図ることにより、

2. すこやか福祉センター

住み慣れた地域において、子どもが健やかに成長し、高齢者や障害のある人たちが安心して生活できるよう、保健福祉及び子育てに関して総合的な支援を行うための地域の拠点として、平成22年7月に、中部圏域に「中部すこやか福祉センター」を開設した。平成23年4月からは、「北部すこやか福祉センター」、「南部すこやか福祉センター」、「鷺宮すこやか福祉センター」を開設し、中部、北部、南部、鷺宮の4つの日常生活圏域ごとに運営している。

すこやか福祉センターの主な役割

- ・保健福祉に関する相談窓口

地域における自立した支えあい活動を推進するため、地域支えあい推進会議を開催している。

委員の任期は2年。会長は委員の中から区長が指名する。

(3) 各地域における支えあい推進のための会議

地域における支えあい活動に係る取り組みの状況等について情報共有し、課題を認識するとともに、地域での支えあい活動を活性化させるため、区民活動センター単位及び、各すこやか福祉センター単位での会議を開催している。

(4) 24時間365日緊急時連絡態勢

地域で日常的に支えあいの活動を行っている区民（民生・児童委員、町会・自治会関係者等。以下「活動者」という。）を支援するため、活動者が対応が困難な事例及び、高齢者の異変等を発見した場合に、24時間365日、すこやか福祉センター職員等が緊急通報を受け、適切に対応する態勢を整えている。

すこやか福祉センター別緊急通報対応件数 (平成24年度)

すこやか福祉センター	中部	北部	南部	鷺宮	計
対応件数	35	11	12	63	121

(5) 職員による高齢者訪問活動

地域で孤立しがちな高齢者などへの職員による訪問活動を通じて、高齢者が抱える問題や潜在するニーズの把握や要支援高齢者の早期発見を行っている。

また、民生・児童委員が行っている「ひとり暮らし高齢者等確認調査」や活動を支援し、必要な行政サービスや民間によるサービス、地域の様々なボランティア団体が行う活動など様々なサービスに結びつけている。

すこやか福祉センター別高齢者訪問件数 (平成24年度)

すこやか福祉センター	中部	北部	南部	鷺宮	計
対応件数	1,285	1,090	1,051	544	3,970

- ・区民の自主的な健康づくり活動の支援
- ・地域の支えあい活動やネットワークづくりの支援
- ・地域の子どもと子育て家庭の支援

・高齢者に関する相談窓口

※中部すこやか福祉センター及び北部すこやか福祉センターのみ地域包括支援センターを併設

・障害者に関する相談窓口

※中部すこやか福祉センター及び北部すこやか福祉センターのみ障害者相談支援事業所を併設

(北部すこやか福祉センターは平成24年9月から開始)

3. 民生児童委員による地域活動

民生委員は、児童委員を兼ねて厚生労働大臣から委嘱されて、すべての人々が地域の中で安心して生活できるよう、地域の実情把握に努め、日常生活のさまざまな悩みや問題が生じたとき、地域の身近な相談相手として相談・助言・支援を行い、必要に応じて区などの関係機関とのパイプ役を果たす

など、地域福祉の担い手として幅広い個別援助活動を行なっている。

平成25年12月1日より民生児童委員が1名増員され定数が306名となった。

定数は306名。(民生児童委員 278名、主任児童委員 28名)

●民生児童委員活動状況

【平成23年度】

内容別相談	支援件数	分野別相談	支援件数
在宅福祉	331 (27.5)	高齢者	3,948 (329.0)
介護保険	236 (19.6)		
健康・保健医療	422 (35.1)		
子育て・母子保健	80 (6.6)	障害者	119 (9.9)
子どもの地域生活	244 (20.3)		
教育・学校生活	239 (19.9)		
生活費	142 (11.8)	子ども	697 (58.0)
年金・保険	23 (1.9)		
仕事	27 (2.2)		
家族関係	136 (11.3)	その他	743 (61.9)
住居	205 (17.0)		
生活環境	209 (17.4)		
日常的な支援	2,226 (185.5)	計	5,507 (458.9)
その他	987 (82.2)		
計	5,507 (458.9)		

その他の活動	件数	訪問	件数
調査・実態把握	14,700	訪問・連絡活動	10,722
行事参加・協力	8,650		
地域・自主活動	8,038	その他	27,977
民児協運営・研修	11,321		
証明事務	291		
要保護児童通告等	119		

(注) 各件数は年間総件数を示し、() 内の数字は月平均件数を示す。

【平成24年度】

内容別相談	支援件数	相談対象者別	支援件数
在宅福祉	320 (26.6)	高齢者	3,410 (284.1)
介護保険	216 (18.0)		
健康・保健医療	364 (30.3)		
子育て・母子保健	117 (9.7)	障害者	121 (10.0)
子どもの地域生活	186 (15.5)		
教育・学校生活	207 (17.2)		
生活費	123 (10.2)	子ども	654 (54.5)
年金・保険	15 (1.2)		
仕事	29 (2.4)		
家族関係	103 (8.5)	その他	662 (55.1)
住居	84 (7.0)		
生活環境	177 (14.7)		
日常的な支援	2,228 (185.6)	計	4,847 (403.9)
その他	678 (56.5)		
計	4,847 (403.9)		

その他の活動	件数	訪問	件数
調査・実態把握	13,904	訪問・連絡活動	9,478
行事参加・協力	8,127		
地域・自主活動	8,292	その他	26,964
民児協運営・研修	11,887		
証明事務	326		
要保護児童通告等	107		

(注) 各件数は年間総件数を示し、() 内の数字は月平均件数を示す。

1. ひとり暮らし高齢者確認調査

70歳以上のひとり暮らし及び75歳以上のみで構成されている高齢者世帯（平成21年度より）を年1回民生委員が訪問し、健康状態や家事全般の自立度、緊急連絡カード*の作成有無などについて調査を行い、状況によってはすこやか福祉センターや地域包括支援センターに引継ぎ、必要な支援を行っている。

※緊急連絡カード

緊急の場合、救護措置をスムーズに行い万一の事故に対して万全を図るため、昭和54年4月から希望する高齢者宅に高齢者の状況や緊急連絡先を記載したカードを備えている。

調査結果

調査項目	24年度	23年度
調査件数（単身者）	10,259	10,123
単身者数	7,101	6,968
調査件数(高齢者のみ世帯)	3,274	3,107
高齢者のみ世帯数	2,490	2,352
緊急連絡カード設置数	4,769	4,847

2. 緊急連絡カード（昭和54年4月開始）

ひとり暮らしの高齢者が万一の事故に遭った際、救護措置をスムーズに行い、関係者への連絡等に万全を期すため、本人宅、民生委員、区、地域包括支援センターのそれぞれに、高齢者の状況を記載したカードを備えている。

に協力し、支えあいの精神に満ちた住みよい地域社会の実現を目指している。

○ 助成金額

町会・自治会の区域の世帯数に150円を掛けた金額を限度

○ 24年度助成団体数

単位町会・自治会 109団体 連合会 1団体

4. 団体活動への助成

(1) 中野区社会福祉協議会

区民の社会福祉活動への参加を援助し、地域福祉の推進を目的として運営する社会福祉協議会を支援するため、事務局人件費や在宅福祉活動、地域福祉権利擁護事業等への補助を行った。

運営助成状況

単位：千円

年 度	23	24
運 営 助 成 額	113,333	116,350

(2) 民生児童委員協議会

地域で活動する民生児童委員協議会の研修活動に対して、その経費の補助を行った。

運営助成状況

単位：千円

年 度	23	24
運 営 助 成 額	1,954	1,954

(3) 町会・自治会公益活動推進助成（平成18年4月開始）

町会・自治会は地縁に基づく住民の自治組織として、長年にわたり行政と協力しながら、防災や防犯、古紙などのリサイクル活動など、さまざまな活動を続けている。

区は、町会・自治会が行うこのような公益的な活動に対して助成を行い、その活動の一層の推進を図ることにより、とも

Ⅲ－３ 安心した暮らしが保障されるまち

1. 中野区保健福祉審議会

中野区の保健医療、社会福祉、介護保険事業の充実及び改善に関する重要な事項について、総合的に検討し、その施策の推進を図るため、中野区保健福祉審議会条例に基づき区長の附属機関として設置している。(委員21名、任期3年)

第6期中野区保健福祉審議会は、平成23年2月3日に区長より委嘱され、別記の事項について区長から諮問された。

審議は全体会4回、介護保険部会9回、障害者部会9回、計22回にわたり行われ、区長に平成23年10月24日に答申、平成24年3月2日に最終答申した。

中野区保健福祉審議会条例第2条第1項の規定に基づき、下記事項に関して、貴会の意見を求めます。

平成23年2月3日

中野区長 田中 大輔
記

1. 中野区保健福祉総合推進計画の改定にあたり、同計画に盛り込むべき基本的な考え方、とりわけ、以下の点に係る意見
 - (1) 高齢者を地域で支えるための総合的な施策の推進について
 - (2) 障害者の自立生活を支えるための総合的な施策の推進について
2. 第5期中野区介護保険事業計画の策定にあたり、同計画に盛り込むべき基本的な考え方について
3. 第3期中野区障害福祉計画の策定にあたり、同計画に盛り込むべき基本的な考え方について

2. 地域包括支援センター (平成18年4月開始)

介護保険法改正にともない、平成18年4月に高齢者の心身の健康維持、生活の安定、保健・福祉・医療・介護予防の向上と増進のために必要な援助や支援を包括的に担う地域の中核機関として地域包括支援センターを4つの生活圏域(保健福祉センター(現すこやか福祉センター)圏域)ごとにそれぞれ2か所、計8か所設置した。従来の在宅介護支援センターで行っていた相談をより専門的・総合的に行なうため、「社会福祉士」「保健師(又は経験のある看護師)」「主任ケアマネジャー」などの、保健福祉・介護の専門スタッフが、高齢者の介護予防、介護・医療・虐待防止などに関する相談・支援を行なっている。なお、地域包括支援センターでは介護予防支援事業も担当しており、予防給付に関するケアマネジメントも行なっている。

同センターの公正・中立性の確保や円滑かつ適正な運営を図るため、平成17年11月に地域包括支援センター運営協議会を、設置した。公募区民、学識経験者、保健医療・社会福祉関係者等14人で構成されている。

(中野区地域包括支援センター事業実施要綱)

○運営方法 社会福祉法人に委託。(中野地域包括支援センターは平成21年4月より委託)

○窓口開設時間 月～金曜日 午前9時から午後7時
土曜日 午前9時～午後5時
日曜・祝日・年末年始は休業。緊急の場合は、時間外や休業日も電話で対応。

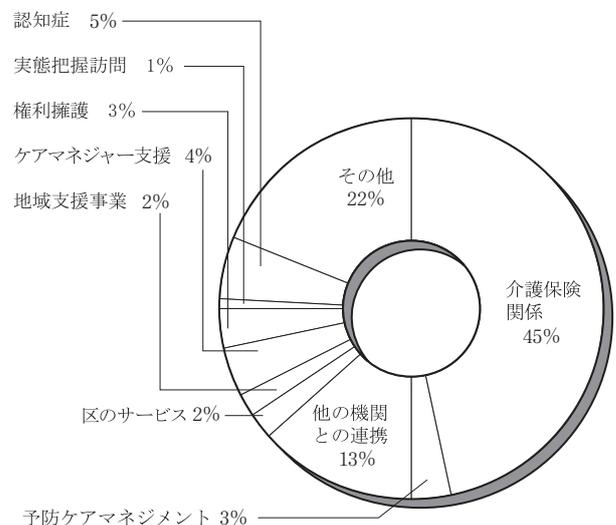
○利用料 無料

○対象者 おおむね65歳以上の高齢者並びにその家族及びその他の介護者

◎地域包括支援センターにおける相談件数

平成24年度における相談件数は、40,419件であり、その内訳は次のとおりである。

相談内容内訳



3. 高齢者の権利擁護

認知症高齢者や表面化しにくい高齢者虐待など、自身の権利を守るために支援が必要な人や、その家族などのために、身近な相談機関として地域包括支援センターが設置されています。判断能力が不十分な人を保護するための成年後見の活用や、家族からの虐待など家庭の事情により在宅生活が困難な方のための緊急一時宿泊など、具体的な援助や相談を進めています。

●高齢者緊急一時宿泊事業

平成16年度より、火事などの災害や介護者の急病、配偶者や家族からの虐待などの家庭の事情により、在宅での生活が困難なおおむね65歳以上の高齢者に対し、緊急時の一時宿泊（ショートステイ）事業を実施している。平成18年からは、中野区内の特別養護老人ホームに通年1床借り上げも行なっている。利用者が重なったときは、区内の特別養護老人ホームで入所者の入院等による空床がある場合に利用ができる。緊急時の一時宿泊を利用している間、家族や関係者及び関係機関との連携により、必要なサービスの調整を行なうなど、高齢者が地域の中で自立して生活できるよう支援する。

利用期間	原則として6泊7日以内
平成23年度利用日数	延269日（延51人）
平成24年度利用日数	延213日（延37人）

4. 高齢者福祉

●高齢者の在宅生活を支援する施策

1. 火災安全システム（平成11年4月開始）

65歳以上のひとり暮らしの高齢者等で身体の虚弱・認知症等により防災上必要な方に火災自動通報システム、火災警報器、自動消火装置および電磁調理器を給付し、火事による災害の防止を図る。

平成23年度の新規設置数は、火災自動通報システム1件、火災警報器4件、自動消火装置1件、電磁調理器4件であり、平成24年度は火災自動通報システム0件、火災警報器5件、自動消火装置2件、電磁調理器6件であった。

2. 緊急通報システム（昭和63年7月開始）

65歳以上のひとり暮らしの高齢者及び障害者等が家庭内で緊急事態に陥ったとき、無線発報機等を用いて容易に東京消防庁に通報することにより、高齢者の速やかな救助を図ることを目的として、昭和63年から緊急通報システム事業として実施している。（中野区緊急通報システム事業実施要綱）

平成11年度から民間受信センターに通報する民間緊急通報システムも導入した。平成17年度から民間緊急通報システムに見守りのためのセンサー（感知器）設置をメニューに加え、見守り・緊急通報システムとして実施した。

平成22年度からは、見守りセンサー設置は継続利用者を除いて緊急通報システムに一本化した。

平成25年度からは、身体の慢性疾患を有しないひとり暮らし等の高齢者も対象に加え、利用対象を拡大した。

平成23年度の延べ貸与者数は、366人、平成24年度は、343人であった。

3. 紙おむつサービス（昭和52年10月開始）

・おむつサービス

65歳以上の常時失禁状態にある高齢者で、おむつを必要とする方に紙おむつを支給することにより、対象者と介護者の

負担軽減を図る。対象者は要介護認定で要介護1以上の認定があるか、または、3歳以上で身体障害者手帳1～2級、あるいは、愛の手帳1～2度の障害を有している方で、生計中心者の前年の合計所得金額が350万円未満の者。（介護保険施設等入所者を除く）

1ヵ月60点（6,000円相当）の支給限度内で25種類程度のおむつの中から必要なものを選ぶことができ、3種類まで複数のおむつを組み合わせることもできる。また、医療機関（介護保険施設を除く）に入院中の者に対しては、紙おむつの支給に代えておむつ代の費用助成（月額6,000円を限度に実費分）を実施している。（ただし、生活保護受給世帯は除く）費用助成の場合は介護認定は不要。

平成23年度の現物給付利用状況は、月平均1,485人、平成24年度は、月平均1,531人の利用であった。

4. 高齢者自立支援住宅改修等サービス（平成12年4月開始）

身体機能の低下その他の理由により日常生活を営むのに支障がある65歳以上の高齢者に対し、介護保険を補う内容で住宅設備改修および日常生活用具の給付を行う。

○介護保険において要支援・要介護の認定を受けた人
浴槽・流し・洗面台の取替、便器の洋式化に係る費用の一部助成（介護保険サービス利用優先）

○介護保険において自立と判定された人
手すりの取付け、段差解消等の住宅改修予防給付または腰掛便座等の用具の給付

平成23年度は住宅設備改修40件（予防給付1件）・日常生活用具給付0件、平成24年度は住宅設備改修27件（予防給付0件）・日常生活用具給付0件であった。

5. 徘徊高齢者探索サービス（平成14年8月開始）

認知症による徘徊行動のある高齢者を在宅で介護する方に対し、位置情報専用探索機を貸し出し、GPSを利用した探索システムで徘徊時の位置情報を提供することにより、徘徊高齢者の早期発見と安全の確保を図り、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図る。

○平成23年度 実人員31人 延べ利用者数255人

平成24年度 実人員27人 延べ利用者数217人

●老人ホーム入所

在宅生活が困難な高齢者のために、養護老人ホーム等への入所措置を行っている。

措置人員は、養護老人ホーム平成23年度66人、平成24年度62人であった。（人数は各年度末現在）。

5. 障害者福祉

平成25年3月現在、区内には身体障害者手帳所持者が8,050人、愛の手帳所持者が1,229人、精神障害者保健福祉手帳所持者が1,895人（難病患者福祉手当受給者は、1,001人、自立支援医療（精神通院）受給者は、3,990人、更生医療受給者は、686人）となっている。手帳所持者は依然、増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳所持者は大幅に増加している。また高齢障害者の増加や医療的ケアの必要な重度障害者、発達障害者や高次脳機能障害者の増加など、障害者に対する支援も多様化している。

平成18年4月より障害者自立支援法が施行され、身体、知的、精神の三障害のサービスを一元化するとともに、利用者本位のサービス体系への再編、就労支援の強化などを柱として、障害者福祉サービスも大きな転換期を迎えた。

住み慣れた地域で住み続けることができるよう地域生活に必要な「暮らし」の支援として、障害者福祉の基盤整備が求められ、グループホームやケアホームの開設や入所施設の整備を進めてきた。また地域生活を支えるため、相談支援事業

の充実や義務教育通学等支援事業を開始するなど移動支援事業の拡充、日中一時支援の事業展開など課題解決の為にさまざまな新たなニーズに対しての取り組みを行ってきた。

平成22年12月、障害者自立支援法の改正に伴い、障害者のライフステージに応じた総合的な相談支援体制の確立や拡充、地域移行の促進が新たな課題とされた。

平成24年10月に施行された障害者虐待防止法では障害者の虐待の防止及び養護者に対する支援を行うこととされ、障害者の権利擁護の推進に取り組むこととなり、平成25年4月には障害者総合支援法が施行され、難病患者が新たに障害者の定義に加えられるなど「谷間のないサービス」が提供されることとなった。

今後も障害者差別禁止法や障害者雇用促進法の制定に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みを推進するなど、障害者の人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて支援を行う。

身体障害者手帳所持者数（部位別）

平成25年3月31日現在 単位：人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
視 覚	151 (3)	189 (1)	41 (0)	42 (0)	118 (0)	50 (0)	-	591 (4)
聴覚・平衡機能	-	167 (10)	83 (2)	191 (2)	7 (0)	185 (7)	-	633 (21)
肢 体	上肢機能	60 (3)	524 (6)	435 (14)	211 (4)	72 (0)	161 (4)	1,599 (34)
	下肢機能	133 (4)	218 (4)	919 (8)	1,250 (4)	193 (1)	100 (0)	2,904 (24)
不 自 由	体幹機能	214 (24)	314 (22)	191 (8)	-	110 (0)	-	829 (54)
	脳原性麻痺	64 (9)	28 (5)	16 (2)	17 (0)	4 (1)	8 (0)	141 (17)
計	471 (40)	1,084 (37)	1,561 (32)	1,478 (8)	379 (2)	269 (4)	231 (6)	5,473 (129)
内 部 障 害	1,827 (15)	245 (0)	406 (17)	579 (4)	-	-	-	3,057 (36)
音声・言語機能	-	-	116 (1)	75 (0)	-	-	-	191 (1)
合 計	2,449 (58)	1,685 (48)	2,207 (52)	2,365 (14)	504 (2)	504 (11)	231 (6)	9,945 (191)

() は18歳未満の再掲

愛の手帳所持者数

(平成25年3月31日現在、単位：人)

区 分	1度	2度	3度	4度	計
知的障害者	31 (2)	337 (59)	354 (69)	507 (100)	1,229 (230)

※ () 内は18歳未満の所持者数の再掲

精神障害者保健福祉手帳所持者数

(平成25年3月31日現在、単位：人)

等 級	1級	2級	3級	計
精神障害者	149	952	794	1,895

◎障害者総合支援法による障害者の総合的な自立支援システム

1. 障害福祉サービス

障害者総合支援法による福祉サービスは、障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず、個々の障害のある人が障害程度や勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、区市町村の創意工夫により実施する「地域生活支援事業」に大別される。

障害福祉サービスは全国共通のメニューで提供され、介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ利用のプロセスが異なる。

障害福祉サービス延利用者

(単位：人/月平均)

サービス名	23年度	24年度
居宅介護（重度訪問介護・行動援護を含む）	598	667
生活介護	337	377
児童デイサービス	37	47
短期入所	43	42
自立訓練（機能・生活）	21	37
共同生活援助・共同生活介護	103	119
就労移行支援（養成施設含む）	30	40
施設入所支援	174	196
就労継続支援（A型・B型）	274	371
療養介護	1	25
身体入所（更生・療養・授産）	6	3
身体通所授産	1	0
知的入所（更生・授産）	20	11
知的通所（更生・授産）	54	53
合計	1,699	1,988

2. 補装具

障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ長期間にわたり継続的に使用されている義肢、装具、車いす等。障害者自立支援法による補装具給付は、従来の現物給付から、補装具費の支給へと大きく変わり、利用者負担についても定率負担となった。（所得に応じた上限額あり）

補装具（車イス・補聴器等）

	修 理	交 付
23年度	281件	377件
24年度	256件	327件

◎在宅福祉サービス

1. 相談・支援

障害者の福祉に関する相談・支援を各すこやか福祉センター・区役所障害福祉相談窓口で行なっている。ケースワーカー、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司は区役所相談窓口配置されている。区役所相談窓口では手話通訳者による手話相談も行っている。

相 談 状 況

	23年度	24年度
手 話 相 談	1,733件	1,853件
身体障害に関する相談	32,553件	32,775件
知的障害者に関する相談	8,355件	9,557件
精神障害者に関する相談	11,417件	12,226件
計	54,085件	56,411件

【障害者相談支援事業所】

障害者相談支援事業所では、障害者の総合相談・福祉サービスの申請取次業務のほか、障害者総合支援法に基づく相談支援業務や障害福祉サービス利用調整などのケースワーク業務を行っている。平成22年7月、中部すこやか福祉センターに設置し、中部圏域を対象とした相談支援を開始した。平成24年9月からは、南部圏域も合わせて対象としている。また、平成24年9月、北部すこやか福祉センター内にも事業所を設置し、北部・鷺宮圏域の相談支援を開始した。運営については、それぞれ、社会福祉法人に委託している。

事業所の対応状況

	実人数	延人数			
		計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
中部・南部圏域	2,615	5,780	3,076	1,625	1,079
北部・鷺宮圏域	1,197	1,560	633	162	765
計	3,812	7,340	3,709	1,787	1,844

2. 福祉手当と年金、障害者医療費助成

障害者や難病の種類、程度により、区をはじめ都や国は各種福祉手当や年金、医療費の助成を行っている。医療費の助成は、身障手帳1～2級（ただし内部疾患は3級まで）、愛の手帳1～2度の人が、各種健康保険で受診した場合、保険診療の自己負担の一部を助成するものである。

医療費助成

	件数	金額
23年度	992件	10,829,811円
24年度	1,422件	12,576,503円

3. 在宅障害者の支援

常時、介護を要する障害者（児）及び難病患者やその世帯の家庭機能の補完や生活圏の拡大を図るため、重度脳性麻痺者介護や緊急一時保護を実施している。

また、日常生活を支えるため、日常生活用具の給付や訪問入浴サービス、また、中規模住宅改修などとともに、社会参加を促進するための移動支援事業や義務教育通学等支援等を行っている。

4. 日常生活用具等援助

重度の障害者（児）及び難病患者に対し、日常生活用具並びに設備の改善費を給付することにより、日常生活を容易なものにするよう努めている。

日常生活用具・設備改善等（給付—特殊寝台・浴槽・住宅改善等）

	件数
23年度	4,087件
24年度	4,052件

手当・年金支給状況

名称	給付額（月額）		対象者（年度末現在数）	
			23年度	24年度
特別障害者手当	※1	23年度 14,330円	278人	285人
		24年度 14,280円		
	※2	23年度 26,340円		
		24年度 26,260円		
東京都重度心身障害者手当	60,000円		162人	167人
障害者福祉手当	第1種	15,500円	2,529人	2,585人
	第2種	5,000円	1,175人	1,201人
難病患者福祉手当	10,000円		959人	1,001人
東京都心身障害者扶養年金 (2007年3月1日廃止) ※3	月額30,000円 特約付の場合は 月額40,000円		受給者190名	受給者183名
東京都心身障害者扶養共済制度	1口あたり月額 20,000円 (加入は1人2口まで)		受給者10名	受給者13名

※1. 障害児福祉手当・経過的福祉手当

※2. 特別障害者手当

※3. 平成19年3月1日をもって廃止。廃止の時点で、年金を受給されていた方には、引き続き給付

5. その他の在宅福祉サービス

障害者の日常生活の利便および生活圏の拡大を図るため、福祉タクシー、自動車運転教習費の助成、身体障害者用自動車改造費の助成、東京都都営交通無料乗車券の交付などを行っている。また、外出困難な在宅の身体障害者に対し、電話の基本料金を助成する障害者電話料金助成や、声の区報等コミュニケーションの向上が図れるように努めている。

●施設利用サービス

1. 障害者福祉会館

障害者（児）の福祉の増進を図ることを目的に、生活介護、自立訓練（機能訓練）・地域活動支援センターの各事業、各種講習会、施設入浴事業などを行い、障害者の社会的活動の促進を図るとともに、集会室等の施設提供事業も行っている。なお、平成21年4月より施設の管理運営は、指定管理者制度に移行した。

障害者福祉会館利用状況

事業名	23年度		24年度		
	回数等	人数	回数等	人数	
集会室の利用	698	9,076	681	8,579	
図書室運営	—	72	—	16	
生活介護	通所	242	3,918	243	4,258
	理学療法	100	798	95	1,048
	作業療法	45	294	41	274
	嘱託医検診等	16	37	13	84
自立訓練	タイムケア	79	117	86	122
	理学療法	410	793	442	1,052
	作業療法	452	783	478	1,081
	言語療法	174	243	176	306
	新規チェック	14	14	13	16
	保健指導	240	3,279	243	3,395
	訪問指導	11	12	8	8
	嘱託医検診等	44	77	47	95
	新規利用相談	25	28	40	43
	自助具貸出・相談	21	23	17	19
地域活動支援センター	660	2,597	612	2,247	
講座・講習	80	718	80	637	
施設入浴	機械入浴	49	49	49	49
	介助入浴	9	9	7	8
送迎バスの運行	1,861	31,726	1,937	31,738	

2. かみさぎこぶし園

障害者に対し生活能力の向上に必要な支援を行うことにより、生活の充実及びその自立を図ることを目的とし、生活介護を実施。平成17年4月より施設の管理運営は、指定管理者制度に移行した。

かみさぎこぶし園利用状況

事業名	23年度		24年度	
	実施回数等	利用人数	実施回数等	利用人数
通所	241	8,098	243	8,324
理学療法	87	531	86	511
作業療法	76	510	76	457
嘱託医検診等	30	316	29	259
タイムケア	57	91	78	142

3. 中野福祉作業所

知的障害や身体障害のために一般の職場での就労が困難な方に、仕事を提供するとともに、生活支援等を行い、その自立を促進している。平成24年4月より施設の管理運営は、指定管理者制度に移行した。

利用状況

	23年度	24年度
年延べ作業人員	534人	526人
月平均作業人員	45人	44人
年間総工賃	6,139,399円	6,214,713円
月一人当平均工賃	11,497円	11,815円
障害者食事サービス	8,545食	8,366食
所外行事	4回	4回
クラブ活動	3クラブ	3クラブ

4. 弥生福祉作業所

知的障害や身体障害のために一般の職場での就労が困難な方に、仕事を提供するとともに、生活支援等を行い、その自立を促進している。

利用状況

	23年度	24年度
年延べ作業人員	653人	465人
月平均作業人員	54人	39人
年間総工賃	6,585,777円	5,821,140円
月一人当平均工賃	10,085円	12,519円
障害者食事サービス	10,900食	10,621食
所外行事	13回	23回
クラブ活動	5クラブ	5クラブ

5. 仲町就労支援事業所

主に精神障害者を対象に、就労に向けた支援及び仕事の提供をすることで自立の支援を行っている。平成23年4月に開設し、施設の管理運営は、指定管理者制度により実施している。

利用状況

事業名	23年度		24年度	
	就労移行支援	就労継続支援B型	就労移行支援	就労継続支援B型
開設日	244日	244日	245日	245日
通所延人数	849人	2,134人	486人	2,741人
年間総工賃	980,904円	2,352,070円	590,701円	3,535,771円
月1人当平均工賃	16,912円	11,418円	15,545円	15,110円
就労実習人数	109人	127人	31人	14人

6. 精神障害者地域生活支援センター

精神障害者の地域における暮らしを支援し、安心してくつろげる場を提供することを目的とし、日常生活についての支援や相談、居住サポート事業、地域交流事業などを行っている。

7. 生活寮

福祉作業所等に通所し、又は就労している知的障害者に対し生活の場を提供し、地域社会での自立生活を助長することを目的として生活寮を設置、2寮8室を提供している（在宅障害者（児）緊急一時保護施設併設、2寮4床）。平成18年4月より施設の管理運営は、指定管理者制度に移行した。

事業名	23年度		24年度	
	実施日数	利用人数	実施日数	利用人数
在宅障害者（児）緊急一時保護	992	572	935	558

8. 障害者福祉作業施設

就労の困難な障害者の自立と福祉向上を図るため、障害者の団体に福祉作業施設を提供している。弥生福祉作業施設、東部福祉作業施設、大和福祉作業施設、新井福祉作業施設および谷戸福祉作業施設の5か所がある。

6. 生活の安定と自立への支援

●生活保護

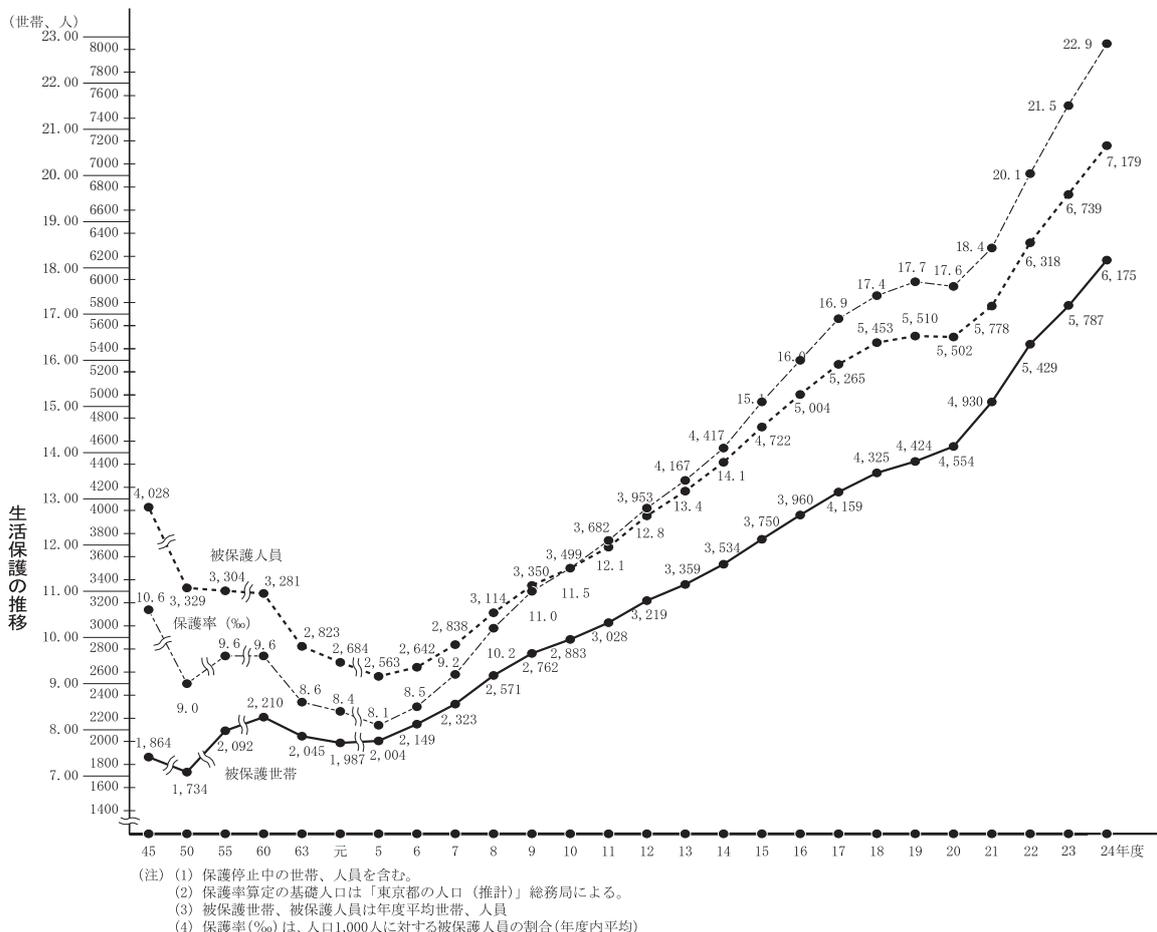
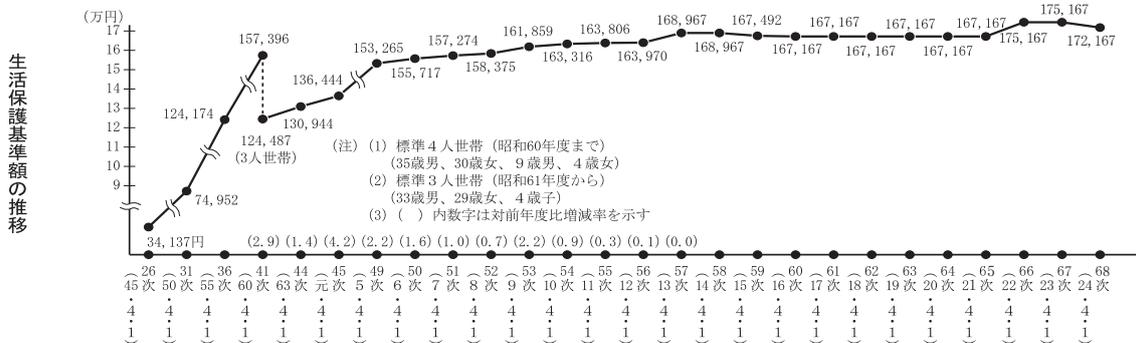
生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての国民にその困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障し、あわせて自立を助長することを目的としている。

保護費は、一般勤労世帯の所得、消費支出や物価などをものとして厚生労働大臣が定める保護の基準によって計算した最低生活費と、保護を受けようとする世帯の収入を比べ、収入が最低生活費を下回る場合にその不足分を支給する。

保護を必要とする人のうち住宅のない人のために宿所提供施設が、また障害などがある人のために救護施設および更生施設がある。24年度末、保護施設への入所委託は、救護施設へ14人、更生施設へ16人であった。

生活保護費執行内訳

扶助名	23年度	24年度
医療扶助		
入院	2,965,749千円	3,067,331千円
入院外	1,504,001	1,624,031
その他	1,111,561	1,150,704
計	5,581,311	5,842,066
生活扶助		
居室・入院患者施設	4,764,775	5,104,034
計	4,787,161	5,121,408
住宅扶助	3,467,274	3,728,429
教育扶助	28,390	28,424
介護扶助	203,731	215,887
出産扶助	0	238
生業扶助	20,451	22,393
葬祭扶助	35,801	41,897
保護施設等	65,770	58,264
総合計	14,189,889	15,059,006



●法外援護

生活保護世帯の生活内容のよりいっそうの充実と自立更生を図るため、生活保護法に基づく公的扶助のほか、区とし

て各種の援護施策を講じている。

生活保護世帯への法外援護実績

	事 項	内 容	実 績		備 考
			23 年 度 (人)	24 年 度 (人)	
自 立 支 援	就 労 支 援 プ ロ グ ラ ム	就労支援	136	160	
	精神保健福祉支援プログラム	精神障害者の自立支援	1,153	1,785	
	精神障害者退院促進プログラム	精神障害者の退院支援	4	2	
	長期入院入所者支援プログラム	長期入院入所者の退院退所支援	—	17	
	財産管理支援プログラム	保護費等の金銭管理支援	75	83	
	高齢者居宅介護支援プログラム	高齢世帯の自立支援	1,144	1,316	
	居住生活移行支援プログラム	低額宿泊所利用者の自立支援	40	17	
自 立 促 進 事 業	都	就労支援・社会参加活動支援・地域生活移行支援・次世代育成支援	574件	613件	通年
入 浴 券 交 付		1人当たり 月 5枚	延 2,620人	延 2,704人	春・秋
保護廃止世帯の家財処分			3件	—	

●生活相談

面接員を配置して、生活保護をはじめとした低所得者の福祉向上のために、生活相談を行っている。

実 績	23年度		24年度	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
高 齢 者 世 帯	907	19.7	958	22.1
傷病・障害者世帯	912	19.9	1,107	25.5
母 子 世 帯	99	2.2	102	2.4
その他の世帯	2,676	58.2	2,168	50.0
合 計	4,594	100.0	4,335	100.0

実 績	23年度		24年度	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
世帯主の傷病	1,119	24.4	1,127	26.0
世帯員の傷病	84	1.8	86	2.0
収 入 減 少	327	7.1	238	5.5
手持ち金の減少	754	16.4	752	17.3
稼働者との離別	522	11.4	609	14.0
緊急保護入所	73	1.6	96	2.2
交通費等貸付	67	1.5	111	2.6
そ の 他	1,648	35.8	1,316	30.4
合 計	4,594	100.0	4,335	100.0

●受験生チャレンジ支援貸付事業

東京都からの受託事業で、中学3年生・高校3年生のいる、収入が一定基準以下の世帯を対象に、塾代や高校・大学等の受験料の貸付けを行っている。

- ・学習塾等受講料貸付 20万円以内
- ・高校等受験料 27,400円以内
- ・大学等受験料 105,000円以内
- ・連帯保証人が必要

貸付実績

実 績	23年度	24年度	
塾 代	中学3年生	44	48
	高校3年生	25	21
	合 計	69	69
受 験 料	高 校 等	31	34
	大 学 等	31	24
	合 計	62	58

●貸付金

平成19年度、福祉資金貸付制度を見直し、他制度が活用できる生業資金、奨学金は廃止。高齢者等入院資金、女性福祉資金は、貸付要件等を整理した応急資金に統合し廃止した。見直し後の応急資金を自立生活資金と改称。なお、貸付決定している奨学金は、貸付期間終了するまで貸付を行う。

貸付実績

名称	貸付実績	23年度		24年度	
		件数	貸付実績	件数	貸付実績
中野区奨学金	経済的理由により高等学校・高等専門学校等の高等課程に修学困難な区民に対し、修学を奨励するために資金を貸し付ける制度 (平成20年3月貸付制度廃止。継続貸付分の終了まで貸付)	奨学金 1	千円 224	奨学金 —	千円 —
自立生活資金	災害、医療費、葬儀、就学等の支払いが困難な場合に必要な資金を貸し付ける制度 災害・葬儀・就学50万円 医療費70万円	3	1,140	3	1,089
東京都母子福祉資金	20歳未満の子を扶養している母子家庭の経済的自立を支援するために、必要な資金を貸し付ける制度	287	156,209	298	167,292

●住宅手当緊急特別措置事業

平成21年10月から、離職者を対象とした支援として、賃貸住宅の家賃補助としての住宅手当を支給するとともに、ハローワークと連携し、再就職に向けた支援を行っている。

実績	23年度	24年度
相談件数	2,467件	1,172件
支給世帯数	101世帯	57世帯

●婦人の相談及び緊急一時保護事業(婦人相談員)

女性の様々な問題や悩みの相談に対し、その解決のための助言・援助を行っている。

また、配偶者等の暴力により緊急避難を求めてくる女性・母子を一時的に保護している。平成23年度は39世帯・65人、平成24年度は66世帯・111人の利用があった。

相談及び緊急一時保護状況

婦人相談	23年度	24年度
人間関係	595件	817件
医療	390	369
経済	101	71
住宅	36	33
職業	25	7
施設	25	10
その他	203	163
総件数	1,375	1,470

7. 福祉オンブズマン(福祉サービス苦情調整委員)

(平成2年10月開始)

福祉サービス利用者の権利・利益を擁護し、公正で信頼される福祉行政を推進することを目的としている。区が実施している福祉サービスの個別の適用に関する苦情の申立てを、福祉オンブズマンが受付け、調査・審査を行い、申立人に回答する。申立て内容に理由があれば、是正を求める意見などを表明する。意見を受けた区は、これを尊重し、誠実に対応しなければならない。

福祉オンブズマンによる処理内訳

	23年度	24年度
実施機関に対し是正を求める意見の表明を行ったもの	0件	1件
実施機関に対し制度の改善を求める意見を表明したもの	0	0
改善等を検討するよう口頭または文書で申入れを行なったもの	2	4
苦情の申立て後、直ちに区が改善措置等を行ったり改善方法が確認されたもので、その旨申立人に伝えたもの	0	0
区の対応について現状ではやむを得ないと判断し、その旨申立人に伝えたもの	2	2
申立て受付後、申立人が申立てを取り下げたもの	0	0

8. 民間福祉サービス紛争調整(平成19年10月開始)

民間福祉サービスに係る民間事業者と利用者との間の紛争について、調停の制度を設けること等により、その迅速かつ適正な解決を図り、もって区民の権利及び利益を擁護するとともに、民間福祉サービスの質の向上を図ることを目的に、平成19年10月から実施している。

9. 犯罪被害者等支援(平成20年4月開始)

平成17年4月に施行された犯罪被害者等基本法には、犯罪被害者等の支援が社会全体の責務であると明記されている。区はこれを受けて犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、相談・支援窓口を開設している。

平成23年度の延べ相談件数は328件、平成24年度の延べ相談件数は278件、また区民向け啓発事業として講演会を毎年1回開催したほか、中野区社会福祉協議会と共催し、スマイル福祉カレッジでの講演会を毎年1回開催した。

10. 成年後見支援センター（平成20年10月開始）

認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な区民の権利と財産を守るための成年後見制度のより一層の普及・啓発を図るため、東京都成年後見活用あんしん生活創造事業を活用し中野区成年後見推進機関として成年後見支援センターを平成20年10月に開設した。

成年後見制度に関する相談や申立て手続きの支援のほか、成年後見人等の支援や後見人等候補者の育成、成年後見制度に関する普及啓発事業などを実施している。

平成23年度の延べ相談件数は518件、平成24年度の延べ相談件数は680件、その他説明会等普及啓発活動や後見人サポート活動などを実施した。

11. 社会福祉法人中野区福祉サービス事業団

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としている。

事業概要

以下の事業をそれぞれ事業計画に基づき実施している。

- (1) 特別養護老人ホーム しらさぎホーム・小淀ホーム
- (2) 通所介護事業
デイサービスセンター しらさぎホーム
- (3) 認知症対応型通所介護
高齢者デイホーム 小淀ホーム
- (4) 短期入所生活介護
特別養護老人ホーム しらさぎホーム
特別養護老人ホーム 小淀ホーム
- (5) 身体障害者・知的障害者・児童短期入所事業
特別養護老人ホーム しらさぎホーム
- (6) 訪問介護事業
ヘルパーステーション中野
- (7) 身体障害者・知的障害者・精神障害者・児童居宅介護事業
ヘルパーステーション中野
- (8) 居宅介護支援事業
しらさぎ介護保険センター
小淀介護保険センター

12. 国民健康保険

国民健康保険（以下、「国保」という。）は、昭和34年に被用者の保険等の対象とならないすべての国民を対象とする医療保険として発足し、国民皆保険体制の基盤として、また地域住民の医療を支える制度として、その役割を果たしてきた。

従来から、国保は加入者の年齢構成の高齢化、低所得者の加入割合が高いなど構造的問題を抱えており、その運営が不安定なものとなっている。そのため、昭和58年に老人保健制度が、59年には退職者医療制度が創設され、63年には保険基盤安定制度が導入されるなど高齢者に係る医療費の負担の公

平化と保険者の財政基盤の安定化が図られてきた。また、平成12年度には、介護保険制度の導入に伴い、40歳以上65歳未満の被保険者から介護分の保険料を徴収することになった。

その間も高齢化の急速な進展によって医療費は増大し続け、また、経済の低迷により保険料収入は伸び悩むなど、国保等の医療保険制度を安定的に維持することが難しくなってきたため、制度の抜本的な改革が求められていた。

平成14年、健康保険法等が改正され、各医療保険制度等の一部負担金の見直しや老人保健制度の対象年齢の引き上げ、保険医療制度の抜本的改革に向けての計画の策定等が明確化された。

さらに、平成18年の法改正によって、「安心・信頼の医療の確保と予防の重視」「医療費適正化の総合的な推進」「超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現」の考えのもと、段階的に保険医療制度の改革が進められることになった。

この制度改革の一環として、平成20年4月から後期高齢者医療制度が発足した。75歳以上の高齢者は、各医療保険を脱退し、新制度に加入することになった。これに伴い、国民健康保険料に後期高齢者支援金（支援分）が新設されるとともに、医療費増加の要因である生活習慣病の予防を重視した健診と保健指導の実施が医療保険者に義務づけられ、平成20年度から、40歳以上75歳未満の国保加入者に対する特定健康診査・特定保健指導事業が実施されている。また、平成25年8月、社会保障制度改革国民会議報告書がとりまとめられ、国民健康保険の保険者の都道府県への移管等が示された。

●国民健康保険運営協議会

国民健康保険法第11条に基づき、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため設置されており、被保険者代表、保険医又は保険薬剤師代表、公益代表及び被用者保険等保険者代表により構成されている。

●被保険者

加入資格は75歳未満で(1)中野区内に住所を有すること(2)他の社会保険や後期高齢者医療制度に加入していないこと(3)生活保護などの扶助を受けていないこととすべての該当するものである。

平成25年3月末現在で、被保険者数は9万4,255人、世帯数は6万7,961世帯であり、前年度末の被保険者数9万6,008人、世帯数6万8,934世帯と比べ、減少している。

被保険者異動状況

	23年度	24年度
資格取得	22,929	22,073
資格喪失	24,249	23,826

国民健康保険事務取扱件数

	23年度	24年度
加 入	31,676	29,960
喪 失	20,141	18,945
転 居・変 更	4,691	6,167
再 交 付	8,462	4,179
総 件 数	64,970	59,251

※地域センター・地域事務所受付分を含む

●保険給付

給 付 の 内 容

(平成25年11月現在)

項 目	内 容																										
療養の給付	<p>病気等で治療を受けた場合、年齢などに応じた一部負担金を支払い、残りは国保で負担する。 一部負担金割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>就学前</th> <th>就学～69歳</th> <th>70～74歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2割</td> <td>3割</td> <td>※2割（一定以上所得者は3割）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※凍結により、平成26年3月31日までは1割の負担。</p>	就学前	就学～69歳	70～74歳	2割	3割	※2割（一定以上所得者は3割）																				
就学前	就学～69歳	70～74歳																									
2割	3割	※2割（一定以上所得者は3割）																									
療養費の支給	<p>旅行中（海外を含む）の急病などで被保険者証が提示できない場合は、いったん費用の全額を支払い、後日国保に一部負担金を差し引いた金額を請求できる。なお、海外の場合、所定の方法にて算定される。</p>																										
出産育児一時金の支給	<p>出生児1人につき、出産育児一時金42万円。妊娠12週以上の死産・流産でも支給。</p>																										
葬祭費の支給	<p>加入者が死亡した場合、葬祭費として支給。1件につき7万円。</p>																										
結核・精神給付金の支給	<p>結核医療受給者（住民税が非課税の場合）の通院医療費の自己負担金（医療費の5%）を支給。障害者自立支援法（精神通院）の適用を受けている者（国保世帯の住民税が非課税の場合）の自己負担金（医療費の10%、限度額あり）を支給。</p> <p>医療費の負担を軽減するため、支払った医療費（自己負担金）が一定額（自己負担限度額）を超えた場合、国保で後から払い戻す制度で次の場合に支給する。なお、自己負担限度額は所得区分と実際にかかった医療費に応じて変わる。</p> <p>ア 個人単位（外来）の場合は、同一人が同一月内に同じ医療機関で診療を受け、下記の自己負担限度額を超えた場合。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">70～74歳（後期高齢者医療制度被保険者を除く）</th> </tr> <tr> <th></th> <th>個人単位（外来）</th> <th>世帯単位（入院含む）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・一定以上所得者世帯（高齢受給証の自己負担割合3割）</td> <td>44,400円</td> <td>80,100円＋（医療費の総額－267,000円）×1%（年間4回目以降は44,400円）</td> </tr> <tr> <td>・一般世帯</td> <td>24,600円（12,000円）※</td> <td>62,100円（44,400円）※</td> </tr> <tr> <td>・非課税世帯Ⅱ（住民税非課税世帯）</td> <td>8,000円</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>・非課税世帯Ⅰ（上記のうち世帯員の各所得が0円）</td> <td>8,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※凍結により、平成26年3月31日までは（ ）内の金額。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">70歳未満（後期高齢者医療制度被保険者を除く）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・上位所得者世帯（基礎控除後の所得が600万円超）</td> <td>150,000円＋（医療費の総額－500,000円）×1%（年間4回目以降は83,400円）</td> </tr> <tr> <td>・一般世帯</td> <td>80,100円＋（医療費の総額－267,000円）×1%（年間4回目以降は44,400円）</td> </tr> <tr> <td>・住民税非課税世帯</td> <td>35,400円（年間4回目以降は24,600円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 70歳未満の被保険者が同一世帯で、同一月内に、医療費の自己負担額で21,000円以上が2件以上あった場合は、その額を合算して自己負担限度額を超えた額について支給。</p> <p>ウ 高額の治療を継続して行なう必要がある病気（人工透析が必要な慢性腎不全及び血友病等）の場合は、「特定疾病療養受療証」の提示により1か月の医療機関ごとの自己負担額が10,000円までとなる。（70歳未満の人工透析が必要な慢性腎不全の上位所得者については、自己負担額が20,000円）</p> <p>エ 70歳以上の非課税Ⅰ・Ⅱの者及び70歳未満の者は、限度額適用認定証の提示により、入院時の自己負担が限度額までの負担となる。（70歳以上の一定以上所得者世帯及び一般世帯の者は、高齢受給者証の提示により入院時の自己負担が限度額までの負担となる。）</p>	70～74歳（後期高齢者医療制度被保険者を除く）				個人単位（外来）	世帯単位（入院含む）	・一定以上所得者世帯（高齢受給証の自己負担割合3割）	44,400円	80,100円＋（医療費の総額－267,000円）×1%（年間4回目以降は44,400円）	・一般世帯	24,600円（12,000円）※	62,100円（44,400円）※	・非課税世帯Ⅱ（住民税非課税世帯）	8,000円	24,600円	・非課税世帯Ⅰ（上記のうち世帯員の各所得が0円）	8,000円	15,000円	70歳未満（後期高齢者医療制度被保険者を除く）		・上位所得者世帯（基礎控除後の所得が600万円超）	150,000円＋（医療費の総額－500,000円）×1%（年間4回目以降は83,400円）	・一般世帯	80,100円＋（医療費の総額－267,000円）×1%（年間4回目以降は44,400円）	・住民税非課税世帯	35,400円（年間4回目以降は24,600円）
70～74歳（後期高齢者医療制度被保険者を除く）																											
	個人単位（外来）	世帯単位（入院含む）																									
・一定以上所得者世帯（高齢受給証の自己負担割合3割）	44,400円	80,100円＋（医療費の総額－267,000円）×1%（年間4回目以降は44,400円）																									
・一般世帯	24,600円（12,000円）※	62,100円（44,400円）※																									
・非課税世帯Ⅱ（住民税非課税世帯）	8,000円	24,600円																									
・非課税世帯Ⅰ（上記のうち世帯員の各所得が0円）	8,000円	15,000円																									
70歳未満（後期高齢者医療制度被保険者を除く）																											
・上位所得者世帯（基礎控除後の所得が600万円超）	150,000円＋（医療費の総額－500,000円）×1%（年間4回目以降は83,400円）																										
・一般世帯	80,100円＋（医療費の総額－267,000円）×1%（年間4回目以降は44,400円）																										
・住民税非課税世帯	35,400円（年間4回目以降は24,600円）																										
高額療養費の支給	<p>世帯内で国民健康保険・介護保険の両保険を通じて限度額を超えた自己負担額（毎年8月～翌年7月末までの年額）がある場合は、申請により支給する。</p> <p>自己負担限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>国保＋介護保険（70～74歳がいる世帯）</th> <th>国保＋介護保険（70歳未満の世帯）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一定以上所得者世帯</td> <td>67万円</td> <td>126万円</td> </tr> <tr> <td>上位所得者世帯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般世帯</td> <td>56万円</td> <td>67万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住民税非課税世帯</td> <td>Ⅱ</td> <td>31万円</td> </tr> <tr> <td>Ⅰ</td> <td>19万円</td> </tr> </tbody> </table>	所得区分	国保＋介護保険（70～74歳がいる世帯）	国保＋介護保険（70歳未満の世帯）	一定以上所得者世帯	67万円	126万円	上位所得者世帯			一般世帯	56万円	67万円	住民税非課税世帯	Ⅱ	31万円	Ⅰ	19万円									
所得区分	国保＋介護保険（70～74歳がいる世帯）	国保＋介護保険（70歳未満の世帯）																									
一定以上所得者世帯	67万円	126万円																									
上位所得者世帯																											
一般世帯	56万円	67万円																									
住民税非課税世帯	Ⅱ	31万円																									
	Ⅰ	19万円																									
高額介護療養費の合算支給	<p>世帯内で国民健康保険・介護保険の両保険を通じて限度額を超えた自己負担額（毎年8月～翌年7月末までの年額）がある場合は、申請により支給する。</p> <p>自己負担限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>国保＋介護保険（70～74歳がいる世帯）</th> <th>国保＋介護保険（70歳未満の世帯）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一定以上所得者世帯</td> <td>67万円</td> <td>126万円</td> </tr> <tr> <td>上位所得者世帯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般世帯</td> <td>56万円</td> <td>67万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住民税非課税世帯</td> <td>Ⅱ</td> <td>31万円</td> </tr> <tr> <td>Ⅰ</td> <td>19万円</td> </tr> </tbody> </table>	所得区分	国保＋介護保険（70～74歳がいる世帯）	国保＋介護保険（70歳未満の世帯）	一定以上所得者世帯	67万円	126万円	上位所得者世帯			一般世帯	56万円	67万円	住民税非課税世帯	Ⅱ	31万円	Ⅰ	19万円									
所得区分	国保＋介護保険（70～74歳がいる世帯）	国保＋介護保険（70歳未満の世帯）																									
一定以上所得者世帯	67万円	126万円																									
上位所得者世帯																											
一般世帯	56万円	67万円																									
住民税非課税世帯	Ⅱ	31万円																									
	Ⅰ	19万円																									

保険給付の推移

区分 年度	年間平均被保険者数 A	療 養 諸 費			1 人 当 たり		
		件数 B	費用額 C	保険者負担分	費用額 C / A	受診率 B / A	
平成23 24	96,983人 95,548人	1,398,285件 1,390,985件	24,775,587,909円 25,177,574,233円	17,905,319,687円 18,208,879,440円	255,463円 263,507円	1441.78% 1455.80%	
		高額療養費	高額介護合算療養費	移送費	出産育児一時金	葬祭費	結核・精神給付金
		件数 金額	件数 金額	件数 金額	件数 金額	件数 金額	件数 金額
平成23年度		28,885件 2,039,600,565円	33件 656,694円	2件 41,995円	428件 179,720,000円	421件 29,470,000円	17,880件 21,116,623円
平成24年度		30,328件 2,157,820,885円	74件 2,699,516円	4件 193,156円	492件 206,640,000円	350件 24,500,000円	18,828件 22,107,162円

●保険料

(1) 保険料の賦課

計算方法 (25年度)	基礎分	所得割額	旧ただし書所得×6.02 / 100	
		均等割額	被保険者1人につき30,600円	
		限度額	年間1世帯51万円	
	支援分	所得割額	旧ただし書所得×2.34 / 100	
均等割額		被保険者1人につき10,800円		
限度額		年間1世帯14万円		
介護分 (40-64歳までの被保険者)	所得割額	旧ただし書所得×1.79 / 100		
	均等割額	被保険者1人につき15,000円		
	限度額	年間1世帯12万円		
	前年中の所得が一定金額以下のものに対して均等割保険料の7割、5割および2割を減額する			
保険料 の減額	(23年度実績)	7割減額	20,478世帯	24,527人
		5割減額	1,301世帯	3,174人
		2割減額	6,560世帯	9,298人
	(24年度実績)	7割減額	20,910世帯	25,146人
		5割減額	1,330世帯	3,238人
		2割減額	6,525世帯	9,230人

(2) 保険料の減免

件数内容

	失 業	事業不振	病 気	火災・水害	大震災	計	金 額
23年度	4件	4件	0件	11件	40件	59件	2,828,896円
24年度	0件	2件	1件	0件	27件	30件	1,597,226円

(3) 保険料収納状況

		現年分		滞納繰越分		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額
23年度	調定額	9,597,282,600	3,172,264,699			
	収入額	7,956,516,439	732,824,946			
	収入率	82.90%	23.10%			
24年度	調定額	9,653,477,211	2,952,351,785			
	収入額	8,079,759,832	687,745,584			
	収入率	83.70%	23.29%			

(4) 口座振替加入率

	平成23年度	平成24年度
加 入 率 (年度末現在)	37.39%	38.66%

平成23年4月から、普通徴収分について口座振替払を原則とした。

同時にページー口座振替受付サービスを導入した。

(5) 滞納処分

再三の催告にもかかわらず、特別な理由なく保険料を納付しない場合に、法律に基づき滞納処分を行う。

	平成23年度	平成24年度
差 押	392件	654件
交付要求(参加差押を含む)	74件	88件
合 計	466件	742件

●医療費通知

被保険者の健康保持・増進を図ることを目的として、医療費通知の送付を行なった。

	23年度	24年度
医療費通知	1回 71,886件	1回 71,412件

●制度周知活動

国保事業の内容を被保険者に知らせるために“国保だより”の発行、また国保事業をわかりやすく解説した“みんなの国保ガイド”を配布するなど制度の周知を行っている。

13. 後期高齢者医療制度

急速な少子高齢化の中で、老人医療費は年々伸びる傾向にあり現役世代の負担と国・地方自治体の財政負担は増加してきている。国民皆保険制度を堅持し、将来にわたり持続可能な医療保険制度とするため、平成20年4月から75歳以上の高齢者を対象に独立させた後期高齢者医療制度が創設された。

(1) 被保険者

75歳以上の方と65歳以上75歳未満の障害認定を受けている方。

〔被保険者数の内訳（平成23年、24年5月31日現在）〕

	3割	1割一般	低Ⅱ	低Ⅰ	合計
23年度	5,746人 18.90%	13,654人 44.80%	5,066人 16.60%	6,006人 19.70%	30,472人 100.00%
24年度	5,793人 18.60%	13,914人 44.80%	5,259人 16.90%	6,114人 19.70%	31,080人 100.00%

(2) 自己負担

受診の際、一般の方が窓口で支払う自己負担の割合は1割、一定以上の所得を有する方（現役並み所得者）は3割。

	外来	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者（3割）	44,400円	80,100円※
一般（1割）	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）	8,000円	15,000円

※医療費が267,000円を超えた場合は、(医療費－267,000円) × 1%を加算
※過去12ヶ月以内に世帯単位の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円

(3) 給付

他の医療保険制度と同様、現物給付（医療サービスの提供等）と現金給付（高額療養費の支給等）を行う。また、医療と介護の負担を合わせて高額になる場合、「高額介護合算療養費」を支給する。

※高額医療・高額介護合算制度

医療費が高額になった世帯で、介護保険の受給者もいる場合は、後期高齢者医療制度と介護保険の両方の自己負担額を合算して、限度額を超えた分が支給される。

〔合算する場合の自己負担額〕（年額〈毎年8月～翌年7月〉）

所得区分	後期高齢者医療制度分と介護保険分を合算した限度額
現役並み所得者（3割）	670,000円
一般（1割）	560,000円
低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）	310,000円
低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）	190,000円

(4) 保険料

保険料は、均等割額と所得割額（旧ただし書き所得×所得割率）との合計額であり、東京都後期高齢者医療広域連合が決定し、2年ごとに見直しを行っている。低所得者及び被用者保険の被扶養者が自分で保険料を払っていなかった場合については、軽減措置を設けている。

〔保険料率等の推移〕

年度	均等割額	所得割率
22・23	37,800円	7.18%
24・25	40,100円	8.19%

〔均等割額の軽減〕

総所得金額等が下記の基準を超えない世帯（基準額）	軽減割合
8.5割軽減を受ける世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の所得がない）	9割
基礎控除額（33万円）	8.5割
基礎控除額（33万円）＋ （24.5万円×被保険者の数（被保険者である世帯主を除く））	5割
基礎控除額（33万円）＋（35万円×被保険者の数）	2割

〔所得割額の軽減〕

	「賦課のもととなる所得金額（旧ただし書き所得） （年金収入のみの場合）」	軽減割合
①	15万円（年金収入168万円）まで	全額
②	20万円（年金収入173万円）まで	75%
③	58万円（年金収入211万円）まで	50%

保険料の徴収は原則的には年金からの天引き（特別徴収）を行う。特別徴収は年額18万円以上の年金受給者で、原則として年金の定期支払（年6回）の際、介護保険料と同時に天引きされる。その他の方は、送付する納付書や口座振替で納めてもらう（普通徴収）。ただし、特別徴収該当者は、申請により口座振替に変更することができる。

〔保険料収納状況〕

	特別徴収	普通徴収	滞納繰越	合計	
23年度	調定額	1,155,368,800円	1,763,277,400円	34,550,200円	2,918,646,200円
	収入額	1,159,890,000円	1,740,109,000円	14,283,100円	2,899,999,000円
	収入率	100.4%	98.7%	41.3%	99.4%
24年度	調定額	1,097,938,600円	2,149,653,400円	36,950,300円	3,247,592,000円
	収入額	1,102,324,800円	2,115,698,000円	14,631,600円	3,218,022,800円
	収入率	100.4%	98.4%	39.6%	99.1%

(5) 運営の仕組み

各種申請業務や保険料徴収は区市町村が行い、財政運営は都内62区市町村が加入する東京都後期高齢者医療広域連合が行う。

〔中野区負担金〕（平成23年度）

	予 算 額	執 行 額	執行率
療養給付費負担金	1,854,201,000円	1,854,200,485円	100.00%
保険料負担金	2,960,923,000円	2,909,627,200円	98.30%
保険基盤安定負担金	326,228,000円	326,227,860円	100.00%
事務費負担金	93,749,000円	93,748,228円	100.00%
保険料軽減措置負担金	240,055,000円	202,253,958円	84.30%

（平成24年度）

	予 算 額	執 行 額	執行率
療養給付費負担金	1,937,441,000円	1,901,701,369円	98.20%
保険料負担金	3,284,393,000円	3,219,828,300円	98.00%
保険基盤安定負担金	356,316,000円	356,315,801円	100.00%
事務費負担金	101,589,000円	101,588,073円	100.00%
保険料軽減措置負担金	257,894,000円	236,130,395円	91.60%

(6) 財 源

財源構成は、患者負担を除き、公費（約5割）、現役世代からの支援（約4割）、被保険者からの保険料（約1割）

(7) 区独自事業

入院時負担軽減支援金

中野区に在住する後期高齢者医療被保険者で、世帯全員が住民税非課税の方が医療保険適用の病院等に31日以上入院された場合に、20,000円支給する。

	給 付 実 績	決 算 額
23年度	126件	2,520,000円
24年度	212件	4,240,000円

14. 国民年金

国民年金は、老齢・障害・死亡事項について年金を支給し、健全な生活の維持・向上に寄与することを目的としている。

加入者が納めた保険料に合わせ国庫負担で給付を行う拠出制の年金（基礎年金）と、全額国の負担で給付を行う無拠出制の年金（老齢福祉年金）とがある。

基礎年金の制度は昭和61年4月1日、厚生年金保険の被保険者・共済組合の組合員とその被扶養配偶者も加入する新しい制度として発足した。

平成3年4月からは、20歳以上の学生も加入が義務づけられた。これにより、国民年金は、20歳以上60歳未満で日本に住所のある人（外国籍を含む）は、原則としてすべて被保険者となる。

第1号被保険者（学生・自営業・フリーターなどとその配偶者）、第2号被保険者（厚生年金の被保険者および共済組合員）、第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている配偶者）に区分される。

●拠出制年金

拠出制年金（基礎年金）

被保険者	1. 第1号被保険者として必ず加入する人 ○20歳以上60歳未満で、日本に住所のある学生、自営業、自由業などの人 2. 希望により加入する人 ○60歳未満の老齢（退職）年金の受給者 ○60歳以上65歳未満で、日本に住所のある人 ○20歳以上65歳未満で、海外に住んでいる日本人 ○昭和40年4月1日以前の生まれで受給資格期間を満たしていない70歳未満の人	
保険料	平成23年度 月額15,020円、平成24年度 月額14,980円、平成25年度 月額15,040円	付加保険料 月額 400円
保険料の免除・猶予	1. 障害基礎年金を受けている人 2. 生活保護法による生活扶助を受けている人 3. 本人、配偶者、世帯主の所得が低い人 4. 天災等による損害や失業などにより保険料を納めることが困難な人	
学生納付特例	大学（院）・専門学校等に在学中の所得の少ない学生について、保険料の納付を猶予する	

※保険料の徴収は平成14年度に国に移管された。

国民年金給付状況

(単位：人)

	年度	老 齢	通算老齢	老齢基礎	障 害	母 子	遺 児	障害基礎	遺族基礎	寡 婦	死亡一時金	計
受給者数	23	4,428	3,692	48,151	121	0	0	2,399	54	44	53	58,942
	24	2,923	2,242	50,510	109	0	0	2,483	54	39	33	58,393

※数値は各年度末現在

被保険者の推移

(単位：人)

年 度	第1号被保険者		第3号被保険者 (C)	合 計 (A)+(B)+(C)
	強 制 加 入 被保険者 (A)	任 意 加 入 被保険者 (B)		
23	61,429	1,325	17,083	79,837
24	60,863	1,195	16,925	78,983

※数値は各年度末現在

保険料免除状況

(単位：人)

年度	保険料免除者 (D)								免除率 (D) / (A)
	法 定	全額免除	3 / 4免除	半額免除	1 / 4免除	若年者納付特例	学 生 納付特例	計	
23	2,989	4,545	396	318	106	686	4,382	13,422	21.8%
24	3,136	4,913	370	326	138	759	4,390	14,032	23.1%

拠出制年金給付の概要

(平成25年10月)

年金の種類	支給要件	年金額
老齢基礎年金	大正15年4月2日以降に生まれた人が次の要件を満たしたとき、65歳から支給(希望により繰上げ、繰下げ支給がある) ○保険料納付期間が25年以上あるとき ○保険料納付期間と保険料免除期間の合計が25年以上あるとき ○保険料納付期間と昭和36年4月以降の公的年金加入期間の合計が25年以上あるとき ○保険料納付期間、免除期間、公的年金加入期間、カラ期間等を合わせて25年以上あるとき なお、昭和5年4月1日以前に生まれた人は生年月日に応じて、この25年が24年～21年に短縮される	年額 778,500円× (保険料納付月数)÷(全額免除月数×1/2+保険料3/4免除月数×5/8+半額免除月数×3/4+保険料1/4免除月数×7/8) 加入可能年数×12月
障害基礎年金	○加入中にかかった病気やケガで重い障害をおったとき(ただし、保険料の納付または免除の期間が加入期間の3分の2以上あること)なお、平成28年3月31日以前に初診日がある障害については、初診の前々月までの直近1年間滞納がなければ支給できる ○20歳前に障害者となった場合は20歳になったとき(所得制限あり) ○旧制度による障害福祉年金の受給権者(所得制限あり)	1級障害 年額 973,100円 2級障害 年額 778,500円 子の加算 第1子・第2子1人につき 年額 224,000円 第3子以降1人につき 年額 74,600円
遺族基礎年金	○加入している人や老齢基礎年金を受けられる資格のある人が亡くなった場合で、18歳に到達する年度末まで(障害者は20歳未満)の子または妻と子のみ残されたとき(ただし、死亡した人の保険料の納付または免除の期間が加入期間の3分の2以上あること)なお、平成28年3月31日以前の死亡の場合は、死亡日の前々月までの直近1年間滞納がなければ支給できる ○旧制度による母子福祉年金、準母子福祉年金の受給権者(所得制限あり)	妻の受ける遺族基礎年金 子が1人のとき 年額 1,002,500円 子が2人のとき 年額 1,226,500円 3人目以降1人につき 年額 74,600円加算 遺児の受ける遺族基礎年金 子1人のとき 年額 778,500円 子2人のとき 年額 1,002,500円 3人目以降1人につき 年額 74,600円加算
寡婦年金	○老齢基礎年金の資格期間を満たした夫が、年金を受けずに死亡した場合に、10年以上婚姻関係があった妻に、60歳から65歳までの間支給	夫が受け取るはずだった老齢基礎年金(第1号被保険者期間分)×4分の3(付加年金は含まない)
死亡一時金	○第1号被保険者として3年以上保険料を納めた人が、老齢基礎年金、障害基礎年金などを受けずに亡くなったとき、生計が同じであった遺族に支給	納付月数に応じて 120,000円～320,000円

※老齢基礎年金と死亡一時金については、付加保険料を納めていた場合は、年金額に加算あり。ただし、死亡一時金は3年以上納めた場合が対象

●無拠出制年金(老齢福祉年金)

無拠出制年金は一般に老齢福祉年金と称され、国民年金制度が発足した昭和36年4月1日当時、すでに高齢に達し、拠出制年金(基礎年金)を受けるための受給資格を満たすことができない人に、一定の要件を備えるだけで、全額国庫負担で年金を支給しようとする制度である(所得による受給制限

がある)。

なお、これまでの障害福祉年金と母子・準母子福祉年金は、年金法の改正により、昭和61年4月1日以降、それぞれ障害基礎年金と遺族基礎年金に吸収された。

老齢福祉年金の概要 (平成25年10月)

年金額
年額 398,800円
所得により減額された場合
年額 314,400円

老齢福祉年金支給状況(単位:人)

年度	全額支給	一部支給停止	全額支給停止	合計
23	1	1	8	10
24	1	1	7	9

※ 支給要件

1. 明治44年4月1日以前に生まれた人が70歳になったとき
2. 大正5年4月1日以前に生まれた人で保険料を納め、または免除された期間が、拠出制の老齢年金を受けるための要件に該当せず70歳に達したとき

※数値は各年度末現在

15. 介護保険

介護保険制度は、急速な高齢化が進む中、老後の安心を社会全体で支えるしくみとして平成12年4月に創設された。制度開始から13年が経過した平成24年度末の中野区における要介護認定者数は12,794人となっており、保険給付費は年々増加し続けている。介護保険制度の安定的・持続的運営を目指して3年ごとに介護保険事業計画策定と制度改正が行われており、平成24年度には、新しい在宅サービスの創設、介護報酬の増額改定、保険料上昇緩和のための財政安定化基金取崩し等が行われた。

1. 運営

中野区が保険者となり、被保険者が納める保険料と公費(国、東京都、中野区の負担金)を財源として、中野区における介護保険制度を運営していく。

2. 介護保険事業計画

介護保険制度を円滑に運営するため、平成24年3月、介護保険法に基づき第5期介護保険事業計画を策定。

この計画では、介護保険事業の理念(人間性と主体性の尊重・区民の参加・被保険者や区及び事業者の協働)、安心してサービスを利用するためのとりくみ、今後の介護サービスの必要量の見積りとその確保のための方策等を明らかにしている。計画期間は平成24年度を初年度とする3年間。

3. 被保険者

中野区内に住所を有する40歳以上の者が中野区の介護保険被保険者となる。被保険者には第1号被保険者(65歳以上の者)、第2号被保険者(40歳～64歳の医療保険加入者)の別があり、それにより保険料や給付要件が異なる。

(1) 第1号被保険者(65歳以上の者)

(保険料)

中野区が区の条例(中野区介護保険条例)により定める。

保険料は本人の所得や住民税課税状況等に応じて14段階(特例を含めて16段階)に分かれる。(下表参照)

徴収は原則として、老齢・退職・遺族・障害年金からの天引きによる。平成18年7月から納付書での支払いがコンビニエンスストアで行えるようになった。

(給付要件)

介護や支援が必要と認定されると、介護サービスを利用することができる。

(2) 第2号被保険者(40歳～64歳の医療保険加入者)

(保険料)

加入している医療保険ごとに給与や所得に応じて定める。

医療保険の保険料に介護保険分を上乗せして納める。

(給付要件)

加齢に伴う病気(16特定疾病)により介護や支援が必要となった場合のみ、認定を受け、介護サービスを受けることができる。平成18年4月から末期がんと特定疾病に加わった。

4. 介護認定審査会

区は、要介護等認定の審査判定業務を行うため、区長の附属機関として介護認定審査会を設置している(平成11年9月設置)。

委員は、保健・医療・福祉の各分野に関する学識経験に配慮して構成されている。

委員の定数は200人以内、任期は2年とする。

開催状況(平成24年度) 開催回数 386回

審査件数 12,926件

保険料区分及び保険料(年額：平成24年度～平成26年度)

保険料段階	料率	年額保険料	区 分
第1段階	0.50	31,500円	本人が生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、または本人が老齢福祉年金受給者で、世帯全員が特別区民税非課税
第2段階	0.55	34,700円	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下
特例第3段階	0.65	41,000円	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下
第3段階	0.70	44,200円	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超えている
特例第4段階	0.85	53,700円	本人が特別区民税非課税で、他の世帯員が特別区民税課税で、本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下
第4段階	0.95	60,000円	本人が特別区民税非課税で、他の世帯員が特別区民税課税で、本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えている
第5段階	1.01	63,800円	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が125万円未満
第6段階	1.10	69,500円	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が125万円以上150万円未満
第7段階	1.20	75,800円	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が150万円以上200万円未満
第8段階	1.40	88,400円	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が200万円以上350万円未満
第9段階	1.55	97,900円	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が350万円以上500万円未満
第10段階	1.85	116,900円	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が500万円以上700万円未満
第11段階	2.15	135,800円	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が700万円以上1000万円未満
第12段階	2.35	148,400円	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が1000万円以上1500万円未満
第13段階	2.70	170,600円	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が1500万円以上2000万円未満
第14段階	3.00	189,500円	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が2000万円以上

要介護度別居宅サービスの利用限度単位等一覧

要 介 護 度	利用限度額のめやす (1か月あたりの単位数 ※注)	福祉用具の購入費の支給	住宅改修費の支給
要 支 援 1	4,970単位	4月1日～翌年3月31日の間で 10万円	原則1住宅につき20万円
要 支 援 2	10,400単位		
要 介 護 1	16,580単位		
要 介 護 2	19,480単位		
要 介 護 3	26,750単位		
要 介 護 4	30,600単位		
要 介 護 5	35,830単位		

※注 支給限度額1単位はおおむね10円に換算する。サービス利用にあたっては、種類や地域によって換算額が異なる。
例えば特別区内で訪問介護を利用する場合は、1単位11.26円に換算する。

5. サービスの利用

介護サービスを利用するには、寝たきりや認知症などで支援や介護が必要な状態であるかどうか、どの程度の介護が必要なのか、認定を受けなければならない。認定を受けた者は居宅サービスを利用するか、施設への入所・入院するかを選択する。居宅サービスを利用する者は、要介護度に応じた支給限度額（上表参照）の範囲内でケアプランを作成し、サービスを利用する。サービスの利用料の自己負担は1割。

【介護サービスの種類】

(1) 居宅サービス

訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプ）、訪問入浴・介護予防訪問入浴、訪問看護・介護予防訪問看護、通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）、訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護、福祉用具の貸与・特定福祉用具購入費の支給、住宅改修費支給、居宅介護支援・介護予防支援（ケアプラン作成）、特定施設入居者生活介護、居宅療養管理指導

(2) 施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設へ入所、入院して利用するサービス。

(3) 地域密着型サービス

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(4) 特別給付

短期入所利用時のタクシー等利用時の費用給付、寝具乾燥

サービス、訪問理美容サービス

6. 事業者への支援・指導

利用者に質の高いサービスが安定的に提供され、介護保険制度が円滑に運営できるよう研修会の開催や情報提供等の支援を行なっている。また、介護サービス事業者に対し、適切なサービスの提供と適正な介護報酬の請求が行なわれているか、訪問調査等を実施し、改善が必要な事業所については指導を行なっている。

7. 介護保険基盤整備

平成18年の介護保険法改正により、介護が必要となった高齢者が住みなれた地域で安心して生活できることを目的とした地域密着型サービスが導入された。区は第5期介護保険事業計画（平成24～26年度）において整備目標を定め、公有地活用や補助金交付により整備を推進している。

(1) 公有地活用

- ①中野区白鷺1-14の公有地で、小規模多機能型居宅介護（登録25名、通い15名、泊まり7名）及び都市型軽費老人ホーム（20名）の複合施設を整備・運営する事業者を平成24年7月に東京都へ推薦した（平成24年8月、東京都が事業者を決定した）。（社福）武蔵野療園：中野区江古田2-24-11
- ②中野区東中野4丁目3番（地番）の区有地（区立住吉保育園跡）で、小規模多機能型居宅介護（登録25名、通い15名、泊まり7名）及び認知症高齢者グループホーム（18名）等の複合施設を整備・運営する事業者を選定した（平成25年1月）。（社福）練馬キングス・ガーデン：練馬区早宮2-10-12

介護保険運営状況

	平成23年度	平成24年度
第1号被保険者数（65歳以上）	62,264人	64,214人
要介護認定者数（第2号被保険者含む）	12,081人	12,794人
保険給付費	16,582,874,083円	17,816,910,173円
内訳：居宅サービス	11,037,692,207円	12,224,711,438円
施設サービス	4,783,334,711円	4,753,675,911円
高額介護サービス	318,395,120円	395,662,115円
特定入居者介護サービス費	442,715,570円	442,073,069円
特別給付	736,475円	787,640円

16. 精神保健

(2) 地域密着型サービス事業所の指定

① 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

- グループホームふぁいん鷺宮 定員9人、平成23年5月開設、デイケア(株)運営
- 愛の家グループホーム中野上高田 定員18人、平成24年4月開設、メディカル・ケア・サービス(株)運営

② 認知症対応型通所介護

- シニア倶楽部パプリカハウス 定員7人、平成24年6月開設、BALM FIELD(株)運営

③ 小規模多機能型居宅介護

- 愛の家小規模多機能型居宅介護中野上高田 定員18人、平成24年4月開設、メディカル・ケア・サービス(株)運営

④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ジャパンケア新中野 平成24年9月開設、(株)ジャパンケアサービス運営

心の悩みのある方、精神障害者、様々な依存症に悩む区民、高齢者を中心とした認知症を疑われる方などについて、ご本人やご家族を対象とした専門医による個別相談と保健師や障害者相談支援事業所による面接相談・訪問を実施している。また、区民への普及啓発のため、うつ講演会を実施している。

精神障害者の社会復帰と自立支援のため、すこやか福祉センターでの精神障害回復者社会生活適応訓練（デイケア）及び精神障害者地域生活支援センターでの相談・日常生活支援・地域交流事業等を実施している。

精神保健相談および訪問指導

区分	相 談		訪 問 指 導		
	実人員	延人員	実人員	延人員	
23年度	こころのクリニック	60	62	345	886
	嗜癪クリニック	30	31	30	74
	高齢者精神保健相談	21	21	46	90
24年度	こころのクリニック	67	67	346	804
	嗜癪クリニック	27	28	15	58
	高齢者精神保健相談	21	21	32	51

うつ講演会

	タイトル	参加者数
23年度	「耳を傾けて、あなたの心の声」	99名
24年度	「気付いてください心のサインに」	77名

精神障害回復者社会生活適応訓練（デイケア）

	回数	延人員	実施内容
23年度	192	1,655	集団指導により話し合い・スポーツ・料理・戸外活動等
24年度	144	1,735	

精神障害者地域生活支援センター

		23年度		24年度	
登録者数	本人	343		348	
	家族	9		19	
事業内容		実施回数	延人員	実施回数	延人員
電話相談	毎週火～日	299	6,675	299	7,806
来所相談	毎週火～日	299	1,858	299	2,604
オープンスペース	毎週火～日	299	12,265	299	11,444
講座等実施	—	421	4,298	573	4,691

17. 環境・食品衛生

●害虫防除等

清潔で快適な生活環境を確保するため、ネズミ・生活害虫・ハチ等の防除相談や指導を、また展示会などにより啓発を行なっている。

委託防除作業

			23年度	24年度
種 別	実施期間	実施対象	実 績	実 績
スズメバチ防除	5月～11月	区内住宅等	67件	68件

指導・相談件数

		件 数
23年度	区 分	
23年度	ネズミ・生活害虫等	776
24年度	ネズミ・生活害虫等	949

あき地除草指導

		か 所 数	面 積 (㎡)
23年度	受 託 除 草	9	1,337.35
24年度	受 託 除 草	10	1,992.81

ネズミ駆除用粘着シート・薬剤配布

		配 布 数
23年度	年 間	107個
24年度	年 間	87個

(薬剤によらない環境的防除を奨めている)

狂 犬 病 予 防

		23年度	24年度
新規登録頭数		985	985
廃 犬 数		641	672
予 防 注 射 頭 数		6,371	6,375
苦 情 件 数		173	154
咬 傷 犬 事 故 件 数		7	3

●カラス対策 (16年度事業開始)

カラスが通行人などを襲う場合に、区民をカラスの被害から守るため、カラスの巣の撤去及びヒナの捕獲を行う。また、餌やり防止等の啓発を実施し、繁殖数の抑制に取り組んでいる。巣の撤去については、カラスが通行人を威嚇、攻撃しているなど緊急を要する場合に実施している。

		23年度	24年度
巣 の 撤 去		33個	16個
ヒ ナ の 捕 獲		16羽	20羽

●環境衛生

- 1) 公衆浴場、旅館、理容所、美容所等の環境衛生関係営業施設の許認可、監視指導および検査
- 2) 井戸・専用水道等の飲料水の安全対策

- 3) 特定建築物の衛生管理に関する指導その他生活環境に関する相談に応じている。

環 境 衛 生 関 係 施 設 数

(各年度3月末現在)

業 種		23年度	24年度	業 種		23年度	24年度	業 種		23年度	24年度	
総 理 美 ク リ ー ニ ン グ 所 一 般 リ ネ ン 取 無 興 行 旅 館 ホ テ ル 旅 館 簡 易 宿 所	数	5,135	5,097	公 衆 浴 場	65	45	墓 地 納 骨 堂	42	42	特 定 建 築 物 (3,000㎡以上)	67	70
	容 所	224	219	{ 普 通	28	26		2	2			
	容 所	467	470	{ その他の公衆浴場	37	19	コ イ ン オ ペ レ ー シ ョ ン ク リ ー ニ ン グ コ イ ン シャ ワ ー	100	101	8	9	
	ク リ ー ニ ン グ 所	324	321	プ ー	55	56						
	{ 一 般	188	182	{ 許 可	10	11						
	{ リ	4	3	{ 届 出	45	45						
	{ 取	129	133	水 道 施 設	3,759	3,740						
	{ 無	3	3	{ 専 用 水 道	2	2						
	興 行 場	12	12	{ 簡 易 専 用 水 道	507	508						
	旅 館 業	10	8	{ 小 規 模 給 水 施 設	3,250	3,230						
{ ホ	5	3	温 泉 利 用 施 設	0	2							
{ 旅	3	3	墓 地 等	44	44							
{ 簡	2	2										

●食品衛生

食生活の安全確保を図るため、営業施設の構造設備および調理加工等の食品の取り扱い面の監視指導を行うとともに、食品や添加物などの細菌・化学検査を実施している。また、

食品衛生に関する苦情の処理や消費者に対する衛生知識の普及活動、衛生講習会等を行っている。

食品衛生関係施設数

(各年度年3月末現在)

業種	23年度	24年度	業種	23年度	24年度	業種	23年度	24年度
総数	6,825	6,902	⑧魚介類販売業	285	296	(3) 食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する許可施設	14	14
(1) 食品衛生法に基づく許可業種	6,011	6,056	⑨魚肉ねり製品製造業	3	3	(4) 東京都食品製造業等取締条例の許可業種	557	570
①飲食店営業	4,042	4,098	⑩アイスクリーム類製造業	34	33	①行商	6	6
②喫茶店営業	390	351	⑪乳類販売業	530	533	②食料品等販売業	521	533
③菓子製造業	326	338	⑫食肉販売業	292	299	③その他	30	31
④めん類製造業	7	6	⑬食肉製品製造業	9	8	(5) 東京都ふぐの取扱い規制条例に基づく営業所	119	134
⑤豆腐製造業	28	26	⑭食肉処理業	23	21			
⑥そう菜製造業	24	25	⑮その他	17	18			
⑦冰雪販売業	1	1	(2) 東京都食品製造業等取締条例に基づく届出給食施設	124	128			

18. 感染症対策

●感染症予防

医療の進歩や衛生環境の向上により防疫措置を必要とする感染者は著しく減少しているが、例年発生する腸管出血性大腸菌感染症やノロウイルス感染症を始め、すでに克服したと考えられていた結核の増加も問題となっている。

また、新たな新型インフルエンザを含め、今後とも健康危機に備えるための医療物資の維持補充、医療体制の確保等に継続的に取り組む必要がある。さらに、防疫措置だけでなく、平時における発生動向調査や区民への感染症の情報提供による予防対策にも力を入れている。

平成24年6月以降、小児の予防接種の普及により今まで殆ど流行が見られなくなっていた風しんが成人男性を中心に流行し始め、東京都の緊急対策を受けて、翌年3月より戸籍窓口で婚姻届を出された方にリーフレットを渡す等、先天性風しん症候群についての注意啓発を強化するとともに、妊娠を希望する女性と妊婦の夫に対する風しんワクチン接種費用の一部助成を開始した。

BCGを除く定期予防接種は、一定の年齢に期日または期間

を定めて委託医療機関による個別接種方式で実施している。

平成21年4月から小児の任意予防接種のうち流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）及び水痘（水ぼうそう）、22年4月からヘモフィルスインフルエンザ菌b型（ヒブ）、23年4月から小児用肺炎球菌及び子宮頸がん、24年4月から高齢者肺炎球菌ワクチンに対する接種費用の一部助成を開始した。

風しんワクチン接種支援事業

対象者	助成実績（平成25年3月18日～31日）
妊娠を予定又は希望している女性	56
妊娠している女性の夫	47

高齢者インフルエンザ予防接種者数（区民実績分）

	65歳以上 （接種日に65歳以上の者）	60～64歳 （特定の障害をもっている者）
23年度	30,516	94
24年度	30,051	104

定期予防接種接種者数

（区民実績分）

	総数	ジフテリア・百日せき・破傷風				ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎				麻しん・風しん(MR)				日本脳炎								
		1期初回			1期追加	1期初回			1期追加	初回			追加	1期	2期	3期	4期	1期	初回	追加	2期	
		1回目	2回目	3回目		1回目	2回目	3回目		1回目	2回目	3回目		1回目	2回目	3回目		1回目	2回目			
23年度	26,034	2,221	2,252	2,202	1,973	-	-	-	-	1,222	929	1,069	-	-	2,004	1,485	1,465	1,273	2,644	2,536	2,056	703
24年度	31,485	1,632	1,776	1,957	2,088	604	419	252	7	1,146	2,991	2,939	2,392	11	2,092	1,543	1,387	1,179	2,283	2,168	2,050	569

任意予防接種支援における費用助成件数

（区民実績分）

対象予防接種	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	水痘 （水ぼうそう）	ヘモフィルスインフル エンザ菌b型（ヒブ）	小児用 肺炎球菌	高齢者 肺炎球菌	子宮頸がん
23年度	1,935	1,834	7,057	7,394	-	5,868
24年度	2,416	2,338	7,810	7,916	1,453	2,712

感染症患者発生届出数（二類・三類）

性感染症患者発生届出数（HIV、梅毒）

	総数
23年度	26
24年度	25

	総数	二類（結核以外）	三類（腸管出血性大腸菌（O157）赤痢、腸チフス、パラチフス）
23年度	7	0	7
24年度	8	0	8

●エイズ予防

エイズの感染予防とエイズに対する差別・偏見をなくすため、エイズ相談及び抗体検査を行うとともに、正しい知識を普及するための広報活動を実施している。

エイズ相談・検査

区分	相談件数	検査件数
23年度	2,209	730
24年度	2,227	775

●結核予防

中野区の結核患者の発生は、国・都に比べて高率になっている。結核の予防、早期発見、確実な治療を促進するため、予防接種、健康診断、接触者健診、患者支援、DOTS事業等を行っている。

結核新登録患者・予防接種

	結核新登録患者数		罹患率	BCG接種者数
	総数	感染性肺結核		
23年度	85	23	27.13	2,052
24年度	66	27	21.04	2,065

Ⅳ

区民が発想し、区民が選択する新しい自治

Ⅳ-1 自治のしくみが効果的に機能し、さまざまな担い手によって多様なサービスが展開するまち

1. 区民活動センター

区民活動センターは、地域住民による地域課題についての話し合いや解決に向けた自主的な活動を促進するため、地域自治の活動拠点として平成23年7月に地域センターを転換して開設した。(15か所)

地域活動の支援と集会室の貸出を主な事業としている。

支援の内容として ①地域団体の活動に関する情報の収集・発信 ②地域の課題解決に向けた仕組みづくりや活動 ③各地域団体の活動支援やネットワークづくりなどを行っている。

いる。また、地域課題解決のための会合や、文化的な活動などに利用できるよう集会室を貸し出している。

区民活動センターは、15か所のセンターごとに、地域住民が組織した運営委員会に、区が地域活動の支援業務を委託して運営を行っている。

各運営委員会は、地域の力で暮らしやすいまちづくりに向けた取り組みを進めている。

集会室の利用状況

(単位：件、人)

年度	平成23年度		平成24年度		年度	平成23年度		平成24年度	
	件数	利用人数	件数	利用人数		件数	利用人数	件数	利用人数
区民活動センター					区民活動センター				
南中野	4,960	51,571	5,647	58,273	新井	6,734	56,186	7,165	57,881
弥生	5,125	36,557	6,096	44,241	江古田	4,093	33,758	4,564	37,034
鍋横	2,606	25,622	4,106	48,151	沼袋	3,101	39,851	3,413	37,939
東部	3,812	44,354	3,215	23,340	野方	7,751	67,525	7,599	70,922
桃園	4,426	46,770	4,534	46,643	大和	4,410	33,463	5,384	39,749
昭和	1,847	17,786	1,815	19,998	鷺宮	2,184	35,123	2,381	29,230
東中野	1,306	8,646	1,452	10,442	上鷺宮	5,284	40,972	5,858	58,003
上高田	4,184	32,182	4,300	39,254	合計	61,823	564,366	67,529	621,100

2. 消費生活センター

区民をとりまく消費生活環境は、高度情報化や経済社会の変化に伴い、商品やサービスが多様多様になっている。また、IT機器を悪用した不当架空請求が後を絶たず、悪質商法による消費者トラブルも増加している。

このようななかで区は、消費者が自ら自立した消費者として、良質な商品やサービスの選択ができるようにするため、必要な情報や相談する機会の提供に取り組んでいる。

昭和43年5月、消費者保護基本法が施行され、同47年7月消費者コーナーを設置。同56年10月、新井1丁目に消費者センターを開設し、平成10年4月には、中野5丁目4-7に移転した(環境リサイクルプラザと併設)。平成16年6月、消費者の権利の尊重と自立を基本理念とした消費者基本法が施行された。平成23年3月には、区役所1階に移転し、消費生活センターに名称を変更した。平成24年12月、消費者教育の総合的・一体的な推進を目的とする消費者教育推進法が施行された。

消費生活センターでは、区民の消費生活の安定と向上を図るため、次の事業を実施している。

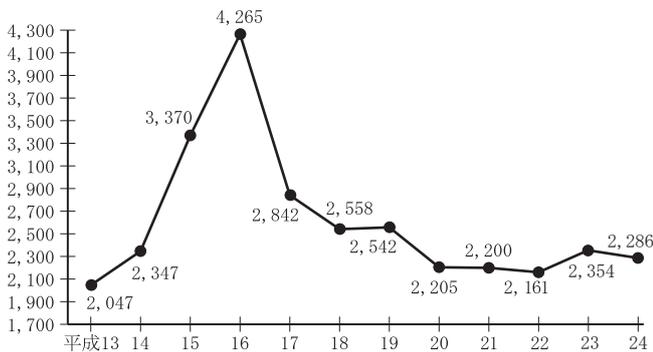
① 消費生活相談

- 消費生活に関する問合せ、苦情、被害救済等の相談受付及び処理
- 出前講座の実施
- 「中野区の消費者行政」の発行(年1回)
- 消費生活情報システムの管理及び整備
- ② 消費生活情報の収集・提供
 - 消費生活に係る各種講座の開催
 - 啓発用リーフレット「消費者相談の現場から」の発行(毎月1回)、「消費生活センター情報特急便」(随時)の発行
 - 区報に「消費者相談の現場から」を掲載
 - 各種リーフレットや消費生活に関する雑誌の閲覧
- ③ 消費者団体活動支援
 - 消費者団体等が実施する学習会等への講師派遣
 - 消費者団体等が実施する消費生活展の支援
- ④ その他
 - 計量器事前調査、家庭用品品質表示検査等

1. 消費者講座実施状況

年度	講座名	テーマ	回数	参加者
23年度	一般消費者講座	自分でできる住まいの防犯安全対策 他	4	135人
	親子消費者講座	備長炭電池を作ろう 他	2	43人
	講師派遣	「放射能」と「食の安全」にどう向きあうか 他	2	180人
24年度	一般消費者講座	知っておきたい！老人ホームの基礎知識 他	4	154人
	親子消費者講座	リサイクル万華鏡を作ろう 他	2	46人
	講師派遣	ダンボールコンポストのすすめ 他	2	83人

2. 消費者相談受付件数の年次別推移



3. 区政への区民参加

広聴活動は、区と区民との間の双方向のコミュニケーションを活性化することによって、徹底した情報の共有化を図ることが重要である。区政に区民の意見、要望を反映するとともに、区民に対する説明責任を十分に果たすことを通じて、区民に信頼される「参加による区政」の実現をめざす。

区政に対する意見・要望等を積極的に受け止めていくため、区民の声、対話集会などを実施している。

●区民の声

区政に対する意見・要望・苦情などの「区民の声」は、区役所、区民活動センターなど30か所の区施設に設置している「声のポスト」のほか、窓口、電話、手紙、ファックス、電子メールなどにより「区民の声」としていつでも区に届けられるようになっている。

主な「区民の声」は23年度が1,234件、24年度が954件あり、区の施設や事業に対する意見・要望や率直な疑問、不満の表明など内容はさまざまである。

「区民の声」の一つひとつを区政に対する問題提起として受け止め、具体的施策や今後の区政運営に生かすことを基本に、所管部（分野）と連絡・調整を行い、解決できるものは解決し、また、実現困難なものはその理由を説明するなど区民の理解を得るよう努めている。

●区政への提出箱（私のアイデア便）

区長あての区民感覚あふれる提案を積極的に募集し、区政改革に活かすことにより、区民サービスの質の向上と手応えのある区民参加を実現するため、新たな区民参加のシステムとして「私のアイデア便」を平成15年6月から実施した。平成20年11月から「区政への提案箱」に名称を変更し実施している。

23年度の提案・要望・意見等は3件。

24年度の提案・要望・意見等は2件。

●区民と区長の対話集会

区民と区長の対話集会は、区民と区長が直接、区政や地域の課題について意見交換を行いながら、区民の区政への理解を深めることを目的として実施している。区は対話を通じ、区民の意思や地域の現状を把握し、区政運営への反映に努める。平成14年7月から概ね月に2回程度実施している。

平成23年度は21回開催し、302人の参加があった。

平成24年度は24回開催し、343人の参加があった。

●対話集会

対話集会は、区が直接区民の声を聞き、区と区民の相互の理解と区政をともに考えていく場として設けている。

対話集会は、各種区民団体等からの要望によって開催する。

23年度は8回で、24年度は7回実施した。そのほか、庁内各部（分野）が事業を推進するなかで実施している。

●区民意識・実態調査

○区民意識・実態調査

区民意識・実態調査は、広く区民を対象として、定住意向や暮らしやすさなどを継続的に調査することにより、区民の意識や行動から区民のニーズを把握するとともに、その変遷を捉え、施策立案のための基礎資料とするものである。昭和46年度から平成21年度までは毎年、それ以降は隔年で実施している。

無作為で抽出された20歳以上の区民2,000人を対象に、郵送配布・郵送回収の方法で、「定住意向」「生活に関するさまざまなことに関する事項」「施策への要望」を継続的に調査するほか、各回テーマを設定して調査している。平成23年度は「防災」「見守り・支えあい」、平成25年度は「まちの魅力・まちづくり」をそれぞれテーマとした。

●パブリック・コメント手続き

区が決定する重要な計画や施策の実施にあたって、政策立案の段階で区民から広く意見を募集し、提出された意見を反映して最終決定を行うための手続として、平成15年9月から実施してきたが、平成17年4月に施行された「中野区自治基本条例」の中に本手続に関する規定が設けられたことを受けて、現在は「中野区パブリック・コメント手続に関する規則」を定めて実施している。

平成23年度には3件、平成24年度には9件の計画等について、パブリック・コメント手続を実施した。

●区民の公益活動の推進

区内では、町会・自治会や任意団体、NPO法人などの様々な区民団体が、地域の美化や安全、高齢者や子育て支援等について、自主的に幅広く活発な活動を行っている。

区民の公益活動を推進するための仕組みとして、平成18年3月に制定された。「中野区区民公益活動の推進に関する条例」に基づき、公益活動を行う区民団体への助成や業務の委託等、区民の公益活動を推進する取り組みを行っている。

◎区民公益活動推進協議会

区民団体を対象とした助成制度や区民の公益活動の推進に関する事項の審議、区民公益活動推進基金からの助成制度の審査等を行うため、中野区区民公益活動の推進に関する条例に基づき、区長の附属機関として「区民公益活動推進協議会」を設置している。

委員は10人。学識経験者、区内団体等から推薦された方、公募区民より構成されている。任期は2年。

◎区民公益活動推進基金からの助成

区民団体が、区民を対象に自ら企画し実施する公益性のある事業で、より先駆性・創造性・発展性・継続性の高い活動に、その経費の一部を区民公益活動推進基金から助成を行う制度で、平成18年度から開始した。助成事業は、区民公益活動推進協議会の審査を経て決定する。

平成23年度には6事業、平成24年度には5事業に助成金を交付した。

◎業務委託の提案制度

公益活動を行う区民団体が受託を希望する業務を提案し、区は、提案を受けた業務の中から、区民公益活動推進協議会の意見をふまえ、区の業務としてふさわしいものを選定し、提案した区民団体に委託する制度。平成18年度から開始した。

◎区民公益活動に関する政策助成制度

区民団体が行う公益活動の中でも、区が行う政策に合致し、区政目標の実現に貢献する活動について助成を行う制度で、平成19年度から開始した。10の活動領域（①地域を住民自身で支えるための活動、②産業の活性化、勤労者支援のための活動、③地球環境を守るための活動、④子どもと子育て家庭

を支援するための活動、⑤男女共同参画の推進及び人権を守るための活動、⑥地域の保健福祉を推進するための活動、⑦安全で快適なまちづくりのための活動、⑧学習、文化、芸術又はスポーツ振興のための活動、⑨国際交流、平和のための活動、⑩消費者のための活動）ごとに助成の優先度が高い取り組みや活動を「重点をおく取り組み」として毎年度定め、交付決定における基準の一つとしている。審査は、活動領域を所管する部（室）で行う。

4. 広報活動

●印刷物による広報

なかの区報

必要な区政情報が区民に届き活用されることを目標に、区政の課題・動きなどを掲載し、区民に配布している。

月2回（5日・20日、1月は1回）、各約19万部発行し、各戸配布している。そのほか、区の施設、駅などに広報スタンド・ボックスを設置し配布した。

教育だよりなかの

学校教育の現状や当面の課題、子どもに関する情報などを掲載し、区報とともに各戸配布している。そのほか広報スタンド・ボックスにより配布。年3回、各19万部発行した。

区議会だより

年4回の定例会を中心に、臨時会や委員会などの議会の活動状況を掲載し各戸配布を実施している。そのほか、区の施設、駅などに据え置き、広報を行っている。

その他の印刷物

印刷物名	発行回数	23年度	24年度
中野区勢概要	2年に1回	150部	—
わたしの便利帳	年1回	25,000部	25,000部
外国語版区報 (英語版・中国語版)	23年度年6回 24年度年4回	英 3,000部 中 3,000部	英 3,000部 中 3,000部 ハンゲル 3,000部
わたしの便利帳点字版	年1回	4セット	4セット
中野区生活マップ (平成25年度に廃止)	年1回	26,000部	25,000部
中野区政のあゆみ	4年に1回	—	—

●映像による広報

ケーブルテレビ局JCN中野で、区の重点施策などを15分間の特集番組として不定期に放送し、放送終了後ホームページで配信している。

なお、図書館で過去に区が制作した広報番組のビデオテープの貸し出しを行っている。

●パブリシティ

区の新しい制度や催し、まちの話題や出来事など区に関する様々な情報を報道機関（主に新聞社）に提供している。

そのほか記者会見、資料提供、取材協力などを行っている。

●その他の広報

(1) お知らせ板

設置本数 356本（平成25年12月現在）

(2) 区民専用掲示板（区民のひろば）

設置本数 182本（平成25年12月現在）

区民による自主管理を原則として、自主貼付・自主取り外しにより運営している。

(3) 広報スタンド・ボックス

駅の広報スタンドは昭和44年7月から開始。

駅広報スタンド18か所（平成25年4月現在）。

●区政資料の閲覧

区役所4階広報担当において次のサービスを行っている。

①計画などの区政資料、区議会の委員会資料などの閲覧・複写サービス、②有料刊行物の販売（67種類）。

●中野区ホームページ等

平成9年11月17日、広聴・広報機能を充実させ、区民生活に密接なかかわりをもつ行政情報を提供するため、ホームページを開設した。

アドレス<http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/>

平成17年4月、ユニバーサルデザインのホームページを目指しリニューアルし、平成19年1月からはバナー広告の掲載を開始した。平成21年12月には、利便性とアクセシビリティの向上を目指して再構築を行った。また、平成23年11月からはツイッター、平成25年4月からはフェイスブックページによる情報提供を開始した。

●中野区教育委員会ホームページ

迅速な情報提供により教育行政への区民参加を促進し、中野の教育に的確に反映させるために、平成13年10月1日から教育委員会ホームページを開設している。

平成21年12月には、ホームページの利便性向上を目指しリニューアルした。

アドレス（URL）<http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kyoiku/>

●中野区議会ホームページ

開かれた区議会運営の推進の一環として、広く区民に区議会情報を提供するため、会議録検索機能をもったホームページを開設している。

アドレス（URL）<http://kugikai.city.nakano.tokyo.jp/>

5. 情報公開

区民と区が情報を共有し、区政への区民参加を進めることを目的に情報公開制度を昭和61年7月から実施している。情報公開制度は、区が作成、または、入手した情報について、公開の請求および不服の救済の一般的手続等を定め、区民の知る権利を保障するものである。

23年度の請求件数は270件、このうち公開が229件、一部公開が31件、非公開が9件、却下が1件であった。

24年度の請求件数は370件、このうち公開が339件、一部公開が23件、非公開が7件、存否応答拒否が1件であった。

6. テレビ電波受信障害対策と都市型CATV事業

中野区では、昭和40年代後半から新宿新都心に建設された超高層ビル群等により、広範囲にわたってテレビ電波の受信障害が発生し、以来、都市化の進展により受信障害は悪化の一途をたどってきた。そこで中野区では、受信障害の抜本的解消に併せ、情報化社会の基盤整備ともなる「都市型CATV（ケーブルテレビ）事業」の実施を平成4年に決定し、第三セクターとして、平成5年7月に設立した「株式会社シティテレビ中野（JCN中野）」において、その事業の推進を図ってきた。その後中野区ほぼ全域でケーブルテレビの幹線が整備されたこと、早期に地上デジタル放送に対応する世帯が増えてきたことから良好なテレビ視聴が可能になってきた。そのため平成22年7月にテレビ電波受信障害対策制度を終了した。

平成23年7月24日にテレビ放送が地上デジタル放送へ完全移行され、基本的に受信障害が解消された。都市型CATV事業として、地域情報や区政情報を区民に提供するJCN中野のコミュニティ番組で、区議会中継、防災情報発信、区の広報番組などを提供している。

7. 相談活動

平成24年3月に区役所1階の総合案内と隣接して区民相談窓口を設置し、生活上の困りごとや悩みを抱えているが相談先などがわからずに困っている区民に対し、手続き・相談先などの案内を行っている。

また、区民が日常生活を営むうえで生じるさまざまな問題を解決する一助として、専門家による無料の各種専門相談事業を区役所1階専門相談室において行っている。

23年度の専門相談総件数は、2,948件、24年度は2,963件であった。

相談の種類は、法律相談、不動産相談、税務相談、人権擁護相談、暮らしの手続と書類の相談、行政相談、青少年相談、登記相談、社会保険・労務管理相談となっている。

なお、このほか区役所1階には東京交通安全協会が実施している中野交通事故相談所がある。

8. 地域防災住民組織

地震による被害を最小限にするためには、行政の力だけでは限界がある。区民の高い防災意識と防災行動力に支えられてこそ、はじめて効果的な防災態勢が確立できる。区では昭和51年から、地域防災住民組織の結成を推進し、平成25年11月現在、115の防災住民組織が結成されている。

地域防災住民組織の活動

平 常 時	災 害 時
① 初期消火、応急救護訓練などの年間防災計画の作成と実施	① 初期消火活動
② 出火防止など防災意識向上のための広報活動の実施	② 情報収集、伝達活動
③ 映画会や講演会などによる防災知識の普及	③ 応急救護活動
④ 軽可搬消火ポンプや発電機等防災資機材の点検	④ 避難誘導活動
	⑤ 水、食糧など救援物資の調達配分

9. 障害者等のための防災対策の充実

災害時に一人で避難できない災害要援護者の方を対象に、事前登録制度（手あげ方式）を行っている。

登録者リストを地域防災住民組織、区民活動センター、警察署、消防署に配備し、災害時の安否確認、避難支援、救護等に活用することとしている。登録者数893人（平成25年4月現在）

10. 地域の生活安全

平成16年度から、地域における犯罪の発生を防止するため、区民一人ひとりの安全で安心なまちづくりに関する意識の高揚を図るとともに、区民、事業者、区、関係行政機関等が相互に連携した防犯に取り組んでいる。

○防犯パトロール活動の支援

地域の防犯パトロール団体に防犯資機材（上着、誘導電灯、たすきなど）の支給や保険料の一部助成を実施している。

○中野区安全・安心（防犯）メールの配信

中野区内で発生した犯罪情報や、子どもの安全にかかわる不審者情報などを、メールにて情報提供を行っている。

○青色灯防犯パトロールカーの運行

区民の安全を守るとともに、地域の犯罪抑止力を高めるために、区内全域の巡回パトロールを実施している。

○防犯カメラの設置補助

地域団体(町会、自治会、商店街等)が、地域防犯対策の一環として防犯カメラ等を設置する場合、設置費の一部を助成している。

IV-2 「小さな区役所」で、質の高い行政を実現するまち

1. 戸籍住民窓口

戸籍住民分野の窓口処理は、区民サービスという観点からも、迅速、正確を最も要求されているところである。

そこで、中野区ではその実現のために、実情に即して事務処理の方法、組織等に創意工夫をしている。

平成4年12月からは、戸籍住民分野及び地域センターの窓口で住所の届出や印鑑登録、国民健康保険の手続き等の処理をオンラインシステムにより処理している。

平成8年1月からは、戸籍関連の事務をコンピュータで処理する「戸籍の電算化」が実現したことにより、窓口で待ち時間の短縮などの改善がなされ、平成8年4月には、住民票と戸籍に関する証明書の発行窓口を一本化するなど、窓口混雑の緩和と区民サービスの向上を図っている。

平成13年9月から各種証明書発行の受付時間の延長・休日

開庁を始め、段階的に拡充し、平成25年時点では、平日の火曜20時まで開庁するとともに毎週日曜日に各種証明書の発行や転出・転入等の届出の預かりなどを行っている。

平成24年2月から住民基本台帳カードを利用し、住民票の写し・印鑑登録証明書のコンビニエンスストアでの交付サービスを始め、その普及と促進に努め、区民の利便性の向上を図っている。

平成24年3月から、ワンストップ型窓口を導入し、7月にフロアマネージャーによる案内、9月にローカウンターの改修整備を行い、来庁者の利便性の向上に努めている。

なお、区内15か所の地域センターでの窓口サービスの機能は、平成23年7月に5か所での地域事務所に集約し、サービスを提供している。

戸籍住民分野における台帳別人口

項目	住民基本台帳人口				戸籍		外国人登録人口	印鑑登録数
	世帯	人口	男	女	本籍	人口		
23年度末	178,248	299,673	150,671	149,002	143,071	333,593	11,499	126,192
24年度末	注1 186,904	312,303	157,018	155,285	143,266	332,471		125,244
増減(△)	8,656	12,630	6,347	6,283	195	△1,122	△11,499	△948

年度末=翌年4/1 注1 平成24年7月9日 法改正により外国人住民も住民基本台帳制度の対象となった。

戸籍住民分野と地域事務所の関連事務の比較

年度	区分	項目	戸籍全部・個人事項証明		住民票の写し		印鑑証明		計	
			件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
23		戸籍住民分野	69,539	84.0	139,393	69.1	55,032	49.8	263,964	66.8
		注2 地域事務所	13,214	16.0	62,288	30.9	55,508	50.2	131,010	33.2
		計	82,753	100.0	201,681	100.0	110,540	100.0	394,974	100.0
24		戸籍住民分野	69,811	86.1	160,316	76.8	68,147	62.0	298,274	74.6
		地域事務所	11,235	13.9	48,510	23.2	41,702	38.0	101,447	25.4
		計	81,046	100.0	208,826	100.0	109,849	100.0	399,721	100.0
対前年度		戸籍住民分野	272	2.1	20,923	7.7	13,115	12.3	34,310	7.8
増減		地域事務所	△1,979	△2.1	△13,778	△7.7	△13,806	△12.3	△29,563	△7.8

注2 平成23年7月 地域センター(15か所)から地域事務所(5か所)に集約

戸籍住民分野事務取扱件数の推移

項目	22		23		24	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
戸籍事務	155,981	22.41	161,084	22.53	163,365	23.19
住民基本台帳事務	318,668	45.78	334,109	46.73	352,611	50.06
印鑑事務	86,311	12.40	89,080	12.46	99,385	14.11
その他事務	58,882	8.46	63,090	8.82	68,286	9.69
外国人登録事務	76,197	10.95	67,683	9.47	20,731	2.94
計	696,039	100.00	715,046	100.00	704,378	100.00

2. 戸 籍

戸籍は、日本国民の出生、婚姻、養子縁組、離婚、死亡等の身分関係を登録・公証するものである。100年以上の歴史を有し、国民の生活に不可欠な制度となっており、国民に対する行政の基礎資料ともなっている。

区では、地方自治法による法定受託事務として、戸籍法に基づき戸籍簿を備え、個人の求めに応じて全部事項証明・個人事項証明・記載事項証明等の形式による身分関係の公証に関する事務を行っている。

また、戸籍に関連する事務として、住民基本台帳法に基づき本人の住所を戸籍の附票に記録する事務、火葬許可事務や相続税関係資料提出事務および人口動態調査事務などを行っている。

なお、平成8年1月からは、戸籍事務および関連する事務について、コンピュータ処理するシステムを稼働させ、大幅な事務処理の効率化を実現した。

区における戸籍の傾向については、本籍数の増加が続く中、本籍人口については、減少の傾向が続いている。

本籍・本籍人口・一戸籍当たり人口 (3月末現在)

項目	年	平成23年度	平成24年度
本 籍		143,071	143,266
本 籍 人 口		333,593	332,471
一 戸 籍 当 たり 人 口		2.33	2.32

戸籍届書取扱件数

	出 生	死 亡	婚 姻	離 婚	その他	計
23年度	3,622	4,494	5,031	1,098	4,039	18,284
24年度	3,778	4,474	5,385	1,082	4,192	18,911

3. 住民基本台帳

住民基本台帳は、住民の居住関係の公証と、選挙人名簿への登録、その他住民に関する情報処理の基礎となる原本である。住民基本台帳法により、正確かつ統一的な住民記録を整え、住民の利便と行政事務の円滑化に供している。

現在中野区では、住民基本台帳は本庁舎のコンピュータに電子情報として記録・編成され、証明書類の発行を行うほか、納税・課税事務や選挙事務その他各種行政事務に利用し、効率的な事務を行っている。

平成14年8月、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）が稼働し、様々な行政事務の基礎となる住民票の記載事項のうち、氏名、生年月日、性別、住所の4情報と住民票コード等の全国的なネットワーク化（一部の自治体を除く）が実現した。国等の行政機関では、これらの情報を利用することにより、年金受給者の現況届や各種届出における住民票の写しの添付を不要とするなど、本人確認事務の効率化を図っている。

平成24年2月、住民基本台帳法カードを利用し、コンビニのマルチコピー機による住民票の写しの交付を開始し、区民の利便性向上を図っている。

平成24年7月から、外国人登録法の廃止にともない、外国人も住民基本台帳の適用対象となり、選挙事務を除く行政事務は日本人と同様の扱いとなった。

世帯及び人口の推移 (各年3月末現在)

項目	年	平成23年度	平成24年度
住 民 基 本 台 帳	世 帯 数	178,248	186,904
	前 年 増 減	1,312	8,656
	人 口	299,673	312,303
	前 年 増 減	506	12,630
	1世帯当り人口	1.68	1.67

4. 印鑑登録事務

印鑑登録証明制度は、住民の日常生活や権利の取得、喪失関係において、「人の同一性」と「意思の真正」を確認する手段として大切な役割を果たしている。

区では、中野区印鑑条例を制定し、印鑑の登録および証明に関して必要な事項について定めている。

なお、印鑑登録証明書の発行にあたっては、印鑑登録の際交付された「印鑑登録証」の提示と所定の申請書の提出により、あらかじめ区に登録され、コンピュータに記録された印影等の写しを証明することとしている。また印鑑登録証は平成3年11月から新規登録に際しては磁気カードを交付している。平成24年2月住民基本台帳カードを利用し、コンビニのマルチコピー機による印鑑登録証明書の交付を開始し、区民の利便性向上を図っている。

5. 地域事務所

地域事務所は、区内5か所（南中野、東部、江古田、野方、鷺宮）に設置し、住民に身近な地域で基本的な行政サービス（窓口サービス）を中心に、多様なサービスをワンストップで提供するとともに、行政サービス等の総合案内窓口として事務を行っている。

窓口サービスとして、コンビニで住民票の写しや印鑑登録証明書の交付を受けるための住民基本台帳カードのコンビニ利用登録事務などを新たに加え、証明書の発行、異動・届出の手続き、保険・福祉・医療、公金の収納などの事務を行っている。

証 明 書	住民票の写し（広域住民票含む）	戸籍全部・個人事項証明書（謄抄本）
	住民票の記載事項証明書	戸籍の附票の写し
	印鑑登録証明書	不在住証明書
	特別区民税・都民税の課税証明書・納税証明書	軽自動車税納税証明書
異 動 ・ 届 出	転入届・転出届・転居届	世帯変更などの異動届
	出生届・死亡届	印鑑登録・廃止
保 福 医 險 社 療	国民健康保険加入・新規保険証交付・喪失	介護保険証再交付・書き替え・回収
	国民健康保険証再交付・書き替え・回収	介護保険転出入に伴う資格取得・喪失
	後期高齢者医療保険転出入等に伴う届出	介護保険要介護認定申請書受付・介護保険証交付
	児童手当・保育所入所申請受付	福祉タクシー券の交付
	子ども医療費助成医療証交付申請・変更届・再交付申請受付	都営交通無料乗車券の交付
	国民年金加入届出・種別変更届出	区民健診申し込み
そ の 他	特別区民税・都民税・軽自動車税	介護保険料
	保育園保育料、区立幼稚園入園料・保育料	後期高齢者医療保険料
	国民健康保険料	生活資金の返還金
	コンビニ交付のための住民基本台帳カードの利用登録	小・中学校の転入学通知書等の交付
	飼い犬の登録・注射済票交付	

6. 個人情報の保護

個人情報に係る区民の基本的な権利の擁護と、信頼される区政の実現を図ることを目的に、区が収集、利用するすべての個人情報を対象とした個人情報保護制度を平成2年8月から実施している。

個人情報保護制度は、区が個人情報を収集、利用する場合の基本原則を定めるとともに、区民が自己の情報について開示等を求める権利を保障するものである。

また、制度の適正な運営のため、区民の代表などからなる個人情報保護審議会を設置している。

7. 行政情報

中野区は、昭和41年に大型コンピュータを導入して以来、区民記録を中心に、住民税、国民健康保険など多くの業務を電算化するとともに、多様化する行政需要に適切に対応するため、電子計算組織の改善、充実を段階的に行ってきた。今日では、電子計算組織によって、区の多くの事業を処理しており、区民サービスの向上と区政運営の効率化を支えている。また、住民票の写し発行、印鑑登録・証明発行、住民税処理、証明発行等の各種即時処理や地域事務所（旧地域センター）のオンライン化、さらに部門サーバ、パーソナルコンピュータを導入して、生活保護システム、図書館オンラインネットワーク、戸籍情報総合システム、福祉総合システム、介護保険システムなど区民サービスに欠くことのできない業務を行ってきている。

内部管理事務の電子化においては、庁内情報端末がほぼ職

員一人に1台配置され、電子決裁システム、文書管理システム、庶務事務システム、財務会計システムが稼働している。平成16年度には、東京電子自治体共同運営による電子調達サービス・電子申請サービスが稼働し、インターネットをとおして時間的・場所的な制約にとらわれない行政手続を順次提供できる環境を整えた。電子区役所の前提となる情報安全体制の整備も行き、電子区役所実現に向け着実に進んでいる。

中野区の主な電算処理業務（平成25年4月現在）

業務内容のあらし

区民記録	住民記録関係の各届出、選挙、統計、戸籍
印鑑登録	印鑑登録関係の各届出
福 祉	障害者福祉手当、緊急通報、支援費、児童手当、生活保護費、福祉貸付金
税 務	住民税、軽自動車税
国民健康保険	国民健康保険料 国保給付
介護保険	介護保険料 介護給付
国民年金	拠出年金、福祉年金
区民健診関係	長寿健診、特定健診、健康づくり健診、胃等各種がん検診、歯科健診
医療助成	乳幼児医療助成、障害者医療助成、ひとり親家庭医療助成
住 宅	住宅融資、区営住宅
道 路	道路占用許可
産業経済	産業経済融資
学校・保育	
幼稚園関係	就入学、就学援助、給食、学童保育、保育園
保健所	栄養相談、畜犬登録、各種検査

図書館	
区政資料	図書館インターネット検索・予約、区政資料インターネット検索
内部管理	人事・給与、金銭会計、備品管理、予算編成、文書管理、庶務事務
公共施設管理	文化・スポーツ施設インターネット予約

●行政情報化のあゆみ

昭和38年4月	「事務改善委員会」の中に専門部会「組織機械導入研究部会」を設置。	昭和57年3月	国民健康保険全面改正、新システム稼働。
7月	組織機械導入研究部会「組織機械による統合事務処理方式システム図表」を作成。	10月	学童クラブおやつ代システム稼働。
昭和39年11月	事務の統合処理について研究開始。	昭和58年1月	「中野区情報処理基本計画」策定。
昭和40年5月	区民マスターテープ完成。	2月	老人保健法施行に伴う老人医療助成、福祉、保健システム全面改正。
昭和41年3月	区民マスターテープから各種調査資料、住民税課税、国民健康保険料当初賦課等の開発完了。	昭和59年3月	FACOM M360R型機導入。
4月	電子記録課新設。 FACOM241-D型機導入、稼働開始。	7月	OA推進ガイドライン策定。
昭和42年11月	区民マスターテープの拡大、異動処理システムの改正。	9月	ネットワークを光ケーブル化。
昭和43年2月	軽自動車税を実施。以後、住民税資料、国保資格、年金資格等を区民マスターテープに盛り込み、処理業務を拡大。	10月	FACOM M360R型機導入、同型機による2CPUシステム稼働。国保・退職者医療システム稼働。
昭和45年1月	給与事務、生活保護事務の適用。	昭和60年2月	漢字住民票即時発行システム稼働。
4月	軽自動車税収納の消し込み処理開始。以後、住民税、国保・年金保険料収納の消し込み処理。	昭和61年4月	印鑑登録・証明発行システム本稼働。
昭和48年4月	「電算問題検討小委員会」設置。	6月	FACOM M360R型機1台を、FACOM M360型機にグレードアップ。
11月	「中野区情報処理基本計画」策定。	9月	外国人登録即時入力開始（カナ）。
昭和50年4月	FACOM230-38型機導入、稼働開始。 保育・幼稚園、軽自動車税収納のOCR適用。 以後、国保保険料収納のOCR適用。	12月	IDカードによる電算室への入退室管理を実施。
昭和52年10月	端末機利用システム研究開始。	昭和62年4月	区民健診システム一部稼働。
11月	「中野区情報処理基本計画」策定。 FACOM230-38型機のレベルアップ検討開始。	5月	光ケーブル2重化敷設。
12月	「中野区電子計算組織運営管理規程」制定。	11月	住民税オンラインシステムによる異動処理の開始。
昭和53年7月	FACOM M160S型機導入。	12月	外国人登録即時入力（漢字）。
10月	オンラインシステム稼働。	昭和63年6月	国保給付記録システム稼働。
昭和54年7月	国保保険証、給付台帳漢字システム稼働（漢字プリントは委託）。	10月	FACOM M360をM760/10に入れ替え。
昭和55年9月	「中野区電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」公布。56年1月施行。	11月	FACOM M360RをM760/8に入れ替え。
昭和56年1月	「中野区電算処理に係る個人情報保護審議会」設置。「中野区電子計算組織運営管理規程」を廃し、「中野区電子計算組織管理運営規則」を施行。区民記録即時入力処理開始。	平成元年1月	事務改善委員会、地域センターオンライン化の方針決定。
8月	FACOM M170F型機導入。	10月	国民健康保険オンラインシステムによる資格異動処理の開始。
9月	漢字による公有財産システム稼働。	平成2年2月	地域センターオンラインシステム稼働。
		3月	軽自動車税オンラインシステム異動処理開始。
		7月	「中野区電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」廃止。
		平成3年3月	国民年金システムの全面改正。
		11月	国保給付記録システム全面改正。
		12月	国保オンラインシステム改正。
		平成4年12月	地域センターオンラインシステム（異動処理）稼働。
		平成5年3月	「中野区情報化推進計画」策定。
		4月	保育システムの開発に着手。
		9月	生活保護システム稼働。
		10月	図書館オンラインネットワークシステム稼働。
		12月	医療助成システム稼働。
		平成6年2月	「中野区テレピア基本計画」策定。
		7月	システム評価制度導入。
		10月	保育システム稼働。
		11月	FACOM M760/8、M760/10をM1700/10R（2台）に入れ替え。

平成8年1月	戸籍情報総合システム稼働。	平成24年2月	ハローワーク就労支援コーナー開設に伴う、求人情報提供端末の設置。	
7月	福祉情報サービスシステム稼働。		緊急速報メール（エリアメール）システム稼働。	
平成9年4月	西暦2000年問題対応に着手。		証明書自動交付システム（コンビニ交付）稼働。	
平成11年10月	介護保険システム稼働。 グループウェアシステム導入開始。		4月	災害時対応として、インターネット接続用予備無線回線を導入。
平成12年3月	FACOM M1700/10R（2台）をGS8300/300に入れ替え。		7月	外国人対象の証明書自動交付（コンビニ交付）開始。
平成14年3月	「電子区役所実現3か年プログラム」、「中野区情報安全対策基本方針」策定。			住民記録システムの住基法改正（外国人登録法廃止）による法務省連携稼働。
7月	「地域イントラネット整備計画」策定。	平成25年1月		地域支えあい要支援者情報等管理システム稼働。
8月	住基ネット稼働。	3月		区有施設へのWi-Fiスポットの設置。
9月	住基ネット切断。			
平成15年1月	LGWAN（総合行政ネットワーク）接続。			
2月	「電子申請対応指針」策定。 各課にメールアドレス付与。			
4月	電子決裁システム、文書管理システム稼働。			
7月	庶務事務（出退勤）システム稼働。			
8月	住基ネット再接続。			
12月	図書館インターネット蔵書検索開始。			
平成16年1月	公的個人認証サービス開始。			
4月	コンビニ収納システム利用開始。			
7月	「中野区電子申請対応計画」策定。			
9月	財務会計（予算編成・備品管理）システム稼働。			
12月	庶務事務（超過勤務管理・旅費管理）システム稼働。 電子調達サービス（入札参加資格申請）開始。			
平成17年1月	電子申請サービス開始。			
2月	財務会計（契約管理・予算管理）システム稼働。			
4月	中央電算ホストコンピュータGS8300/300をGS21/400に入れ替え。			
平成18年10月	福祉総合システムパッケージ導入。			
平成19年2月	大規模システム導入計画に対し、外部システム評価実施。 マルチペイメントによる電子申請に係る手数料収納開始。			
6月	後期高齢システム導入。			
10月	「中野区住民情報系システム全体最適化計画」策定。			
平成20年3月	「中野区地域情報化推進計画」策定。 「中野区電子計算組織管理運営規則」を全部改正し、「中野区情報政策の推進に関する規則」を制定。 「調達ガイドライン」導入。「中野区情報政策官設置条例」制定。			
12月	電子調達サービス（電子入札）開始。			
平成22年4月	滞納整理支援システム稼働。			
9月	中央電算再構築による新システム稼働（オープン環境で稼働する住民情報系基幹システムに再構築）			

第5章

その他の公共機関

1

都税・国税

◆都 税

都税については、事務の集中処理により、簡素で効率的な執行体制を構築し人材の有効活用を図る目的で、平成20年度から所管区域が変更された。それに伴い、中野区内の都税のうち、都民税（法人）、事業税（法人）及び事業所税の所管が新宿都税事務所となり、さらに、平成21年度からは個人事業税についても新宿都税事務所への所管替えが実施され、そ

の他の都税については中野都税事務所の取扱いとなっている。

平成23年度の都税総収入額は4兆1,466億円で、このうち中野都税事務所分は425億円と全体の1.0%相当、平成24年度は都税総収入額4兆2,471億円における中野都税事務所分は420億円と全体の1.0%を占めている。

都税収入推移（中野都税事務所取扱分）

各年度決算値（単位：件、千円）

税 目	平成 23 年 度		平成 24 年 度	
	件 数	税 額	件 数	税 額
都 民 税（ 個 人 ）	638,457	17,868,255	647,054	18,141,439
都 民 税（ 法 人 ）	804	90,810	935	84,414
事 業 税（ 個 人 ）	529	39,764	611	53,419
事 業 税（ 法 人 ）	142	32,014	177	19,501
不 動 産 取 得 税	4,841	1,304,230	5,051	1,181,178
自 動 車 税	1,840	75,927	1,645	68,725
固定資産税・都市計画税	396,569	23,107,815	401,728	22,472,287
特 別 土 地 保 有 税	0	0	0	0
自 動 車 取 得 税	1	62	1	26
軽 油 取 引 税	0	0	0	0
事 業 所 税	0	0	1	2,649
旧 法 に よ る 税	0	0	0	0
合 計	1,043,183	42,518,877	1,057,203	42,023,638

◆国 税

国税は、そのほとんどが申告納税制度を採用している。このため、税務署は納税者が税法を正しく理解し、自ら納税義務を果たすことができるように、記帳方法や所得計算の指導、税に関する相談、広報広聴などの仕事を行っている。

税務署では、各種の申告書及び申請書等の提出、各種用紙の交付請求や国税の納付などを一つの窓口で済ませることができるよう、総合案内窓口を設置している。

なお、税務相談（関係書類を確認する必要がある場合など）については、事前予約が必要である。

〔連絡先：中野税務署 電話03-3387-8111〕

また、納税者の利便性向上のため、国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用を推進している。e-Taxとは、自宅や会社、税理士事務所からインターネットを利用して申告、申請・届出、納税等ができる制度である（国税局ホームページ www.nta.go.jp）。

中野税務署管内の所得税確定申告者数は、平成22年分が72,210名（うち還付申告者数38,809名）平成23年分は70,105名（うち還付申告者等39,654名）であった。

また、平成24年6月30日現在の法人数は12,553社、源泉所得税の徴収義務者数（給与所得）は11,853件となっている。

徴収決定額（中野税務署管内）

各年3月末日現在（単位：千円）

	徴 収 決 定 額	
	22年度	23年度
源 泉 所 得 税	32,033,685	29,819,535
申 告 所 得 税	14,908,793	15,185,319
法 人 税	20,324,689	17,993,818
相 続 税	10,587,941	8,475,988
消 費 税 等	37,315,747	35,333,010
そ の 他	1,668,720	1,725,255
合 計	116,839,575	108,532,925

◆水道

東京の水道は、最も重要な都市基盤の施設の一つとして人々の生活と都市活動を支えており、区内の給水普及率は100%である。東京都の水道は国が定めた水質基準よりも高い目標を定め、徹底した水質管理を行っている。また、通常の浄水処理に加え、オゾン処理と生物活性炭吸着処理を行う高度浄水処理の導入や残留塩素の低減化などにより安全でおいしい水道を供給するための様々な取組を進めている。

こうした状況の中、平成25年2月に「東京水道経営プラン2013」（平成25年度から27年度の3年計画）を策定し、効率経営に努めながらお客様に喜ばれる水道をめざし、施策の着実な実施に努めている。

中野区で使用されている水道は、大正14年の荒玉水道町村組合による砧上浄水場から通水を開始し、現在では、多摩川及び利根川を水源とする朝霞、三郷及び三園系の各浄水場から供給している。

また、震災時における応急給水拠点として、中野区には、区立弥生公園、江古田の森公園、区立みずのとう公園の3ヶ所に小規模応急給水槽が設置されている。

◆下水道

都の下水道事業は、区部における公共下水道の設置・管理と多摩地区における流域下水道幹線と水再生センターの設置・管理を内容としている。これらの事業は、都の経営する地方公営企業として運営され、都の下水道局が所管している。

現在、23区内の下水は、芝浦、三河島、砂町、有明、みやぎ、落合、森ヶ崎、新河岸、浮間、小菅、葛西、中野、および中川の13の水再生センターにおいて処理されている。

中野区内の下水道普及率は、昭和56年3月末で100%に達し、区内の全域にわたり下水道が普及し、その大部分を落合・中野水再生センターで処理し、一部分を新河岸水再生センターで処理している。

また、都の下水道局では、次のような業務も行っている。

1. 下水道使用者の確認および井戸水、ビル・工事現場等の湧水等の使用水量の認定および料金徴収事務。
2. 排水設備の届出書の受け付けおよび悪質排水の規制指導。
3. 水洗便所の改造に対する助成金の交付。
4. 公共下水道台帳の展示。新宿区西新宿2-8-1都庁第二庁舎5階の施設情報管理係（台帳閲覧室）で行っている。

（閲覧手数料無料）

また、平成17年4月1日から、下水道台帳（施設平面図1/500）をインターネットで公開している。

下水道局公式ホームページ（トップページ）「下水道台帳」（URL <http://www.gesui.metro.tokyo.jp/>）

区内の水道データ

項目	23年度末	24年度末
年間使用水量	32,068千m ³	32,008千m ³
給水件数	201,614件	204,156件
配水管理設距離	541km	545km

区内の下水道および付属施設

	下水道管きょ延長			マンホール	汚水ます
	総数	幹線	枝線		
23年度	437,539 ^m	30,115 ^m	407,424 ^m	14,087 ^個	74,226 ^個
24年度	438,255	30,115	408,140	14,101	74,498

区内の下水道使用件数

	総数	水道使用件数	井戸使用件数		湧水・その他使用件数
			専用	併用	
23年度	(A+B+D) 件 201,747	(A) 件 201,605	(B) 件 101	(C) 件 465	(D) 件 41
24年度	204,286	204,148	100	448	38

中野区には、中野警察署と野方警察署の2つの警察署があり、区民の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他、公共の安全と秩序の維持に当たっている。おおむね早稲田通りを境として、南部（中野4丁目を除く）は中野警察署が8か所の交番と1か所の駐在所、2ヶ所の地域安全センターを置いて受け持ち、北部は野方警察署が11か所の交番と2か所の駐在所、1か所の地域安全センターを置いて受け持っている。

中野区における犯罪被害は、自転車盗などの乗り物盗による被害が最も多い。また、空き巣狙い・事務所荒し・出店荒しなどの侵入盗が多く発生したほか、主に女性を狙ったバイク、自転車利用のひったくり事件や車上狙いも数多く発生している。空き巣狙いは、留守がちなマンション・アパートで、また、事務所荒しは、夜間無人となる雑居ビル等で多く発生している。振り込め詐欺などの増加も近年の傾向である。

侵入盗を防止するには、防犯診断を行い防犯設備（サッシ窓には補助錠をつける）等の設置が有効であり、また、ひったくり被害を防止するには、

- ・バイクの音がしたら振り返る
 - ・ハンドバックや手提げ袋などは建物側に持つ
 - ・自転車の前カゴには、ひったくり防止ネットを付ける
- のひったくり被害防止三原則を励行するとより効果的である。

そして、犯罪被害に遭わないための区民自らによる防犯意識の高揚を図り、有事における110番通報等の啓蒙活動を行っている。

一方、道路交通情勢は、道路延長、道路面積等の整備が頭

打ちとなっているにもかかわらず、車両保有台数、免許保有人口及び交通需要の増加によって、交通事故や交通渋滞あるいは交通公害の発生等の問題が深刻となるなど、厳しさを増している。

中野区内では、交通死亡事故の件数・負傷者数も減少している。

事故原因としては、脇見や前方不確認による安全運転義務違反や交差点における安全不確認によるものが多く、二輪車・高齢者・自転車に係わる事故が目立っている。

交通事故防止としては、重大交通事故に直結する悪質性、危険性の高い交通違反（無免許・飲酒・速度超過）及び交差点違反（信号無視・歩行者妨害・右左折方法等）を中心とした取締りを行っている。

また、平成18年から実施された新駐車取締り法は、確実に駐車車両の減少につながり、大きな成果を上げている。

さらに、警察と地域住民及び関係機関・団体等との連携を図り、地域・職場ぐるみの交通安全対策や交通安全意識の高揚を図り、高齢者、子供及び二輪車・自転車利用者を重点とした交通安全教育を計画的に実施し、交通安全を推進していく。

交通事故発生件数 (各年1～12月)

		件数(件)	死者(名)	重傷(名)	軽傷(名)
23年	中野	423	1	8	465
	野方	401	2	3	427
	計	824	3	11	892
24年	中野	339	1	8	372
	野方	337	3	4	366
	計	676	4	12	738

保護取扱件数 (各年1～12月)

		泥酔者	酩酊者	迷人(迷子)	自殺企図者	負傷者病人	その他	計
23年	中野	108	14	187	18	13	49	389
	野方	80	9	189	19	15	44	356
	計	188	23	376	37	28	93	745
24年	中野	92	24	176	22	15	34	363
	野方	115	12	217	20	22	53	439
	計	207	36	393	42	37	87	802

刑法犯認知・検挙件数 (各年1～12月)

		殺人		強盗		放火		風俗犯		暴行傷害		脅迫恐喝		窃盗		詐欺		横領		その他		計	
		認知	検挙	認知	検挙	認知	検挙	認知	検挙	認知	検挙	認知	検挙	認知	検挙	認知	検挙	認知	検挙	認知	検挙	認知	検挙
23年	中野	1	1	10	7	1	1	18	11	97	66	13	8	1,693	327	75	32	5	4	405	137	2,318	594
	野方	1	1	3	2	0	0	11	10	73	47	9	2	1,659	205	72	27	2	1	416	143	2,246	438
	計	2	2	13	9	1	1	29	21	170	113	22	10	3,352	532	147	59	7	5	821	280	4,564	1,032
24年	中野	2	2	7	4	0	0	24	13	101	72	2	2	1,557	243	75	37	0	1	393	146	2,161	520
	野方	1	1	11	5	1	1	12	6	86	57	10	8	1,348	200	81	37	1	1	360	127	1,911	443
	計	3	3	18	9	1	1	36	19	187	129	12	10	2,905	443	156	74	1	2	753	273	4,072	963

4 消 防

中野区には、中野、野方の2消防署と各署に3出張所が配置されており、区のほぼ中央を走る、早稲田通りを境に、南側を中野消防署、北側を野方消防署が担当している。

消防署では、火災、救助、救急などの消防活動のほか、災害の未然防止、被害の軽減を図るため建築計画の事前指導、建築物の使用開始前の検査、火災予防査察及び防火管理指導等の予防業務を行っている。

また、地域の防火防災安全体制の強化として、中野区商店街振興組合連合会及び中野区商店街連合会との協定締結を契機に、各商店街振興組合等との協定を結び、災害発生時における地域との連携強化を図っている。

住宅防火対策としては、平成22年4月1日に義務化された

住宅用火災警報器について各町会等と連携し設置促進を図っている。

震災対策として、「災害に強い安全なまちづくり」として、消防団、災害時支援ボランティア、防災市民組織、事業所、学校、町会等と連携し、地域の防災力向上に努めている。

中野、野方消防団は、消防署と連携し消火活動や各種警戒にあたるとともに、地域の防災リーダーとして住民に対する応急救護指導及び防火防災指導を行っている。

平成25年11月1日現在、中野消防団は、1本部、8分団194人、野方消防団は、1本部、8分団191人の団員で構成され、動力消防ポンプ（中野消防団16台、野方消防団21台、うち積載車8台「中野5台、野方3台」を含む。）を配備している。

機 械 配 置 状 況

		総 数	ポンプ車	はしご車	化学車	救急車	指導車	広報車	非常用両車	人員資材輸送車	署指揮車	補給車
		台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
23年	中野	20	7	1	0	2	0	4	3	1	1	1
	野方	22	7	1	1	3	0	4	3	2	1	0
	計	42	14	2	1	5	0	8	6	3	2	1
24年	中野	20	7	1	0	2	0	4	3	1	1	1
	野方	22	7	1	1	3	0	4	3	2	1	0
	計	42	14	2	1	5	0	8	6	3	2	1

月別火災発生状況

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総数(件)
23年	中野	2	11	8	5	5	3	1	4	7	4	1	7	58
	野方	6	8	8	6	1	5	6	2	3	4	2	10	61
	計	8	19	16	11	6	8	7	6	10	8	3	17	119
24年	中野	5	2	8	9	2	1	5	4	3	2	4	3	48
	野方	7	4	7	5	4	5	5	4	4	7	3	8	63
	計	12	6	15	14	6	6	10	8	7	9	7	11	111

原因別火災発生状況

		総数(件)	放火(放火の疑いを含む)	電気設備機器	たばこ	ガスコンロ	その他
23年	中野	58	10	13	11	12	12
	野方	61	14	16	11	9	11
	計	119	24	29	22	21	23
24年	中野	48	16	10	5	5	12
	野方	63	15	17	11	11	9
	計	116	31	27	16	16	21

※原因欄を一部変更しています。

火災による死傷者等

		死者(名)	傷者(名)	焼損床面積(m ²)
23年	中野	2	20	481
	野方	1	17	353
	計	3	37	834
24年	中野	2	6	416
	野方	2	11	464
	計	4	17	880

救急車出動件数

		総 数	火 災	交通事故	運動事故	労 災	一般負傷	自 損	加 害	急 病	そ の 他
23年	中野	6,114	51	515	16	39	1,003	69	82	3,906	433
	野方	9,006	28	741	41	32	1,483	102	90	6,018	471
	計	15,120	79	1,256	57	71	2,486	171	172	12,924	904
24年	中野	6,265	30	458	28	20	1,079	48	83	4,021	498
	野方	9,434	49	631	27	47	1,474	94	78	6,401	633
	計	15,699	79	1,089	55	67	2,553	142	161	10,422	1,131

その他の災害状況

		救助（件）	危険排除	水災（件）			救助（件）	危険排除	水災（件）
23年	中野	286	55	7	24年	中野	240	57	0
	野方	233	101	21		野方	226	68	5
	計	519	156	28		計	466	125	5

5 電気・ガス

◆電 気

東京電力は、日本経済の中心地である首都圏に電気の供給を行っている。

中野区への供給は荻窪支社が受け持ち、電気の安定供給に必要な設備の運転・保守、電気を安全にお使いいただくための内線コンサルタントサービス、電気料金の検針・集金業務などを行っている。（区内の中野営業センターは組織の見直しにより平成25年9月に閉所）

中野区における電力需要は、一般住宅・商店などを中心とする民生需要が主体で産業需要の割合が低いことが特徴で、中野区を含む荻窪支社の販売電力量は下表のとおりである。

また、東京電力では、低炭素社会の実現に向けて環境にやさしい高効率機器の推進や火力発電の熱効率の向上、自然エネルギーの導入など、CO2削減への取り組みも進めている。

荻窪支社 販売電力量

	販売電力量（百万kWh）
23年度	5,431
24年度	5,399

※荻窪支社の管轄地域は、中野区、杉並区、練馬区です。
 ※電気料金・お引越の手続きなどのご連絡先 0120-995-005
 停電・その他電気に関することのご連絡先 0120-995-006

◆ガ ス

東京ガスは、環境にやさしいクリーンなエネルギー、天然ガスを原料とした都市ガスの供給を行っている。

中野区内の都市ガス需要家は、平成25年3月末現在で約18万4千件であり、その用途別構成は下表の通りである。

東京ガスは、お客様のガス安全使用の促進、ガス料金の検針、回収を主たる業務として行っている。

区内には二つの代理店（東京ガスライフバル）があり、ガス料金の受付、ガス機器の販売と修理、ガスメーターの開・閉栓やガス工事などを受け持っている。

また、東京ガスは、保安面には特に力を注いでおり、マイコンメーターの普及は、家庭用では100%設置されている。ガス導管は、地震によりある地域に被害が集中した場合、二次災害を防止するために、導管網のブロック化によりガスの供給停止を行うようになっている。

需要家件数（メータ取付数）

		総 計
需 要 家 件 数	23年度	182,542
	24年度	184,491

※ガス料金、転居先等のご連絡先（全社共通）
 お客様センター 0570-002211
 携帯電話・PHSから 03-5722-3111
 ※ガスもれのご連絡先 03-5484-0444

中野区のおいたち

原始時代から中野区の誕生まで

原 始

旧石器時代、すでに、妙正寺川、江古田川、中野川（桃園川）、神田川の現在の区内にあたるには、人びとが住みつくようになっていた。縄文時代には、集落をなして竪穴住居に住み、狩猟生活を営んでいた。当時の遺物、遺跡は、区内で数多く発見されている。昭和59年10月にも、北江古田公園から、多数の石器や土器などが出土した。

古代・中世

大化の改新後、中野を含む地方は武蔵国と呼ばれ、現在の府中市に国府が置かれた。奈良時代に入り、郡郷制が確立すると、中野は多摩郡となった。雑色が小島郡に、中野、本郷、上・下沼袋、上・下鷺宮、江古田、片山、上高田が海田郷に属したといわれている。10世紀に入ると、全国的に武士の抗争があいついだ。天慶の乱（939年）では、平将門の弟と藤原秀郷の子の合戦が中野で行われ、将門の弟は、今の中野1丁目（城山町）付近で討たれたと伝えられている。

室町時代の中頃、文明9年（1477年）に、のちに江戸城を築いた太田道灌が武蔵野の豪族の豊島氏と江古田、沼袋で合戦し、これを破った。江古田公園には、古戦場碑が建てられている。

近 世

江戸城築城の際、石灰を青梅から江戸まで運ぶために、幕府は青梅街道を新設。中野村はこの街道の宿場となり、往来も多くなった。その後、この街道を通る人びとを相手にする店や、みそ、しょう油、そば粉を扱う店が盛んになった。江戸が発展してくると、近隣地域は江戸市民の台所を賄う穀物、野菜の供給地となった。中野でも、雑穀や野菜を中心に、農作物の生産が急速に増えた。このころ中野は、中野、本郷、本郷新田、雑色、江古田、片山、上高田、新井、上・下沼袋、上・下鷺宮の12か村に分かれていたが、なかでも中野村は、元禄のころ2,000石を超えたとされている。貞享年間、5代将軍綱吉が「生類憐みの令」を出し、今の中野駅を中心に、28万坪の広さにおよぶ犬小屋をつくらせた。また、中野は将軍のお鷹場となり、無断で鳥類を捕えることが禁じられた。

18代将軍吉宗は、現在の中野駅の南側一帯に桃の木を植え「桃園」と呼ばせ、江戸の名所となった。

近 代

明治22年（1889年）4月に施行した「市制及び町村制」により、中野・本郷・本郷新田・雑色村が合併して中野村に、江古田・上鷺宮・下鷺宮・上沼袋・下沼袋・新井・上高田が合併して野方村になった。

また、同年には新宿、立川間に甲武鉄道（現在のJR中央

線の前身）が開通、区内に中野駅が開設された。この鉄道の開通により、中野村では人口も増え、近郊住宅地として発展していき、同30年（1897年）には中野村から中野町となった。

一方、大正12年（1923年）、関東大震災は、山の手への人口移動に拍車をかけ、中野においても、人口が急増し、大正13年（1924年）には、野方村も野方町となった。

昭和2年（1927年）、村山線（今の西武新宿線）が開通。昭和7年（1932年）には、東京市の市域拡張にともない、中野町と野方町が合併して中野区が誕生した。

区政のあゆみ

区の成立から平成20年度まで

1932年（昭和7年）

- 10. 1 東京市域拡張により中野・野方両町が合併し、中野区が創設される。初代区長に杉氏就任
- 11.27 第1回区議会議員選挙執行（議員定数36名）
- 12.13 初の区議会本会議開会

1933年（昭和8年）

- 1 中野（旧野方町）・淀橋（旧落合町）間21万余坪の地域が都市計画法による風致地区に指定される
- 2.25 中野区教育会が発足
- 3. 1 町名の改称（新井薬師を新井町と改称）
 - 8 中野消防署新築移転（本町通2-36）
- 11. 2 区長、野中氏就任

1934年（昭和9年）

- 3.27 杉山公園開園
- 5. 1 町名改称（沼袋1・2丁目を沼袋町に、沼袋南1・2丁目を野方町2丁目・大和町と改称）
- 9.15 新井薬師公園開園
- 10. 1 ゴミの収集を市で始める

1935年（昭和10年）

- 1. 3 中野区防護団開団式挙行
- 4.15 中野区公報第1号発行
 - 23 桃園第二尋常小学校講堂兼雨天体操場完成
- 5. 1 第1回中野区自治功労者慰霊祭挙行
- 6.26 中野区総合防護訓練実施
- 7.13 中野郵便局が一等郵便局として発足

1936年（昭和11年）

- 1.12 区役所新庁舎落成 22日執務開始
- 2.15 区内小学校児童成績品展覧会開催（区役所内）
- 4. 1 向台・北原尋常小学校開校
- 9.21 町会連合会発会
- 10.10 区長、加藤氏就任
 - 21 第1回中野区小学校連合運動会開催（明治神宮外苑）
- 11.27 区議会議員選挙執行（議員定数40名）
- 12.10 野方警察署開署

1937年（昭和12年）

- 1.15 中野高等小学校開校（千代田町）
- 3.30 桃園尋常小学校落成
- 10 応召者戸籍相談所設置
- 12. 1 野方郵便局新設
 - 18 区長、福島氏就任

1938年（昭和13年）

- 1.13 仲町尋常小学校開校
- 2.12 戦死者勇士の合同区民祭挙行（桃園尋常小学校）
 - 17 中野区史編さん委員会発足（紀元2600年記念）
- 6.13 新井尋常小学校開校
- 12.24 区長、斎藤氏就任

1939年（昭和14年）

- 3 東京市土木局中野出張所が区へ移管
- 6.13 江古田公園開園

1940年（昭和15年）

- 2.18 中野区勢総覧発行
- 5 米穀の配給実施
- 7 区境変更（江古田2丁目、鷺宮3丁目の一部と板橋区中新井町1丁目、中村町2丁目の一部）
- 8.31 江原公園開園
- 9.25 雑色尋常小学校多田分教場開校
- 11. 1 大和尋常小学校開校

1941年（昭和16年）

- 4. 1 旧土木局中野出張所が市へ移管
- 5 町会、隣組が組織される
- 12. 8 太平洋戦争に突入

1942年（昭和17年）

- 2 区境変更（本郷通1丁目、本町通1丁目、小淀町、川添町、小滝町の一部と淀橋区柏木2・4・5丁目の一部）
- 9. 3 区長、沖塩氏就任

1943年（昭和18年）

- 4.16 城西国民学校開校
 - 28 城山公園開園
- 5. 3 中野区史上巻発行
- 7. 1 都制施行
 - 〃 区長、富田氏就任
- 9 中野区公報休刊

1944年（昭和19年）

- 3.31 中野区史下巻一発行
- 6 区長、山口氏就任
- 8 学童集団疎開始まる

1945年（昭和20年）

- 4.13 空襲により初の被害を受ける（焼失戸数751棟）
- 5.25 空襲により桃園・桃園第四・多田・上高田・仲町各国民学校など2,162棟焼失
- 8.15 太平洋戦争終結
- 10.24 区長、皆川氏就任

1946年（昭和21年）

- 3 東中野国民学校廃校
 - 9 都内への転入抑制始まる
- 10. 1 選挙管理委員会発足
 - 26 哲学堂公園野球場・庭球場開設
- 12.27 農地委員会、農業調整委員会発足

1947年（昭和22年）

- 1 ララ物資などで区内小学校全校給食開始
- 2.14 塔山国民学校仮校舎完成
- 4. 1 六三制実施、男女共学実施（国民学校廃名）
- 5 初の区長選挙により区長、皆川氏就任
 - 18 町会制度廃止、町会連絡事務所として発足
 - 〃 桃園第四小学校が中野神明小学校に校名変更
- 5. 1 新制第一～第八中学校開校
 - 3 日本国憲法・地方自治法が施行、中野区は特別区として発足

- 5.25 新制区議会招集
- 6. 1 政令第15号により12出張所発足（町会連絡事務所廃止）。多田、西町、朝日ヶ丘、桃園、城山、文園、上高田、新井町、江古田、野方町、大和、鷺宮
- 15 出張所を11か所に変更。朝日ヶ丘、城山を合併し本町通3丁目出張所とする
- 7.22 監査委員制度発足
- 9. 1 文園出張所を天神出張所に名称変更し、天神町12へ移転
- 12 本町通3丁目出張所を宮園出張所に名称変更し、宮園通1-2に移転

1948年（昭和23年）

- 6. 1 沼袋保育園開園
- 10. 1 中野保健所開所（保健衛生事務を区から都に移管）
- 26 第二中学校校舎落成（野方小学校分校から移転）
- 11. 1 第一中学校校舎落成（本郷小学校から移転）
- 6 大和町出張所新築移転
- 12. 1 桃園第三小学校内に区立図書館開館

1949年（昭和24年）

- 1. 1 都内転入抑制解除
- 2. 3 上高田小学校復旧工事完成
- 11 第三中学校落成（桃園第二小学校から移転）
- 3. 1 中野区報創刊
- 20 区設小売市場開設（新井町）
- 4. 1 無料法律相談所を区役所内に設置
- 30 鍋横出張所新築移転
- 5.21 第四中学校校舎落成（桃園第二小学校、第六中学校の一部から移転）
- 6.22 第七中学校開校（江古田小学校から移転）
- 7.23 第八中学校校舎落成
- 8.31 キティ台風の風害で全半壊家屋35戸をだす
- 9.15 区営浴場が川添町に開設
- 10. 8 第五中学校校舎落成
- 17 南中野出張所新築移転（旧多田町出張所）
- 29 区所管の保育園が都に移管
- 31 新井沼袋出張所新築移転（旧新井町出張所）

1950年（昭和25年）

- 1.24 中野神明小学校校舎増築完成（多田小学校から移転）
- 2.27 農業協力会発足
- 8 畜犬登録事務が区に委任
- 5 都税関係事務が区から都へ移管
- // 中野都税事務所開設
- 9 産業振興会発足
- 9 完全給食開始
- 28 第九中学校開校
- 10. 1 区内の中小都立公園が区に移管
- 10 区立図書館が第九中学校敷地内に移転開館
- 14 商工相談所開設（区役所内）
- 20 麦の供出を都内首位で完納
- 30 一般公募の中野区歌、区民歌謡の当選者表彰
- 11. 3 区役所第二庁舎落成記念式典挙行
- 28 区立結婚相談所開所（区役所内）
- 12. 4 第一回中野区優良生産品展示即売会開催
- 20 家庭生活懇談会発足

1951年（昭和26年）

- 3.20 7か所の児童遊園が開園
- 4. 5 中野昭和小学校、若宮小学校開校

- 4.11 第1回区有乳牛の貸し付け開始
- 23 区長・区議会議員選挙執行。区長、皆川氏就任
- 5.26 桃園出張所が区役所内に移転
- 7.16 上高田出張所新築移転
- 17 自治権拡充委員会設置
- 20 農業委員会発足（農地委員会、農業調整委員会は廃止）
- 9. 1 小中学校に専門警備員を配置
- // 中野保育園・前原保育園開園
- 11. 1 区立図書館夜間開館開始
- // 中野駅南口広場完成

1952年（昭和27年）

- 1.26 来宮保健寮開設
- 2.11 江古田出張所新築落成
- 3. 3 印鑑事務が出張所での取り扱いとなる
- 4. 1 公益質屋が区営となる
- 5 江原・丸山両小学校新築開校
- 15 区民自治の確立と地方自治法改正反対の区民大会実施
- 17 白玉・天神児童遊園開園
- 5.15 区立教育研究所発足
- 6. 1 生業資金・貸し付け事務の一部が区に移管
- 15 鷺宮公益質屋開設
- 29 戦後初の戦没者追悼式挙行（桃園第二小）
- 7. 1 原動機付自転車税が区税に移管
- 10 鶴沼保健寮完成
- 9. 1 地方自治法が改正（区長公選制の廃止、区の事務の列举法定化）
- 10. 5 都・区教育委員会委員選挙執行
- 11. 1 区教育委員会発足
- 15 文化会館完成（図書館が第九中学校から文化会館内に移転）
- 20 天神出張所を昭和出張所に名称変更
- // 区制20周年式典挙行
- 26 橋場・千代田児童遊園開園

1953年（昭和28年）

- 4 中小商工業施設助成実施
- 1 公衆便所、公共溝きょ管理が区に移管。特別区道が誕生、総延長173,000メートル
- 5. 8 青少年補導相談開始
- // 中野区商店街連合会発足
- 6. 1 桃園小学校・第七中学校に障害学級併設
- 7.31 軽井沢保健寮開設
- 9. 1 沼袋公園開園
- 10. 1 中小企業への産業融資制度創設

1954年（昭和29年）

- 3.31 中野区史下巻二発行
- 4. 5 生業資金貸し付け事務が区へ移管
- 5.24 巡回保育開始
- 7 都中野清掃事務所が区役所内から新築移転
- 20 第十中学校校舎新築（堀越高校内から移転）
- 8 桃園第二小学校新校舎完成
- 9 区生業資金貸し付け開始

1955年（昭和30年）

- 1.29 区長、皆川氏就任
- 2. 1 西町児童遊園開園
- 7 鷺宮出張所新築移転
- 16 中野公会堂落成

- 4.5 新山小学校開校
- 30 区議会議員選挙執行
- 5.20 区で初の講堂落成（桃園小学校80周年記念）
- 12 第六中学校分校完成

1956年（昭和31年）

- 3 広報車「お知らせ号」の活動開始
- 4.6 野方小学校分校、桃園第三小学校分校開校
- 7 中野昭和小学校分校、武蔵台小学校開校
- 5 宮園出張所が東部出張所に名称変更
- 6 教育委員の公選制が廃止され任命制に変更
- 7.15 第三中学校鉄筋コンクリート3階建校舎完成（鉄筋建築第一号）
- 8 軽井沢中野寮増築
- 12 旧東電出張所を買収し本庁舎拡張

1957年（昭和32年）

- 4.1 野方小学校分校を沼袋小学校に、中野昭和小学校分校を東中野小学校に、第六中学校分校を第十一中学校に、桃園第三小学校分校を桃丘小学校に校名変更
- 5.20 桃丘小学校新校舎落成
- 6.5 宮園保育園開園
- 8 区役所第三庁舎完成
- 10 区奨学資金制度発足
- 11.1 区制施行25周年記念式典挙行

1958年（昭和33年）

- 2 鍋横出張所改築
- 14 宮の台児童遊園開園
- 17 武蔵台小学校開校
- 4 戸籍の改製開始（昭和35年3月終了）
- 8.27 区中部地区計画審議会が警大敷地利用計画を決定
- 9.20 大和町出張所新築移転
- 10.1 大和小学校障害学級開設
- 〃 南部公会堂開館

1959年（昭和34年）

- 1.31 区長、皆川氏就任
- 3.31 東中野・野方両小学校増改築完成
- 4.6 新井西児童遊園開園
- 30 区議会議員選挙執行（議員定数44名）
- 9.1 老齢・障害・母子福祉年金支給事務開始
- 11.1 在日朝鮮人帰還に関する事務を実施
- 20 児童交通誘導員発足
- 12.1 国民健康保険事業発足

1960年（昭和35年）

- 2 昭和出張所新築
- 3 戸籍の改製終了
- 29 区境変更。広町の一部が杉並区和田本町に編入、杉並区和田本町および方南町の一部が中野区広町と富士見町に編入
- 4.1 第八中学校分校を北中野中学校に、第九中学校分校を中央中学校に校名変更し開校。中野富士見中学校開校（中野神明小学校内分校から移転）
- 20 花見児童遊園
- 22 区役所第4庁舎完成
- 6 建築確認事務の一部が都より移管
- 9 文化教室完成
- 11.15 新井町の新町名地番実施

1961年（昭和36年）

- 2 地下鉄丸ノ内線全線開通（新宿―新中野、中野坂上―中野富士見町）
- 15 柏公園開園
- 4.1 都立保育園4園と都道の一部が区に移管
- 6.20 上高田の新町名地番実施
- 7.1 若宮保育園開園
- 9.15 中野公益質屋開設
- 23 青年館・史料館完成、青年館開館
- 30 野方出張所開設
- 11.1 北部公会堂落成
- 〃 大和保育園開園

1962年（昭和37年）

- 2 上高田出張所新築移転
- 3.26 熱風消毒機を小学校全校に、洗浄機を小学校25校に完備
- 4.1 西鷺児童遊園開園
- 16 区議会特別区制調査特別委員会で区長公選を都議会へ陳情
- 25 区内道路の通称名が設定。環状6号線を山手通り、放射6号線を青梅街道、補助26号線を中野通り、都道10号線を大久保通りと命名
- 5.1 中野区史料館開館
- 7.2 上高田公園・野球場・庭球場が区に移管
- 16 中野区北保健所開設
- 8 私道舗装5か年計画開始
- 9 ちゅう芥器に助成金支給
- 10 区制施行30周年記念アルバム「中野区の30年」発行
- 1 区制施行30周年記念式典挙行
- 12.1 江古田保育園開園
- 〃 栄町公園が区に移管
- 6 核非武装中野区宣言実施
- 12 交通安全都市中野区宣言実施
- 22 中野駅付近開発計画決定

1963年（昭和38年）

- 1.1 区の証明事務を整理（無職証明などを廃止）
- 3.22 区長、上山氏就任
- 4.30 区議会議員選挙（議員定数48名）
- 5 区立小学校の修学旅行を移動教室として軽井沢に統一（5～10月）
- 8.1 こどもの遊び場として校庭を開放（27校）
- 28 妙正寺川が台風により氾濫。4,366世帯で被害
- 10.1 民有街路灯の区移管開始
- 〃 江古田地区で住居表示実施（第1次）
- 12.1 中野図書館完成

1964年（昭和39年）

- 2.29 第1回中野区学校保健大会開催
- 4.1 監査委員の定員が4名となる（任期3年）
- 5.25 新井沼袋出張所新庁舎完成
- 6 学童保育開始（桃園第三小学校など3か所）
- 5 若葉児童遊園開園
- 7.20 江古田出張所開設
- 8.10 桃園・南中野出張所新庁舎完成
- 9 環状7号線完成
- 10.20 沼袋高齢者会館開館
- 12.1 野方・沼袋地区で住居表示実施（第2次）
- 10 仙石原中野荘開設

- 12.12 毎月12日を中野区の交通安全日に決定
- 15 白樺荘が完成

1965年（昭和40年）

- 4. 1 区で初の部制実施（総務部、区民部、厚生部、建設部）
- 〃 福祉行政などの都の事務が区に移管
- 〃 西中野小学校開校
- 5.10 全小学校で学校開放、中学校8校で校庭開放開始
- 6. 1 本郷高齢者会館開設
- 〃 大和保育園を若宮保育園に、鷺宮保育園を大和保育園に名称変更
- 7. 1 大和・鷺宮地区で住居表示実施（第3次）
- 〃 白鷺保育園開園
- 21 小学生を対象に仙石原高原学園開設
- 11. 1 本郷保育園開園

1966年（昭和41年）

- 2. 1 新井・上高田地区で住居表示実施（第4次）
- 3.15 地下鉄東西線開通
- 4.15 第一、第十一中学校で完全給食実施
- 17 中学校8校で校庭と体育館を開放
- 20 南中野児童館開館
- 5.16 中学生を対象に仙石原高原学園で移動教室を開始
- 7.15 区立中野図書館内に参考資料室を開設
- 10. 1 昭和・宮園地区で住居表示実施（第5次）
- 15 南部福祉センター開設
- 〃 橋場児童館開館
- 11. 1 橋場保育園開園
- 12. 1 桃園川公園、みはと児童遊園開園
- 〃 本町保育園開園

1967年（昭和42年）

- 1.29 ささの葉児童遊園開園
- 3 区役所用地取得完了 面積9,585.49㎡
- 〃 第九中学校が新築移転
- 28 区長、上山氏就任
- 4 上高田球場にナイター設備が完成
- 〃 第六・第八・第九中学校で完全給食実施
- 15 区議会議員選挙執行
- 18 大和児童館開館
- 6. 1 区内全域での住居表示実施完了
- 〃 大和公園、青梅・なつめ・こぶし児童遊園開園
- 7. 1 中野公園少年野球場開設
- 〃 北部福祉センター完成
- 8.10 江古田児童館開設
- 10.20 上鷺宮保育園開園
- 12. 1 昭和保育園開園

1968年（昭和43年）

- 1. 5 本町図書館開館
- 3.31 けやき児童遊園開園
- 4. 1 松が丘保育園開園
- 5. 1 団体家庭福祉員によるゼロ歳児保育開始
- 〃 区内初の区立かみさざり幼稚園開園
- 〃 上鷺公園開園
- 9 ちびっこ広場開設
- 〃 私立幼稚園児に区が保育料の補助を開始
- 〃 学校教育にビデオレコーダー登場
- 2 あさひ保育園開園、本区初のゼロ歳児保育開始
- 12 朝日が丘児童館開館、朝日が丘公園開園
- 10. 1 交通災害共済制度発足

- 10. 5 くすの木児童遊園開園
- 11 区役所新庁舎落成 総合窓口開設
- 11.15 各出張所に「区民コーナー」開設
- 12.27 旧区役所跡地の処分が区議会で可決

1969年（昭和44年）

- 3. 3 若宮公園開園
- 4 区報が月2回発行となる
- 1 重度障害者に区が福祉手当を支給
- 30 区立全中学校にスチール机と椅子が完備
- 5 上鷺宮に親子農園開園
- 6. 1 広報スタンドを区内各駅に設置
- 17 新井薬師児童館開館
- 30 鷺宮出張所改築完成
- 7.24 野方青年館開館
- 28 野方図書館開館
- 10. 1 区立保育園で完全給食実施
- 20 朝日が丘保育園開園
- 11. 1 言語障害学級を桃園第三小学校内に開設
- 〃 南台保育園開園
- 12. 1 野方保育園開園
- 〃 老人医療費の助成制度開始

1970年（昭和45年）

- 3. 3 紅葉山公園開園
- 4. 1 ひがしなかの幼稚園開園
- 13 東部出張所が新装開設
- 23 桃園・上の原児童遊園、追分公園開園
- 〃 寝たきり高齢者に都内で初めて福祉手当を支給
- 5. 8 上の原児童館開館
- 22 宮の台児童館開館
- 29 身障者の送迎バスの運行を開始
- 31 大和出張所開設
- 6 北原小学校で訪問学級開始
- 1 働く青少年に郷土の家を開設（新潟県、青森県、沖縄県）
- 〃 南江古田保育園開園
- 22 城山高齢者会館開館
- 7. 1 区立体育館開館
- 8. 1 高根保育園開園
- 20 来宮中野荘開設
- 10. 1 弱視学級を仲町小学校内に開設
- 20 高根児童遊園開園
- 11.16 鍋横・昭和出張所が新装開設
- 12.21 みよし・わかたけ児童遊園開園

1971年（昭和46年）

- 2.15 さくら公園開園
- 16 鍋横保育園開園
- 3. 3 武蔵台公園開園・武蔵台児童館開館
- 4 区住宅融資制度が発足
- 10 かねで児童遊園開園
- 11 区議会議員選挙執行
- 6 教育資料センターが中野図書館内に開設
- 〃 区で初の区長準公選条例が可決（7月再議）
- 1 丸山保育園開園
- 7.29 南台児童館開館・南台児童遊園開園
- 8.24 区議会が区長準公選についての公聴会を開催
- 9.27 障害児保育室が北部福祉センター内に開設
- 10. 8 区長、大内氏就任
- 11. 1 情緒障害学級を塔山小学校内に開設、これで区内

- には7種の障害学級が完備
 11.1 新井保育園開園
 12.23 財団法人中野区開発公社設立

1972年（昭和47年）

- 3 高齢者相談員制度を開設
 4.1 住吉保育園開園
 // 上高田庭球場にナイター設備完成
 // 上高田野球場を子どもたちに無料開放
 // 通学路にスクールゾーンを設置
 5.1 建築紛争調整員制度を設置
 4 第1回憲法記念「地方自治を考えるつどい」開催
 20 丸山高齢者会館開館
 7.1 昭和・こぐま児童遊園開園
 5 昭和児童館開館
 17 中野区消費者コーナー開設
 8.1 あげぼの保育園開園
 9.1 老人健康診査（65歳以上）、高齢者健康診査（60～64歳）開始
 3 休日診療開始
 26 特別職報酬等審議会がスライド制採用を答申
 10.1 乳児の医療費助成開始
 4 みたけ児童遊園開園
 23 上高田出張所開設
 11.3 中野文化センター開設
 22 仲町児童館開館
 25 ひまわり児童遊園開園
 12.1 仲町保育園開園
 // 区内各地域に街灯消火器を設置
 25 北中野公園開園

1973年（昭和48年）

- 1.25 区政3か年計画まとまる
 // 交通安全4か年計画発表
 2.12 中野区長候補者決定に関する条例（準公選条例）が区議会で可決
 3 盲人誘導用チャイムを区役所玄関に設置
 31 そろの木児童遊園開園
 4.6 区報が月3回発行に変更
 23 沼袋西公園開園
 5.15 光化学スモッグ発生時に霧笛の吹鳴開始
 31 ことぶき大学開校
 6.1 全国勤労青少年会館（サンプラザ）開館
 15 塔の山公園開園
 25 大和西児童館開館
 7.28 あじさい・たんぼぼ・江古田児童遊園開園
 10.1 障害者福祉相談コーナーを庁舎1階に開設
 // 高齢者ヘルパー派遣制度開始
 15 高齢者いこいの家5か所開設
 11.1 桃が丘保育園開園
 6 桃が丘児童館開館
 12.6 すみれ児童遊園開園

1974年（昭和49年）

- 2.1 図書館調査員制度発足
 3.28 青少年問題協議会が第1次答申
 4.1 桃が丘児童遊園、上の原公園開園
 15 中野区特別区制度調査会が最終答申
 // くるみ児童遊園開園
 25 広域避難場所への避難道路が指定
 5.1 沼袋西児童館開館、沼袋西保育園開園

- 5.11 区立みずのとう幼稚園開園
 6.1 区内の盲人の方にカセットテープレコーダー支給
 4 中央中学校に中学では23区初の訪問学級を開設
 25 勤労青少年のためにスポーツクラブハウスを第二中・北中野中体育館に開設
 7.1 障害者の医療費助成制度開始
 // 障害者の区保養所の使用料が無料に
 3 学童クラブ室を3か所開設
 8.10 九中の温水プールを一般に開放
 12 寝たきり高齢者に巡回入浴サービスを開始
 15 ひとり暮らしの高齢者のために福祉電話サービスを開始
 // れんげ児童遊園開園
 20 啓明・西大和公園開園
 9.1 学校給食の牛乳代全額公費負担開始
 15 集会施設として高齢者会館・児童館の夜間・休日開放開始
 10.6 障害者スポーツ教室を開設
 15 江古田児童館移転開館
 17 川添公園、若の芽・みどり児童遊園開園
 22 中野区青少年問題協議会が第2次答申
 11.1 70歳以上の区民に民営バスの無料パスを支給
 12.17 もみじやま広場開園

1975年（昭和50年）

- 1.1 原爆被爆者の方の区保養所使用料が無料に
 2.1 弥生保育園開園
 17 新井南・いちよう・ゆりの木公園開園
 3.1 区民専用掲示板「区民のひろば」を区内20か所に設置
 18 みずのとう公園開園
 4 中野区報が毎号4ページ（月3回発行）に変更
 1 地方自治法の一部改正により都配属職員の特別区職員への身分切り替え、中野・中野北保健所、哲学堂公園の都から区への移管実施
 // 23区初のゼロ歳児専門の区立野方ベビー保育園が開園
 10 弥生公園開園
 21 電話による図書貸し出し（サービスネットワーク）開始
 27 24年ぶりの区長選挙が区議会議員選挙と同時に執行。
 5.8 八成公園開園
 25 ひとり暮らし高齢者専用アパート「白馬荘」入居開始
 6.1 西鷺宮保育園開園
 // 堀江高齢者福祉センター開設
 7.10 ばんだ・野方ひがし・もみの木児童遊園開園
 8.1 中野区ファミリーキャンプ村を山梨県丹波山に開設
 15 鷺宮児童館開館
 9 初の地域センターとして上鷺宮区民館開設
 6 中野刑務所は廃止し、公共団体に有償で払い下げると法務大臣が表明
 10.1 西中野児童館開館、西中野保育園開園
 10 在宅の重度障害者（児）に福祉手当を新設
 25 中小企業融資に緊急事業資金を新設
 11.6 昭三児童遊園開園
 8 寝たきり高齢者と身体障害者にふとん乾燥サービス開始
 19 おたき・鷺宮児童遊園開園
 20 ひとり暮らし高齢者専用アパート「八方荘」入居開始

- 11.26 中野保健所内に歯科衛生相談室を開設
- 12.25 「勤労者山の家」を福島県猪苗代に開設

1976年（昭和51年）

- 2. 8 郷土の家（岡山・広島・長崎・佐賀県）を新設
- 3.10 大和西・西中野児童遊園開園
- 4. 7 みつわ児童遊園開園
 - 10 上鷲東公園開園
 - 25 文園公園開園
- 5. 1 福祉タクシー制度、三療サービス開始
- 6. 1 みなみ・丸山児童館開館、大和東保育園開園
 - 29 高齢者農園（2か所）開園
- 7 郷土の家（鳥取・島根・山口県）開設
 - 21 ジャブジャブ池を区内7か所に開設
- 31 本四・野方一丁目児童遊園開園
- 8 第十中学校のスポーツ開放、桃園第三・野方・鷲宮・向台小学校のプール開放実施
 - 24 みなみ公園開園
- 9. 1 哲学堂野球場を小・中学生に無料開放
- 10. 1 宮園緊急保育室開設
- 11. 4 ひとり暮らし高齢者専用アパート「おもと荘」
「ハイム楠本」の入居開始
 - 6 初の中野区民まつり開催（7日まで）
 - 13 中野文化センター内に郷土史料室新装開設
 - 30 中野区医師会と災害時の医療救護活動協定を締結
- 12.28 かせい・本六公園開園

1977年（昭和52年）

- 1.14 区役所内に区政資料室を開設
- 2 区政3か年計画まとまる（昭和52～54年度）
- 4. 8 大和西児童館移転開館
 - 25 社会教育活動指導者登録・紹介制度発足
 - 28 社会福祉協議会にボランティア・コーナー設置
- 5. 1 東部・大和町出張所、上鷲宮区民館が、東部・大和・上鷲宮地域センターに名称変更
 - 19 文園児童館開館
 - 21 上鷲宮住区協議会発足
 - 24 「中野刑務所を廃止し、緑の防災公園をつくる区民大会」を中野公会堂で開催（800名参加）
- 6. 1 江原・宮の台保育園開園
 - 11 谷戸運動・中央西公園、多田・八島児童遊園開園
 - 14 本一公園開園
- 8.15 東中野地域センター開設
- 9 野方給水塔の改修工事が終了、震災用貯水槽に生まれかわる
 - 1 すみよし公園開園
 - 19 中野神明小学校の旧校舎跡地から古墳時代の住居跡、縄文晩期の土器等を発掘
- 10 母子家庭家事援助者派遣制度、障害者（児）一時保護制度、寝たきり高齢者貸おむつサービス開始
 - 1 区役所総合窓口母子保健コーナー開設
 - // 中野北保健所内に歯科衛生相談室を開設
 - 6 障害者自動車運転免許取得費の助成、重度脳性マヒ者介護人派遣制度開始
 - 14 国民健康保険高額療養費資金貸し付け制度開始
- 12.10 中央公園開園

1978年（昭和53年）

- 1. 1 保健衛生関係手数料、使用料を改定
- 26 ひとり暮らし高齢者専用アパート「和光荘」入居開始

- 1.29 ひとり暮らし高齢者専用アパート「高文荘」入居開始
- 2. 1 若宮高齢者会館開設
 - 10 南部公園開園
- 3.31 本一高齢者会館開設
- 4 武蔵野療園内に老人病院と養護ホームを開設
 - 10 東山公園開園
 - 11 第十中学校で夜間スポーツ開放開始
- 5. 1 児童館のない児童遊園を公園と名称変更
 - // 鷲宮地域センター開設
 - 12 若宮児童館開設、若宮児童遊園開園
- 6. 1 中野・もみじやま保育園開園
 - // 手話通訳奉仕員の派遣制度実施
- 7 公衆浴場内に掲示板「カベニュース」を設置
 - // 訪問看護制度（在宅寝たきり高齢者家庭を対象）開始
 - 1 ひとり暮らし障害者に介護人派遣制度開始
 - 20 江古田二丁目公園開園
- 9. 1 「中野の教育をよくする会」が、区に23,157名の署名を添え教育委員の区民投票条例制定の直接請求を提出、区はこれを受理する
 - 25 障害者アパート「第一あけぼの荘」入居開始
- 10. 1 緊急保育ママ制度、寝たきり高齢者の訪問理髪サービス開始
 - // 南台図書館開館
 - 6 桃園出張所が桃園地域センターに名称変更
 - 24 移動図書館、「ブックさん」運行開始
 - // ひとり暮らし高齢者専用アパート「第二あけぼの荘」入居開始
 - 25 住宅融資貸し付け制度にブロック塀改修資金融資が加わる
- 12 多田・沼袋小学校校庭の球技開放開始
 - 1 打越公園開園
 - 15 区議会が教育委員準公選条例を可決
 - 16 鍋横地域センター開設
 - 26 区長が教育委員準公選条例を再議に付すも区議会が再度可決

1979年（昭和54年）

- 1. 8 区長は「教育委員準公選条例」は違法であるとの趣旨の審査申立書を都知事に提出
- 2. 1 上鷲宮小学校開校
 - 5 東部住区協議会発足
 - 20 宮前公園開園
 - 26 南部高齢者会館開館
- 3. 3 高齢者事業団設立総会開催
- 4. 1 常葉少年自然の家開設
 - 5 都知事が教育委員準公選条例に係る区長からの審査申立に対し、棄却の裁定を下す
 - 22 区長、区議会議員選挙執行
 - 27 区長、青山氏就任
- 5. 1 昭和・新井沼袋・江古田出張所が地域センターに名称を変更
 - // 鷲宮図書館開館
 - 25 区長は教育委員準公選条例を公布
- 6. 1 打越保育園開園
 - // 丸山公園開園
 - 30 白鷲2丁目の樹林を区内初の保護樹林に指定
- 7. 1 大和北保育園開園
 - 3 中野刑務所跡地利用に関する基本協定を東京都と締結
 - 10 鷲宮住区協議会発足
- 8. 4 南部青年館開館

- 8.22 大和住区協議会発足
- 24 区の木は「しい」、区の花は「つつじ」と決定
- 10. 1 障害者福祉会館、沼袋地域センター開設。江古田・新井（旧新井沼袋）・野方各地域センターの担当区域を変更。北部福祉センターは障害者福祉会館の江古田分園となる
- 12.14 桃園住区協議会発足

1980年（昭和55年）

- 1.14 鷺宮保健相談所開設
- 16 障害者福祉会館のマイクロバス巡回開始
- 24 鍋横地域協議会発足
- 2.15 上高田台公園開園
- 22 昭和住区協議会発足
- 3. 1 中野福祉作業所、中野・江古田授産場が区に移管
- 4. 1 桜山公園開園
- 5 南台公園開園
- 19 丸太公園開園
- 24 南中野地域協議会発足
- 5.15 富士見台ケアセンター開設
- 6 教育だよりなかの創刊
- 1 盲人ガイドヘルパー制度開始
- // 野方北保育園開園
- 5 野方高齢者会館開館
- 6 新井住区協議会発足
- 7 妊婦歯科検診開始、親と子の電話相談室開設
- 4 区議会が教育委員準公選条例の改正を全会一致で可決
- 8.18 丸山塚公園開園
- 9 「中野区基本構想素案」まとまる
- 1 みなみ保育園開園
- 17 教育委員選出区民投票を56年2月実施と決定
- 22 東京都都市計画地方審議会は、中野刑務所跡地にみどりの防災公園をつくることを決定
- 27 弥生児童館開館
- 11. 1 教育委員選出区民投票実施本部発足
- // 中野図書館内に「声の読書室」を開設
- 12. 5 上鷺西公園開園

1981年（昭和56年）

- 1. 5 文園西公園開園
- 20 中野区基本構想制定
- 2 中野区中期計画（昭和56年～60年度）まとまる
- 12~25 教育委員選出区民投票開始（27日開票）
- 20 囲町公園開園
- 4 声の区議会だより発行
- 2 宮園高齢者会館開館
- 10 弥生地域センター・やよい幼稚園開設
- 5.14 ことぶき大学に大学院新設
- // 来宮中野荘新装開設
- 6. 1 まちづくりコンサルタント派遣制度開始
- // 障害者のための図書在宅貸出サービス開始
- 16 高齢者保健相談開始
- 30 地域センターおよび住区協議会構想推進委員会設置
- 7. 1 中小企業従業員のための生活資金融資あっせん開始
- 8.25 軽井沢少年自然の家新装開設
- 10. 1 ひとり暮らし高齢者食事サービス開始
- 21 東中野住区協議会発足
- 27 商工会館・消費者センター開設
- 12. 5 障害者福祉の標語が「障害のある人ない人、みな区民 ともに歩もう中野のまちを」に決定

1982年（昭和57年）

- 1. 7 防災行政無線（固定系）試験放送開始
- // 福祉売店を区役所1階に開設
- 3 聴覚障害者協力の家制度開始
- 23 公衆浴場組合中野支部と「災害時における給水協力に関する協定書」を締結
- 26 区議会は「核戦争防止、核兵器完全禁止・使用禁止に関する意見書」を採択
- 31 弥生住区協議会発足
- // 鷺六公園開園
- 4 区役所庁舎増築工事完了
- 6.27 江古田住区協議会発足
- 30 区議会は「憲法擁護非核都市宣言」の請願を採択
- 7. 3 夜間応急診療所開設
- 8. 1 衛生試験所開設
- 2 松が丘公園開園
- 15 憲法擁護・非核都市を宣言
- 9.12 台風18号が区内に大被害をもたらす（災害救助法適用）
- 22 上高田住区協議会発足
- 10. 1 単親家庭福祉協力の家制度開始
- // 区制50周年記念式典挙行
- // 福島県常葉町との姉妹提携調印
- 4 みずき公園開園
- 11. 1 夜間保育開始（私立ピノキオ保育室）
- 14 沼袋住区協議会発足
- 12. 1 朝夕預かる保育ヘルパー制度発足
- 8 鷺六高齢者会館開館

1983年（昭和58年）

- 1. 7 かみさぎ児童館開館
- 22 囲桃園公園開園
- 25 中野区情報処理基本計画策定
- 2 第2次中野区中期計画（昭和58～62年度）決定
- 3. 9 野方住区協議会発足
- 22 早稲田通り公園開園
- 30 かみさぎ児童遊園開園
- 31 中野刑務所廃庁
- 4. 1 弥生児童遊園開園
- 11 教育センター開設
- 12 南部保健相談所開設
- 24 区長、区議会議員選挙執行。区長、青山氏就任
- 5. 6 住宅増改築相談開始
- 27 教育委員会を初めて夜間に開催
- 7. 1 勤労者互助会発足
- 8.12 大ロンドン市と「平和を守り核の脅威を取り除くための共同宣言」を行う
- 25 弥生町二丁目公園開園
- 9. 1 都豊工業協同組合中野支部と災害時の協力協定締結
- // ひとり暮らし重度障害者への食事サービス開始
- 16 新井東公園開園
- 24 常葉町と災害援助協定締結
- 10. 1 ひとり暮らし高齢者の財産保全サービス開始
- 14 東部地域センター新装開設
- 15 塔山児童館開館
- 27 中野区障害者福祉協議会が「障害者の福祉に関し、中野区が今後おおむね10年間に行うべき具体的施策について」の答申を区長に提出
- 12.20 大和北公園開園

1984年（昭和59年）

- 1 「地域センター及び住区協議会構想」報告書を区長に提出
- 20 哲学堂公園内の6つの古建築物を「中野区指定有形文化財」に指定
- 26 昭和高齢者会館開館
- 3.26 江古田地域センター新装開設
4. 1 狭あい道路拡幅整備事業開始
- 〃 上高田二丁目公園・野方児童遊園開園
- 〃 館山健康学園開園
- 2 区政資料センターを区役所4階に開設
- 5 野方児童館開館
5. 1 東中野保育園開園
- 2 勤労福祉会館・女性会館前庭に設置された「母子の平和像」の除幕式挙行
- 14 勤労福祉会館・女性会館開館
- 26 障害児のためのおもちゃ図書室を障害者福祉会館内に開設
- 28 東部福祉作業施設開所
- 7.10 東中野図書館開館
- 20 上町公園開園
9. 7 みずの塔ふれあいの家開設
10. 1 退職者医療制度開始
- 〃 中野ボランティアセンター開所
- 3 南台三丁目公園開園
11. 1 宮園児童福祉施設開設
- 28 上高田三丁目公園開園
- 12.28 公益質屋廃止

1985年（昭和60年）

- 1.27 交通安全宣言塔を中野駅北口に設置
- 2 障害福祉課に耳・言葉の不自由な人と情報交換できるようにファクシミリを設置
- 1 住民記録の漢字処理システム完成
- 4 第三次中野区中期計画（昭和60～64年度）発表
- 2.13～25 教育委員候補者選び区民投票実施（27日開票）
- 4.15 「障害者に関する中野区行動計画」策定
- 25 上高田高齢者会館開館
- 7.10 平和のシンボルマーク決定
- 8.14 ドレスデン、マクデブルク両市長が中野区を訪問
非核の共同宣言に合意
- 30 鷺南公園開園
- 9 病弱をひとり暮らしのおとしよりに緊急通報電話設置事業開始
- 25 痴呆性デイホーム事業開始
10. 1 平和の森公園北側部分（25,000㎡）開園、少年のスポーツ広場も開設
- 11.12 もみじ山文化の森構想まとまる
- 16 障害者用リフト付レンタカー貸し出し事業開始
- 12.20 東郷公園開園

1986年（昭和61年）

1. 8 保育基本計画を策定
2. 1 江古田図書館開館
- 27 沼四緑の公園開園
- 3.31 大和地域センター新築移転
4. 1 高齢者精神衛生相談窓口を中野保健所内に設置
- 23 青山区長逝去
- 5.10 中野駅北口西自転車駐車場の利用開始
- 16 故青山区長の中野区葬実施

- 6.15 区長・区議会議員補欠選挙執行。区長、神山氏就任
- 25 鷺宮高齢者福祉センター開設、双鷺公園開園
7. 1 高齢者・障害者への入院費貸し付け事業開始
- 〃 情報公開制度開始
- 15 妙正寺川第一調節池完成
- 8.15 平和記念碑を平和の森公園内に建立
9. 5 北京市西城区と友好協力関係締結
11. 1 知的障害者の生活寮「中野やまと荘」開設
- 7 中野区中期計画素案発表
- 28 中野区まちづくり推進計画策定
12. 1 こまどり公園開園
- 15 高齢者福祉推進計画素案骨子まとまる

1987年（昭和62年）

- 1.19 「中野まちづくり百選」決定
- 26 天神小公園開園
2. 1 中野図書館コンピュータシステム本稼働
- 9 中野区障害者福祉事業団発足
- 14 大和花公園開園
4. 1 宮桃防災広場開設、妙正寺川公園・北江古田公園開園
- 6 療育センター・アポロ園が改修し開設
- 26 区議会議員選挙執行
5. 1 中野駅北口中央自転車駐車場の利用開始
6. 1 ドレスデン・マクデブルク両市と非核共同声明実施
- 〃 ボランティア活動指導者の損害賠償保険制度開始
- 7.19 農業委員会を廃止、36年間の活動に幕
- 8.24 無公害車の導入を開始
10. 1 中野区議会史刊行
- 2 上高田北公園開園
- 28 弥生福祉作業所・南中野児童館開設
12. 1 沼袋第2自転車駐車場の利用開始
- 7 高齢者事業団鷺宮分室開設
- 15 ニュージーランド・ウェリントン市と「世界平和へ向けての共同宣言」実施

1988年（昭和63年）

- 1.11 中野区教育委員選任問題専門委員が「教育委員選任制度の改革案」を報告
- 13 籠原公園開園
- 2.27 新井地域センター開設
- 3.18 桃園川縁道開通
4. 1 東山高齢者会館開館
- 5.10 上高田児童館開館
6. 1 保育園全園（41園）で子育て相談開始
- 〃 上高田図書館開館
7. 1 富士見台ナーシングホームが区に移管され「中野区かみさぎ特別養護老人ホーム」と改称
- 〃 文化・スポーツ振興公社設立
- 17 鷺宮体育館開館
9. 5 南中野地域センター開設
- 10 もみじ山整備基本計画決定
- 3 桃園地域センター開設
- 13 中野区土地開発公社設立
- 12.22 鷺宮運動場開設

1989年（昭和64年・平成元年）

1. 9 モデル商店街事業に2商店街（中野南口・薬師銀座）を指定
- 26 西町花の公園開園
2. 1 第3回教育委員候補者選び区民投票開始（15日開票）

- 28 障害者等のための防災対策推進計画策定
- 3.20 障害者等のための防災行動マニュアル作成
- 29 白鷺公園開園
- 31 中野区地域高齢者住宅計画まとまる
- 4 第2・4土曜日の閉庁開始
 - 1 白鷺高齢者会館開館
 - 8 中野駅ガード下ギャラリー「夢通り」完成
 - 12 神田川リバーサイドロード開通式挙行
 - 26 小淀公園開園
- 6.8 広聴課に外国人相談窓口開設
- 26 中野区国際交流協会開設
- 7.1 中野駅周辺地区の整備構想を提案
 - 3 かみさぎホームでデイホーム事業開始
 - 20 平和資料展示室を平和の森公園管理事務所内に開設
 - 26 昭和児童館移転開館
- 8 もみじ山基本設計決定
 - 29 「婦人から女性へ」中野区女性基本計画まとまる
- 9.15 区内共通商品券を発行
 - 27 山崎記念歴史民俗資料館開館
- 10.25 中野区中期計画素案発表
- 11.10 新緑化基本計画策定
- 12.18 中野区生涯学習プラン12まとまる

1990年（平成2年）

- 1.12 第5次中期計画策定
- 16 在宅障害者（児）緊急一時保護事業開始
- 2.1 区役所と地域センターをオンライン化、住民票の写しなどの即時交付が可能に
- 3.19 外国人向け生活情報ガイド発行（英語・中国語）
 - 30 かしの木公園・みなみの広場開園
- 5.24 高齢者会館「若宮いこいの家」が銭湯「宝湯」に開設
- 6.1 昭和地域センターに空き缶圧縮機が初登場
 - 3 区長選挙執行
 - 15 区長、神山氏就任
- 7.21 白鷺ふれあい学習館開館
- 8.10 英語・中国語版区報創刊
 - 31 さよなら中野公会堂記念公演
- 10.1 福祉サービス苦情調整委員制度（福祉オンブズマン制度）発足
 - 〃 区社会福祉協議会が、有償在宅福祉「ほほえみサービス」をスタート
 - 29 さんかく公園開園
 - 30 アカシア広場開園
- 11.8 第5回非核自治体国際会議（イギリス・グラスゴー市）に区長、区議会代表が出席
 - 14 中野駅周辺地区整備構想まとまる
- 12.2 高齢者会館「しんやまの家」開館
 - 3 びん・缶の分別回収開始
 - 17 障害者緊急通報ファックススタート
 - 22 身体障害者福祉住宅「昂館」完成

1991年（平成3年）

- 1.14 助役2人制発足
 - 25 中野区長期計画－中間のまとめ－を発表
- 2.5 高齢者福祉センターと在宅高齢者サービスセンター併設の「やよいの園」開設
 - 19 仲町児童館移転開設
- 3.29 どんぐり山公園開園
- 4.1 鷺宮南自転車駐車場開設
 - 21 区議会議員選挙執行
- 6.1 高齢者福祉住宅「シティライフ東中野」開設

- 〃 乾電池の回収、缶プレス機の貸し出し開始
- 7.1 区立保育園で緊急一時保育、資産活用福祉資金貸付制度、住宅あっせんの家賃の助成制度開始
 - 〃 東中野高齢者在宅サービスセンター開設
- 8.1 住宅等共同建築物整備促進事業開始
 - 21 区役所庁舎1階区民課ロビーの一部が新装し開設
- 9.10 中野区長期計画素案発表
 - 〃 緑化推進モデル地区に本町1丁目相生地区を指定
- 10.1 高齢者入院見舞共済制度、高齢者白内障手術人工水晶体費用助成制度、飼い猫の去勢・不妊手術費用助成制度開始
 - 15 中野区長期計画、実施計画（素案）まとまる
- 12.1 鷺ノ宮駅、富士見駅周辺を放置自転車規制区域に指定
 - 〃 南台4丁目地区まちづくり計画原案まとまる
 - 5 中野区保健推進計画・素案策定

1992年（平成4年）

- 2.6 松が丘シニアプラザ開設
- 3.3 仲町公園開園
 - 25 大和鹿鳴公園開園
- 4.1 中野区長期計画スタート
 - 〃 高齢者住宅改造成サービス事業開始
 - 〃 勲中野区勤労者サービスセンター発足
 - 〃 まちづくりのための助成制度・木造賃貸住宅の建て替えに助成金支給、引越す高齢者に家賃助成制度開始
 - 〃 中野区生涯学習推進計画スタート
 - 5 中野区報が毎週日曜日（第5週を除く）発行に変更
 - 17 神田川四季の道開通
 - 22 子宝公園開園
- 5 もみじ山施設の愛称が「なかのZERO」に決定
 - 18 東中野いこいの家「ゆーらっく」開設
- 7.4 区役所の土曜閉庁開始
 - 7 川島商店街にふれあい広場「コスモくんひろば」開設
 - 8 仲町児童遊園開園
- 9.1 世帯向け住宅借上げ制度開始
 - 〃 知的障害者の生活寮「中野やよい荘」開設
 - 12 区内の区立幼稚園・小学校・中学校で毎月第2土曜日が休みに
 - 30 南中野高齢者福祉住宅「ふじみ苑」開設
- 10.1 鷺宮東自転車駐車場開設
 - 20 上一こなら公園開園
- 11 中野区全域が都の「緑化地区」に指定
 - 2 南中野高齢者住宅サービスセンター開設
- 12 哲学堂公園ルネッサンス整備工事が完了
 - 14 地域センター第2次オンラインスタート

1993年（平成5年）

- 1.23 第一中学校内に地域生涯学習館「みなとつぷ21」開設
 - 30 江原小学校内に地域生涯学習館「江原キャンパス」開設
- 2.3 第4回教育委員選出区民投票開始（17日開票）
 - 〃 大和児童館開館
- 3 中野駅周辺地区土地利用計画案・中野駅北口広場整備計画案まとまる
 - 〃 中野区情報化推進計画策定
 - 4 中野区都市型ケーブルテレビ事業推進計画策定
 - 11 野方商店街ふれあい広場開設
 - 17 みすみ公園開園

- 22 弥生こぶし公園開園
- 4 中野区環境にやさしいまちづくり指針まとまる
- 1 中野区地域福祉総合推進計画スタート
- 〃 区立第二中学校に開放型体育館・プールを開設
- 13 マロニエひろばが開園
- 26 こうさぎ公園開園
- 5. 1 江古田授産場開設
- 3 中野区住宅マスタープランを策定
- 6 富士見台ケアセンターで高齢者在宅サービス事業開始
- 10 ホームヘルパー養成講座開始
- 6 (仮称) 地域福祉センターと福祉情報サービスシステムの基本構想作成
- 4 中野区女性基本計画推進プラン改定
- 7. 5 (株)シティテレビ中野を設立
- 23 もみじ山文化センター開館
- 8. 9 食品相談窓口開設
- 10. 1 野方区民ホール開設
- 4 野方地域センター開設
- 29 中央図書館開館
- 11.30 南部公会堂廃止、35年の歴史に幕
- 〃 高齢者福祉住宅「エーデル城山」開設
- 12.15 (勲)中野区まちづくり公社発足
- 〃 宮の台児童館開館

1994年(平成6年)

- 1.29 若宮小学校内に地域生涯学習館「若宮オリーブ館」開館
- 31 区民投票条例を廃止する条例を区議会で可決
- 2 上野原スポーツ学習施設基本計画策定
- 28 中野区がテレトピア地域に指定される
- 3 中野区産業振興ビジョンまとまる
- 15 社会福祉法人中野区福祉サービス事業団発足
- 31 中野の女性史「椎の木の下で」を発行
- 4.13 高齢者福祉住宅「サンエスピア」開設
- 〃 江原屋敷森緑地・江古四しいの木公園開園
- 28 上高田地域センターが新築移転
- 5. 1 区民保養施設「シエモア仙石」開設
- 6. 1 沼袋地下自転車駐車場・南部シルバーワークプラザ開設
- 5 区長・区議会議員補欠選挙執行。区長選挙は無投票で神山氏就任(6/15就任)
- 7 都市景観ガイドプランまとまる
- 〃 防災生活圏促進事業開始(南台・弥生地区)
- 1 テレビ電波受信障害対策制度開始
- 〃 沼袋複合施設(沼袋保育園、高齢者会館「沼袋つつじ館」、職員住宅)、高齢者福祉住宅「アコードガーデン」開設
- 9 北原児童館開館
- 8.29 第2次中野区実施計画素案まとまる
- 9. 5 行財政総点検の結果まとまる
- 19 中野区民住宅「ハイムローゼ」「ハルミハイツ」「カーサみずの塔」の入居者募集
- 10. 1 しらさぎホーム開設
- 〃 かみさぎこぶし園開園
- 11.22 中野4丁目東地区市街地再開発事業「なかのサンクォーレ」完成
- 12. 5 ペット相談を開始
- 23 中野区民住宅「ハイムローゼ」開設

1995年(平成7年)

- 1.18 阪神・淡路大震災被災者への義援金受付を区役所などで開始
- 20 区職員が大震災の被災地へ救援物資を搬送
- 2.16 社会福祉会館「スマイルなかの」開館
- 〃 なかの芸能小劇場開設
- 3.27 ひまわり公園開園
- 4. 1 第2次実施計画スタート
- 〃 区民住宅「ハルミハイツ」「カーサみずの塔」開設
- 14 哲学堂弓道場開設
- 23 区議会議員選挙執行
- 5. 1 高齢者福祉住宅「シルバーピア大三」、高齢者・身体障害者福祉住宅「第二昂館」開設
- 6 「中野区女性基本計画」推進プラン改定(第2次)中野駅北口広場整備の事業化案まとまる
- 27 被災地神戸へ中野区民調査団出発
- 7 民間木造家屋の耐震診断の促進事業開始
- 〃 防災上重要な建物に対する耐震診断助成事業開始
- 8.31 行財政懇談会を設置
- 9.28 中野区「教育委員候補者を推薦する新たな区民参加のしくみ」(素案)を公表
- 10. 1 CATV本放送開始
- 〃 中野区広報番組「わがまちなかの」本放送開始
- 11. 1 谷戸小学校校舎改築完成
- 30 野方消防署新庁舎落成
- 12. 1 なかの坂公園開園

1996年(平成8年)

- 1. 1 戸籍事務のコンピューター処理を開始
- 2. 1 桃園おおぎり館開設
- 4 教育委員候補者区民推薦制度要綱施行
- 〃 宅地建物取引業者紹介制度・共同建替えに関する援助制度開始
- 5.17 片山小さな緑地開園
- 6. 1 城山ふれあいの家「さくら館」開設
- 7. 1 特別養護老人ホーム「小淀ホーム」開設
- 8 雨水貯留容器のあっせん開始
- 9.14 地域教育フォーラム開催
- 19 中野坂上本町二丁目地区市街地再開発事業完成
- 10 中野五丁目リニアパーク整備事業完了
- 1 都立家政南自転車駐車場・鷺宮シルバーワークプラザ(併設)開設
- 10 区民住宅「ロイヤルドミニオン」入居開始
- 11. 1 教育委員候補者区民推薦書受付開始(12/16終了)
- 〃 区民住宅「トラスティ野方」入居開始

1997年(平成9年)

- 1. 1 基礎年金番号制度スタート
- 16 第1回教育委員候補者区民推薦結果を公表
- 2. 1 特別養護老人ホーム「しらさぎホーム」内に、在宅介護支援センター開設
- 22 中野区文化・スポーツ振興公社がホームページを開設
- 3. 5 第1回教育委員候補者区民推薦結果により、公表基準に達し、本人の公表承諾を得た13人を公表
- 14 草の実公園が開園
- 24 江古一御嶽公園開園
- 25 全国初の「中野区教育行政における区民参加に関する条例」を可決
- 31 中野坂上本町一丁目地区市街地再開発事業完成
- 4 区立小中学校において耐震補強工事始まる

- 4.1 第二次中野区長期計画・'97中野区実施計画スタート
- 4.9 肢体不自由学級（たんぼぼ学級）を丸山小学校内に開設
- 5.1 南台まちづくり住宅「リ・ライフ南台」入居開始
- 5.6 平和の森公園周辺地区区画道路第4号供用開始
- 6.2 要介護高齢者等訪問歯科診療の開始
- 8.1 区民住宅「エスペランサ恵比寿」入居開始
- 8.6 区民住宅「スペース江古田」入居開始
- 8.18 区民住宅「マアヤ白鷺」入居開始
- 9.19 白鷺ネムノキ公園が開園
- 9.29 「中部保健福祉センター」オープン。併設で「中部在宅介護支援センター」オープン
- 11.17 インターネット上に中野区ホームページを開設
- 12.19 都営地下鉄12号線開通

1998年（平成10年）

- 2.1 妙正寺川公園運動広場開設
- 2.13 「教育行政区民参加条例」記念シンポジウム開催
- 3.17 「事業者・消費者としての中野区環境行動計画」策定
- 3.27 「中野区環境基本条例」公布
- 4.1 環境リサイクルプラザ・消費者センター開設
- 4.9 環状7号線地区不燃化促進事業開始
- 5 都区共同による警察大学校等跡地利用計画の「中間のまとめ」を策定
- 5.1 上高田東高齢者会館開設
- 5.24 中野区長・区議会議員補欠選挙執行
- 7.15 要介護者等の実態調査の開始
- 9.27 「中野区吸い殻、空き缶等の散乱防止に関する条例」公布
- 9.28 北部保健福祉センター開設
- 9.30 要介護認定等モデル事業の開始
- 10.1 区民施設の集会室等の使用について一部有料化を実施
- 10.19 環境審議会発足
- 11.27 区立図書館コンピュータシステム更新
- 12.10 清掃車庫整備に伴う先行工事竣工
- 12.25 財政健全化推進プランまとまる

1999年（平成11年）

- 1.1 「中野区吸い殻、空き缶等の散乱防止に関する条例」施行
- 2 子育て・子育て支援推進計画「なかの子どもプラン」を策定
- 2.12 環境基本計画を策定
- 3.1 わかさぎ公園開園
- 3.3 地域振興券の交付開始
- 4.1 中野区谷戸福祉作業施設開所
- 4.30 中野坂上中央一丁目西地区市街地再開発事業が竣工（中央1-38）
- 5.1 建築基準法半世紀ぶりの抜本改正
- 6 中野区分別収集計画まとまる
- 6.1 上高田運動施設の開設
- 7.23 情報システム「ないせすネット」スタート
- 9 介護保険事業計画素案まとまる
// ファミリー・サポート・センター事業の開始
- 9.1 要介護認定審査会設置
- 10.1 在宅介護支援センターが新たに5ヶ所オープンし、区内8ヶ所となる
- 12 「コンピュータ西暦2000年問題危機管理計画」まとまる

2000年（平成12年）

- 2.21 南台一・二丁目地区防災街区整備地区計画を告示
- 3 中野区「男女共同参画基本計画」策定
// 介護保険事業計画まとまる
// 中野区一般廃棄物処理基本計画まとまる
// 「中野区都市マスタープラン」策定、公表
// 福祉プラン21（中野区地域福祉総合推進計画）を改定
- 3.21 介護サービス情報のホームページを開設
- 3.31 館山健康学園の廃止
- 4 介護保険制度スタート
// 区議会ホームページに会議録を掲載
- 4.1 都区制度改革による事務事業移管
// 若宮高齢者会館開設
- 6.1 子ども家庭支援センター開設
- 7.31 介護保険運営協議会設置
- 9.26 神田川はなひろば、上鷺いこい公園、あいおいポケットパーク、あやめポケットパーク及びなかのはしポケットパーク開園
- 10 「男女共同参画基本計画行動プラン」策定
- 11 「中野区みどりの基本計画（案）」の作成、発表
- 11.20 中野区廃棄物減量等推進審議会発足
- 12.15 中野区立学童クラブ条例施行

2001年（平成13年）

- 2 「中野区行財政5か年計画」の策定
- 2.1 余裕教室を活用した「多田高齢者在宅サービスセンター」「桃二高齢者在宅サービスセンター」開設
- 2.13 住宅政策審議会答申
- 2.26 第2回教育委員候補者区民推薦結果により公表基準に達し、本人の公表同意を得た14人を公表
- 3 「中野区緑の基本計画」策定、公表
// 「中野区環境基本計画」の策定
// 「警察大学校等移転跡地土地利用転換計画案」を作成
- 3.1 中野区ホームページで申請書配信サービス開始
- 3.31 青年館の廃止
- 4 学童クラブ保育料の有料化
- 4.23 中野坂上地下通路開通
- 6 ごみの戸別訪問収集開始
- 6.24 東京都議会議員選挙執行
- 7 杉並区、東京都と共同で「警察大学校等移転跡地土地利用転換計画（案）」を策定し、国に要望
- 7 初心者向けIT講習会実施（情報通信技術推進事業・平成14年2月まで）
- 7.29 参議院議員選挙執行
- 10 第2次中野区住宅マスタープラン策定
- 10.1 教育委員会ホームページを開設
- 10.1 精神障害者地域生活支援センター開設
- 11.1 区内初の認証保育所開設
- 12.31 勸中野区まちづくり公社解散

2002年（平成14年）

- 1 中野富士見町自転車駐車場開設
- 1.23 中野区防災ボランティア（建築物応急危険度判定）判定員連絡会を設置
- 2.1 本多山公園開園
- 3 「電子区役所実現3か年プログラム」の策定
- 3 「第7次中野区交通安全計画」策定

- 3.25 そらまめ公園開園
- 3.31 白鷺ふれあい学習館、中野授産場廃止
- 6.9 中野区長選挙執行。区長、田中氏就任
- 7.12 徘徊高齢者探索サービス開始
- 8 児童扶養手当事務が東京都より委譲
- 8 住基ネット第一次サービス開始
- 8.5 雑居ビル等に関する中野区安全対策連絡協議会発足
- 8.15 憲法擁護・非核都市宣言20周年事業「バーチャル平和資料館」開設
- 8.27 中野区基本構想策定本部設置
- 9 住基ネットの接続を切断
- 9 中野区洪水ハザードマップ公表
- 9.3 平和の森公園第二期工事部分開園
- 10 中野区自転車等駐車対策協議会答申
- 10 男女平等に関する苦情申出制度発足
- 10 14年度地域活動IT化支援事業（12月まで）
- 10.4 「西武新宿線検討会報告」を東京都から受ける
- 10.22 東大附属西側道路拡幅整備に関する基本協定締結
- 11 中野区廃棄物減量等推進審議会答申提出
- 11.29 若宮オリープ公園開園
- 12.1 高齢者福祉住宅「のがた苑」開設

2003年（平成15年）

- 1.8 野方デイサービスセンター開設
- 2 中野区経営改革指針の策定
- 2.25 中野区基本構想審議会発足
- 3 中野区保健福祉総合推進計画の策定
- 3 第2期介護保険事業計画まとまる
- 3.25 基本構想を描く区民ワークショップ発足
- 3.28 白鷺ふれあい公園開園
- 4.1 障害者サービスが「支援費制度」へ移行
- 4.10 中野区健康危機管理対策本部を設置
- 4.13 東京都知事選挙執行
- 4.27 中野区議会議員選挙執行
- 5.20 区職員が業務上横領で逮捕
- 6.9 区職員の公益通報制度を導入
- 7 子育てサポートルーム事業を開始
- 7.4 「中野区住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報等の保護に関する条例」公布、施行
- 7.25 第1回基本構想シンポジウムの開催
- 8.2 「平和のつどい」開催
- 8.13 住民基本台帳ネットワークシステムに再接続
- 9.1 情報公開請求が区ホームページからも請求できるサービスを開始
- 9.1 パブリック・コメント手続きを導入
- 9.27 NPOフォーラム開催
- 10.31 住民基本台帳ネットワークシステム2次サービスの運用開始
- 12.2 図書館ホームページ開設
- 12.3 第2回基本構想シンポジウムの開催

2004年（平成16年）

- 1.29 公的個人認証サービスの開始
- 2.6 北京市西城区長が中野区長を訪問
- 3.28 ポイ捨て禁止条例を改正し、新たに歩行喫煙等を規制
- 3.28 健康福祉都市宣言
- 4 おもてなし運動開始
- 4.1 中野区における証明書等の交付請求及び届出に関する本人確認等に関する条例

- 4.1 子ども総合相談窓口開設
- 4.1 区立保育園運営に指定管理者制度導入
- 4.1 高齢者緊急一時宿泊事業
- 4.7 基本構想審議会が区長へ答申
- 4.19 木造住宅等の耐震性確保に係る総合支援事業の開始
- 5 基本構想・新しい10か年計画に係る意見交換会の開催
- 5.19 仮称中野区自治基本条例に関する審議会発足
- 6 市民の行う公共・公益活動支援方針の策定
- 6.30 江古田の森保健福祉施設の整備・運営事業権契約締結
- 7 中野区小児初期救急医療事業推進協議会の設置
- 7.1 高齢者見守り支援ネットワーク「元気でねっと」を立上げ
- 7.11 参議院議員選挙執行
- 9.9 中野サンプラザの所有会社「㈱まちづくり中野21」設立
- 10 中野区立小中学校再編成計画（案）策定
- 10.7 「教育委員にふさわしい人材推薦（自薦・他薦）の仕組み」を導入・実施（12月まで）
- 11.1 仮称中野区自治基本条例に関する審議会答申
- 11.7 自治と参加を考えるシンポジウム開催
- 11.30 ㈱まちづくり中野21が中野サンプラザを取得
- 12.1 電子調達サービスの開始

2005年（平成17年）

- 1 基本構想素案に関する意見交換会の開催、パブリック・コメント手続きの実施
- 3.25 新しい基本構想の制定
- 3.28 「中野区自治基本条例」公布
- 3.30 中野区次世代育成支援行動計画の策定
- 4.1 「中野区吸い殻・空き缶の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する条例」施行
- 4.1 野方第二自転車駐車場開設
- 4.29 シェモア仙石民営化
- 6.1 認知症高齢者グループホーム（ほっとステーション鐵庵）開設
- 6.28 中央図書館電話応答サービス・FAX情報サービスの開始
- 7.1 図書館インターネット予約サービスの開始
- 8.15 大雨による水害（約280世帯被災）
- 9.1 中野新橋駅自転車駐車場新設
- 9.4 大雨による水害（1530世帯被災）
- 11.1 拠点まちづくり推進室の設置
- 11.30 中野区コミュニティバス「なかのん」運行開始
- 12 「中野区商店街の活性化に係る事業者の相互協力等に関する条例」制定

2006年（平成18年）

- 1.1 住区協議会事務取扱要領廃止
- 1 「新しい中野をつくる10か年計画」の策定
- 3 「行政革新5か年プラン」の策定
- 3 中野区保健福祉総合推進計画2005策定
- 3.24 「中野区区民公益活動の推進に関する条例」の公布
- 3.31 財団法人中野区文化・スポーツ振興公社解散
- 4 町会・自治会活動費助成開始
- 4.1 介護保険制度改正
- 4.1 文化・スポーツ施設の指定管理者による管理運営開始

- 4.1 大規模電波障害対策施設へコミュニティチャンネル（JCN 5チャンネル）を送信開始
- 4.14 青色灯防犯パトロールカー運行開始
- 5.1 新井薬師北自転車駐車場新設
- 5.25 区民公益活動推進協議会の設置
- 5.25 中野区国民保護協議会の設置
- 6.11 中野区長選挙執行 田中氏が就任
- 7 びん・缶回収方法変更
- 7.1 本町五丁目知的障害者通所援護施設「ふらっとなかの」開設
- 7.30 身体障害者アパート「清和荘」の廃止
- 10.31 高齢者アパート「コーポことぶき」の廃止
- 12.1 新井薬師南自転車駐車場新設

2007年（平成19年）

- 2.1 中野区公益活動情報コーナー開設
- 3.31 3月末をもって古紙の行政回収廃止
- 4 江古田の森保健福祉総合施設開設
- 4 古紙回収を集団回収へ全面移行
- 4 区民公益活動に関する助成制度〔政策助成〕開始
- 4 なかの区報をダブロイド判からA4冊子判に変更
- 10 「中野区民間福祉サービスに係る紛争の解決の促進に関する条例」施行
- 10 中野区食育推進アクションプログラム策定
- 11 中野区耐震改修促進計画策定
- 11 東京大学教育学部附属中等教育学校西側道路の相互通行開通
- 11 中野区男女共同参画基本計画の改定

2008年（平成20年）

- 1 中野の逸品グランプリ開始
- 2 ペットボトル破碎回収機の区内10ヶ所への設置完了
- 2 障害者自立支援協議会設立
- 3 警察大学校等跡地内で都市計画事業の開始
- 3 中野区の地域スポーツクラブ構想策定
- 3 中野区健康づくり行動プランの策定
- 3.31 桃園第三小学校・仲町小学校、桃丘小学校、第六中学校、第十一中学校を閉校
- 4 中野区イメージアップ3か年戦略策定
- 4.1 区内初の統合新校として桃花小学校・緑野中学校開校
- 4.1 75歳以上を対象とした長寿医療制度（後期高齢者医療制度）発足
- 5.14 中野区環境基本計画の改定
- 7.1 中野区職員倫理条例施行
- 8.7 東京工芸大学との相互協力に関する基本協定の締結
- 10.1 ごみの分別区分変更を実施（プラスチック製容器包装をゴミ集積所、ペットボトルをびん・缶集積所で回収）
- 10.1 中野区成年後見支援センター開設

2009年（平成21年）

- 1 「なかの にぎわいWEB 起創展街」の運営開始
- 2 食育・健康づくりフェスタ開始
- 2 高齢者・障害者アパートの廃止が完了
- 3 第3次中野区住宅マスタープラン策定
- 3 第2期中野区障害福祉計画策定
- 3 中野区保健福祉総合推進計画等の改定及び策定
- 3 なかの里・まち連携事業開始

- 4.1 障害者福祉会館に指定管理者制度を導入
- 4.1 白桜小学校・南中野中学校開校
- 4.28 中野区都市計画マスタープラン改定
- 5 区管理街路灯のLED化に着手
- 10 中野駅周辺まちづくりランドデザインver.2及び中野駅地区整備構想の策定
- 12.4 彫刻作品「哲学の庭」の寄贈及び設置
- 12.15 教育長に田辺裕子氏就任
- 12.15 中野区公式ホームページリニューアル

2010年（平成22年）

- 2 中野区政のBCP（中野区事業継続計画）策定
- 2.3 旧野方配水塔が国の登録有形文化財に登録
- 2.7 昭栄橋公園開園
- 2.19 中野区基本構想改定の議決
- 3 バリアフリーマップの公開
- 3.8 「新しい中野をつくる10か年計画（第2次）」決定
- 3.24 南台三丁目公園改修開園
- 3.28 西武新宿線野方駅の新駅舎及び北口の利用開始
- 3.28 杉山公園再整備開園
- 3.29 ささの葉公園、若宮公園改修開園
- 4.1 子ども手当制度開始
- 4.1 療育センターアポロ園移転開設
- 5.22 中野区長選挙執行。田中氏が第26代区長に
- 6.1 新中野駅周辺放置自転車規制区域化
- 6.23 金野晃氏が副区長に就任
- 6.30 シェモア仙石営業終了
- 7.12 阪井清志氏が副区長に就任
- 7.26 中部すこやか福祉センター開設
- 11.8 大韓民国ソウル特別市陽川（ヤンチョン）区と姉妹都市関係締結
- 11.22 とちの木公園開園
- 11.27 なかのエコフェア開催
- 12.19 西武新宿線野方駅自由通路、南口広場完成

2011年（平成23年）

- 2.1 かみさぎ北公園開園
- 2.18 「中野区教育ビジョン（第2次）」の策定
- 2.20 起創展街中野にぎわいフェスタ2011開催
- 3.11 東日本大震災発生
- 3.22 中野区消費生活センター区役所1階に移転
- 3.27 なかの里・まち連携アンテナショップ開設

中野区の組織

平成25年(2013年)11月30日

		分野	統括管理者	執行責任者
区 副 区 長 (2名) 長	政策室長	企画	副参事(企画担当)	企画担当係長 企画調整担当係長 政策情報担当係長 平和・国際化担当係長 人権・男女共同参画担当係長 男女共同参画センター所長
		予算 広報 情報・改善	副参事(予算担当) 副参事(広報担当) 副参事(情報・改善担当)	予算担当係長 広報担当係長 業務改善担当係長 地域情報化推進担当係長 庁内情報システム担当係長
	経営室長	危機管理担当部長(危機管理官) 経営	副参事(経営担当)	経営担当係長 文書・情報公開担当係長 法務担当係長 秘書担当係長 サンプラザ事業担当係長
		人事	副参事(人事担当)	人事担当係長 給与担当係長 能力開発担当係長
		施設	副参事(施設担当)	福利・健康管理担当係長 設保全担当係長 庁舎担当係長
		行政監理	副参事(行政監理担当)	施設整備担当係長 行政監理担当係長 経営管理担当係長
		経理	副参事(経理担当)	経営分析・公会計改革担当係長 副参事(債権管理担当) 用地・管財担当係長 契約担当係長 資金管理担当係長
	都市政策推進室長	産業・都市振興	副参事(産業・都市振興担当)	経営担当係長 産業振興計画担当係長 経営支援担当係長 副参事(都市観光・商業振興担当) 都市観光推進担当係長 地域商業活性化担当係長 商工会館長 勤労福祉会館長
		中野駅周辺まちづくり	副参事(中野駅周辺まちづくり担当)	副参事(中野駅周辺計画担当) 副参事(中野駅周辺地区整備担当)(2)
		西武新宿線沿線まちづくり	副参事(西武新宿線沿線まちづくり担当)	西武新宿線沿線まちづくり担当係長 西武新宿線沿線基盤整備担当係長
地域支えあい推進室長	地域活動推進	副参事(地域活動推進担当) 副参事(区民活動センター調整担当)	経営担当係長 地域自治推進担当係長 地域活動推進担当係長 高齢者地域支援担当係長 地域施設担当係長	
	中部すこやか福祉センター所長	地域ケア 副参事(地域ケア担当)	保健福祉包括ケア担当係長 地域子ども家庭支援担当係長 ふれあいの家・児童館長(5)	
		地域支援 副参事(地域支援担当)	地域活動担当係長 区民活動センター所長(5) 支えあい推進担当係長 地域健康推進担当係長 高齢者会館等長(5)	
	北部すこやか福祉センター所長	地域ケア 副参事(地域ケア担当)	保健福祉包括ケア担当係長 地域子ども家庭支援担当係長 ふれあいの家・児童館長(4)	

		分野	統括管理者	執行責任者
区 副 区 長 (2名) 長	地域支えあい推進室長	地域支援	副参事(地域支援担当)	地域活動担当係長 区民活動センター所長(4) 支えあい推進担当係長 地域健康推進担当係長 高齢者会館等長(3)
		南部すこやか福祉センター所長 地域ケア	副参事(地域ケア担当)	保健福祉包括ケア担当係長 地域子ども家庭支援担当係長 児童館長(5)
		地域支援	副参事(地域支援担当)	地域活動担当係長 区民活動センター所長(3) 支えあい推進担当係長 地域健康推進担当係長 高齢者会館等長(3)
		鷺宮すこやか福祉センター所長 地域ケア	副参事(地域ケア担当)	保健福祉包括ケア担当係長 地域子ども家庭支援担当係長 児童館長(6)
		地域支援	副参事(地域支援担当)	地域活動担当係長 区民活動センター所長(3) 支えあい推進担当係長 地域健康推進担当係長 高齢者会館等長(4)
	区民サービス管理部長	区民サービス	副参事(区民サービス担当)	部経営担当係長 区民相談担当係長 消費生活センター所長 基盤システム担当係長 連携システム担当係長
		住民情報システム	副参事(住民情報システム担当)	戸籍担当係長 住民記録担当係長 証明担当係長
		戸籍住民	副参事(戸籍住民担当)	戸籍住民管理運営担当係長 地域事務所長(5) 課税担当係長
		税務	副参事(税務担当)	区税徴収担当係長 諸税担当係長 税務管理担当係長
		保険医療	副参事(保険医療担当)	国保運営担当係長 資格賦課担当係長 国保徴収担当係長 国保収納担当係長 国保給付担当係長 国民年金担当係長
	子ども教育部長	介護保険	副参事(介護保険担当)	後期高齢者医療担当係長 介護制度運営担当係長 事業者指導調整担当係長 介護資格保険料担当係長 介護認定担当係長 介護給付担当係長
		子ども教育経営	副参事(子ども教育経営担当)	部経営担当係長 企画財政担当係長
学校・地域連携		副参事(学校・地域連携担当)	学校・地域連携担当係長 地域施設運営担当係長 キッズ・プラザ所長(8) 学童クラブ所長(25) 次世代育成担当係長	
子育て支援		副参事(子育て支援担当) 副参事(子ども家庭支援センター所長)	子ども家庭相談等担当係長 障害児支援担当係長 療育センターアポロ園長 情報連携整備担当係長 子育てサービス担当係長 児童手当担当係長	
	保育園・幼稚園	副参事(保育園・幼稚園担当)	子ども健康・医療担当係長	
		副参事(幼児研究センター所長)	幼児施策計画担当係長 民間開放推進担当係長	

		分 野	統 括 管 理 者	執 行 責 任 者
区 副 区 長 (2名) 長	子ども教育部長	子ども教育施設	副参事(子ども教育施設担当)	指導担当係長 区立保育園担当係長 民間保育担当係長 幼稚園担当係長 入園相談担当係長 幼児教育担当係長 保育園長(18) 子ども教育施設担当係長
		福祉推進	副参事(福祉推進担当)	部経営担当係長 保健福祉企画担当係長 高齢福祉担当係長 権利擁護推進担当係長 高齢者専門相談担当係長 介護基盤整備担当係長
	健康福祉部長	保健予防	副参事(保健予防担当)	保健予防担当係長 結核予防担当係長
		健康推進	副参事(健康推進担当)	健康推進担当係長 がん等健診担当係長
		障害福祉	副参事(障害福祉担当)	特定・高齢者健診担当係長 障害者社会参画担当係長 障害者福祉事業担当係長 自立支援給付管理担当係長 障害者相談支援担当係長 障害者施設担当係長
		生活援護	副参事(生活援護担当)	弥生福祉作業所長 副参事心得(生活保護担当) 生活保護西部担当係長 生活保護中西部担当係長 生活保護北部担当係長 生活保護中部担当係長 生活保護東部担当係長 生活保護南部担当係長 高齢者保護担当係長 施設保護担当係長
		学習スポーツ	副参事(学習スポーツ担当)	生活援護推進担当係長 生活援護調整担当係長 新規・調査担当係長 生活相談担当係長 自立支援担当係長 生涯学習調整担当係長 生涯学習支援担当係長 スポーツ担当係長 文化財担当係長 歴史民俗資料館長
	保健所長	地球温暖化対策	副参事(地球温暖化対策担当)	部経営担当係長 地球温暖化対策担当係長
		ごみゼロ推進	副参事(ごみゼロ推進担当)	緑化推進担当係長 ごみ減量担当係長
		生活環境	副参事(生活環境担当)	清掃事務所長(副参事) 清掃事務所車庫長 衛生環境担当係長 食品衛生担当係長 医薬環境衛生担当係長 環境公害担当係長
	都市基盤部長	都市計画	参事(都市計画担当)	部経営担当係長 建築調整担当係長 都市計画担当係長 都市施設担当係長 住宅施策担当係長
		地域まちづくり	副参事(地域まちづくり担当)	住宅運営担当係長 まちづくり事業推進担当係長 まちづくり計画担当係長 副参事(大和町まちづくり担当) 副参事(弥生町まちづくり担当)
道路・公園管理		副参事(道路・公園管理担当)	道路管理担当係長	

区 長	副 区 長 (2名)	分 野		統 括 管 理 者	執 行 責 任 者
		都市基盤整備		副参事(都市基盤整備担当)	道路占用・監察担当係長 道路境界担当係長 公園維持・管理担当係長 平和の森公園事務所長 副参事(都市基盤整備推進担当) 道路維持担当係長 道路整備担当係長 生活道路担当係長 公園整備担当係長 建築企画担当係長 建築行政担当係長 建築安全・安心担当係長 耐震化促進担当係長 災害対策担当係長 防災計画担当係長 地域防災担当係長 副参事(生活安全担当) 副参事(交通対策担当)
		建築	副参事(建築担当)		
		防災・都市安全	副参事(防災・都市安全担当)		
		会計室		副参事(会計管理者)	会計管理担当係長
教 育 委 員 会	教 育 長	子ども教育経営	副参事(子ども教育経営担当)	事務局運営担当係長 副参事(学校再編担当) 教育委員会担当係長 企画財政担当係長 指導主事 学事担当係長 校務管理担当係長 特別支援教育担当係長 学校健康推進担当係長 教育センター所長 知的資産担当係長 図書館運営担当係長 学校・地域連携担当係長 地域施設運営担当係長 体験学習担当係長 次世代育成担当係長 副参事(特別支援教育等連携担当) 副参事(就学前教育連携担当) 子ども教育施設担当係長 幼稚園副園長(2)	
		学校教育	副参事(学校教育担当) 指導室長		
		知的資産	副参事(知的資産担当)		
		学校・地域連携	副参事(学校・地域連携担当)		
		子育て支援 保育園・幼稚園 子ども教育施設 幼稚園(2)	副参事(子育て支援担当) 副参事(保育園・幼稚園担当) 副参事(子ども教育施設担当) 幼稚園長(2)		
選挙管理 委員会	選挙管理委員会事務局長			選挙担当係長	
監 査	監査事務局長			監査担当係長(4)	
区議会	区議会事務局長		区議会事務局次長	庶務係長 議事調査担当係長	

分 野 … 区政目標体系における分野
 統括責任者 … 分野の責任者
 執行責任者 … 施策の責任者

名簿一覽

目次

- 1. 区議会
区議会議員
正・副議長
 - 2. 区長・副区長
 - 3. 行政委員
教育委員会委員
選挙管理委員会委員
監査委員
 - 4. 附属機関
男女平等専門委員会委員
特別職報酬等審議会委員
情報公開審査会委員
- 個人情報保護審査会委員
個人情報保護審議会委員
法令遵守審査会委員
入札監視委員会委員
区民公益活動推進協議会委員
民生委員推薦会委員
国民健康保険運営協議会議員
次世代育成推進審議会委員
保健福祉審議会委員
福祉サービス苦情調整委員
民間福祉サービス紛争調停委員
感染症診査協議会委員
大気汚染障害者認定審査会委員
- 社会教育委員
文化財保護審議会委員
環境審議会委員
都市計画審議会委員
建築審査会委員
建築紛争調停委員会委員
住宅政策審議会委員
国民保護協議会委員
防災会議委員

① 区議会

区議会議員 (平成26年1月1日現在)

若林 しげお	自由民主党議員団	中野区南台2-29-11 ナイスシティアリーナ中野南台504	3380-7101
高橋 かずちか	自由民主党議員団	中野区江原町2-29-13 ジェミニA館206	5982-6801
木村 広一	公明党議員団	中野区本町3-30-5 クレスト21 403	5304-9456
甲田 ゆり子	公明党議員団	中野区上高田2-14-8 エルウイング上高田404	5942-8875
小林 ぜんいち	公明党議員団	中野区中央3-38-9 ロイヤルドミニオン204	3229-1236
中村 延子	中野区議会民主党議員団	中野区弥生町4-36-6 グランフォルム中野富士見町402	080-6533-9450
石坂 わたる	無所属議員	中野区南台2-51-7 南台ヒルズ305	6304-8758
後藤 英之	みんなの党	中野区中央4-14-1	090-2241-5064
石川 直行	みんなの党	中野区中野6-2-19	5338-4789
伊東 しんじ	自由民主党議員団	中野区上高田3-16-9	090-8858-1656
内川 和久	自由民主党議員団	中野区中央4-42-6	6304-8074
ひぐち 和正	自由民主党議員団	中野区弥生町4-5-7	3384-1511
白井 ひでふみ	公明党議員団	中野区東中野1-51-13 東中野テラス403	6280-4360
平山 英明	公明党議員団	中野区鷺宮2-16-6 コーポラ宮1-203	3330-9100
南 かつひこ	公明党議員団	中野区丸山1-28-20 ル・スベニール・ペール107	3389-1258
森 たかゆき	中野区議会民主党議員団	中野区中央1-23-8 ザ・パークハウス中野坂上307	5332-6042
いながき じゅん子	無所属議員	中野区東中野2-28-22-301	3366-7395
林 まさみ	無所属議員	中野区東中野5-23-6-1312	5389-2633
小宮山 たかし	無所属議員	中野区弥生町3-8-6 井上ビル1F	6426-1188
浦野 さとみ	日本共産党議員団	中野区新井2-33-9 アーバンコート301	6321-5397
佐野 れいじ	自由民主党議員団	中野区本町3-3-4	5354-8172
北原 ともあき	自由民主党議員団	中野区沼袋4-9-6	3387-6005
吉原 宏	自由民主党議員団	中野区本町4-46-8 ファミール宮崎401	3380-5063
いでい 良輔	自由民主党議員団	中野区本町1-4-6-801	3372-3803
小林 秀明	公明党議員団	中野区沼袋3-20-3	3387-7723
久保 りか	公明党議員団	中野区鷺宮3-38-9	3336-6441
酒井 たくや	中野区議会民主党議員団	中野区東中野4-25-5 三越マンション104	5386-2838
奥田 けんじ	無所属議員	中野区弥生町1-51-9	3373-1767
近藤 さえ子	無所属議員	中野区野方6-45-13	3330-9584
金子 洋	日本共産党議員団	中野区上鷺宮2-10-5 第5バラス鐘増102	3999-8679
長沢 和彦	日本共産党議員団	中野区野方5-7-14	3310-9044
大内 しんご	自由民主党議員団	中野区野方6-22-3	3310-1333
伊藤 正信	自由民主党議員団	中野区本町4-11-1	3382-0111
高橋 ちあき	自由民主党議員団	中野区弥生町1-4-10	3372-3850
市川 みのる	自由民主党議員団	中野区中野4-3-1-204	3388-3039

篠 国昭	自由民主党議員団	中野区鷺宮3-27-14	3336-2774
やながわ 妙子	公明党議員団	中野区南台4-32-2	3383-8943
佐伯 利昭	中野区議会民主党議員団	中野区上鷺宮3-14-9	3999-5088
むとう 有子	無所属議員	中野区新井1-2-2	5380-4192
かせ 次郎	日本共産党議員団	中野区中央3-45-21	5389-2469
来住 和行	日本共産党議員団	中野区東中野2-8-1 一登堂コーポ103	3369-1373
岩 永しほ子	日本共産党議員団	中野区本町3-26-47	5388-6046

正・副議長

議長	54代	伊東しんじ	平成25年5月27日～
副議長	53代	やながわ妙子	平成25年5月27日～

② 区長・副区長

- 区長 26代 田中大輔 平成22年6月15日～
- 副区長 金野晃 平成22年6月23日～
- 副区長 英直彦 平成25年4月1日～

③ 行政委員

●教育委員会委員

委員長	大島 やよい (委員任期平成23年3月18日～平成27年3月17日)
同職務代理	小林 福太郎 (委員任期平成25年3月28日～平成29年3月27日)
委員	渡邊 仁 (委員任期平成25年4月11日～平成29年4月10日)
委員	高木 明郎 (委員任期平成22年11月27日～平成26年11月26日)
教育長	田辺 裕子 (委員任期平成21年12月15日～平成25年12月14日)

●選挙管理委員会委員

(平成25年12月1日現在)

委員長	斉藤 睦 (任期平成24年3月3日～平成28年3月2日)
同職務代理	斉藤 金造 (任期平成24年3月3日～平成28年3月2日)
委員	山崎 芳夫 (任期平成24年3月3日～平成28年3月2日)
委員	大泉 正勝 (任期平成24年3月3日～平成28年3月2日)

●監査委員 (平成25年12月14日現在)

代表	山下清超 (平成23年7月1日就任)
同職務代理	山下晃司 (平成25年12月14日就任)
委員	伊藤正信 (平成25年5月27日就任)
委員	南かつひこ (平成25年5月27日就任)

④ 附属機関

●中野区男女平等専門委員会委員

(任期 平成24年10月1日から平成26年9月30日)

勝木江津子	弁護士
加藤千恵	東京女学館大学教授
松田茂樹	中京大学教授

●中野区特別職報酬等審議会委員

(任期 平成25年10月1日～平成27年9月30日)

福原紀彦	中央大学学長
石川宏	中野区法曹会・弁護士
麻沼雅海	東京商工会議所中野支部会長
安藤秋人	公募区民
池田祥子	(元) こども教育宝仙大学学長
井上於菟	公募区民
大河内隆之	中野区中小企業診断士会・中小企業診断士
落合幹	東京都社会保険労務士会中野杉並支部・社会保険労務士
鈴木和子	東京税理士会中野支部・税理士
溝口雅康	中野区医師会・医師

●中野区情報公開審査会委員

(任期 平成24年9月1日～平成26年8月31日)

稲垣隆一	弁護士
大塚孝子	"
兼子仁	東京都立大学名誉教授
幸田雅治	中央大学大学院教授 (平成26年1月20日から)
堀部政男	一橋大学名誉教授 (平成25年12月10日まで)
榎湯俊子	淑徳大学教授

●中野区個人情報保護審査会委員

(任期 平成24年9月1日～平成26年8月31日)

稲垣隆一	弁護士
大塚孝子	"
兼子仁	東京都立大学名誉教授
幸田雅治	中央大学大学院教授 (平成26年1月20日から)
堀部政男	一橋大学名誉教授 (平成25年12月10日まで)
榎湯俊子	淑徳大学教授

●中野区個人情報保護審議会委員

(任期 平成24年9月1日～平成26年8月31日)

室井敬司	亜細亜大学教授
池田祥子	(元) こども教育宝仙大学学長
青地敏子	公募区民
石井夏生利	筑波大学准教授
小野光	中野区町会連合会会長
上條賢	連合中野地区協議会副議長
櫻井英一	中野区医師会理事
鈴木一男	中野区人権擁護委員代表
隅田光夫	公募区民
豊田明香	中野区民生児童委員協議会会長
中村治郎	弁護士、中野区法曹会幹事
野口敏郎	弁護士、中野区法曹会
藤田幸司	中野区福祉団体連合会副会長
宮一茂	中野区中学校PTA連合会

●中野区法令遵守審査会委員

(任期 平成24年7月1日～平成26年6月30日)

大谷典孝	弁護士
前川耀男	政策研究大学院大学客員教授
菅原忠雄	元警視庁首席監察官

●中野区入札監視委員会委員

(任期 平成24年6月1日～平成26年5月31日)

武藤博己	法政大学大学院公共政策研究科長 教授
大谷典孝	弁護士 (室町法律事務所)、中野区法令遵守審査会会長
只腰憲久	元東京都都市整備局長、首都高速道路株式会社取締役常務執行役員

●中野区区民公益活動推進協議会委員

(任期 平成24年5月29日～平成26年5月28日)

鎌田政明	東京商工会議所中野支部
今泉治子	中野区民生児童委員協議会
岡陽子	中野区中学校PTA連合会
鈴木由美子	中野区社会福祉協議会
橋詰正孝	公募区民
加藤幸良	"
青山侑	明治大学大学院教授
牛山久仁彦	明治大学政治経済学部教授
坂本文武	立教大学大学院特任准教授
緒方泰子	東京医科歯科大学大学院教授

●中野区民生委員推薦会委員

(任期 平成25年10月1日から平成28年9月30日)

佐野れいじ	中野区議会議員
久保りか	"
豊田明香	民生委員
小野武	"
西村晶子	社会福祉事業の実施関係者
駒野登志夫	"
吉成武男	福祉関係団体の代表
渡辺栄子	"
井澤秀雄	学識経験者
小島芳江	"
小阪順二	教育関係者
緒方良子	"
波多江貴代美	行政機関職員
伊藤政子	"

●中野区国民健康保険運営協議会議員

(任期 平成25年2月18日～平成27年2月17日)

〈被保険者代表〉

今泉治子
岡見初音
乙成善子
菊田利子
高橋英佐子
大川輝男

〈保険医又は保険薬剤師代表〉

山田正興	医師会
渡邊仁	"
溝口雅康	"
吉永英明	歯科医師会
濱田常二	"
吉川征紀	薬剤師会

〈公益代表〉

金谷芳雄	学識経験者
竹原厚三郎	"
吉成武男	中野区社会福祉協議会

山 縣 美智子 社会保険労務士
羽 成 育 郎 行政経験者

〈被用者保険等保険者代表〉

佐 藤 光 年 健康保険組合
飯 塚 美里男 全国健康保険協会

●中野区次世代育成推進審議会委員

(平成25年7月22日現在)

汐 見 和 恵 新渡戸文化短期大学生生活学科学児童生活専攻社会学研究室教授
酒 井 朗 大妻女子大学教職総合支援センター所長
笹 井 宏 益 文部科学省国立教育政策研究所生涯学習政策部長
香 月 よう子 NPO法人きてきて先生プロジェクト代表
青 佐 恭 子 青少年育成地区委員会
石 原 みゆき 次世代育成委員
高 橋 登志子 町会連合会
倉 田 美 子 民生児童委員協議会
浮ヶ谷 せつ子 保護司会
小早川 淳 子 私立保育園園長(桃が丘さゆり保育園園長)
細 野 政 和 私立幼稚園連合会(みやしろ幼稚園園長)
松 本 洋 子 中野区社会福祉協議会
佐々木 香 NPO団体子どもの健全育成活動団体(ZEROキッズ代表)
菊 田 守 区民活動団体(ことぶき・さぎのみや代表)
佐 藤 真 紀 母子生活支援施設運営団体(中野区さつき寮施設長)
棚 田 政 治 区立小学校長会(谷戸小学校校長)
熊 谷 伸 賢 区立中学校長会(第三中学校校長)
岩 崎 茂 区立小学校PTA連合会(副会長)
白 石 忠 一 区立中学校PTA連合会(副会長)
小 沼 俊 哉 私立学校(明治大学附属中野高等学校・中学校)
園 尾 まゆみ 杉並児童相談所(所長)

●中野区保健福祉審議会委員

(任期 平成23年2月3日～平成26年2月2日)

岡 本 多喜子 明治学院大学社会学部教授
小 澤 温 筑波大学大学院人間総合科学研究科・生涯発達科学専攻教授
白 石 弘 巳 東洋大学ライフデザイン学部教授
中 村 律 子 法政大学現代福祉学部教授
本 間 昭 社会福祉法人浴風会 認知症介護研究・研修東京センター センター長
大 橋 正 昭 東京都中野区歯科医師会専務理事
小 野 武 中野区民生児童委員協議会副会長
高 松 登 中野区薬剤師会副会長
納 谷 光 和 中野区障害者福祉事業団常務理事兼事務局長(平成24年3月31日まで)
合 川 昭 中野区障害者福祉事業団常務理事(平成24年6月25日から)
浜 村 務 中野区福祉団体連合会常任理事
柳 澤 一 平 社会福祉法人中野区社会福祉協議会常務理事(平成24年3月31日まで)
鈴 木 由美子 社会福祉法人中野区社会福祉協議会常務理事(平成24年6月25日から)
渡 辺 幸 康 中野区医師会副会長
西 陽 子 社会福祉法人中野あいにく会理事長
岡 田 朋 子 社会福祉法人中野区福祉サービス事業団 東中野地域包括支援センター所長
勝 又 和 夫 社会福祉法人東京コロニー理事長(平成23年9月30日まで)
中 村 敏 彦 社会福祉法人東京コロニー コロニー中野事業所長(平成23年10月6日から)
齊 藤 稔 医療法人健友会介護福祉事業部長
高 山 修 東京海上日動ベターライフサービス株式会社 みずたま介護ステーション豊/宮所長
平 林 ちよ子 社会福祉法人浄風園 特別養護老人ホーム浄風園 施設長
木 下 由美子 公募区民(平成23年5月8日まで)
栗 原 誠 〃
高 橋 和 雄 〃
安 岡 真由美 〃

●中野区福祉サービス苦情調整委員

(福祉オンブズマン)

(任期 平成24年10月1日から平成26年9月30日)

岩 志 和一郎 早稲田大学教授
大 島 やよい 弁護士

●中野区民間福祉サービス紛争調停委員

(任期 平成25年10月1日～平成27年9月30日)

石 川 宏 弁護士
水 谷 彌 生 〃
宮 城 孝 法政大学教授

●中野区感染症診査協議会委員

(任期 平成25年4月1日～平成27年3月31日)

御手洗 聡 感染症指定医療機関の医師
平 尾 晋 〃
濁 川 博 子 〃
杉 原 徳 彦 〃
能 戸 幸 司 〃
山 内 則 子 学識経験者(医療)
北 川 雅 男 学識経験者(法律)
大 島 やよい 〃
松 井 るり子 〃
別 役 理 学識経験者(医療及び法律以外)

●中野区大気汚染障害者認定審査会委員

(任期 平成24年10月29日～平成26年10月28日)

早 川 浩 学識経験者
杉 原 壽 彦 医師会
坂 井 典 孝 〃
田 中 佐 和 子 〃
向 山 晴 子 中野区健康福祉部参事(保健予防担当)(平成25年3月31日まで)
坂 野 晶 司 中野区健康福祉部副参事(保健予防担当)(平成25年4月1日から)

●中野区社会教育委員

(任期 平成24年9月6日～平成26年9月5日)

井 澤 秀 雄 元中野区立谷戸小学校校長
木 下 克 美 中野区スポーツ推進委員会会長
鈴 木 由美子 中野区立中学校PTA連合会事務局
中 村 信 子 NPO法人地域学習協会副理事長
道 林 京 子 中野区次世代育成委員
三 輪 建 二 お茶の水女子大学教授

●中野区文化財保護審議会委員

(任期 平成25年10月1日～平成27年9月30日)

石 井 則 孝 考古学
大 石 学 近世史
高 山 茂 民俗学(伝承芸能)
谷 川 章 雄 近世考古学
仲 町 啓 子 日本美術史
松 原 智 美 仏教美術史
宮 崎 勝 弘 建築史
山 崎 祐 子 民俗学(無形)

●中野区地球温暖化防止対策審議会委員

(任期 平成24年3月29日～平成26年3月28日)

大 沼 あゆみ 慶應義塾大学経済学部
田 中 充 法政大学社会学部
伊香賀 俊 治 慶應義塾大学理工学部
藤 原 孝 行 東京都環境科学研究所
寺 崎 務 東京都建築士事務所協会 中野支部
林 直 清 (社)全日本不動産協会 東京都本部 中野・杉並支部
西 嶋 順 子 積水ハウス株式会社(平成25年12月12日まで)
福 嶋 豊 積水ハウス株式会社(平成25年12月13日から)
野 村 泰 弘 三菱自動車工業株式会社
荻 原 和 也 東京電力株式会社 荻窪支社
田 辺 謙 二 東京ガス株式会社 中央支店
赤 星 義 彰 東京商工会議所 中野支部
明 石 浩 一 中野区商店街連合会
大 野 道 高 中野区町会連合会
寺 門 久美子 中野区立小学校PTA連合会

●中野区都市計画審議会委員

(任期 平成25年6月26日～平成27年6月25日)

矢島 隆	日本大学客員教授、(一般財団法人) 計量計画研究所シニアフェロー
宮村 光雄	東京ガス(株) エネルギー企画部地域環境コーディネーター部長
田代 順孝	千葉大学名誉教授、千葉大学グランドフェロー
松本 暢子	大妻女子大学社会情報学部教授
村木 美貴	千葉大学大学院工学研究科教授
高橋 登志子	中野区町会連合会
青木 武	中野区商店街連合会
高橋 佐	(社) 東京都宅地建物取引業協会中野区支部
寺崎 務	(社) 東京都建築士事務所協会中野支部
五味 道雄	東京商工会議所中野支部
戸矢崎 哲	中野工業産業協会
遠藤 恭一	公募区民
酒井 隆	〃
萩原 邦夫	〃
北原 ともあき	中野区議会議員
大内 しんご	〃
白井 ひでふみ	〃
浦野 さとみ	〃
森 たかゆき	〃
宇佐美 幸悦	東京消防庁中野消防署長
手塚 喜博	警視庁中野警察署長
東野 寛	東京都第三建設事務所長

●中野区建築審査会委員

(任期 平成25年4月1日から平成27年3月31日まで)

福島 七郎	建築
野口 和俊	法律
田村 泰俊	法律
野田 啓子	建築
桑田 仁	都市計画

〈専門調査員〉

関 聡介	法律
------	----

●建築紛争調停委員会委員

(任期 平成24年4月1日から平成26年3月31日まで)

植松 功	法律
高野 佑二	建築(行政)
島山 裕子	建築
川上 美知代	その他(マンション管理)
柴田 亮子	法律

●中野区住宅政策審議会委員

(任期 平成22年2月8日から平成24年2月7日まで)

有田 智一	筑波大学大学院システム情報工学研究科准教授
大村 謙二郎	筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
齊藤 広子	明海大学不動産学部教授
松本 暢子	大妻女子大学社会情報学部教授
小野 武	中野区民生児童委員協議会
川上 美知代	特定非営利活動法人マンション管理支援協議会
後藤 美芳	(社)東京都宅地建物取引業協会中野区支部
篠崎 定久	中野区福祉団体連合会
高橋 登志子	中野区町会連合会
林 直清	(社)全日本不動産協会中野・杉並支部
樋口 修	(社)東京都建築士事務所協会中野支部
宮島 茂明	東京商工会議所中野支部
池田 正基	公募区民
吉村 芳明	〃

●中野区国民保護協議会委員

(平成25年10月21日現在)

田中大 輔	中野区長
金野 晃	中野区副区長
鎌田 寛	陸上自衛隊第1師団第1普通科連隊第4中隊長
東野 寛	東京都第三建設事務所長
鈴木 緑	水道局中野営業所長
横山 功	下水道局西部第一下水道事務所長
戸上 学	交通局小滝橋自動車営業所長
浜崎 裕	交通局都庁前駅務管理所長
石坂 淳一	警視庁第四方面本部長
手塚 喜博	中野警察署長
小松 茂	野方警察署長
阿出川 悟	東京消防庁第四消防方面本部長
宇佐美 幸悦	中野消防署長
菊池 廣	野方消防署長
鈴木 進	中野消防団長
長野 正勝	野方消防団長
川畑 光司	日本郵便(株)中野郵便局長
藤間 由利子	日本郵便(株)中野北郵便局長
伝 農 亨	(株)NTT東日本-東京サービス運営部北フィールドサービスセンター所長
萩原 和也	東京電力(株)荻窪支社中野営業センター所長
小田 利隆	東京ガス(株)中央支店長
横島 徳行	(株)中野区医師会理事
大橋 正昭	(株)中野区歯科医師会会長
秋葉 良三	(株)中野区薬剤師会副会長
黒須 高広	東日本旅客鉄道(株)中野駅長
伊藤 衛一	京王バス東(株)中野営業所長
小嶋 勇	東京地下鉄(株)新宿駅務管区中野坂上地域区長
土田 正直	西武鉄道(株)上石神井駅務管区長
萩原 修司	東京都トラック協会中野支部長
小野 光	中野区町会連合会長
吉成 武男	中野区社会福祉協議会長
荒井 隆一郎	東京商工会議所中野支部事務局長
高橋 弘光	中野区赤十字奉仕団委員長
西森 英樹	(株)シティテレビ中野代表取締役社長
金丸 精孝	中野区法曹会役員
河野 涼一	(公社)東京都柔道接骨師会中野支部長
田辺 裕子	中野区教育長
川崎 亨	中野区経営室長
野村 建樹	中野区健康福祉部長
尾崎 孝	中野区都市基盤部長
瀬田 俊幸	中野区地域支えあい推進室長

●中野区防災会議委員

(平成25年3月25日現在)

田中大 輔	中野区長
金野 晃	中野区副区長
長井 正典	日本郵便(株)中野郵便局長
小野 佳夫	日本郵便(株)中野北郵便局長
荒井 俊之	東京都第三建設事務所長
鈴木 緑	東京都水道局中野営業所長
廣木 健司	東京都下水道局西部第一下水道事務所長
戸上 学	東京都交通局小滝橋自動車営業所長
高木 健	東京都交通局都庁前駅務管理所長
石坂 淳一	警視庁第四方面本部長
手塚 喜博	中野警察署長
小松 茂	野方警察署長
加藤 秀之	東京消防庁第四消防方面本部長
大東 薫	中野消防署長
菊池 廣	野方消防署長
鎌田 寛	陸上自衛隊第1師団第1普通科連隊第4中隊長

鈴木 進	中野消防団長
長野 正勝	野方消防団長
伝農 亨	(株)NTT東日本—東京サービス運営部北フィールドサービスセンタ所長
荻原 和也	東京電力(株)中野営業センター所長
横山 武	東京ガス(株)中央支店長
竹下 俊文	(社)中野区医師会長
田中 英一	(社)中野区歯科医師会長
田村 一美	(社)中野区薬剤師会長
河野 涼一	(公社)東京都柔道接骨師会中野支部長
小野 光	中野区町会連合会長
黒須 高広	東日本旅客鉄道(株)中野駅長
須貝 正明	京王バス東(株)中野営業所長
新見 和則	関東バス(株)丸山営業所長
小嶋 勇	東京地下鉄(株)新宿駅務管区中野坂上地域区長
土田 正直	西武鉄道(株)上石神井駅管区長
西森 英樹	(株)JCNシティテレビ中野社長
飯塚 喜太郎	本三宮前防災会長
秦 好子	社会貢献学会理事・災害情報学会・住宅防火防災研究会幹事
田辺 裕子	中野区教育長
登 弘毅	中野区区民サービス管理部長
田中 政之	中野区健康福祉部長
尾崎 孝	中野区都市基盤部長
荒牧 正伸	中野区危機管理担当部長（危機管理官）
川崎 亨	中野区経営室長
長田 久雄	中野区都市政策推進室長
瀬田 敏幸	中野区地域支えあい推進室長
高橋 信一	中野区子ども教育部長
小谷松 弘市	中野区環境部長

区内の公共施設等

目次

区役所	勤労福祉会館	保健・福祉関係施設	
区民活動センター	商工会館		
教育施設	男女共同参画センター		
区立幼稚園	清掃事務所		
区立小学校	公園・農園・スポーツ広場		
区立中学校			ちびっこ広場
少年自然の家			児童遊園
生活・文化・教養施設	区立公園		
教育センター	ポケットパーク		
図書館	高齢者農園		
歴史民俗資料館	親子農園		
地域生涯学習館	運動施設		
なかのZERO（もみじ山文化センター）			
区民ホール			
なかの芸能小劇場			

中野区役所 中野4-8-1 3389-1111 (大代表)

区民活動センター

南中野	南台3-6-17	3382-1456
弥生	弥生町1-58-14	3372-4000
東部	中央2-18-21	3363-0751
鍋本	本町5-47-13	3383-2731
桃園	中央4-57-1	3382-5151
昭和中野	中野6-16-20	3368-8181
東中野	東中野4-25-5-101	3364-6677
上高田	上高田2-11-1	3389-1311
新井	新井3-11-4	3389-1411
江古田	江原町2-3-15	3954-6811
沼袋	沼袋2-40-18	3389-4571
野方	野方5-3-1	3330-4121
大和	大和町2-44-6	3339-6141
鷺宮	鷺宮3-22-5	3330-4111
上鷺宮	上鷺宮3-7-6	3970-9131

教育施設

区立幼稚園 (2園)

ひがしなかの	東中野5-8-21	3368-2369
かみさぎ	上鷺宮4-8-12	3999-7361

区立小学校 (25校)

桃園	本町3-16-1	3372-6431
中野第2	中野6-13-1	3363-0661
塔野神	弥生町4-27-29	3381-7253
塔山	中央1-49-1	3363-0461
谷戸	中野1-26-1	3361-3645
中野本郷	本町4-27-3	3381-7255
江古田	江古田2-13-28	3385-0411
鷺宮	鷺宮3-31-4	3330-7371
上高田	上高田5-35-3	3389-1461
啓明	大和町1-18-1	3330-2325
向台	弥生町1-25-1	3372-2326
北原	野方6-30-6	3330-2411
新井	新井4-19-1	3389-2311

大多和	大和町4-26-5	3330-1325
若田	南台3-44-9	3381-7257
江宮	若宮3-53-16	3330-1425
新原	江原町1-39-1	3951-5880
武山	南台4-4-1	3381-7250
西蔵	上鷺宮5-1-1	3999-1655
上野	白鷺3-9-2	3330-3125
桃宮	上鷺宮1-24-36	3926-6381
白花	中央5-43-1	3381-7251
平桜	上高田1-2-28	3389-0561
緑和の	森新井3-29-1	3389-1451
	野丸山1-17-1	3389-2351

区立中学校 (11校)

第2	本町5-25-1	3382-7151
第3	東中野5-12-1	3362-5236
第4	若宮1-1-18	3330-5325
第5	上高田4-28-1	3389-2341
第7	江古田2-9-11	3389-4171
第8	鷺宮4-7-3	3330-7571
第10	中央1-41-1	3363-5501
北野	上鷺宮5-7-1	3999-3415
緑野	丸山1-1-19	3386-5423
南野	南台5-22-17	3381-7277
中野	中野1-57-12	3363-6385

少年自然の家 (1か所)

軽井沢少年自然の家 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2141 0267-45-5420

生活・文化・教養施設

教育センター	野方1-35-3	3385-9311
南台図書館	南台3-26-18	3380-2661
本町図書館	本町2-13-2	3373-1666
東中野図書館	東中野1-35-5	3366-9581
中央図書館	中野2-9-7	5340-5070
上高田図書館	上高田5-30-15	3319-5411
江古田図書館	江古田2-1-11	3319-9301
野方図書館	野方3-19-5	3389-0214
鷺宮図書館	鷺宮3-22-5	3337-1044
歴史民俗資料館	江古田4-3-4	3319-9221
なかのZERO (もみじ山文化センター)	中野2-9-7	5340-5000
野方区民ホール	野方5-3-1 (野方WIZ地下2F)	3310-3861
なかの芸能小劇場	中野5-68-7 (スマイルなかの2F)	5380-0931
勤労福祉会館	中野2-13-14	3380-6946
商工会館	新井1-9-1	3389-1181
清掃事務所	松が丘1-6-3	3387-5353

公園・農園・スポーツ広場

ちびっこ広場(空地利用子どもの遊び場)(2か所) (㎡)		
雑色児童遊園	南台5-28	245
白鷺たんぼ広場	白鷺2-13	284
児童遊園(9か所) (㎡)		
宮の台	本町4-8	1,347.23
昭和	上高田1-17	1,280.06
仲鷺	中央3-41	533.26
鷺宮	鷺宮3-40	820.57
大和	大和町4-14	1,046.52
西中	白鷺3-15	1,053.20
若宮	若宮3-54	1,349.63
かみさぎ	上鷺宮3-9	601.02
野方	新井2-48	938.00

区立公園(160か所)

		(㎡)
杉山	本町6-15	1,294.91
新井薬師	新井5-4 " 4-15	10,043.63
江古田	松が丘2-35 " 2-29	8,129.70
江原	江原町1-15	6,806.77
沼袋	沼袋1-19	1,947.04
城山	中野1-44	3,298.60
中野上高	上高田5-7	19,400.67
柴町	弥生町4-20	2,912.45
若宮	若宮3-21	751.98
大和	大和町2-8	3,210.14
平和	新井3-37	54,658.99
上鷺宮	上鷺宮4-8	1,020.74
朝日	本町2-32	700.03
紅葉	中野2-5	5,488.50
武蔵	中央4-7	702.81
北野	上鷺宮5-26	1,061.05
塔の山	上鷺宮5-8	2,181.36
沼袋	中央2-7	1,351.12
上啓	西沼袋3-14	3,311.58
西大	東中野2-6	1,002.15
川井	大和町1-21	1,239.13
新弥八	大和町4-50	1,000.00
哲学	東中野1-22	890.05
上鷺	新井2-31	1,179.87
文み	弥生町5-4	1,331.53
みか	成上鷺宮5-19	3,868.32
本谷	松が丘1-34 新宿区西落合2-20	52,494.08
戸中央	上鷺宮2-18	2,291.87
中本	中野6-10	1,024.53
多八	南台5-15	1,044.66
八す	若宮3-5	564.11
中	本町6-30	569.00
南	中野1-31	3,438.55
東	中央5-27	2,695.20
野	本町1-23	996.88
百	南台3-26	477.92
前	南台4-41	164.00
野	し東中野4-25	332.77
西	中央5-42	2,011.15
氷	南台5-27	884.75
本	山野方4-41	1,606.04
天	野方4-36	450.14
橋	沼袋2-28	854.64
千	南台2-48	518.33
西	野方2-14	418.42
大	大和町3-42	286.18
花	東中野1-11	849.92
	中央2-46	538.59
	中野5-8	639.48
	中央5-41	416.07
	本町5-31	435.75
	本町6-39	272.49
	大和町1-54	402.60
	弥生町2-7	391.66
	新井3-24	452.51
	鷺宮6-31	429.48
	鷺宮5-11	539.51
	大和町4-51	1,016.90
	南台4-14	987.96

青なこけ桃高みわさかここみそあたすくれ若みいゆみば野もお昭み本野江打宮丸上桜南丸丸上文鷺松み圃早弥新大上上南上鷺東沼双こ天妙	つぶや よ か く え ぐ う た ろ じ ん み る ん の ど ち り ず ん ひ み た つ 一 二 山 鷺 園 が ず 桃 稲 田 通 二 井 和 二 丁 三 丁 三 丁 四 ま ど 神 正 寺	桐めしき園根しけらでまざけ木いぼれみげ芽りう木うだし木き三わ四目越前山台山台太塚西西六鷺が丘き園り目東北目南台三丁目上高田三丁目南郷の鷺り小川	本町3-29 中央5-6 上高田2-32 東中野5-13 中野2-21 東中野2-34 鷺宮3-19 鷺宮1-5 中野6-2 中央2-35 江原町3-17 野方6-44 鷺宮3-31 白鷺2-38 野方2-61 中野5-5 野方5-28 弥生町5-8 本町1-5 東中野3-11 中央4-50 中央1-20 江古田1-3 弥生町3-34 野方1-12 野方1-38 東中野5-23 中野5-41 若宮1-42 本町4-6 野方1-32 江古田2-21 中野5-26 中央2-39 丸山2-23 上高田4-17 東中野3-22 南台5-7 弥生町6-2 沼袋2-40 上鷺宮5-17 中野6-23 鷺宮6-24 松が丘1-2 中央2-54 中野3-20,21 野方1-35 弥生町2-19 新井1-19 大和町2-45 上高田2-8 中央4-36 南台3-41 上高田3-10 若宮2-48 本町2-14 沼袋4-35 若宮3-58 野方1-57 中野5-19 松が丘1-33 新宿区西落合2-20	184.25 330.73 282.48 635.51 251.11 1,465.82 200.06 440.05 564.16 510.86 360.83 338.06 244.38 904.28 498.64 948.99 727.63 194.53 918.94 289.18 798.32 484.21 339.84 2,272.73 850.88 724.27 223.76 380.20 391.41 542.11 269.16 572.43 710.00 773.81 1,481.31 2,883.77 2,947.69 2,757.16 3,714.53 1,313.57 2,717.93 194.16 367.51 1,026.49 414.63 725.29 1,243.52 1,032.00 389.39 612.84 1,294.24 3,036.80 461.50 956.13 381.35 382.13 715.73 568.44 500.00 574.50 446.44 17,314.83	江古田の森 上高田北原 籠宮運動広場 西町花の 白鷺 小なみの広 かしの木 さんか 仲和鹿鳴 子一こな みす 弥生こぶし 江原屋敷森緑地 江古四しいの木 ひまわり なかの坂 風の子ひろば 片山小さな緑地 草の 江古一御嶽 白鷺ネムノキ わかさぎ やまぶき 神田川はなひろば 上鷺いこい 本多山 そらまめ 若宮オリーブ 白鷺ふれあい 沼栄橋 とちの木 かみさぎ北 桃園川緑道 中野四季の森公園 圃町ひろば	江古田3-14 上高田5-29 丸山2-2 白鷺3-1 本町4-37 白鷺2-8 中央1-24 南台2-33 若宮3-52 沼袋3-24 中央3-17 大和町3-27 中野3-16 上高田1-43 大和町3-25 弥生町1-40 江原町3-32 江古田4-14 中央2-52 本町1-15 上鷺宮4-13,14 松が丘2-19 新井2-44 江古田1-34 白鷺1-7 若宮2-56 中野1-31 本町1-2 上鷺宮4-12 江古田3-8 中野6-6 若宮3-57 白鷺2-10 野方5-1 上鷺宮2-22 上鷺宮4-6 中野3~中央1 中野4-13 中野4-21	58,911.19 960.99 338.35 4,920.36 324.70 377.80 713.24 295.78 1,410.69 332.11 541.41 434.73 122.00 478.74 203.38 416.45 991.57 189.09 287.83 175.00 2,904.48 164.44 235.56 314.41 700.70 759.52 102.44 391.70 511.82 1,263.04 137.41 995.25 1,329.21 773.36 195.80 133.65 15,218.74 15,000.17 1,001.19
			ポケットパーク (17か所)	(㎡)			
			マロニエひろば あいお あやめ なかのはし えごたばし なかしん広場 三角広場 上鷺宮緑地 新山通防災広場 多田防災広場 鍋横防災広場 上町防災広場 宮桃防災広場 新井東防災広場 大和町三丁目防災広場 若宮防災広場 白鷺二丁目防災広場	南台3-26 本町1-1 弥生町1-1 弥生町1-26 松が丘2-18 本町3-2 鷺宮6-5 上鷺宮3-8 南台2-8 南台3-19 中央4-8 中央4-35 中野3-29 新井1-34 大和町3-16 若宮3-42 白鷺2-6	188.42 63.18 62.43 251.95 190.25 210.0 133.91 142.18 172.19 200.26 309.34 257.38 198.32 252.04 282.48 295.12 373.34		
			高齢者農園 (3か所)	(㎡)			
			かみさぎ農園 やよい農園 かみさぎ農園分園	上鷺宮5-30 弥生町4-30 上鷺宮1-16	838 1,037 433		
			親子農園 (1か所)	(㎡)			
			しらさぎ親子農園	白鷺2-14	2,385		

運動施設 (7か所)

中野体育館	中野4-11-14	3389-3151
鷺宮体育館	白鷺3-1-13	3337-1771
上高田運動施設 (野球場・庭球場)	上高田5-6-1	3385-8900
哲学堂運動施設 (野球場・庭球場・弓道場)	松が丘1-34-28	3951-2515
鷺宮運動広場	白鷺3-1	3337-1771 (鷺宮体育館)
妙正寺川公園運動広場	松が丘1-33	3951-2515 (哲学堂運動施設)
平和の森公園 少年のスポーツ広場	新井3-37-6	3385-4150

保健・福祉関係施設

認可保育園 (23園 (私立園を除く))	※は指定管理者園 ★は運営委託園		
南台	南台3-35-2	3384-0906	
中野	弥生町2-6-3	3373-4894	
弥生	弥生町5-4-8	3381-0213	
弥生分園	★ 弥生町5-5-2	3383-8601	
本町の台	本町3-29-17	3373-8700	
鍋横	※ 本町4-14-13	3383-6770	
仲橋	本町5-47-13	3384-4565	
宮	中央2-52-15	3363-9449	
もみじや	※ 中央4-18-19	3383-1896	
打昭あ	※ 中野1-21-6	3368-0015	
沼松が	中野1-59-5	3365-0602	
江丸野	※ 中野5-26-12	3387-5117	
大和	中野6-2-11	3362-1506	
大白	上高田1-45-8	3387-3286	
西鷺宮	沼袋1-34-14	3386-7082	
	松が丘2-32-3	3951-6241	
	江原町1-10-16	3953-5528	
	丸山2-27-16	3337-7106	
	野方1-35-8	3387-6379	
	大和町1-37-4	3330-9893	
	大和町4-42-4	3337-7180	
	白鷺3-3-24	3330-2437	
	※ 鷺宮5-22-14	3990-7440	

中野区保育室 (1か所・運営委託)

中野2丁目保育室	中野2-17-6	6382-6227
----------	----------	-----------

児童館 (20館)

みなみ児童館	南台5-15-3	3382-7399
弥生児童館	弥生町1-14-6	3372-0841
南中野児童館	弥生町4-36-15	3382-1687
朝日が丘児童館	本町2-32-14	3373-0380
宮の台児童館	本町4-8-16	3384-4449
U18プラザ中央	中央3-41-12	5385-0720
城山ふれあいの家	中野1-20-4	3363-0388
文園児童館	中野6-10-6	3367-8106
U18プラザ上高田	上高田1-17-5	3386-1301
上高田児童館	上高田5-30-15	3388-6148
野方児童館	新井2-48-10	3387-8836
新井薬師児童館	新井5-4-17	3389-5438
みずの塔ふれあいの家	江古田1-9-24	3954-6755
北原児童館	野方6-35-13	3337-9632
大和児童館	大和町2-8-12	3330-3261
大和西児童館	大和町4-14-9	3330-5399
若宮児童館	若宮3-54-7	3330-7899
西中野児童館	白鷺3-15-5	3339-9826
鷺宮児童館	鷺宮3-40-13	3337-8430
かみさぎ児童館	上鷺宮3-9-19	3998-0074

キッズ・プラザ (8か所)

キッズ・プラザ新山	南台4-4-1	3384-2295
キッズ・プラザ塔山	中央1-49-1	3363-3578
キッズ・プラザ桃花	中央5-43-1	3383-5731
キッズ・プラザ白桜	上高田1-2-28	5380-2710
キッズ・プラザ江古田	江古田2-13-28	3385-7955
キッズ・プラザ緑野	丸山1-17-1	5345-7470
キッズ・プラザ武蔵台	上鷺宮5-1-1	3970-0440
キッズ・プラザ谷戸	中野1-26-1	3361-3772

学童クラブ (26か所)

※は運営委託クラブ

新多向	山田台	南台4-4-1	3384-2295
		南台5-15-3	3382-7399
		※ 弥生町1-14-6	3372-0841
中野神	明	※ 弥生町4-36-15	3382-1687
桃野	園郷	※ 本町2-32-14	3373-0380
中野本	郷	※ 本町4-8-16	3384-4449
塔山	山	中央1-49-1	3363-3578
桃谷	花	中央5-43-1	3383-5731
白桜	戸	※ 中野1-26-1	3361-3772
上高田	第	※ 中野6-10-6	3367-8106
平和の森	井	上高田1-2-28	5380-2710
新井(分室)	原	※ 上高田5-30-15	3388-6148
江古田	野	※ 新井2-48-10	3387-8836
緑北啓	明	※ 新井4-19-1	3388-6146
大和	和	※ 新井5-4-17	3389-5438
若宮	宮	※ 江古田1-9-24	3954-6755
西鷺宮	野	江古田2-13-28	3385-7955
かみさぎ	原	丸山1-17-1	5345-7470
武蔵	明	※ 野方6-35-13	3337-9632
	和	※ 大和町2-8-12	3330-3261
	宮	※ 大和町4-14-9	3330-5399
	野	※ 若宮3-54-7	3330-7899
	白鷺	※ 白鷺3-15-5	3339-9826
	※ 鷺宮	※ 鷺宮3-40-13	3337-8430
	※ 上鷺宮	※ 上鷺宮3-9-19	3998-0074
	上鷺宮	上鷺宮5-1-1	3970-0440

高齢者会館 (17か所)

しんやまの家	南台4-25-1	3229-8175
南部高齢者会館	南台5-27-24	3381-4261
本一高齢者会館	本町1-7-6	3373-2958
宮園高齢者会館	中央2-18-21	3365-0318
昭和高齢者会館	東中野3-19-18	3367-0813
東中野いこいの家	東中野4-9-22-201	3364-5938
城山ふれあいの家	中野1-20-4	3363-0388
上高田高齢者会館	上高田2-8-11	3385-3307
上高田東高齢者会館	上高田4-17-3	3228-7220
みずの塔ふれあいの家	江古田1-9-24	3954-6755
沼袋高齢者会館	沼袋1-34-14	3387-7381
野方高齢者会館	野方2-29-12	3388-9586
東山高齢者会館	野方4-41-7	3228-5280
若宮高齢者会館	大和町4-51-11	3338-2222
若宮いこいの家	若宮1-49-1	3310-9819
白鷺高齢者会館	白鷺2-8-5	3223-8938
鷺六高齢者会館	鷺宮6-25-8	3926-3656

保健所

中野区保健所	中野2-17-4	3382-6661
--------	----------	-----------

すこやか福祉センター

南部すこやか福祉センター	弥生町2-41-2	3380-5551
中部すこやか福祉センター	中央3-19-1	3367-7788
北部すこやか福祉センター	江古田4-31-10	3389-4321
鷺宮すこやか福祉センター	鷺宮3-18-15	3336-7111

地域包括支援センター

南中野地域包括支援センター	弥生町3-33-8	5358-8601
本町地域包括支援センター	本町5-10-4	5385-3733
東中野地域包括支援センター	東中野1-5-1	3366-3318
中野地域包括支援センター	中央3-19-1	3367-7802
中野北地域包括支援センター	松が丘1-32-10	5380-6005
江古田地域包括支援センター	江古田4-31-10	3387-5550
鷺宮地域包括支援センター	若宮3-58-10	3310-2553
上鷺宮地域包括支援センター	上鷺宮3-17-4	3577-8123

障害者相談支援事業所

中部すこやか障害者相談支援事業所	中央3-19-1	3367-7810
北部すこやか障害者相談支援事業所	江古田4-31-10	5942-5800

歯科診療所

スマイル歯科診療所	中野5-68-7	5380-0334
-----------	----------	-----------

福祉施設

障害者福祉会館	沼袋2-40-18	3389-2171
かみさぎこぶし園	上鷺宮1-21-30	5241-8121
療育センターアポロ園	江古田4-43-25	3389-3700
やよいの園	弥生町3-33-8	3370-9841
松が丘シニアプラザ	松が丘1-32-10	5380-5761
堀江高齢者福祉センター	中野2-23-8	3382-1327
鷺宮高齢者福祉センター	若宮3-58-10	3310-1171
弥生福祉作業所	弥生町4-36-15	3384-2939
中野福祉作業所	野方1-35-8	3389-0421
仲町就労支援事務所	中央3-19-1	3360-1571
やまと荘(知的障害者生活寮)	大和町3-18	3336-6323
やよい荘(知的障害者生活寮)	弥生町2-5	5351-3970
中野区福祉サービス事業団	白鷺2-51-5	3336-6511
社会福祉協議会	中野5-68-7 (スマイルなかの4階)	5380-0751
障害者社会活動センター	スマイルなかの5階	5380-0891
精神障害者地域生活支援センター	スマイルなかの6階	3387-1326
障害者地域自立生活支援センター	スマイルなかの5階	3389-2375
中野区シルバー人材センター	中央2-22-10-101	3366-7971
中野区障害者福祉事業団	新井2-8-13	3388-2941

関係官公署等

中野警察署	中央2-47-2	3366-0110
野方警察署	中野4-12-1	3386-0110
中野消防署	中央3-25-3	3366-0119
野方消防署	丸山2-21-1	3330-0119
中野税務署	中野4-9-15	3387-8111
中野都税事務所	中野4-6-15	3386-1111
東京都第三建設事務所	中野4-8-1	3387-5132
新宿労働基準監督署	新宿区西新宿7-5-25 西新宿木村屋ビル4F	3361-3949
東京法務局中野出張所	野方1-34-1	3389-3379
水道局お客さまセンター		5326-1100
下水道局西部第一下水道事務所		5343-6200
中野年金事務所	中野2-4-25	3380-6111
東京都労働相談情報センター	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター9階	5211-2200
新宿公共職業安定所(ハローワーク新宿)	新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワービル23F	5325-9593
杉並児童相談所	杉並区南荻窪4-23-6	5370-6001
N T T 東日本	局番なしの116(携帯電話は0120-116-000)	
東京ガス(株)お客様センター	0570-002211(携帯電話は5722-3111)	
東京電力(株)東京カスタマーセンター		0120-995-005
J R 中野駅	中野5-31-1	050-2016-1600
J R 東中野駅	東中野4-1-12	050-2016-1600
東京都交通局小滝橋自動車営業所	東中野5-30-2	3362-7743

関東バス(株)丸山営業所	江古田1-40-2	3386-2161
京王バス東(株)中野営業所	弥生町2-51-9	3382-1511

歴代区長

代	区長名	就任期間		年月
		年月日	年月日	
1	杉 梶 三	昭和7.10.1	~ 8.11.2	1. 2
2	野 中 富三郎	8.11.2	~ 11.10.10	3
3	加 藤 守 道	11.10.10	~ 12.12.18	1. 3
4	福 島 正 守	12.12.18	~ 13.12.24	1. 1
5	斎 藤 助 昇	13.12.24	~ 17.9.3	3. 9
6	沖 塩 正 夫	17.9.3	~ 18.7.1	1
7	富 田 繁	18.7.1	~ 19.6.	1
8	山 口 喬 蔵	19.6.	~ 20.10.	1. 4
9	皆 川 五 郎	20.10.24	~ 22.3.15	1. 5
10	皆 川 五 郎	22.4.5	~ 26.4.4	4
11	皆 川 五 郎	26.4.23	~ 30.1.27	3. 9
12	皆 川 五 郎	30.1.29	~ 34.1.28	4
13	皆 川 五 郎	34.1.31	~ 38.1.30	4
14	上 山 輝 一	38.3.22	~ 42.3.21	4
15	上 山 輝 一	42.3.28	~ 46.3.27	4
16	大 内 正 二	46.10.8	~ 50.4.26	3. 6
17	大 内 正 二	50.4.27	~ 54.4.26	4
18	青 山 良 道	54.4.27	~ 58.4.26	4
19	青 山 良 道	58.4.27	~ 61.4.23	3
20	神 山 好 市	61.6.15	~ 平成2.6.14	4
21	神 山 好 市	平成2.6.15	~ 6.6.14	4
22	神 山 好 市	6.6.15	~ 10.6.14	4
23	神 山 好 市	10.6.15	~ 14.6.14	4
24	田 中 大 輔	14.6.15	~ 18.6.14	4
25	田 中 大 輔	18.6.15	~ 22.6.14	4
26	田 中 大 輔	22.6.15	~	4

中野区勢概要

平成25年度版（2013年度版）

■発行——平成26年（2014年）3月
25中政広第487号

■編集・発行—中野区政策室広報担当
〒164-8501
東京都中野区中野4-8-1
TEL (03) 3228-8804（直通）

■印刷所——(有)新和印刷
〒164-0013
東京都中野区弥生町5-1-15
TEL (03) 3382-4480

中野区ホームページ <http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/>
